

目 次
第1号（3月3日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	7
欠席議員	7
事務局職員出席者	7
説明のため出席した者の職氏名	8
開 会	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
諸般の報告	10
町長提出諮問第1号	10
町長提出第2号議案	11
町長提出第3号議案	13
町長提出第4号議案	14
町長提出第5号議案	14
町長提出第6号議案	14
町長提出第7号議案	14
町長提出第8号議案	14
町長提出第9号議案	14
町長提出第10号議案	14
町長提出第11号議案	14
町長提出第12号議案	14
町長提出第13号議案	14
町長提出第14号議案	15
町長提出第15号議案	15
町長提出第16号議案	15
町長提出第17号議案	15
町長提出第18号議案	15
町長提出第19号議案	15
町長提出第20号議案	15
町長提出第21号議案	15
町長提出第22号議案	15

町長提出第23号議案	29
町長提出第24号議案	29
町長提出第25号議案	29
町長提出第26号議案	30
町長提出第27号議案	30
町長提出第28号議案	30
町長提出第29号議案	30
町長提出第30号議案	30
町長提出第31号議案	30
町長施政方針	48
町長提出第32号議案	83
町長提出第33号議案	83
町長提出第34号議案	83
町長提出第35号議案	83
町長提出第36号議案	83
町長提出第37号議案	83
町長提出第38号議案	83
町長提出第39号議案	83
町長提出第40号議案	83
町長提出第41号議案	83
町長提出第42号議案	83
町長提出第43号議案	83
散会	88
署名	89

第2号（3月7日）

議事日程	91
本日の会議に付した事件	93
出席議員	95
欠席議員	95
事務局職員出席者	95
説明のため出席した者の職氏名	95
開議	96
会議録署名議員の指名	96
町長提出第3号議案	96
町長提出第4号議案	99

町長提出第 5 号議案	1 0 1
町長提出第 6 号議案	1 0 3
町長提出第 7 号議案	1 0 4
町長提出第 8 号議案	1 0 5
町長提出第 9 号議案	1 0 6
町長提出第 10 号議案	1 0 8
町長提出第 11 号議案	1 0 9
町長提出第 12 号議案	1 1 0
町長提出第 13 号議案	1 1 1
町長提出第 14 号議案	1 1 2
町長提出第 15 号議案	1 1 3
町長提出第 16 号議案	1 1 4
町長提出第 17 号議案	1 1 5
町長提出第 18 号議案	1 1 8
町長提出第 19 号議案	1 2 2
町長提出第 20 号議案	1 2 3
町長提出第 21 号議案	1 2 4
町長提出第 22 号議案	1 2 5
町長提出第 23 号議案	1 2 7
町長提出第 24 号議案	1 3 8
町長提出第 25 号議案	1 3 9
町長提出第 26 号議案	1 4 0
町長提出第 27 号議案	1 4 0
町長提出第 28 号議案	1 4 2
町長提出第 29 号議案	1 4 3
町長提出第 30 号議案	1 4 4
町長提出第 31 号議案	1 4 5
発委第 1 号	1 4 6
散 会	1 4 7
署 名	1 4 8

第 3 号 (3月 16 日)

議事日程	1 4 9
本日の会議に付した事件	1 4 9
出席議員	1 4 9
欠席議員	1 4 9

事務局職員出席者	149
説明のため出席した者の職氏名	150
開 議	150
会議録署名議員の指名	151
一般質問	151
7番 御手洗 剛君	151
5番 横山 元志君	167
11番 川田 剛君	185
10番 寺戸 昌子君	202
1番 道信 俊昭君	221
散 会	238
署 名	239

第4号（3月17日）

議事日程	241
本日の会議に付した事件	241
出席議員	241
欠席議員	241
事務局職員出席者	241
説明のため出席した者の職氏名	242
開 議	242
会議録署名議員の指名	242
一般質問	242
4番 米澤 宕文君	242
2番 大江 梨君	249
9番 田中海太郎君	267
散 会	288
署 名	289

第5号（3月24日）

議事日程	291
本日の会議に付した事件	292
出席議員	294
欠席議員	294
事務局職員出席者	294
説明のため出席した者の職氏名	295

開 議	295
会議録署名議員の指名	295
町長提出第44号議案	295
町長提出第45号議案	295
町長提出第46号議案	296
町長提出第47号議案	296
町長提出第48号議案	296
町長提出第49号議案	313
町長提出第50号議案	317
町長提出第51号議案	317
町長提出第52号議案	317
町長提出第53号議案	317
町長提出第54号議案	317
町長提出第55号議案	317
町長提出第32号議案	342
町長提出第33号議案	342
町長提出第34号議案	342
町長提出第35号議案	342
町長提出第36号議案	342
町長提出第37号議案	342
町長提出第38号議案	342
町長提出第39号議案	342
町長提出第40号議案	342
町長提出第41号議案	342
町長提出第42号議案	343
町長提出第43号議案	343
議会活性化特別委員会中間報告について	357
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	359
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	364
議員派遣の件	368
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	368
閉 会	369
署 名	370

令和5年第2回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月16日

津和野町長 下森 博之

1 期 日 令和5年3月3日

2 場 所 津和野町役場本庁舎議場

○開会日に応招した議員

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 岩文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君
草田 吉丸君	

○3月7日に応招した議員

○3月16日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○3月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第2回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 錄（第1日）

令和5年3月3日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和5年3月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて
- 日程第5 町長提出第2号議案 津和野町監査委員の選任について
- 日程第6 町長提出第3号議案 令和3年災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 町長提出第4号議案 津和野町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第8 町長提出第5号議案 津和野町個人情報保護運営審議会条例の制定について
- 日程第9 町長提出第6号議案 津和野町情報公開不服審査会条例の制定について
- 日程第10 町長提出第7号議案 津和野町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 町長提出第8号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第9号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第13 町長提出第10号議案 津和野町放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第11号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第12号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第13号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 町長提出第14号議案 津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 町長提出第15号議案 津和野町行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第19 町長提出第16号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 町長提出第17号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第21 町長提出第18号議案 町道山入喜時雨線の路線認定について
- 日程第22 町長提出第19号議案 町道青原住宅線の路線廃止について

- 日程第 23 町長提出第 20 号議案 町道青原駅線の路線認定について
- 日程第 24 町長提出第 21 号議案 津和野町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 25 町長提出第 22 号議案 津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 26 町長提出第 23 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 27 町長提出第 24 号議案 令和 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 28 町長提出第 25 号議案 令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 29 町長提出第 26 号議案 令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 町長提出第 27 号議案 令和 4 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 町長提出第 28 号議案 令和 4 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 町長提出第 29 号議案 令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 町長提出第 30 号議案 令和 4 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 町長提出第 31 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 35 町長施政方針
- 日程第 36 町長提出第 32 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 37 町長提出第 33 号議案 令和 5 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 38 町長提出第 34 号議案 令和 5 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 39 町長提出第 35 号議案 令和 5 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 40 町長提出第 36 号議案 令和 5 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 41 町長提出第 37 号議案 令和 5 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 42 町長提出第 38 号議案 令和 5 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 43 町長提出第 39 号議案 令和 5 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 44 町長提出第 40 号議案 令和 5 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 45 町長提出第 41 号議案 令和 5 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 46 町長提出第 42 号議案 令和 5 年度津和野町病院事業会計予算

日程第47 町長提出第43号議案 令和5年度津和野町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第5 町長提出第2号議案 津和野町監査委員の選任について
- 日程第6 町長提出第3号議案 令和3年災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 町長提出第4号議案 津和野町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第8 町長提出第5号議案 津和野町個人情報保護運営審議会条例の制定について
- 日程第9 町長提出第6号議案 津和野町情報公開不服審査会条例の制定について
- 日程第10 町長提出第7号議案 津和野町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 町長提出第8号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第9号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第13 町長提出第10号議案 津和野町放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第11号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第12号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第13号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 町長提出第14号議案 津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 町長提出第15号議案 津和野町行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第19 町長提出第16号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 町長提出第17号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

- 日程第 21 町長提出第 18 号議案 町道山入喜時雨線の路線認定について
日程第 22 町長提出第 19 号議案 町道青原住宅線の路線廃止について
日程第 23 町長提出第 20 号議案 町道青原駅線の路線認定について
日程第 24 町長提出第 21 号議案 津和野町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 25 町長提出第 22 号議案 津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 26 町長提出第 23 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 27 町長提出第 24 号議案 令和 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 28 町長提出第 25 号議案 令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 29 町長提出第 26 号議案 令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 30 町長提出第 27 号議案 令和 4 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 31 町長提出第 28 号議案 令和 4 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 32 町長提出第 29 号議案 令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 33 町長提出第 30 号議案 令和 4 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 34 町長提出第 31 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 35 町長施政方針
日程第 36 町長提出第 32 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 37 町長提出第 33 号議案 令和 5 年度津和野町一般会計予算
日程第 38 町長提出第 34 号議案 令和 5 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
日程第 39 町長提出第 35 号議案 令和 5 年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第 40 町長提出第 36 号議案 令和 5 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 41 町長提出第 37 号議案 令和 5 年度津和野町下水道事業特別会計予算
日程第 42 町長提出第 38 号議案 令和 5 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 43 町長提出第 39 号議案 令和 5 年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第 44 町長提出第 40 号議案 令和 5 年度津和野町診療所特別会計予算

日程第45 町長提出第41号議案 令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算

日程第46 町長提出第42号議案 令和5年度津和野町病院事業会計予算

日程第47 町長提出第43号議案 令和5年度津和野町水道事業会計予算

出席議員（11名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君
6番 沖田 守君	7番 御手洗 剛君
8番 三浦 英治君	9番 田中海太郎君
10番 寺戸 昌子君	11番 川田 剛君
12番 草田 吉丸君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	山下 泰三君		
つわの暮らし推進課長		宮内 秀和君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	小藤 信行君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	山本 博之君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。

梅の花も咲き始めまして、春の訪れを感じる季節となりましたが、そうは言いましても昨日は少し雪が降りました。「春は名のみの風の寒さや」。『早春賦』の歌が思い出される今日この頃であります。

令和5年度を迎えるに当たり、コロナウイルス感染症の終息とロシアのウクライナへの軍事侵攻が早期停戦に向かうことを願いたいと思います。

さて、3月議会が招集されたわけであります。新年度における町長の施政方針が示され、新規事業やそれに伴う予算など、重要項目の提案が行われるわけでありますが、十分な議論がなされることを願うものであります。

本日は、開会に先立ちまして、先般、2月21日に行われました県の議長会において自治功労者の表彰が行われました。このことについて報告させていただきます。

本町につきましては、全国町村議会議長会長表彰として、沖田守議員が議長表彰在職7年以上で表彰を受けられました。川田剛議員、道信俊昭議員、三浦英治議員が議員表彰在職12年以上ということで表彰を受けられました。代わりまして、本日、皆様に御紹介を申し上げ、お祝いを申し上げる次第であります。

本日、令和5年第2回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそらくでお出かけいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第2回定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君）　日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、大江梨議員、5番、横山元志議員を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長より報告を求めます。8番、三浦英治委員長。

○議会運営委員会委員長（三浦 英治君）　議会運営委員会を令和5年2月27日に開催し、今定例会の議会運営について協議しました。

今定例会の会期は、本日3月3日から3月24日までの22日間としたいと思います。休会中については、議長を除く全議員において予算審査特別委員会を開催し、令和5年新年度予算審議を行う予定としております。

会期中の日程についてはお手元にお配りしている日程表にて御確認ください。

以上、協議した結果を報告いたします。

○議長（草田 吉丸君）　ありがとうございました。

日程第2. 会期の決定

○議長（草田 吉丸君）　日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から3月24日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの22日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（草田　吉丸君）　日程第3、諸般の報告をします。

12月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

2月2日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しましたので報告します。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会報告に関する書類のほか、令和4年12月以降の例月出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、必要な向きは御覧ください。

日程第4. 諒問第1号

○議長（草田　吉丸君）　日程第4、諒問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例議会の招集をお願いしましたところ、おそらく御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、人事案件1件、諒問案件1件、契約案件1件、条例案件14件、規約変更案件1件、計画案件2件、町道認定案件3件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件9件、一般会計外令和5年度各会計予算11件の合計43案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

諒問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、次の方を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、津和野町瀧元262番地、氏名、中野千秋、生年月日、昭和37年4月16日、60歳でございます。

任期につきましては令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3か年でございます。

このたび、1期目として法務大臣に推薦するものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで意見の取りまとめを行うため、全員協議会を開催することとします。

執行部の皆さんは御退席をお願いします。

それでは、後ろの時計で20分まで休憩とします。

午前9時10分休憩

.....

午前9時15分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

諮問第1号についてお諮りします。本件に対する議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては適任とすることに決定しました。

日程第5．議案第2号

○議長（草田　吉丸君）　日程第5、議案第2号津和野町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除席の対象となりますので、2番、大江梨議員の退席を求めます。

[大江　梨君　退席]

○議長（草田　吉丸君）　ただいまの出席議員は9名であります。

それでは、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第2号津和野町監査委員の選任についてでございますが、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

監査委員としてお願いしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町田二穂111番地1、氏名、大江梨、生年月日、昭和59年7月2日、38歳でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。この採決は押しボタン式による無記名投票をもつて行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（草田　吉丸君）　ただいまの出席議員は議長を除き9名であります。

ただいまから押しボタン式による無記名投票を行います。

なお、押しボタン式による投票において所定の時間内にボタンを押されなかった場合は申合せ事項により棄権とみなすこととなっております。

それでは、本案件に賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認め、これ以降の投票を禁じます。

投票を締め切り、集計を始めます。

[集計]

○議長（草田　吉丸君）　投票の結果を報告します。

投票総数9票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成9票、以上のとおり、全員賛成であります。よって、本案件の任命については同意されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

[大江　梨君　着席]

日程第6．議案第3号

○議長（草田　吉丸君）　日程第6、議案第3号令和3年災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第3号でございますが、令和3年災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） それでは、議案第3号令和3年災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

契約の目的は令和3年災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事でございます。

契約の方法は随意契約、契約の工期は、変更前完成期日、令和5年3月31日、変更後完成期日、令和6年3月22日です。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1、氏名、株式会社日成建設代表取締役、坂崎和義。

裏面に資料といたしまして工事請負変更仮契約書の写しを添付しておりますので、御確認ください。

続いて、当初契約及び変更の概要について御説明いたします。

参考資料の1を御覧ください。

この請負契約は、令和4年5月31日に仮契約を締結し、6月15日に議会の議決を経て本契約とさせていただいているものであります。

今回の変更の内容につきましては工事完成期日を令和5年3月31日から令和6年3月22日とする工期の延長でございます。

変更理由は、当初計画に基づき、のり面の掘削を実施しておりましたが、岩盤部の風化や土質の状態が悪いこと、そして湧水の影響等があり、のり面の小崩壊が発生し、当初計画では斜面の安定を図ることが困難であることからこの再調査と復旧工法の再検討に不測の日数を要することにより工期延長をさせていただくものであります。

なお、本件は津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において規定されております予定価格5,000万円以上の工事に該当する案件であることから議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第4号

日程第8. 議案第5号

日程第9. 議案第6号

日程第10. 議案第7号

日程第11. 議案第8号

日程第12. 議案第9号

日程第13. 議案第10号

日程第14. 議案第11号

日程第15. 議案第12号

日程第16. 議案第13号

日程第17. 議案第14号

日程第18．議案第15号

日程第19．議案第16号

日程第20．議案第17号

日程第21．議案第18号

日程第22．議案第19号

日程第23．議案第20号

日程第24．議案第21号

日程第25．議案第22号

○議長（草田 吉丸君）　日程第7、議案第4号津和野町個人情報保護法施行条例の制定についてより、日程第25、議案第22号津和野町過疎地域持続的発展計画の変更についてまで、以上19案件につきましては会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

○議長（草田 吉丸君）　町長。

○町長（下森 博之君）　それでは、議案第4号でございますが、津和野町個人情報保護法施行条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第5号でございますが、津和野町個人情報保護運営審議会条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第6号でございますが、津和野町情報公開不服審査会条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第7号でございますが、津和野町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第8号でございますが、津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第9号でございますが、益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第10号でございますが、津和野町放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第11号でございますが、津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第12号でございますが、津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第13号でございますが、津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第14号でございますが、津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第15号でございますが、津和野町行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第16号でございますが、津和野町国民健康保険条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第17号でございますが、津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第18号でございますが、町道山入喜時雨線の路線認定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第19号でございますが、町道青原住宅線の路線廃止について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第20号でございますが、町道青原駅線の路線認定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第21号でございますが、津和野町企業版ふるさと納税基金条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第22号でございますが、津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第4号津和野町個人情報保護法施行条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律の改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によりこれまで国の行政機関や地方公共団体等でそれぞれ分かれていた規律が令和5年4月1日より新法に一元化され、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の機関であります個人情報保護委員会に一元化されることになるものでございます。

これにより、これまで個人情報保護条例で定めていた事項の多くは新法で規律されるため、現行の個人情報保護条例を廃止し、規定を整理の上、新たに個人情報保護施行条例として制定するものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。

第3条では、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき、関係部署は（1）から（6）の内容について届け出なければならないことが規定されています。

第4条では個人情報保護事務登録簿の作成と閲覧について定められております。

第7条では、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要な場合は、津和野町個人情報保護運営審議会に諮問することができる旨、定められております。

附則としまして、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行し、併せて津和野町個人情報保護条例は廃止となるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第5号津和野町個人情報保護運営審議会条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例制定については、このたび廃止となります現行の個人情報保護条例に定められてあります個人情報保護審議会の事項につきまして新たに津和野町個人情報保護運営審議会条例として制定するものでございます。

先ほど御説明いたしました個人情報保護法施行条例第7条の規定による諮問に応じた運営審議会で調査・審議されることになります。

附則としまして、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号津和野町情報公開不服審査会条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、このたび廃止となります現行の個人情報保護条例に定められてあります審査請求の処理の事項につきまして新たに津和野町情報公開不服審査会条例として制定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目の附則第2項におきましては、併せて現行の津和野町情報公開条例で定めています不服審査の設置、委員、調査権限等につきましても一部改正し、この条例に組み込むことで条例の一元化を図っております。

戻っていただき、1ページの第2条では委員の人数を定め、第3条では調査の権限について定められております。

附則としまして、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第7号津和野町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

今回的一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染防止への対応が求められている中、テレワーク等の推進及びデジタル時代へ向けた制度の見直しの一環として、総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しの通知」が発出されたことに伴いまして、本町の例規につき押印廃止の見直しをするものでございます。

このたびの押印廃止に伴います改正により、六つの町条例につき関連しておりますので、それぞれ必要事項につき改正を行っております。

それでは、改正点につきまして主なものを御説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

津和野町職員の服務の宣誓に関する条例では宣誓書の押印を廃止しております。

次ページの津和野町固定資産評価審査委員会条例では「それぞれの関係業務の「署名・押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改正。

次ページの島根県林業公社事業資金貸付金条例では様式第1号から第4号までの押印をそれぞれ廃止。

新旧対照表7ページの津和野町立小中学校施設整備の利用に関する条例では学校施設整備利用許可申請書の利用責任者住所・氏名欄及び校長所見欄の認印の押印をそれぞれ廃止しております。

最後に、新旧対照表8ページより、日原体育館の設置及び管理に関する条例及び日原体育館使用料条例では、各種申請書及び許可書、決定通知書につき申請者の押印をそれぞれ廃止しています。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、消防庁長官通知であります消防団員の報酬等の基準の策定等についての発出に基づき、国の基準等を踏まえた消防団員の報酬や災害出動の報酬等の改善をするため、津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正をするものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対象表を御覧ください。アンダーラインの部分が改正内容となります。

1ページ目の中段の第12条で団員の報酬について改正しております。

併せて、改正後の第12条第3項では、団員が災害警戒訓練等の職務に従事する場合において、これまで費用弁償として支給しておりました出動手当を出動報酬として支給するよう改正しております。

団員報酬につきましては、1ページに戻っていただきまして、下の別表第1のとおり改正しております。また、出動報酬につきましては、別表第2のとおり改正をしておるところでございます。

新旧対象表1ページの左側、現行第13条中の整備につきましては、右側、改正後の第17条のとおり、消防自動車及び小型ポンプの管理の委託料として改正し、これまでの整備手当として費用弁償で支給しておりましたけれども、改正後は委託料として支給されるものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第9号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第2条の規定に基づき、同組合から協議を求められたものでございます。組合の事務所の位置を令和5年6月1日より益田市役所から益田駅前ビルに移転することに伴い、所要の変更を行うものでございます。

1枚めくつていただきまして新旧対象表を御覧ください。アンダーラインの部分が変更内容になります。

第4条では、事務所の位置を「津和野町常盤町1番1号」から益田市……。

失礼しました。事務所の位置を「益田市常盤町1番1号」から「益田市駅前町17番1号」に変更する旨を記載しております。

附則としまして、この規約は、令和5年6月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第10号津和野町放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、令和4年に児童福祉法の改正に伴い、公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により津和野町放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。具体的にはこの条例の改正は本町における放課後児童クラブに関連するものとお考えください。

1ページめくつて新旧対象表を御覧ください。

第6条の次に第6条の2として「安全計画の策定等」という見出しで1条追加しております。

内容としては、児童が長期にわたり入所または通所する施設については、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確

に位置づけられたことに伴い、本町が定める基準においても児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えるものであります。

1ページめくっていただき、第6条の3として「自動車を運行する場合の所在の確認」という見出しで1条追加しております。

内容としては、令和4年9月に静岡県において認定こども園の送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという事案が発生したことに伴い、放課後児童クラブにおいても、施設外での活動等のために自動車を運行するときは点呼等により児童の所在確認等を行うことを義務づける規定を新設するものであります。

その下、第12条の次に第12条の2として「業務継続計画の策定等」という見出しで1条追加しております。

内容としては、先ほどの第6条の2と同様に、感染症や非常災害時において業務を継続して実施し、また、再開するための業務継続計画の策定が国の定める運営基準として明確に位置づけられたことに伴い、本町が定める基準においても計画の策定に係る規定を加えるものであります。

次のページ、第13条においては、衛生管理等について、「これまで必要な措置を講ずる」とだけ記載してあったものを具体的に研修や訓練の実施について記載することとなつたものであります。

附則としまして、第1条を施行期日とし、第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2項、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項、「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するように努めなければ」、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

第2条職員に関する経過措置として、第10条第3項の規定の運用について、同項中「修了した者」とあるものは「修了した者（研修計画を定め、採用から2年以内に修了することを予定している者を含む）とする」であります。

以上であります。

続きまして、議案第11号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案も先ほどの議案と同様に、令和4年に児童福祉法の改正に伴い、公布された児童福祉施設等の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、また、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されたことにより、津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

具体的には、この条例の改正は、本町における小規模保育事業を実施している保育所に関連するものとお考えください。

1ページめくっていただき、新旧対象表を御覧ください。

第7条の次に第7条の2として「安全計画の策定等」という見出しで1条追加しております。

内容としては、児童が長期にわたり入所または通所する施設については、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置づけられたことに伴い、本町が定める基準においても児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えるものであります。

その下、第7条の3として「自動車を運行する場合の所在の確認」という見出しで1条追加しております。

内容としては、令和4年9月に静岡県において認定こども園の送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという事案が発生したことに伴い、第1項において、小規模保育事業所等においても、児童の移動のために自動車を運行するときは点呼等により児童の所在確認を行うことを義務づけること、第2項においては、児童の送迎を目的とした自動車を運行するときはブザーや見落とし防止の措置を備える規定を新設するものであります。

その下、第10条は、文言の言い換えによる改正であります。

その下、第13条は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、本条例においても削除するものであります。

次のページ、第14条においては、衛生管理等について、これまで「必要な措置を講ずる」とだけ記載してあったものを、具体的に研修や訓練の実施について記載することとなったものであります。

その下、第25条では、こども家庭庁が内閣総理大臣の直属の機関となることからの改正であります。

附則としまして、1、この条例は令和5年4月1日から施行する。

2、改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する措置（以下、ブザー等という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

以上であります。

続きまして、議案第12号津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法等の関係法令が整備され、条ずれが生じたために、津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部を改正するものであります。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第1条中、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めるものであります。

附則として、施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上です。

続きまして、議案第13号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法等の関係法令が整備され、条ずれが生じたこと、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたこと、こども家庭庁が内閣総理大臣の直属の機関となること等により、津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

1ページめくって新旧対照表を御覧ください。

第4条から第15条第1項第3号までは条ずれの修正、同条同項第4号は所管大臣の変更、第20条は条ずれの修正、第26条は民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い本条例においても削除するもの、第35条から第39条までは条ずれの修正、第44条は所管大臣の変更、第51条から52条までは条ずれの修正を行うものであります。

附則として、施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

続きまして、議案第14号津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法等の関係法令が整備され、条ずれが生じたために、津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第6条中、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改めるものであります。

附則として、施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

続きまして、議案第15号津和野町行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定についてを御説明いたします。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和5年度より、生活保護の医療扶助においてマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が導入されることとなりましたが、生活保護法に基づく保護に準じた保護を受けている外国人が医療の給付を受ける際にオンライン資格確認を受けるためには行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、各地方公共団体がマイナンバーの独自利用のための条例を定める必要があるため新たに制定するものであります。

本則を御覧ください。

第1条において趣旨、第2条において定義、第3条において町の責務を記載しております。第4条に個人番号の利用について記載していますが、併せて、裏面の別表第1を御覧ください。

個人番号を利用する事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う第2欄に掲げる事務、具体的には、町長が行う外国人に係る生活保護の実施または就労自立給付金の支給に関する事務、これらの事務を処理する場合に必要であれば、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができるというものであります。

附則として、施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

続きまして、議案第16号津和野町国民健康保険条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、本町国民健康保険条例を一部改正し、出産育児一時金等の支給を引き上げるものであります。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第5条第1項中、出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものであります。これにより、産科医療保障制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は42万円から50万円になることになります。

附則として、施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものであります。

また、経過措置として、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る津和野町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の金額についてはなお従前の例によるものであります。

以上であります。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　それでは、議案第17号について御説明いたします。津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございます。

借上賃貸住宅は、民間が賃貸住宅を建設し、これを町が借り上げて、U・I ターン者や若者等に賃貸するための住宅でございます。この住宅は、建設後に町が借上げをして、10 年間、住宅の募集、入居・退居及び家賃の徴収等を管理するものでございます。

今回の改正内容について御説明します。

現在、町が管理しております借上賃貸住宅に、新たに枕瀬地内に建設中である賃貸住宅を追加するものでございます。

別表第1を御覧ください。

住宅の名称は、ルシアンハイツA棟、ルシアンハイツB棟でございます。所在地は、津和野町枕瀬514。構造は木造鋼板平屋建での2階です。住居の間取りは2LDKで、各棟に3戸、合計6戸となります。この管理期間については令和5年4月1日から令和15年3月31日までとなっております。

別表第2を御覧ください。

月額の住宅使用料は、6万5,000円となります。

次に、裏面の参考資料の平面図を御覧ください。

上が津和野川、下が国道9号となる位置関係になります。

このルシアンハイツは、国道側がA棟、河川側がB棟となります。

また、当該住宅は犬を飼うことに特化した仕様となっております。バルコニーへのドッグランスペースの設置、玄関横の犬専用の洗い場の設置、そういったものが犬に特化した仕様に当たるものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

続きまして、議案第18号について御説明します。町道山入喜時雨線の路線認定でございます。

路線名は山入喜時雨線でございます。路線の起点は、津和野町部栄243番地1地先、終点は津和野町田二穂225番地2地先まで、延長は2,384メートル、道路幅員は5.0メートルでございます。

裏面の図面を御覧ください。

田二穂地内の平面図となっております。上が木部方面、下が津和野市街地方面となります。

今回、路線認定する区間は主要地方道津和野田万川線で、B P、E Pとそれぞれ示している区間が、今回、町道として認定する部分でございます。当該路線は、主要地方道・津和野田万川線として既に供用されている路線の一部ですが、県道改良事業に伴い、島根県と町道移管手続を進めるに当たり必要なため、町道として編入するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第19号について御説明します。町道青原住宅線の路線廃止についてでございます。

路線名は青原住宅線でございます。路線の起点は、津和野町富田イ283番地5地先、終点は津和野町富田イ292番2地先までで、延長は193.5メートル、道路幅員は4.0メートルでございます。

裏面の図面を御覧ください。

富田地内の青原駅付近の平面図となっております。上が益田市方面、下が日原方面となります。

今回、路線廃止するのは、町道青原住宅線で、B P、E Pとそれぞれ示している区間が町道としての路線廃止を行う部分でございます。当該路線は町道として供用しておりましたが、県道改良事業に伴い、町道から県道へ昇格することからその移管手続を進めるに当たり必要なため町道の路線廃止をするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第20号について御説明します。町道青原駅線の路線認定についてでございます。

路線名は青原駅線でございます。路線の起点は、津和野町富田イ278番6地先、終点は津和野町富田イ282番6地先までで、延長は47メートル、道路幅員は6.0メートルでございます。

裏面の図面を御覧ください。

富田地内の青原駅付近の平面図となっております。上が益田市方面、下が日原方面となります。

今回、路線認定する区間は一般県道青原停車場線の一部であり、B P、E Pとそれぞれ示している区間が町道として今回認定する部分となります。

なお、平面図上に青原橋と記載されておりますが、これについては、先日、島根県において橋梁の撤去工事を実施しております、現存していません。当該路線は、一般県道青原停車場線と供用されておりましたが、県道改良事業に伴い、島根県と町道移管手続を進めるに当たり必要なため町道として編入するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　それでは、議案第21号津和野町企業版ふるさと納税基金条例の制定について御説明いたします。

まず、企業版ふるさと納税の概要でございますが、地域再生法の認定地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対しまして、企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられるというものでございます。津和野町では、令和3年度に、津和野町まち・ひと・しごと創生推進計画の認定を受け、寄附の受入れを行ってまいりました。

企業版ふるさと納税で受け入れた寄附金につきましては、基本的には、寄附を受けた年度で事業費に充当することとしておりますが、内閣府への申請により基金積立を行うことが可能となっております。この基金積立に当たり企業版ふるさと納税の創設が必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第22号について御説明いたします。

津和野町過疎地域持続的発展計画の変更に当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案をめくっていただきまして、別紙の新旧対照表を御覧ください。

変更内容については、区分欄の8「医療の確保」に病院等の施設の修繕・改修等を計画的に実施するため、必要な文言等を追加するものでございます。右側が変更前、左側が変更後となりまして、左側の下線部を付しているところが追加部分となります。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで10時10分まで休憩といたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第26．議案第23号

日程第27．議案第24号

日程第28．議案第25号

日程第29．議案第26号

日程第30．議案第27号

日程第31．議案第28号

日程第32．議案第29号

日程第33．議案第30号

日程第34．議案第31号

○議長（草田　吉丸君）　日程第26、議案第23号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第9号）より、日程第34、議案第31号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）まで、以上9件につきましては会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第23号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1億8,698万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ93億6,152万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第24号でございますが、令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,102万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ13億9,872万7,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第25号でございますが、令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億6,856万6,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第26号でございますが、令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算総額それぞれ386万6,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第27号でございますが、令和4年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ80万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ1,137万4,000円とするものでございます。詳細につきましては教育次長から御説明を申し上げます。

議案第28号でございますが、令和4年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ299万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ6,884万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第29号でございますが、令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2,347万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を3億2,047万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第30号でございますが、令和4年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入を2,381万1,000円追加し、予算総額8億1,924万9,000円、収益的支出を1,098万2,000円追加し、予算総額7億9,359万1,000円にするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第31号でございますが、令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

収益的収入を429万5,000円追加し、予算総額4億206万7,000円、収益的支出を429万5,000万円追加し、予算総額3億4,727万7,000円に、資本的収入を10万円減額し、予算総額3億2,462万3,000円、資本的支出を予算総額4億984万6,000円にするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第29号を御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。

総務費の津和野町庁舎耐震改修事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い資材の調達に不測の日数を要したため、1億8,559万2,000円繰り越すものでございます。終期は5年11月末を予定しております。

土木費の登記事務・用地補償事業でございますが、降雪等により測量工程が遅れ不測の日数を要したため423万3,000円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

町道新設改良事業一ノ谷線ほか3路線でございますが、支障となる物件の移転について協議及び移設に不測の日数を要したため、2,770万円を繰り越し、ほか3路線と合わせて1億1,722万5,000円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

道路長寿命化対策事業でございますが、非出水期対応が必要となり、交通誘導員の確保に不測の日数を要したため、2,950万5,000円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

河川環境整備事業でございますが、入札不調及び現場の交通安全対策の検討等に不測の日数を要したため、1,616万4,000円を繰り越すものです。終期は5年7月末を予定しております。

定住促進住宅修繕事業でございますが、今年2月初旬にまとまった入居希望があり、住宅整備の修繕を早急に実施する必要が生じたが、年度内の完了が困難となり、1,450万円を繰り越すものです。終期は5年7月末を予定しております。

中座団地住宅建設事業でございますが、設計において新たな要件が追加され、その業務に係る協議と調整に不測の日数を要したため4,026万7,000円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

カントリーパーク施設改修費でございますが、改修する遊具の資材の入手に不測の日数を要したため800万円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

消防費の消防積載車購入事業でございますが、購入予定の車両メーカーの登録が今年1月から全国的に停止され、登録再開までの期間に不測の日数を要したため702万4,000円を繰り越すものです。終期は5年6月末を予定しております。

防災行政無線整備事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、関連資材の調達に不測の日数を要したため1,056万円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

教育費の学校給食配送車購入事業では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い半導体等機器部品の調達に不測の日数を要したため、913万円繰り越すものです。終期は5年8月末を予定しております。

給食センター整備事業では、仮設計画の協議及び地盤改良の見直しに伴う協議等の調整、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、半導体等設備機器の調達などに不測の日数を要したため3億2,172万9,000円を繰り越すものです。終期は6年2月末を予定しております。

災害復旧費の現年農地農業用施設災害復旧事業では、通行規制及び仮設道の施工の協議・調整に不測の日数を要したため、4,200万円繰り越すものです。終期は5年7月末を予定しております。

現年公共土木施設災害復旧事業では、本災害について事業の交付決定が令和5年2月下旬となり、年度内完成が見込めなくなったため、448万7,000円を繰り越すものです。終期は5年8月末を予定しております。

1枚めくっていただきまして、第3表の債務負担行為補正の追加でございます。

益田地区広域市町村圏事務組合清掃費負担金でございますが、益田地区広域クリーンセンターが令和4年度末をもってPFI事業を終了し、令和5年度以降は公設民営方式として運営する予定となっております。その管理運営に要する経費に対し債務負担行為を行うものでございます。

期間を令和5年度から令和11年度の7年間とし、限度額につきましては、物価変動等で金額が想定できないことから益田地区広域市町村圏事務組合清掃費負担金に係る益田地区広域クリーンセンター管理運営に要する額としております。

第4表、地方債補正の変更でございます。総額で6,880万円の減額補正をしております。詳細につきましては事項別明細書の中で御説明申し上げます。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、28ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せて御覧いただけたらと思います。

全体を通しまして、人件費関連費目につきましては、一般職の給与額や年度中に変更が生じた諸手当の確定、共済組合及び退職手当組合特別納付金の確定などによるものを計上しております。

総務費では、財産管理費の委託料として、津和野庁舎増築棟建設に伴う業務監理委託料124万5,000円を増額、津和野庁舎耐震補強改修工事に伴う設計業務委託料331万6,000円を増額、工事請負費としまして解体工事・外構工事等の追加に伴い津和野庁舎増築棟工事費1,963万円を増額しています。財源としまして合併特例債2,110万円を充当することとしております。

企画費の1枚めくっていただきまして委託料として、実績見込みに伴い、県内高校卒業生とのつながり創出モデル事業委託料254万1,000円を減額しております。

住民協働推進事業費、1枚めくっていただきまして負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、協働のまちづくり事業助成金127万9,000円を減額しています。

地方創生推進事業費では、委託料として、実施計画の変更等に伴い、サイクリングガイドツアーアイデア企画・造成委託料165万円を増額、同じくサイクリングガイドツアーアイデア企画・造成委託料165万円を減額、シェアサイクル事業システム導入委託料338万8,000円を減額、1枚めくっていただきまして、シェアサイクルプログラム実証実験委託料426万3,000円増額、Wi-Fiスポット整備委託料110万円を減額しています。

工事請負費として、シェアリングステーション設置工事の見直しに伴い、シェアリングステーション設置工事1,100万円を減額。

財源としましては、過疎債を600万円減額しております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業推進事業費の健康福祉課分の負担金補助及び交付金として実績見込みにより妊産婦支援特別給付金110万円を減額、同じく、医療対策課分の負担金補助及び交付金として、新たに特養運営事業の補助金として高齢者福祉施設運営支援補助金240万円を新たに計上。

1枚めくっていただきまして、商工観光課分の委託料として、実績見込みに伴い、津和野泊まつ・使って・乗つてキャンペーン事業委託料400万円を減額、負担金補助及び交付金として、事業者独自キャンペーン実施支援事業補助金218万7,000円を減額、新たに運送事業者支援として津和野町貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援事業補助金300万円を計上。

教育委員会分の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、感染拡大防止事業補助金153万6,000円を減額、新たに伝統文化団体支援として伝統芸能活動継続支援事業補助金160万円を計上しています。

続きまして、少し飛びますけれども、50ページをお開きください。

民生費の老人福祉費では、扶助費として、実績見込みに伴い、老人ホーム措置費193万5,000円を増額しています。

続きまして、54ページをお開きください。

児童福祉総務費では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、施設型給付費等負担金215万円を増額、同じく地域型保育給付費負担金98万2,000円を増額しています。

続きまして、64ページをお開きください。

衛生費の医療対策費では、貸付金として、実績見込みに伴い、津和野町看護学生修学資金156万円を減額、積立金では地域医療推進基金積立金1,911万9,000円を増額しています。

1枚めくっていただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、委託料として接種実績によりワクチン接種委託料452万4,000円を減額しています。

1枚めくっていただきまして、塵芥処理費では、委託料として、実績見込みに伴い、塵芥収集処理業務委託料365万1,000円を減額しています。

続きまして、70ページをお開きください。

下段の農林水産費の農業振興費では、1枚めくっていただきまして、委託料として、実績見込みに伴い、地域おこし協力隊事業委託料150万円を減額、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、産地創生事業補助金1,692万3,000円を減額しています。

1枚めくっていただきまして、農業担い手支援センター費では、負担金補助及び交付金として、農業次世代人材投資資金等の実績見込みに伴い、新規就農総合支援事業補助金162万円を減額、多面的機能支払事業費では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、多面的機能支払交付金208万3,000円を減額しています。

1枚めくっていただきまして、林業振興費では、使用料及び賃借料として原木チップヤード維持管理用高所作業車のリース料317万6,000円を減額、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、簡易作業路開設事業補助金162万5,000円を減額、簡易作業路修繕事業補助金110万円を増額、作業道の延長に伴い、津和野町放置森林整備補助金136万2,000円を増額しております。

有害鳥獣駆除等事業では、負担金補助及び交付金として、捕獲実績の見込みに伴い、有害鳥獣捕獲奨励事業費補助金243万4,000円を増額しています。

受託事業費では、1枚めくっていただきまして、委託料として、公社造林の伐採等の規模が縮小となったことに伴い、伐採等委託料829万1,000円を減額しております。

続きまして、86ページをお開きください。

土木費の土木総務費では、委託料として、県事業であります県道津和野田万川線登記事務の実績見込みに伴い、登記事務委託料219万1,000円を減額、負担金補助及び交付金として、扇町急傾斜地対策事業の実績見込みに伴い、県営事業負担金190万円を減額。

財源として公共事業等債 170万円を減額しています。

1枚めくっていただきまして、道路維持費では、委託料として、町道等舗装修繕及び維持修繕等の追加に伴い、道路維持業務委託料 683万円を増額しています。（発言する者あり）失礼しました。638万円を増額しています。

道路新設改良では、野中線改良に伴う用地測量実績のため工事請負費 400万円を減額し、委託料に組替え計上しております。

続きまして、92ページをお開きください。

住宅管理費では、修繕料として凍結による給湯器の修繕及び定住促進住宅の給湯器等の修繕料 1,582万4,000円を新たに計上しております。

住宅建設費では、委託料 370万1,000円を減額し、工事請負費及び補償、補填及び賠償費に組替え計上しております。

1枚めくっていただきまして、公園費では、工事請負費として、日原カントリーパーク遊具施設改修に伴い、カントリーパーク施設改修工事 100万円を増額しております。

続きまして、98ページをお開きください。

消防費の広域市町村圏事務組合消防費では、負担金補助及び交付金として、精算に伴い、広域市町村圏事務組合消防費負担金 1,029万9,000円を減額しています。

財源として、緊急防災・減災事業債 240万円を減額、過疎債 710万円を減額、合併特例債 500万円を減額、合わせまして、1,450万円、起債を減額しています。

1ページめくっていただきまして、教育費の教育諸費では、委託料として給食センター解体等に伴う調査設計業務委託料 448万7,000円を減額、工事請負費として、日原小学校職員室床改善工事 197万3,000円を減額、1枚めくっていただきまして、備品購入費として、新たな給食センターで使用予定の厨房機器等の入札減に伴い、機械器具費 5,635万6,000円を減額しています。

続きまして、少し飛びますけれども、124ページをお開きください。

災害復旧費の現年農地農業用施設災害復旧費では、工事請負費として、事業費の確定に伴い、2,900万円減額しております。

1枚めくっていただきまして、過年度公共土木施設災害では、町道北斗台線災害復旧事業の修正設計業務が必要となったことに伴い、測量設計業務委託料 300万円を新たに計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

地方消費税交付金では、額の確定に伴い、1,322万6,000円を計上しています。

地方交付税では、普通交付税 1億6,725万6,000円を計上しています。

分担金及び負担金の負担金では、農地農業用施設災害費分担金として、事業費の減額に伴い、455万円減額しています。

使用料及び手数料の1枚めくっていただき手数料では、ごみ袋販売手数料の減額に伴い、衛生手数料 170万円を減額しています。

国庫支出金の国庫補助金では、衛生費国庫負担金として、接種実績の減に伴い、新型コロナワクチン接種対策負担金405万7,000円を減額、災害復旧費国庫負担金として、現年農地農業用施設災害復旧事業費の実績見込みに伴い、災害復旧費国庫負担金1,885万円を減額しています。

国庫補助金では、総務費国庫補助金として、実績見込みに伴い、地方創生推進交付金617万9,000円を減額、同じく、実績見込みに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金319万2,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費国庫補助金として、事業費の精算に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金405万8,000円を計上。

教育総務費国庫補助金として、学校保健特別対策費219万5,000円を新たに計上。

社会教育費国庫補助金として、津和野庁舎増築棟の増額に伴い、伝統的建造物群保存地区修理事業費補助金202万円を増額計上しております。

県支出金の総務費補助金では、実績見込みに伴い、県内高校卒業生とのつながり創出モデル事業127万円を減額しています。

1枚めくっていただきまして、農林水産県補助金として、農業次世代人材投資資金等の実績見込みに伴い、新規就農総合支援事業補助金156万円を減額、実績見込みに伴い、多面的機能支払事業費交付金158万8,000円を減額、同じく、事業の実績見込みに伴い、産地創生事業費補助金1,410万4,000円を減額しています。

1枚めくっていただきまして、繰入金の基金繰入金でございます。実績見込みに伴い、財政調整基金繰入金2億2,740万円を減額、地域医療推進基金繰入金1,889万5,000円を減額しています。

大変すみません。ここで、1点、訂正をお願いします。皆さんにお配りさせていただいた資料の中の4ページ目でございます。ここで、1点、訂正をお願いいたします。

上から10行目辺りに、繰入金の「基金繰入金では」というところから始まるところがあると思うんですが、これが、大変申し訳ないです。財政調整基金繰入金は古い数字が入っています、ここは先ほど私が申し上げました「2億2,800万円」ではなく、「2億2,740万円」に訂正をお願いいたします。大変、申し訳ありません。

諸収入の受託事業収入では、実績見込みに伴い、広域入所保育料200万5,000円を新たに計上、公社造林の伐採等の規模が縮小となったことに伴い、林業費受託事業収入845万7,000円を減額しています。

1枚めくっていただきまして、町債の総務債では、津和野庁舎増築棟の建設費増額に伴い、合併特例2,110万円を増額、県内高校卒業生とのつながり創出モデル事業委託料の実績見込みに伴い、過疎対策事業債130万円を減額。

商工債では、シェアリングステーション設置工事等の見直しに伴い、過疎対策事業債600万円を減額。

土木債では、県事業であります扇町急傾斜地対策事業の負担金の実績見込みに伴い、
公共事業等債 170 万円を減額。

消防債では、広域市町村圏事務組合消防費負担金の精算に伴い、緊急防災・減災事業
債 340 万円を減額、過疎対策事業債 710 万円を減額、合併特例 500 万円を減額。

教育費では、新たな給食センターで使用予定の厨房機器等の入札減に伴い、過疎対策
事業債 5,400 万円を減額。

災害復旧債では、現年農地農業用施設災害復旧事業の実績見込みに伴い、農林水産業
施設災害復旧債 790 万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第 24 号を御説明いたします。

令和 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

歳出から主なものについて説明させていただきます。

14 ページを御覧ください。

介護認定調査会費の認定調査費でございます。給料 63 万 2,000 円の減額は会計
年度任用職員の退職等に伴うものであります。

16 ページを御覧ください。

保険給付費の介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費 850 万円の増額、施設
介護サービス給付費 200 万円の増額、居宅介護サービス計画給付費 550 万円の増額
につきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。

18 ページを御覧ください。

介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費 300 万円の減額、介護予防住宅
改修費 100 万円の減額につきましてもそれぞれ実績見込みによるものでございます。

22 ページを御覧ください。

特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費 1,000 万円の減額につ
きましても実績見込みによるものでございます。

26 ページを御覧ください。

地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費、ケアプラン委託料 100 万円
の減額、サービス給付費 630 万円の減額につきましてもそれぞれ実績見込みによる
ものでございます。

30 ページを御覧ください。

包括的支援事業・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費の委託料 80
万円の減額は実績見込みによるものでございます。

戻りまして、8 ページの歳入を御覧ください。

国庫支出金、国庫補助金の調整交付金 520 万 4,000 円の増額、介護予防・日常
生活支援総合事業交付金 155 万 6,000 円の減額、支払基金交付金の介護給付費交

付金57万2,000円の増額、介護予防・日常生活支援総合事業交付金217万2,000円の減額、県支出金、県補助金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金97万2,000円の減額につきましては先ほど歳出で説明いたしました事業費のそれぞれ確定もしくは実績見込みによるものでございます。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきまして、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金97万2,000円の減額、職員給与費等繰入金106万4,000円の減額につきましても歳出で説明いたしました事業費等のそれぞれ確定もしくは実績見込みによるものでございます。

10ページを御覧ください。

基金繰入金の介護保険準備基金繰入金1,000万円の減額は確定によるものでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　それでは、議案第25号を御説明いたします。

令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

予算書10ページの歳出を御覧ください。

下水道事業費、営業費の業務費でございます。

職員手当等につきましては29万8,000円を減額しております。

旅費につきましては、担当者会議、研修会等が中止となったことに伴い、10万円を減額しております。

需用費の会議費につきましても、担当者会議が中止となったため、1万6,000円を減額しております。

委託料につきましては、予算の確定に伴い、資産調査・評価業務委託は470万7,000円減額、法適用支援業務委託を469万7,000円増額、委託料全体で1万円を減額しております。

続きまして、営業費の管渠費でございます。

需用費の光熱水費でございますが、電気料高騰により55万円を増額しております。

修繕費でございますが、実績に伴い、151万3,000円減額しております。

委託料につきましては、施設管理業務委託料は、実績に伴い、4万円を増額しております。

営業費の処理場費でございます。

需用費の修繕料でございますが、今年度は処理場の修繕がなかったため50万円減額しております。

委託料につきましては、入札減に伴い、汚泥処理業務委託料53万8,000円を減額、施設管理業務委託料11万5,000円を減額、委託料全体で65万3,000円を減額しております。

1ページめくつてもらいまして、施設整備費でございます。

旅費でございますが、会議等の中止に伴い、7万3,000円を減額しております。

委託料でございますが、現場技術業務委託料は、入札減に伴い、86万6,000円を減額、下水道施設更新設計業務委託料は調査箇所数の減により406万2,000円減額しております。委託料全体で492万8,000円を減額しております。

工事請負費につきましては、町単独行事であります公共ますの設置基数の増に伴い、14万円を増額しております。

管渠工事につきましては、予算確定に伴い、100万円を減額しております。下水道施設更新事業工事については、マンホールポンプの修繕箇所数を増やしたため786万1,000円を増額いたしました。

補償、補填及び賠償金の補償金でございますが、下水道工事に伴う水道管移設がなくなったため200万円を減額しております。

8ページに戻っていただきまして、歳入の説明をいたします。

分担金及び負担金の下水道事業負担金の受益者負担金でございますが、新規加入が2件あつたことから32万円を増額しております。

使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、収益の減が見込まれますので、315万4,000円を減額しております。

下水道手数料の登録手数料でございますが、指定工事店の減により5,000円減額しております。

繰入金の他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、33万9,000円増額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第26号を御説明いたします。

令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

それでは、歳出の説明をいたします。

10ページを御覧ください。

農業集落排水事業の営業費の業務費でございますが、財源振替を行っております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

8ページをお開きください。

使用料及び手数料の使用料の農業集落排水使用料でございますが、実績に伴い、10万9,000円を減額しております。

繰入金の他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、10万9,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、議案第27号を御説明します。

令和4年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳出のほうから御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

小藤育英基金の貸付金16万円の減額でございますが、これは貸付休止の申請があつたことによるものでございます。

積立金の7万8,000円の減額は返還猶予申請があつたことによるものでございます。

津和野町育英奨学基金の貸付金の24万円の減額でございますが、これは当初見込んでおりました貸付予定額が減ったことによるものでございます。

積立金の32万3,000円の減額は返還猶予申請があつたことによるものでございます。

続きまして、歳出のほうを御説明させていただきますので、8ページを御覧ください。
(発言する者あり)失礼いたしました。歳入のほうを説明させていただきますので、8ページを御覧ください。

奨学基金繰入金の40万円の減額は、歳出で御説明させていただきました貸付休止申請及び給付額の確定に伴い、貸付額を減額することによるものでございます。

貸付金元利収入の40万円の減額は、こちらも歳出で御説明させていただきました返還猶予申請があつたことにより返還金が減額になったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君） それでは、議案第28号を御説明いたします。

令和4年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

総務管理費の一般管理費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、実績等により、管理運営交付金299万8,000円を減額しております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

診療収入の外来収入につきましては外来患者数の実績見込みにより587万4,000円を減額、その他診療収入につきましては保健予防活動収入として予防接種等の実績見込みにより428万7,000円を増額、その他収入として、診断所料、主治医意見書代等の実績見込みにより41万3,000円を減額しております。

他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出で説明いたしました事業費の減額及び診療収入等の実績に伴い、96万円を減額しております。

諸収入の雑入につきましては医療従事者住宅家賃収入の実績見込みにより3万8,000円を減額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第29号を御説明いたします。

令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

介護老人保健施設事業費の負担金補助及び交付金につきましては、実績見込みにより、管理運営料交付金2,009万3,000円を減額しております。

12ページを御覧ください。

訪問看護事業費の負担金補助及び交付金につきましても、実績見込みにより、管理運営料交付金338万5,000円を減額しております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

介護老人保健施設収入の施設療養費収入でございます。利用者の実績見込みにより入所者療養費収入88万6,000円を減額、短期入所者療養費収入923万9,000円を増額、通所者療養費収入71万3,000円を増額しております。

施設利用料収入でございます。入所者等の実績見込みにより、室料収入20万2,000円を減額、食材料収入145万7,000円を増額、その他収入73万1,000円を減額しております。

その他事業収入につきましては、主治医意見書代、訪問調査料等の実績見込みにより17万2,000円を増額しております。

訪問看護事業収入の訪問看護収入につきましては利用実績の見込みにより893万4,000円を減額、その他収入につきましては休日・時間外利用料収入等の実績見込みにより2,000円を減額しております。

他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出で説明いたしました事業費の減額及び施設療養費収入等の実績に伴い、2,430万4,000円を減額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第30号を御説明いたします。

令和4年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

14ページ、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

病院事業費用の医業費用でございます。給与費合計378万3,000円の減額につきましては職員の育児休業等の実績見込み、もしくは、確定によるものでございます。経費の交付金1,281万2,000円の増額につきましては国・県補助金及び医業収益等の確定、もしくは、実績見込みによるものでございます。

医業外費用でございます。消費税及び地方消費税208万円の増額につきましては令和4年度分消費税確定申告における見込みによるものでございます。

特別損失でございます。過年度損益修正損12万7,000円の減額につきましては確定によるものでございます。

12ページにお戻りください。

収益的収入でございます。

病院事業収益、医業収益の入院収益につきましては入院患者数の実績見込みにより 332万2,000円を増額しております。外来収益につきましては外来患者数の実績見込みにより 1,164万7,000円を増額しております。

その他医業収益でございます。

室料差額収益 16万円の減額は実績見込みによるもの、公衆衛生活動収益 1,671万8,000円の増額は予防接種等の実績見込みによるものです。

医業外収益でございます。

負担金交付金の他会計負担金につきましては歳出で説明いたしました実績見込み等から 2,274万円を減額しております。

その他医業外収益につきましては、医療従事者住宅等の収益の実績見込みにより 238万6,000円を減額しております。

補助金の国・県補助金につきましては、新型コロナ感染症患者等病床確保事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業、医療従事者確保支援事業等の確定により 1,741万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第 31 号を御説明いたします。

令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）でございます。

2 ページを御覧ください。

第 4 条企業債補正の変更でございます。10万円の減額補正を行っております。

なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

14 ページ下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費でございます。

給料、法定福利費につきましては、3万7,000円を減額しております。光熱水費につきましては、電気料高騰により 30 万 2,000 円を増額しております。修繕費につきましては、野中浄水場の液中バルブの修繕により 26 万円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。

給料・手当・賞与等引当金繰入額、法定福利費につきましては、76 万 2,000 円を減額しております。

備消品費につきましては、水道器具等購入により 10 万円を増額しております。

光熱水費につきましては、電気料高騰により 21 万円を増額しております。

修繕費につきましては、青原地区漏水、戸谷橋橋梁添架物漏水修繕、大奈良橋給水管漏水修繕等により 498 万 5,000 円を増額しております。

工事費でございますが、島根県が行う青原橋撤去に伴う水道管撤去については、繰越事業となつたため、59 万 4,000 円を減額しております。

同じく、県道改良工事に伴う戦橋架け替え工事ですが、工事費の確定により 14万4,000円を増額しております。それにより工事費全体で45万円減額しております。

補償金でございますが、日原第一浄水場内の工事に伴い、NTT中電の電柱移転により5万2,000円を増額しております。

続きまして、総係費でございます。

手当、法定福利費につきましては、26万3,000円を減額しております。

使用料でございますが、公用車修繕による代車リース料6万円を増額しております。

負担金でございますが、商人浄水場ケーブル加入分担金、水道協会会費の確定により合計14万4,000円を増額しております。

続きまして、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費でございます。

企業債利息でございますが、30万6,000円を減額しております。

1ページ戻ってもらいまして、上段の収入を御覧ください。

収益的収入の水道事業収益でございます。

営業収益、給水収益の水道使用料でございますが、収益の減が見込まれますので、259万6,000円を減額しております。

その他、営業収益の分担金でございますが、新規加入が8件ありましたので、上水道への加入分担金26万4,000円を増額しております。

営業外収益の他会計補助金、一般会計補助金につきましては、643万8,000円を増額しております。

雑収益のその他雑収益でございますが、戦橋県道改良工事の確定により14万4,000円を増額しております。

続きまして、18ページ下段の資本的収入及び支出の支出について御説明します。

建設改良費の水道施設整備費でございます。

旅費、備消品費、使用料につきましては、合計35万円を減額しております。

燃料、光熱水費につきましては、物価高騰に伴い、30万3,000円を増額しております。

補償費でございますが、未普及地域解消事業工事の立木補償4万7,000円でございます。

上段の収入を御覧ください。

企業債でございますが、10万円の減額をしております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分休憩

午前11時14分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第35. 町長施政方針

○議長（草田 吉丸君） 日程第35、町長施政方針。町長。

○町長（下森 博之君） 令和5年第2回津和野町議会定例会の開会にあたり令和5年度予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ちまして町政運営の基本的な考え方と主要施策についてその概要を申し述べ、町議会をはじめとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は1年を経過した現在も終息に至っておりません。この間に想像を絶する多くの尊い人命が失われており、哀惜の念に堪えられません。

ウクライナのゼレンスキ大統領は、国民に向けて、この1年でウクライナ人は父、息子、兄弟、母、娘、妹、愛する人、親しい友人、同僚、隣人、知人など、ほぼ全員が誰かを失ったこと。しかし、ウクライナは国民を見捨てず忘れず諦めていないこと。そして、いずれ全土を解放するとのメッセージを発しておられます。

最初に、このたびのロシアによる軍事行動に対し、改めて断固抗議の意を表するとともに、ウクライナの平穏な生活が早急に取り戻され、世界平和が確立されることを願います。

さて、昨年の施政方針でも述べましたように、地球温暖化による気候変動が世界各地で甚大な災害をもたらしており、平和というものを戦争という視点とともに環境という視点からも捉えていくことが求められる時代になっていると感じております。地球環境問題は、未来に向けて国際社会を構成する全人類に課せられた責任であるとも言えます。

こうした中、津和野町では、先人から受け継いできた豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたり持続可能な循環型社会、脱炭素社会を形成するため国や島根県と連携とともに、住民、事業者等の皆様と一緒に2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進することを宣言するとともに具体的な行動を起こしていくための戦略策定を行いました。

本町では、平成28年に美しい森林（もり）づくり条例を制定し、二酸化炭素の吸収及び貯蔵機能を持つ森林の整備を促進する取組を行ってきたとともに、昨年には木質バイオマスガス化発電事業も開始されております。こうした状況において、令和6年からは森林環境税が開始され、森林整備に対する国民の関心がより一層高まることが予想されます。

貴重な財源を効果的にゼロカーボンの取組へ活用させていただきながら策定した戦略を実効性のあるものとし、国際社会の一員としての責任を果たすとともに地球環境問題解決の責任と意義を広く普及させていく役割をも担ってまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症は3年以上が経過した今も感染者が多く発生している状況にありますが、5月には、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方針が国より示されるなど、ウイズコロナへと社会がより一層進もうとしており、本町もこれに適合した柔軟な対応が求められていると認識しております。

これまでの間、町民の皆様には、感染症対策に長期間にわたり御協力を頂いてまいりましたことを心から感謝申し上げます。

ワクチン接種におきましては、国の具体的な方針が示された場合には、これまで同様、迅速かつ適切に町民の皆様に接種していただけるよう責任を持って体制を整えてまいります。

また、感染症が町内経済や町民生活に与える影響が長期間にわたってきた中で、そこに昨今の物価高が更なる追い打ちをかけようとしております。

これまでにも国の臨時交付金を活用し経済支援策等を実施してまいりましたが、今後においても、町内の経済状況や町民生活の実態に心を常に寄せながら、必要に応じて国や県に対して実情を訴えるとともに、町民の生活を守る取組に全力を挙げてまいりたいと思います。

そして、どのような社会状況においても住民の営みは変わらず続いている、通常の行政運営においても地方創生の取組や住民サービスが停滞するようなことがあってはならないと考えております。

本町は、平成17年の合併以来、徹底した行財政改革と財政の健全化に取り組んでまいり、主要な財政指標のうち実質公債費比率は引き続き改善するなど、着実にその成果を見るに至っておりますが、今後も第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づいた更なる改革に努めるとともに、地方交付税や過疎債の確保に取り組み、財政の健全化とまちづくりのバランスの取れた行政運営を進めてまいります。

そして、資源の効率的・効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、更には道路や上下水道をはじめとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望の下に、令和5年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況についてであります。

令和3年度一般会計の歳入歳出差引額は1億9,614万1,000円、実質収支は1億1,745万6,000円の黒字でありました。経常収支比率は81.8%と対前年度比7.2ポイントの減となりましたが、依然として高い状況が続いております。また、主要財政指標である実質公債費比率につきましては、9.6%と対前年度比0.1ポイントの減となっております。

地方債につきましても、有利な地方債を活用するとともに新規抑制に努めてきたところですが、前年度比6億5,739万7,000円の増となり、令和3年度末には142億8,851万3,000円となりました。

基金につきましては、財政調整基金及び減債基金とで前年度比4億8,402万3,000円の増となり、令和3年度末には20億5,455万2,000円となったところであります。

自主財源である税収につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等から回復基調にあり、法人税の増加等、町税全体では、前年度比136万5,000円、約0.2%の増額を見込んでおります。

また、本町は、歳入の約46.3%を占める地方交付税をはじめとする依存財源に大きく左右される状況にあります。

普通交付税においては、人口減少に伴う基準財政需要額の減額など、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。本町の均衡ある発展のためにも、自主財源である町税をはじめとする歳入の確保に努力してまいります。

一方、歳出については、少子高齢化の進展による社会保障費の増大、公共施設等の長寿命化等の投資的経費が増加するなど、昨年に引き続き、財源不足分を基金で充当する結果となりました。

更なる行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めつつ、事業の緊急性や必要性などを勘案し、優先順位づけをした中で、事業を展開してまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてであります。

令和5年度当初予算編成におきましては、自主財源の根幹をなす町税や地方交付税の伸び悩みなど一般財源そのものの増収が見込めないことから、引き続き、対前年度比マイナスシーリングの一般財源枠配分方式を採用した予算編成といたしました。

なお、配分枠予算を堅持しつつ、重点施策を具現化するために、事業費や事務量の増減要因を十分に検証するとともに、原油価格・物価高騰による経費の増加に対応しながら、更なる経費の節減に努めるとともに、後年度負担にも配慮し、基金や町債を効果的に活用するなど、限られた財源の中で、より効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところであります。

こうして予算編成を進めた結果、令和5年度の一般会計予算額は91億7,500万円で、前年度当初予算額79億8,800万円に対し、11億8,700万円の増額、率にして約14.9%増、一般財源総額では55億6,039万5,000円となり、前年度一般財源総額53億7,927万9,000円に対し、1億8,111万6,000円の増額、率にして約3.4%の増となっております。

行財政改革の推進についてであります。

行財政改革につきましては、津和野町行財政改革大綱に基づき、町税等の収納率の向上など、行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めてまいります。

令和4年度は、ふるさと納税寄附額が昨年度に続き7,000万円を超えるました。令和5年度においても、企業版ふるさと納税をはじめ、積極的な制度の活用を図ってまいります。

第2次津和野町総合振興計画並びに第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に掲げる各施策の進捗管理や事業検証については、行政評価制度に基づいて行います。また、情報化社会の進展により、自治体においても、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進が求められております。

本町においても、DX化を進めることにより、業務量が増大している職員の負担軽減や業務の効率化、そして、住民サービスの向上に大きく寄与すると期待しているところであります。

本町では、これまでの誘致活動により、多様なIT系企業に進出いただいているほか、関連する企業との御縁が生まれており、こうしたネットワークを財産として連携を図りながら、DX化を促進してまいります。

住民協働のまちづくりの推進についてであります。

住民協働のまちづくりの推進につきましては、12地域で組織されているまちづくり委員会との協働により、地域課題解決のための取組を進めております。令和5年度におきましても、これまでの課題点等を検証し、より良い制度への見直しを行いながら、それぞれの地域の特性を生かした活動や、課題解決に向けた活動を進めてまいります。

また、まちづくり組織の新たな担い手育成にも取り組み、今後も安心して住み慣れたこの町で暮らし続けることができるよう、生活機能の維持・確保など、地域運営の仕組みづくりを推進してまいります。

税収対策についてであります。

令和5年度当初予算では、町税6億2,678万5,000円を計上いたしております。その内訳は、市町村民税2億1,536万4,000円、固定資産税3億4,588万3,000円、軽自動車税ほかは6,553万8,000円であります。

令和4年度当初予算と比較すると、市町村民税については、依然、新型コロナウイルス感染症等の影響はあるものの、想定したほどの減収はない見込まれることから、81万7,000円の増額しております。

固定資産税については、昨年より149万円の減額を見込んでいます。

また、軽自動車税ほかについては、新型コロナウイルス感染症等の影響等から、回復基調にあることから、昨年より198万円の増額を見込んでおります。

町税の賦課、徴収につきましては、適正な課税、厳格な徴収に努めてまいります。

また、滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも、法的な措置も含めて、真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

広域行政の推進についてです。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と鹿足郡内の鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合が組織されております。

今後も、各組織の業務の円滑な運営と効率化が図られるよう、関係市町と意思疎通を図りながら、行財政改革にも取り組み、一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、山口県央連携都市圏域においても、山口県内関係市町と意思疎通を図りながら、7市町の連携を更に深め、本町の観光振興につなげてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてであります。

本町のまちづくり施策に関しましては、第2次津和野町総合振興計画に掲げる「ひと（人）とひと（人）の絆で結ぶ津和野ブランドによる協働のまちづくり」の実現を目指すとともに、本町の持続的な発展の基礎を築き、継承していくため、町民の皆様や関係機関との連携や協働を図りながら、計画に掲げた各施策を着実に推進してまいります。

また、第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に基づき、引き続き人口減少問題に対応した施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

以下、第2次津和野町総合振興計画における基本構想、後期基本計画に準じて、施政方針と具体的な施策等について述べさせていただきます。

基本目標1、ふるさとの自然を愛し、住みよい環境をつくるまちづくりでございます。

計画的な町の形成、計画的な土地利用についてであります。

本町に存在する土地は、地域の発展や豊かな町民生活及び経済活動における重要な基盤であり、社会環境の変化に的確に対応した土地利用を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。誰もが住みたい、住み続けたいと思える快適な生活空間を確保するため、地域の特色を生かした都市的・自然的な土地利用を推進します。

町並み整備と景観対策の推進についてであります。

町並み整備事業につきましては、平成25年から第1期歴史的風致維持向上事業を中心として、10年間のスパンで計画を実施してきました。引き続き、令和5年度から第2期の事業を予定しており、津和野城下町を中心とした重点区域内において、歴史的風致を構成する建造物の保存・活用をはじめ、点在する歴史資産等を町民や来訪者が快適に周遊する環境整備を行ってまいります。

また、観光地の顔となる宿泊施設を中心とした地域一体となった面的な観光地の再生、高付加価値化に向けて地域の課題を整理し、ハード面を核とした観光地再生に向けた取組を実施してまいります。

景観保全・景観づくりにおきましては、生活環境の向上や活動にも応じた計画づくりを進め、引き続き、町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承や身近な景観づくりを推進します。

伝統的建造物の保存整備についてであります。

平成25年8月に、津和野町大橋北の殿町通り、本町通りを中心としたエリアが重要伝統的建造物群保存地区に選定されて以来、10年の節目の年を迎えます。引き続き、保存計画に基づき、伝統的建造物群保存地区審議会の審議を経て、計画的に保存整備を行ってまいります。

また、今後も津和野まちなみ保存会との連携を強化しながら、事業の周知を図ってまいります。

地籍調査の推進についてであります。

適切な森林管理や円滑な土地利用、また迅速な災害復旧への対応のため、引き続き、地籍調査事業による境界の調査や確認を実施し、土地境界の明確化を進めてまいります。

令和5年度は、一筆地調査3地区【現地調査：須川①（日浦）・富田イ③（小瀬）・直地④（奥山）】、測量業務13地区【相撲ヶ原VIII（相撲ヶ原下）・瀧谷①（相撲ヶ原下）・須川①（日浦）・富田ハV（二俣）・富田イ①（小瀬）・富田イ②（小瀬）・富田イ③（小瀬）・中川①（中川）・中川②（中川）・中川③（中川）・直地②（直地上）・直地③（直地上）・直地④（直地上）】、閲覧及び認証請求5地区【相撲ヶ原VIII（相撲ヶ原下）・瀧谷①（相撲ヶ原下）・富田ハV（二俣）・中川①（中川）・直地②（直地上）】を予定しております。

今後も、調査方法の検討や事業の効率化を図り、進捗率の向上に努めてまいります。

上下水道の整備、維持管理、水道施設の整備についてであります。

継続して安心で安全な水道水を供給していくため、施設の改善や適切な管理運営に努めるとともに、令和2年3月に改訂を行いました津和野町新水道ビジョンに基づき、水道事業を継続していくために必要な施策のうち、早急に取り組まなければならない課題に対する施策を計画的に推進してまいります。

下水処理施設の整備についてであります。

益田圏域共通の大きな財産であり、豊かな観光資源でもある高津川ですが、流域の河川も含め、未来へより一層きれいで親しみの持てる財産として伝えていくため、今後も更なる水質浄化の取組を進めてまいります。

その方策として、津和野地区においては、下水道整備事業による供用開始区域の拡張、下水道認可区域外地区については、合併処理浄化槽設置に対する補助事業の推進、また、水質浄化活動や環境保全に取り組んでおられる住民、団体への支援を行ってまいります。

一方で、津和野地区の下水道への接続率は、県内自治体と比べて低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには、接続率の向上が重要な課題となっております。

町民の皆様の加入への御理解御協力を改めてお願ひ申し上げますとともに、更なる加入促進に努めてまいります。

環境の保全、ごみ減量化、再利用化、再資源化の推進についてであります。

環境に影響を与えておりますごみ処理問題は、大量生産・大量消費により、大量の廃棄物を生んでおります。限りある資源を有効に活用するため、ごみの減量化やリサイクル化など、環境へ負荷の少ない循環型社会の形成に向けたリデュース、リユース、リサイクルの3R運動推進への理解を深めていただけるよう、普及啓発に努めてまいります。

環境教育・学習の取組についてであります。

循環型社会の実現に向けては、環境教育が重要であり、引き続き地域社会への学習機会を提供するとともに、住民、事業者、行政の一体的な取組が推進されるよう努めてまいります。

再生可能エネルギー等の利活用推進についてであります。

自然環境を守り、自然と共生した生活を営むことは、津和野町の魅力を高め、重要な定住要件となるとともに、後世にすばらしい財産を残す観点からも重要であり、継続的な活動が大切です。

冒頭にも申しましたとおり、津和野町ゼロカーボンシティ宣言に基づき、美しい森林の整備とバイオマスガス化発電事業をはじめとした再生可能エネルギーの利活用等の促進を図り、2050年温室効果ガス排出実質ゼロの目標達成に向けた取組を推進してまいります。

地球温暖化防止対策についてであります。

地球環境に配慮した行動が求められる現代において、地域における地球温暖化対策は、多様な主体の協働による取組が重要です。今後においても、津和野町環境パートナーシップ会議を中心として、事業所及び住宅における電気や燃料消費量の削減、ごみの減量等、皆様に実践の輪が広がるよう推進してまいります。

道路の整備・維持管理、国道、県道の整備と利便性の向上についてであります。

町内を走る国道並びに県道は広域連携を促進し、町民の日常生活や観光をはじめとする経済活動などの活性化に寄与するものであり、国や県と連携し、整備を進めてまいります。

特に国道9号は急カーブなどの視距不良箇所が多く、大雨時に通行止めになるなど、災害に対して脆弱であり、交通安全、防災対策を計画的に実施していただくよう、引き続き国に対して要望してまいります。

県道の整備につきましては、令和5年度は、継続の改良工事が4路線、須川谷日原線、匹見左鎧線、津和野田万川線、津和野須佐線において実施予定であり、事業の推進に当たり、引き続き、島根県に協力してまいります。

町道、林道、農道の整備と保全についてであります。

町道等の整備や維持管理につきましては、効率的・計画的に実施し、町民の皆様の日常生活や経済活動が円滑に行われるよう、引き続き努めてまいります。

令和5年度の町道整備は、道路新設改良で、繰越事業を含めて、木毛線、野中線、笹ヶ谷線、商人線、砥石線、木部地区福谷線の6路線を落石対策として、左鎧地区福谷線、一ノ谷線の2路線を長寿命化対策事業として、日原市街線旭橋、常盤橋、晩越トンネル、唐人屋トンネルの修繕工事を実施するとともに、計画的な道路橋梁定期点検により橋梁の健全度の診断を進めてまいります。

また、農道の整備では、相撲ヶ原地区、奥ヶ野地区の農道舗装を実施する予定です。

そして、県営林道開設事業では、耕田内美線が継続で予定されており、これにより森林施業を促進させ、地域林業の活性化を図ってまいります。

交通手段の確保、JR山口線の活性化についてであります。

JR山口線は、通学・通勤及び通院、SLをはじめとする観光振興など、町民生活に重要な役割を果たしておりますが、自家用車の普及や人口減少等により利用者が減少傾向にあり、列車の減便等による利便性の低下などの課題が生じてしております。

本年は、山口線全線開通100周年の節目でもあり、山口線利用促進協議会や島根県鉄道整備連絡調整協議会と連携し、沿線地域の活性化や利用促進をより一層図り、生活交通と観光面の交通確保に努めてまいります。

バス路線の維持や町営バス等地域公共交通の整備についてであります。

山間地域の生活を支える公共交通ですが、少子高齢化とともに利用者のニーズが時の経過に合わせ、様々に変化してまいります。令和5年度においては、持続可能で町民の生活に即した運行サービスを検討するため、津和野町地域公共交通計画の策定を進めてまいります。

また、厳しい財政状況の中においても、利便性の向上が図られるよう、民間交通事業者と町営バスが連携し、交通体系の改善に向けた取組を適宜行ってまいります。

萩・石見空港の東京路線の利用促進についてであります。

萩・石見空港東京線は、コロナ禍において、搭乗者数の大幅減少等大きな影響を受けておりました。令和4年度においては、これまでの移動規制も緩和され、徐々に登場者数が増えつつある状況です。引き続き、令和5年度においても、全日空との連携強化を図りながら、利用促進策を推進してまいりたいと考えております。

また、本町独自の利用促進策として、2人以上で往復利用した町民を対象に、申請に基づき商品券を贈呈する取組を継続したいと考えております。

消防・防災体制等の充実、防災体制の整備についてであります。

本町におきましては、平成25年豪雨災害や東日本大震災を教訓として、災害に強い安心安全で住みよいまちづくりを進めているところです。風水害や地震等の自然災害は、発生そのものを止めることは不可能であり、被害を低減させる減災の視点が大切です。

そのためには、自助、共助及び公助の3つの要素を強化することが必要であり、住民と行政が連携して、災害に備える防災体制の強化に積極的に取り組むとともに、自主防災組織の結成や防災士資格の取得促進、防災学習や訓練の実施と支援などを通じて、地域防災力の向上に努めてまいります。

避難情報に関する国のガイドラインでは、住民等が避難に関する情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルとして、警戒レベル4の避難指示までの避難を促すなど、住民等の避難行動等を支援する取組が行われております。

本町におきましても、防災行政無線の機能を最大限に活用し、自然災害が発生または発生のおそれがある際は、早めの避難行動につながるよう、迅速な避難情報の発令等、充実した防災情報等の発信に努めてまいります。

消防・防災意識の普及・啓発についてであります。

避難指示等の避難情報に応じた迅速な避難行動を取るためには、平時から防災意識を高め、訓練することが重要ですので、地域と一体となった防災訓練や防災学習の実施に努めてまいります。

また、洪水や土砂災害等の危険な箇所の情報を掲載したハザードマップ等を活用し、町内各所での自主防災組織の結成や活動の支援に取り組み、住民の安全確保に取り組んでまいります。

消防・防災機能の整備についてであります。

消防につきましては、広域消防及び消防団との緊密な連携の下、火災予防の徹底を図るとともに、消防団を中心とした地域防災力の充実強化の観点から、多様化するあらゆる災害に対処するため、水防工法や救助資機材を使った訓練等も実施し、団員の災害出動時の技量向上を図ってまいります。

また、引き続き、消防設備や安全装備品の整備を進める必要があると考えており、第3次消防団総合整備計画に基づく整備を図ってまいります。

また、島根県が、県管理河川に係る想定最大規模降雨の浸水想定区域図を新たに指定・公表することを踏まえ、令和5年度において、現在の津和野町防災ハザードマップを更新し、防災情報の充実・強化を行い、いずれ起こるかもしれない災害への事前の備えとして、住民の皆さんに周知してまいりたいと考えております。

ハード面においては、激甚化・頻発化する災害への対応のため、国が推進する防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を踏まえ、緊急自然災害防止対策事業では、赤ハゲ川、椎木川の護岸整備計画に着手するとともに、緊急浚渫推進事業では、瓦溢川の河道掘削、農業用水路等防災減災事業では、古井戸地区のため池廃止工事を実施するなど、浸水被害の防止・軽減を図ってまいります。

一方、島根県に対しましては、治山、砂防、河川改修、急傾斜地崩壊対策事業等が今後も年次的に実施されるよう要望を行ってまいります。

令和5年度計画の県営事業のうち、治山事業では、継続の下組、福谷溢谷、中原・鳥井と新規の柳二俣、砂防事業においては、継続の鳴谷川、河川改修事業では、継続の津和野川（高田から山入地区）、急傾斜地崩壊対策事業では、継続の扇町地区、防災重点農業用ため池緊急整備事業では滝ノ下地区が予定されており、町といたしましても、防災・減災のため円滑な事業の推進が図られるよう協力してまいります。

交通安全・防犯体制等の充実、交通安全の推進についてであります。

多くの町民が山間部に暮らす津和野町において、安全・安心に利用できる交通網の確保はとても重要です。今後も、町と警察署との連携の下、町内危険箇所に対する道路交通標識等の安全施設の整備、改修を継続してまいります。

また、津和野町交通安全対策協議会を中心とした各種キャンペーン活動を推進とともに、鹿足郡交通安全協会などの安全団体及び津和野町交通安全指導員と連携して幅広い町民の皆様の参加できる交通安全活動を通じた交通安全意識の向上を図ります。

防犯対策の推進についてであります。

防犯対策については、その一環として、自治会や防犯団体の申請する防犯灯設置に対する補助や防犯カメラの電気料に対する補助を行ってまいりました。

今後においても、自治会や防犯団体等の自主的な活動を支援するとともに、連携して、地域防犯力の向上を図ってまいります。

消費生活相談の充実と消費者意識啓発の推進についてであります。

社会環境の変化に伴い、日常生活の利便性が向上している一方で、環境や貧困、差別等の地球規模の問題も深刻化しております。こうした状況を受けて、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を進めていく必要があります。

また、近年、悪質商法や詐欺の被害も後を絶ちません。消費者を狙う悪質商法の手口は複雑かつ巧妙化しております。町民に的確な情報を提供することにより、消費者意識の向上を図るとともに、安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援に努めてまいります。

老朽空き家の対策についてであります。

老朽化等による危険な状態で放置されている空き家については、所有者または管理者が責任を持って管理することが原則であり、適正な管理が行われるよう、所有者等の把握を行い、町民及び関係機関等と連携し、除却等を含めた助言・指導等の対応を行います。具体的には、国の空き家対策総合支援事業を積極的に活用し、当面の老朽空き家の課題解決に向けた迅速な対応を行います。

公営住宅の整備・維持管理についてであります。

公営住宅の整備は、定住促進対策の重要な案件となるものであり、喫緊の課題であります。町営住宅の中には老朽化が顕著な建物もあり、現代生活様式に合った快適な住環境を形成するため、時代のニーズに適応した計画的な整備が求められます。住宅マスタ

一プランや公営住宅等長寿命化計画により、計画的に公営住宅の整備を進めてまいります。

令和5年度は、引き続き、町営住宅中座団地建設事業を実施するとともに、町営住宅のストック改善事業に取り組んでまいります。

続いて、基本目標2、学ぶ心を育て、薫り高い文化のまちづくりであります。

学校教育の振興、確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実についてでございます。

本町では、自立心と公共心に富み、自然とふるさとを愛し、共に生きる力を持って、自らの人生と郷土、国家、世界の未来を切り拓く津和野人の育成を教育ビジョンの基本理念に掲げ、生きる力を育む教育に取り組んでおります。

小中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、何のために学ぶのかという学習の意義を共有しながら、思考力や表現力、判断力の育成を重視してまいります。

そのために、0歳児からの人づくり事業として、保育園や学校と地域・家庭・行政が一層連携を深め、保・小・中・高につながる一貫したキャリア教育、ふるさと教育の推進に取り組みます。

学力育成の取組としては、引き続き、ＩＣＴ機器の利活用や協調学習の取組等、教員の授業改善に取り組むとともに、新学習指導要領でも示されたアクティブ・ラーニング型の学習を一層強化することにより、児童・生徒の言語活動の充実を図りながら、学ぶことへの意欲を高める取組を展開していきたいと考えます。

G I G Aスクール構想による各校への高速大容量の通信ネットワークの整備及び児童生徒が活用する端末の整備が行われました。こうした環境を最大限に活用し、コロナ禍にあっても学びの機会をしっかりと確保するとともに、一人ひとりに応じた個別最適化学習の実現に努めます。

豊かな心と健やかな体を育む教育の取組の推進についてであります。

芸術活動を通して豊かな感性や想像力を伸ばすことを目的に始まった芸術士の派遣事業も今年で7年目を迎えます。加えて、学校と地域をつなぐ教育魅力化コーディネーターの配置などを通して本町の特色を生かした教育の推進に努めます。

学校給食については、全量を児童生徒自身が暮らす津和野町内産のお米で提供しております。現在、行っている新たな学校給食センターの建設を遅滞なく遂行するとともに地元産の食材の更なる利用の促進に努めてまいります。

特別な支援を必要とする教育の推進についてであります。

特別支援教育の推進・充実に努めるとともに、いじめや不登校等の問題を抱える児童・生徒に対しては、公認心理師の配置やスクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応を取ってまいります。

教育施設・設備の充実についてであります。

耐震化は完了したものの、建築後30年を超える学校施設が全体床面積の約49%を占めています。こうした施設を長く安全に使っていくために、令和2年度に、津和野町学校施設長寿命化計画を策定いたしました。今後はこの計画に則り、計画的な施設の改修に努めていきたいと考えます。

教育の魅力化推進についてあります。

0歳児からの人づくりプログラムに示した対話する力、課題を見抜く力、創造・行動する力の3つの力の中から、特に対話する力の育成を今後3か年の重点項目に設定し、地域や学校と連携しながら取組を推進します。

また、令和4年度より導入した学校運営協議会制度（コミュニティスクール）を活用し、今まで以上に地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるとともに地域の創意工夫を生かした特色のある教育を推進してまいります。

津和野高等学校の支援であります。

県立高校である津和野高校の理念を尊重し、学校関係者の理解を得ながら連携し、将来の地域を担う人材を育成する地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに、町内唯一の高等教育機関の存続に努めてまいります。

社会教育の振興、生涯学習の推進についてあります。

社会教育については、学校教育と連携・融合した取組として、ふるさとを愛し誇ることのできる津和野人の育成を掲げております。その実現のため、引き続き、0歳児からの人づくりプログラムのヨコの連携の核となる学びの協働推進事業に取り組みます。本事業の実践を通じて、学校や家庭、地域の連携を強め、単に学校支援にとどまらず、ふるさとは大きな家族のスローガンの下、地域ぐるみの子育てを推進し、地域の教育力の向上を図ります。

また、今後ますます重要になってくる非認知能力を育むためにも、子ども社会で学んできた縦横の人間関係や遊びの中での工夫など、キャリア教育につながる取組を実施します。

その一つとして、放課後子ども教室や子どもの居場所づくり事業を通じて、ふるさとを肌で感じることができるような体験活動の充実を図るとともに、安全に活動できる居場所づくりや環境づくりへの取組を行ってまいります。

近年、青少年の体力や運動能力の全体的な低下に加え、運動する人としない人の二極化が見られるなど、青少年の体力や運動能力の向上は大きな課題もあります。未就学児への運動遊びを継続しつつ、それぞれの体力に合わせて幅広い年代の方が楽しめるスポーツクライミングの普及に取り組み、青少年をはじめとした町民の体力向上を図りたいと考えております。

社会教育施設の活用促進についてあります。

人づくりや地域づくりの中心となるのが公民館です。地域住民のよりどころであり、地域課題を解決していく場でもあります。

今後も地域の拠点として、また、学校と地域をつなぐ核として、各地域のまちづくり委員会とも協力しながら、公民館活動の充実を図ります。

読書が好きな子ども達を育てる取組として、昨年に引き続き、ブックトークと子ども達が自ら読みたい本を選ぶ選書会を開催するとともに、乳幼児健診での絵本の読み聞かせ事業等、乳幼児期から本に親しむ機会を多く提供していきたいと考えております。また、津和野図書館と日原図書館の2館と学校図書館との連携を図りながら情緒豊かな子どもたちの育成を目指します。

青少年育成活動の充実についてであります。

教育基本法の改正により、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが教育の目標として規定されました。次代を担う青少年の育成のために家庭・地域・学校のそれぞれが相互に密接に連携しながら社会総がかりで青少年の健全育成に取り組む体制づくりを一層推進してまいります。

青少年育成体制の充実についてであります。

現在、津和野地区の4組織で取り組んでいる青少年育成協議会については、今後、日原地区でも組織化を図り、活動を広げたいと考えます。

地域文化の振興、文化・芸術活動の振興についてであります。

本町は、安野光雅美術館や森鷗外記念館、郷土館、日原歴史民俗資料館等、多くの文化施設を有しております。

安野光雅美術館については、引き続き、定期的な展示内容の変更を行い、館内展示の充実を図り、また館外展の開催に努め、安野光雅氏の功績や作品世界の認知度の向上を図り、入館者の増加に努めます。また、ワークショップ等の開催により、安野作品の魅力の伝承や美術館を身近に感じていただけるような取組を進めます。

森鷗外記念館では、令和4年度の鷗外没後100年並びに生誕160周年を経て、より一層、官民の各団体と連携し、鷗外の功績について認知向上を図るとともに、鷗外研究を進め、刊行物の発行や講演会、企画展を通して鷗外や鷗外作品の魅力を継続して発信してまいります。

昨年度、蘭学・洋学の町をアピールし、学術交流や観光振興に取り組もうと、岡山県津山市と大分県中津市、そして、本町の3市町で締結した三津同盟については、引き続き学芸員の交流や資料の調査を進めますが、令和5年度には、初めての共同事業として明六社150周年に関する企画展を開催いたします。

また、島根県立大学との西周に関する学術協定によって進めている西周賞や西周全集の発刊に関連する取組など、更に充実してまいりたいと考えております。

文化財の保存・活用についてであります。

文化財行政につきましては、令和3年度に作成した文化財保存・活用地域計画に基づき、貴重な文化財の保存や活用・継承に努めてまいります。

史跡につきましては、国指定史跡津和野城跡の保存修理工事を進めるとともに、令和3年8月の大雪で大きな被害を受けた国指定史跡津和野藩主、亀井家墓所の災害復旧工事を進め、新たに国指定史跡西周旧居の保存修理工事に着手したいと考えております。

また、国指定名勝旧堀氏庭園につきましては、NPO法人旧堀氏庭園を守り活かす会と連携しながらその活用に取り組んでまいります。

そのほか、国指定天然記念物及び名勝青野山の保存活用計画の策定を進めます。

伝統文化の継承についてであります。

国の重要無形民俗文化財津和野弥栄神社の鷺舞が風流踊の構成団体としてユネスコ無形文化遺産の登録が決定したことから引き続きその活動を支援いたします。

他の指定文化財や民俗芸能につきましても、その保存や活用、継承に努めてまいります。

スポーツの振興についてであります。

2030年に島根県で開催される第84回国民スポーツ大会の山岳競技が本町において開催されることが決定しております。

この山岳競技では、現在、クライミング人工壁を用いたスポーツクライミングが実施されております。住民への普及活動や競技団体の設立、会場の選定など、大会に向けての準備に本格的なスタートを切りたいと考えております。

続きまして、基本目標3、働くことを喜びとし、豊かな産業を育てるまちづくりでございます。

農林水産業の振興、農業でございます。

農家の高齢化や担い手対策、耕作放棄地の防止のために、農地の流動化を図り、農業施設の維持、管理労力や生産経費の削減等を行い、地域間競争力の向上を目指すことを目的として、平成29年度より中山・長福地区、堤田地区において、農地の大区画化の圃場整備を行う県営農業競争力強化基盤整備事業と、令和3年度より暗渠排水工事を行う県営農地耕作条件改善事業を進めているところでございます。また、令和4年度より新規事業箇所として、山下地区において、県営農業競争力強化基盤整備事業に着手いたしました。

町といたしましても、引き続き、これらの事業の早期完成に向け、取り組んでいく所存であります。

併せて、当3地区においては、圃場整備事業に附帯したソフト事業制度である高度土地利用調整事業により、肥料代等に対する補助を実施するなど持続可能な農業経営の確立を支援してまいります。

本町では、水稻栽培を主体とした農事組合法人組織が各地で組織され、法人の広域連携組織である「わくわくつわの協同組合」と共に農業生産に取り組んでおりますが、今後、農業従事者の高齢化が進む状況下において、新たな後継者となる担い手の確保は急

務となっており、集落ごとに地域計画の策定が必要となることからこれを進めてまいります。

また、日本型直接支払制度などを活用しながら、地域の農地を守り、耕作放棄地の発生抑制にも引き続き努めてまいります。

近年、日本人のコメ離れが進み、米の消費量が減少する中で、高収益作物への取組が求められております。特に、新型コロナウイルス感染症の影響でコメ余りが生じ、大きく米価が下落しましたが、行動制限の緩和により、少しずつではありますが、復調の兆しを見せているところでございます。

本町では、国の政策である経営所得安定対策等事業を活用し、家畜用の飼料用米やＷＣＳの栽培、地域の振興作物である山菜、わさび、里芋などに対して補助金を交付しており、これらの転換作物の栽培面積が拡大しつつあります。これにより、主食用水稲の栽培抑制につながるとともに、主食用水稲は希望どおりの作付けができる状態となっております。

今後も、水田を活用した高収益作物への転換を進めていく必要があり、更に、山菜やわさび、栗などの栽培を推進してまいります。

令和3年度から県単補助事業の産地創生事業を活用した取組を実施しておりますが、そのほかの作物についても積極的な取組に対してできる限り協力してまいります。

数年前より、U・Iターンにて農業を目指す方々が増えておりますが、つわの百姓塾をはじめ、町内農業者に新規就農者への営農指導やバックアップなどをしていただいたおかげで、20名以上の新規就農者が移住・定着されています。

今後も、この勢いを止めることなく、移住者を呼び込むことが、農地を守る担い手確保につながると考え、引き続き、新規就農者確保に力を入れてまいります。

地産地消の取組では、町内の2つの道の駅の販売所などを活用し、地元産野菜などの販売強化を推進しています。これに併せて、農産物処理加工施設等を活用した野菜等の加工や地産都消の取組にもチャレンジしており、クオリティーの高い農産物の生産技術についても啓発活動をしてまいります。

林業についてであります。

林業では、町内で木質バイオマスガス化発電所が昨年8月より本格稼働しました。当施設の原料となるチップを安定供給するためにも、スギやヒノキの針葉樹だけでなく、広葉樹の間伐、皆伐も含めて、町内の森林整備を進めていくことを検討したいと考えております。

そのためには、森林環境譲与税の交付金を活用し、森林所有者の境界確認や県営の林業専用道開設事業、自伐型林業実践者の育成事業などを行い、町の約9割を占める森林資源の活用を推進していきます。

これらの事業においては、航空レーザー測量で得られたデータを活用し、関係者が集会所等において、机上でも山林境界を確認する事業に積極的に取り組むことにより、山林が活用できる仕組みづくりを森林組合等と連携しながら進めてまいります。

また、本町の地域おこし協力隊による自伐型林業の取組は先駆的なものとして評価されつつあり、これまでに1ターンで23人が転入いたしました。このうち8名は研修終了後にも本町に定住し、自伐型林業に関する仕事を担っており、併せて現役生も現在5名が活動中であり、町の定住対策の大きな柱となっております。

有害鳥獣対策においては、イノシシやサルなどによる被害が依然として拡大している状況から、集落支援員の雇用により体制強化を図るとともに、捕獲奨励金制度の見直しにより、捕獲数の増加を図ってまいりました。

また、新たにシカによる林業被害が顕在化したため、里山周辺での捕獲に加え、奥山でのシカの捕獲に重点を置くとともに、防護柵等による防除の支援を強化することで被害の減少を図りたいと考えております。

水産業についてであります。

高津川漁業協同組合に確認しましたところ、昨年の鮎の漁獲量は、前年より1.1トン増の4.2トン、ツガニにも0.7トン増の1トンで豊漁となりました。

しかし、鮎においては、空梅雨の影響で竿釣りや網漁の回数が増えたことにより、漁協の買取値が値下がりしたという状況が発生しております。高津川漁業協同組合が、毎年秋に調査している鮎の流下仔魚数は近年は増加傾向にあり、昨年度は9年ぶりに多くの天然遡上がありました。

今後の展望としましては、昨年秋からこの冬の海上の天候、特に海水温の動きが今年の鮎漁獲量に影響することから、漁協から情報提供をいただきながら、今年も豊漁となることを期待するとともに、状況に応じて、町としての支援策も検討したいと考えております。

商工業の振興についてであります。

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる 것을決定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は、依然として本町の商工業の業績に大きな影響を与えている状況です。

観光を基幹産業の一つとする本町においては、商工業と観光業を保護し、振興することが急務であることから、今後とも国・県等の動向を注視しながら商工業全般に配慮したきめ細やかで多層的な経済対策を継続して実施いたします。

更に、事業者への支援策として、利子補給や信用保証料補給などの金融支援施策を的確に実施し、津和野町個別商業包括的支援事業や島根県地域商業活性化支援事業を活用した空き店舗活用支援制度により商工業全体の支援を進めてまいります。

今後も、商工会や関係団体と連携を図り、助成事業の適切な支援やワンストップ支援体制の充実により、新しい魅力づくり、事業者への支援を進めてまいります。

企業誘致の推進についてであります。

企業誘致につきましては、IT系企業の誘致を促進しており、その中でも、情報システム開発等を行うシステムエンジニアなど、専門系事務職場の誘致に積極的に取り組んでおります。

また、効果的に企業誘致を行うため、地方への進出を検討する企業とのネットワークを有する専門事業者に、本町の特性に合った企業の選定、企業との接触機会の創出、企業の本町への視察実施等に係る専門系事務職場誘致促進事業の業務委託をし、取組を進めております。令和4年度においては、本事業により、当町に進出を希望する2社が来町し、令和5年度の立地を目標に協議を進めております。

更に、本事業を通じ委託事業者から紹介をいただいたモディス株式会社が、当町の抱える課題を発掘し、デジタルトランスフォーメーションを活用した課題解決方法を探る地方創生VIを実施しております。

デジタルトランスフォーメーションは、行政のみでなく、町民、企業等、町全体にとって有効な変革をもたらすものと認識しており、今後も専門的知識を有する企業と連携し、推進してまいりたいと考えております。

本町の企業誘致におきましては、町に事業所を進出いただく取組だけでなく、町外の様々なIT系企業と関係性を構築し、企業による研修など、町の発展にとって有効な取組を進めることも重要と考えております。

令和5年度においても、専門系事務職場誘致促進事業に取り組み、様々な企業との関係性を構築し、誘致及び企業との連携による有効な取組を進めてまいります。

地場産業の振興についてであります。

本町では、地場産業の基盤が脆弱であることから、引き続き、その支援・育成のため、津和野町個別商業包括的支援事業をはじめとした商工振興施策を実施いたします。

また、事業承継についても、その課題を把握し、県・商工会と連携して円滑な事業承継が行えるよう、強力に支援していきます。

人口減少に伴い、本町の経済規模は縮小しておりますが、こうした中でも原点に立ち返り、できるだけ町内で資金が循環するよう、地元小売店や事業者での消費を促す啓発活動に取り組み、地場産業の振興に貢献してまいりたいと思います。

起業の促進についてです。

起業については、産業振興のための条例制度に基づいた投資支援、新規事業開拓支援、地域情報を活用したマッチングを行うなど、起業の促進に努めるとともに関係機関と連携して情報発信に努めます。

また、県・商工会と連携して新規起業をサポートするとともに、創業後の経営安定に向けた伴走型の支援により育成にも努めています。

雇用対策についてであります。

益田管内においては、求職者と求人募集企業間の情報交換不足や人材不足により需要と供給の不一致が生じております。併せて、学生の多くが就職のため、地域外に転出している状況が続いております。

これらの状況を改善するため、町内企業と求職者への情報発信、マッチングを行い、町内での雇用及び就業の活性化を図るとともに、新規学卒者の雇用支援を実施いたします。

観光及びレクリエーションの振興、観光の現状についてです。

令和4年の年間観光客入り込み数は約100万2,000人、年間宿泊者数は約1万6,400人に対して、令和3年の年間観光客入り込み数は約87万9,000人、年間宿泊者数約1万4,600人と、入り込み数は約14%、宿泊者数は約12%増で、ようやく増加に転じたところです。

また、インバウンド関連の宿泊者数については、令和3年は宿泊者数0人に対し、令和4年は宿泊者数125人となっております。

入り込みについては、昨年1月のまん延防止等重点措置の適用や夏のコロナ感染急拡大によりマイナスの影響があったものの、旅行気運の回復や全国旅行支援の実施などにより、総数はプラスに転じ、コロナ前に戻りつつあると考えております。

宿泊者数についても、依然としてコロナウイルス感染症の深刻な影響を受けている状況ですが、同じく、全国旅行支援策などの国の対策もあり、確実に回復しつつある状況です。また、インバウンド関連も入国規制が緩和されたことにより、国際線の再開や円安も手伝って大きく需要が伸びることが予想される中、当町においても回復の兆しが見えてきたところです。

新しい魅力づくりについてであります。

山口県央連携事業では、山口県内の6市とともに周遊を促進し、観光消費額の向上のため、新たな観光イベントやキャンペーンなどを創造してまいります。

また、観光協会や町内事業者と連携し、既にある資源のストーリーに磨き上げを行い、満足度の高い観光資源を創造してまいります。

令和4年度は、森鷗外没後100年を起点として、100年前のストーリーや鷗外が好んだ食に着目した事業を開拓してきましたが、引き続き、この取組を今後の新たな観光資源にしてまいりたいと思います。

来年度は、日本遺産認定の最終審査年度になります。津和野町日本遺産活用推進協議会と連携し、多くの方にこの日本遺産のストーリーの新しい魅力を体験していただき、観光満足度を向上させるよう努めてまいります。

滞在時間延長策・宿泊客誘致についてであります。

魅力的な観光コンテンツを丁寧に紹介しながら、日本遺産を中心に町の自然や文化を活かした体験型観光を提供し、宿泊数の増加と滞在時間の延長に取り組んでまいります。また、ハード面として、昨年度に引き続き、地域一体となった面向的な観光地の再生、高

付加価値化事業を継続して実施することにより、様々なタイプの宿泊施設や観光施設の充実に努めます。

更に、駅を中心とした公共交通機関の利便性の向上や案内表示等のサービスの充実を図り、アクセス機能の充実を図ります。

以上の取組により、観光消費額の向上に向け、滞在時間の延長と宿泊率の向上に積極的に取り組みます。

観光PRの展開についてです。

観光PRについては、様々な情報発信媒体があることからそれぞれの特性を踏まえて対象となる顧客像を設定し、適切な媒体とPR方法の選択を行い、効果的に実施してまいります。

更に、既存のコンテンツに加えて、山口線全線開通100年やユネスコ無形文化財に登録された鷺舞などの旬な情報も交えて、情報発信に努めます。

広域観光の推進についてであります。

都市交流事業や津和野町東京事務所を中心に萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携し、広域的な観光PRや誘客セールスなど、お互いに協力しながら機能を果たしてまいります。また、引き続き、島根県内の協議会や隣接する山口県の協議会とも、広域的な観光誘客に取り組んでいくとともに、東京都文京区、鳥取市や北九州市、三津同盟構成市町とも交流連携を進めてまいります。

更に、令和4年度山口県央連携事業の成果をもとに、引き続き、山口県6市との観光地域づくりに係る広域連携組織を活用し、スケールメリットを生かした圏域交流人口の拡大施策を展開してまいります。

観光基本計画の策定についてです。

令和3年度に策定した津和野町観光振興計画に沿って、関係団体、民間事業者に加えて地域住民の方々と連携しながら計画を遂行し、成果を上げることに努めてまいります。

公園等の維持管理及び事業推進についてです。

西中国山地国定公園の安蔵寺山、青野山県立自然公園の地倉沼、青野山、城山については、県・地元の関係団体と連携し、遊歩道の維持など中心に適切に管理していくよう努めてまいります。特に、城山については整備事業が竣工し、ライトアップ、遊歩道、植樹、東屋、公衆トイレの施設が整いました。今後、これらのインフラを有効に活用してまいります。

そのほか、町内に有する公園については、町民の憩いの場として、そして、観光客誘致に活用できるよう、引き続き維持管理を進めてまいります。

この中で、令和5年度は、昨年のカントリーパーク公園施設整備に引き続き、今後の公園整備にあたっての町民の皆さまの御意見を聞く場を設け、親しみのある公園づくりに活かしてまいりたいと思います。また、利用について課題となっていました津和野運動広場に隣接するテニスコートの改修に取り組んでまいります。

津和野ブランドの宣伝活動についてであります。

津和野町には、栗、里芋、鮎、わさび、山菜等、市場で高い評価を得ている農産物があり、それぞれの特産品の持つ特徴を把握し、新商品の開発を進め、官民連携でブランド化を推進してまいります。

更に、町内の道の駅、津和野町東京事務所、島根県東京事務所をブランドの発信拠点として宣伝活動を展開し、市場開拓を行ってまいります。

続きまして、基本目標4、助け合う心を大切にし、明るい家庭や地域をつくるまちづくりについてです。健康増進の推進、健康づくりの推進です。

令和5年度より改定となった津和野町健康増進計画第2期健康つわの21を12カ年計画で進めてまいります。全ての町民が健康で明るく、生きがいを持って生活ができる町の実現を目指して、津和野町健康で生きがいのあるまちづくり会議や町内12地区の健康を守る会を中心に、計画目標の達成に向けて取り組んでまいります。

現在、年度末年齢が76歳から85歳の後期高齢者の方は、島根県後期高齢者医療広域連合が実施する歯科口腔検診を自己負担なしで受けることができます。

本町は、これまでも7020運動や8020運動を推奨し、歯科事業に力を入れてきているところであり、また、近年、齶歯及び歯周病に代表される歯科疾患は、その発病、進行により、食生活や社会生活等に支障を来すとされております。そのため、令和5年度からは、町独自に86歳から88歳までの方を対象とした歯科口腔健診を実施いたします。

小児がんと診断され、抗がん剤の投与、骨髄移植などの造血幹細胞移植の治療を受け、以前に接種されたワクチンの効果が低下、消滅した場合や、長期にわたり療養を必要とする疾患にかかった場合、定期予防接種を受けることができず、再接種を必要とすることがあります。

これまででは、再接種費用は自己負担となっていましたが、令和5年度より医師に必要と判断された方に対し、感染症の蔓延防止及び経済的負担の軽減を図るために、再接種費用の補助を開始いたします。

生活習慣病予防の推進についてです。

今年度より集団健康診査を予約制にすることにより、待ち時間の大幅な削減及び新型コロナウイルスの感染防止を図ってまいりました。また、別の日に健診結果報告会を実施することにより、手軽に受診できる健診を今後も目指してまいります。

地域福祉の推進、地域福祉活動の促進についてであります。

令和5年度からは、津和野町地域福祉計画が改定され、第3期計画となります。この計画を基に、地域や住民、行政が一体となった取組を進め、更なる地域福祉の充実を図ってまいります。また、津和野町社会福祉協議会や民生児童委員との連携により、生活に不安や困難さを抱える町民の相談に対応し、全ての方が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

買い物支援の充実についてです。

津和野町買い物支援センターを拠点に取り組んでおります高齢者等見守り及び買い物支援サービスにつきましては、津和野町全域を対象に、週4日の月・火・木・金に拡充配達を実施しております。令和5年度も引き続き、地域課題解決に向けた取組として、関係部署と連携を図りながら町民ニーズを踏まえたサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、懸案でありました日原地区の買い物対策については、商業施設の公設民営化により解決を図ることになり、枕瀬地区に、特産品等の売場、交流スペース、買い物支援センターの3つの機能を集約した地域活性化複合施設を整備いたします。

併せて、島根県中小企業活性化協議会の事業承継スキームにより、民間同士の事業承継が円滑に実施されるよう支援してまいります。

高齢者福祉の充実、高齢者福祉の現状についてであります。

本町の令和5年1月末現在の高齢化率は49.9%となっており、前年同期に比べて0.3ポイント上昇しております。また、高齢独居世帯も増加しており、高齢者生活支援は、本町福祉施策の中でも重要な課題のひとつと考えております。

地域お達者サロンサービス事業や高齢者等配食サービス事業に引き続き取り組むことにより、高齢者の社会参加及び社会貢献の推進、健康増進や見守り等につないでまいります。また、高齢独居世帯においては、緊急通報装置設置事業の活用により、地域で安心して生活をつなぐことができるよう取り組むとともに、高齢者の見守り活動を推進してまいります。

高齢者福祉サービスの充実についてです。

本人・家族からの相談や医療機関及び民生委員等関係機関からの情報提供を通じて、要介護・要支援になる恐れのある高齢者を把握することで、適切な介護サービスや地域支援事業につながができるよう、各関係機関との連携体制づくりを強化してまいります。

気軽に集まれる場づくりについてです。

地域の中では、社会参加の機会や活動の場の確保、生活機能の低下に伴うフレイル対策、お互いの見守りや助け合いの拠点となる住民主体の通いの場が増えてきており、こうした場を活用した健康づくりや介護予防の取組を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築のためにも、つながりの強化を推し進めてまいります。

地域包括ケアシステムの充実についてであります。

地域の人々がお互いに協力し、支え合いながら、高齢の方が住み慣れた家、住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいを持って安心して過ごすことができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいの要素が相互に関係し、連携しながら在宅での生活を支えていくため、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。また、今後の人

口減少社会を考えると、福祉介護事業の縮小は避けられない状況であり、安定した福祉介護事業継続のためにも、事業所の統合について検討すべき時期にあります。

行政主導による将来的な福祉介護関連施設の一本化が望ましいと考えておりますが、各事業所の御意見も十分にお聞きした上で、段階的な施設の統合についても検討する必要があると考えております。

障がい者福祉の充実、障がい者を取り巻く環境の変化についてであります。

近年、障がいの多様化、障がい者やその家族の高齢化、地域移行の推進等により、障がい者のニーズも多様化しております。

こうした状況を踏まえ、障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活し続けられるよう、自立支援協議会とその専門部会を中心に、第6期津和野町障がい者福祉計画に基づいた事業を推進してまいります。

自立と社会活動参加の促進についてです。町内において、障がい福祉サービス事業を実施している社会福祉法人つわの清流会及び津和野町社会福祉協議会と連携して、障がい者・障がい児の支援及び自立に向けて取り組んでまいります。

障がい者（児）や家族等への支援の充実についてであります。

津和野町障がい者福祉センターで実施している障がい児の放課後等デイサービス事業について、利用者の増加により、手狭になった建物を増築しました。このことにより、令和5年度からは多くの子どもの受入れが可能となります。また、18歳未満で聴力レベルが身体障害者手帳の対象にならない難聴児（両耳の平均が30dB以上70dB未満）のコミュニケーションを補うために補聴器の購入に対する助成を行います。

児童福祉・子育て支援の推進、家庭・地域における子育ての支援についてであります。

全ての家庭において子ども達が健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる環境の整備や相談支援体制の充実に努め、令和5年度から子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、こども家庭センターを設置します。これにより、妊娠期から子育て世帯まで、子どもに関する一体的な相談支援体制が構築されることとなり、今まで以上に必要な支援ができるようになります。また、産前産後訪問サポート事業及び子育て世帯訪問支援事業を開始し、妊婦・子育て世帯へ向け、家事や育児の直接的な支援を展開します。

更に、昨年度より開始した子育て短期支援事業での子育て世帯へのレスパイト支援も継続し、子育て世帯への支援事業を充実させることにより、児童虐待の防止に努め、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等相互連携しながら、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで一体的・継続的な支援を進めてまいります。

以前から保護者より要望がありました放課後児童クラブの開所時間の延長について、令和5年度より開所時間を、平日については放課後から18時30分まで、長期休暇や土曜日等については7時半から18時30分までとし、朝夕をそれぞれ30分延長することにより、共働き世帯の支援を充実してまいります。

保育所等の整備とニーズに合った保育内容の取組についてであります。

令和5年度からは、新たな幼児教育コーディネーターを採用し、町内保育所等における更なる保育の質の向上や総合的な支援を継続してまいります。

幼児期の発達段階で、発音が不明瞭で聞き取りにくい、吃音等の心配がある場合に、保護者や保育士を対象として、家庭や保育園での関わり方や医療の必要性について、リハビリテーションカレッジ島根の言語聴覚士による発音の相談事業を実施いたします。

ひとり親家庭等に対する福祉の充実、経済的自立に向けた就労の促進についてであります。

毎年開催する生活困窮者対策庁内連絡会議により、窓口対応を行う職員等から提供される生活困窮者と思われる方の情報を関係者間で共有し、適切な窓口につなぐ取組も実施しています。

生活保護行政の確立と推進についてであります。

本町における生活保護の被保護者数等については、令和4年1月末現在で世帯数21世帯、受給者数24人、申請件数は2件、廃止件数は8件となっております。

申請件数が少ない要因としては、平成27年度より、社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業により、生活保護に至る前の支援を強化していることの成果であると考えられ、廃止件数につきましては、死亡、辞退、施設入所、転出が要因であり、結果として保護受給世帯の減少傾向が続いている状況にあります。

今後も、関連機関との情報の共有や研修等において連携を図り、適正な生活保護行政の運営に努めてまいります。

地域医療の確保と充実の取組についてであります。

地域医療については、指定管理者である医療法人橘井堂が、津和野共存病院、介護老人保健施設せせらぎ、日原診療所、訪問介護ステーションせきせいの運営を担い、大切な医療を支えていただいております。

令和5年度においても、自治医科大学卒業医師の派遣、更に津和野町奨学金貸与医師1名が赴任されており、三輪理事長以下8名の常勤医師による体制となっております。

医療・介護従事者不足による厳しい環境の中、法人の皆様には本町の医療を守るために素より献身的な取組をしていただいており、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

また、引き続き、益田赤十字病院、木谷院長に津和野町医療・介護統括管理者を委嘱し、圏域における津和野町の医療・介護の在り方を再検証するとともに、益田圏域における機能分担と病病連携を更に強化し、医療の質の向上と量の確保を目指します。

医師をはじめとした医療・介護従事者不足は更に深刻になっており、圏域での連携を深めるとともに、県の協力を仰ぐことが不可欠と考えており、そのためにも、現状を常に検証しながら、本町医療の理念と展望を示してまいりたいと考えます。

津和野共存病院においては、引き続き、総合診療体制を強化し、圏域内での入退院連携の推進を図るとともに、地域医療拠点病院として、巡回診療の推進を進めてまいります。また、初期臨床研修プログラムでの初期研修医及び後期研修医等の次代を担う若い世代の医師を積極的に受け入れ、医療のみならず、津和野町での生活を通して、多くの学びが得られる場の提供を支援していきたいと考えております。

日原診療所においては、令和4年3月の移転増築に伴い、レントゲン撮影などの検査が可能となり、診療・検査機能の充実を図りました。

今後も、日原地域唯一の医療機関として医療を提供してまいります。

介護老人保健施設せせらぎにおいては、圏域内の病病連携を推進し、在宅療養を支援する中で利用稼働率の向上に努めてまいりました。

今後も、町民利用を中心に進めながら、圏域における介護老人保健施設の役割として利用稼働を高い水準で維持していきたいと考えております。

訪問看護ステーションせきせいにおいては、深刻な医療従事者不足の中、より在宅療養を支援し、幅広い看護サービスの提供を目指し、令和4年7月より、津和野共存病院のみなし訪問看護に移行し、一時休止としております。みなし訪問看護として、訪問診療とともに津和野町の在宅看取りを含めた在宅診療を支える中心となるよう、努力してまいります。

なお、早期にステーション再開を目指し、医療従事者の確保に努めます。高齢化と人口減少の中、人口予測等を考慮しながら、各施設において必要な医療と介護を提供してまいりたいと考えております。

今後の医師確保については、引き続き、医療法人橘井堂と連携し、島根県をはじめ、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の地域枠入学者・奨学生などとの意見交換会やオンラインでの面会など、考えられる様々な取組をしてまいります。

また、津和野町だからこそ経験できる、総合診療を中心とした包括的地域医療を次世代を担う医師に経験していただきたいと考えております。また、医師のみならず、医療技術職、看護師、介護福祉士等、医療福祉従事者不足は、引き続き大きな課題となっております。医学生の実習の受け入れとともに、大学・専門学校などの技術者養成施設等の訪問により、津和野町の奨学金制度や地域包括ケアの説明を行い、人材確保等に力を入れてまいります。

更には、津和野町の人口推移、要介護人口や生産人口などを分析し、将来にわたって必要な施設や確保しなければならない人員を明確にしてまいりたいと考えております。

医療と介護の両立を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供が求められております。このため、介護保険の地域支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられ、事業を展開しております。地域の医療・介護サービス資源の把握、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築、医療・介護関係者の情報共有支援、在宅医療・介

護連携に関する相談支援について事業を展開し、地域包括ケアを更に深く浸透させていきたいと考えております。また、昨年度に引き続き、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発に取り組んでまいります。

また、これまで普及に力を入れてまいりましたまめネットについては、町内での発行枚数が1,756枚、人口の26.45%となっております。引き続き、推進を図る一方で、住民の日常の健康管理にも役立つ活用を検討してまいります。

高齢者が在宅で生活し続けるためには、医療・介護の提供のみならず、住まいの整備も大きな要因です。安心して津和野町で暮らしを続けるためには、必要なときに医療や介護を適切に受けられ、日常生活環境が整えられていることが不可欠であると考えます。季節的な利用や一時滞在、医療近接・共同居住型賃貸住宅の活用等、様々な利用ニーズを調査し、住まいの充実に向けて努力いたします。

通院手段の確保についてであります。

町内には分娩可能な医療機関がないため、町外の医療機関に通院する必要があります。妊娠婦と家族の経済的負担が軽減するよう、分娩までに必要な検査から産後の1か月検診に係る通院費用の一部を補助し、母子共に安全安心な分娩の確保に努めてまいります。

人権同和問題と多様性の尊重、人権同和対策の推進についてであります。

同和問題をはじめとする人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権に関わる重要な問題です。差別の現実に学び、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の根絶を目指し、真に一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るいまちづくりに努めます。

そのためには、関係諸団体との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的かつ継続的な取組を行い、知識から認識へ、そして、行動できる人材の育成に努めてまいります。

男女共同参画の推進についてであります。

男女共同参画社会の実現につきましては、平成30年度に策定した第2次津和野町男女共同参画計画に基づき、数値目標に対する進捗状況の検証を行い、目標達成を目指します。引き続き、島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域や若い世代への啓発活動を充実させ、男性も女性も共に対等なパートナーとして、互いの人権を尊重し、個性と能力を發揮することができる社会の実現を目指します。

次に、基本目標5、多くの人々と交流し、開かれたまちづくりについてであります。

移住・定住の促進、平成31年度に策定した第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に基づき、引き続き、若い女性が住みたいまちづくりを基本的視点として、津和野に回帰するひとの流れをつくることや、若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえるなど、5つの柱からなる基本目標に向けた移住・定住施策を推進してまいります。定住対策の柱とする0歳児からの人づくりについては、津和野高校支援とともに町内の

小中学校や保育所等の教育機関と地域の団体や個人をつなぎ、ひとつづくりやまちづくりのコンソーシアムを構築し、特色ある本町の教育の魅力化を図ります。

その上で、町内を卒業した子ども達とのつながりづくりを進め、関係人口に成り得る卒業生との接点を創出することで教育を起点にしたUターンや教育移住の促進と関係人口の増加に取り組んでまいります。

定住対策については、同じように人口減少を課題とする地方自治体による地域間競争の様相を呈しており、単にサービスの提供を競うだけにとどまらず、町の特色を発揮することが重要だと考えております。

教育の魅力化による本町の独自性と魅力化を行う取組を軸としながら、その上で空き家情報バンク事業の推進や移住・定住者へのサポート、妊産婦通院サポート事業や広域連携等による出会い創出事業などに取り組んでまいります。また、令和3年度に新たに創設した民間賃貸住宅建設（改修）支援事業等を活用し、住環境等において更なる支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

平成28年11月に設置しました津和野町女性会議におきましては、令和3年度において、第3期女性会議5名の委員により、若い女性が住みたいまちづくりの実現に向けた具体的な活動展開を図るための体制づくりを検討してまいりましたが、令和4年度から、津和野町女性会議を発展させた任意団体L a d y g o ~ T s u w a n o ~が設立されました。当団体と連携し、女性の視点から津和野町の子育て、仕事の情報発信を行うなど、居住・定住サポートを推進してまいります。

次に、高齢者の皆様が本町でいつまでも安心して健康に暮らし続けていただくことも重要な定住対策と認めております。

特に、コロナ禍においては、地域の交流の場や帰省される家族との触れ合いの機会が極端に減少し、精神面に与える影響が大きかったと認めており、今後は、心のケアを目的とした交流の場づくりなど、ウイズコロナの動向を見ながら、老人クラブ等の団体と連携し実施するとともに、先に申し上げた高齢者福祉対策を着実に進めてまいります。また、シルバー人材センターは、高齢者に就労の場を提供するとともに活動を通して健康づくりにも寄与しております。

今後も活動支援を行うとともに、島根大学じげおこしプロジェクトとの連携による専門的知見やノウハウを活用したeスポーツの活用による健康づくり等を推進してまいります。

関係人口の創出についてであります。

人口減少が進む中、持続可能なまちづくりは、地域に住む人々だけでなく、地域外の人々に対しても地域と多様につながり、地域課題の解決に一緒になって取り組む関係人口の創出が必要であり、地域の活性化につながる新たな社会需要を取り組む施策を進めてまいります。

令和4年度より県の補助事業を活用し、津和野高校卒業生とのつながり創出モデル事業を実施しております。津和野高校卒業後も、町内企業や地域とのネットワークの構築を図ることとし、令和5年度においても継続して、当事業を推進してまいります。

地域間交流の促進、文化交流の推進についてであります。

本町は、東京都文京区、鳥取市鹿野町、廿日市市、三津同盟による津山市及び中津市と文化を基にした交流を行ってまいりました。

今後もネットワークを更に深め、住民同士の人的交流を活発化するなど、文化交流を推進してまいります。

国際交流の推進についてであります。

国際交流については、今年度、国の入国規制も緩和され、今後、出入国が盛んになり、コロナ前の状況に戻っていくと予想されます。このような状況の中、津和野町国際交流協会と連携し、観光施策とも連動したインバウンド観光の回復を見通した施策の実施、情報発信を行い、多文化共生を目指した国際交流を行ってまいります。

特別会計についてであります。

特別会計につきましては、各会計ともに人口減少や高齢化などにより厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取組について申し上げました。本町は、人口減少対策や過疎高齢化に伴う様々な解決課題を抱える一方で、財政状況はより一層厳しさを増すものと予想しておりますが、現実を直視し、常に社会経済情勢の変化や新たなニーズに柔軟に対応し、事態を好転させる改革に意欲を持って取り組んでまいります。

町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の発展のために最大限の努力を傾注してまいる所存でございます。町議会をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和5年度の施政方針といたします。

○議長（草田　吉丸君）　お疲れさまでした。以上で、町長施政方針を終わります。

それでは、午後2時まで休憩とします。

午後0時53分休憩

午後2時00分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第36. 議案第32号

日程第37. 議案第33号

日程第38. 議案第34号

日程第39．議案第35号

日程第40．議案第36号

日程第41．議案第37号

日程第42．議案第38号

日程第43．議案第39号

日程第44．議案第40号

日程第45．議案第41号

日程第46．議案第42号

日程第47．議案第43号

○議長（草田 吉丸君）　日程第36、議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第47、議案第43号令和5年度津和野町水道事業会計予算まで、以上12案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君）　それでは、議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、返地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、町道福谷線道路改良工事及び町道砥石線道路改良工事に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第33号でございますが、令和5年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億7,500万円とするものでございます。

歳出の主なものは、津和野庁舎増築工事費等総額5,751万1,000円、地方創生推進事業費総額8,776万2,000円、定住支援体制強化事業費総額6,130万円、地域活性化複合施設整備事業費総額5億6,465万5,000円、病院等処遇改善に伴う繰出金7,957万9,000円、中山間地域等直接支払制度事業費総額5,719万2,000円、町道5路線改良事業費総額1億6,299万円、道路長寿命化対策事業費総額2億5,330万円、中座団地等住宅建設事業費総額1億5,200万3,000円、過年社会教育施設災害復旧事業費総額9,608万2,000円です。

歳入の主なものは、町税6億2,684万3,000円、地方消費税交付金1億5,000万円、地方交付税42億5,000万円、国庫支出金10億6,413万6,000円、県支出金5億9,145万2,000円、寄付金6,500万5,000円、繰入金7億3,392万3,000円、町債12億6,080万円でございます。

議案第34号でございますが、令和5年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,417万9,000円とするものであります。歳出の主なものは、保険給付費7億1,540万9,000円、国民健康保険事業費納付金1億8,262万1,000円、保険事業費2,135万7,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億1,919万3,000円、県支出金7億3,716万5,000円、繰入金9,775万3,000円でございます。

議案第35号でございますが、令和5年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,784万4,000円とするものでございます。歳出の主なものは、総務費2,966万8,000円、保険給付費12億5,650万9,000円、地域支援事業費8,881万4,000円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料1億9,781万2,000円、国庫支出金3億8,665万3,000円、支払基金交付金3億5,130万3,000円、県支出金2億30万8,000円、繰入金2億3,112万9,000円でございます。

議案第36号でございますが、令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,085万円とするものでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億1,461万9,000円、諸支出金489万3,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料9,902万7,000円、繰入金2億1,663万2,000円でございます。

議案第37号でございますが、令和5年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,326万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、下水道事業費2億1,836万9,000円、公債費1億9,489万7,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料5,895万6,000円、国庫支出金5,800万円、繰入金1億6,897万8,000円、町債1億2,560万円でございます。

議案第38号でございますが、令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ408万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費197万6,000円、公債費211万2,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料87万8,000円、繰入金321万円でございます。

議案第39号ですが、令和5年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,239万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学金費1,239万6,000円でございます。

歳入の主なものは、繰入金732万円、諸収入507万3,000円でございます。

議案第40号でございますが、令和5年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,008万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費6,003万6,000円です。

歳入の主なものは、診療収入5,557万4,000円、繰入金291万6,000円、諸収入135万6,000円でございます。

議案第41号でございますが、令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,710万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業費3億2,496万4,000円、訪問看護事業費2,209万4,000円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業収入2億6,761万2,000円、訪問看護事業収入1,249万9,000円、繰入金6,649万1,000円でございます。

議案第42号ですが、令和5年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出予算総額を8億1,396万1,000円とし、資本的収入予算総額を1億1,071万2,000円、資本的支出予算総額を1億2,960万1,000円とするもので、不足する1,888万9,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

支出の主なものは、医業費用8億299万7,000円、医業外費用1,096万4,000円、建設改良費9,197万5,000円、企業債償還金3,762万6,000円でございます。

収入の主なものは、医業収益6億5,228万円、医業外収益1億6,168万1,000円、企業債9,190万円、負担金1,881万2,000円でございます。

議案第43号ですが、令和5年度津和野町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入予算総額3億2,899万4,000円、収益的支出予算総額2億8,686万1,000円とし、資本的収入予算総額3億5,792万円、資本的支出予算総額4億3,501万3,000円とするもので、不足する7,709万3,000円を現年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

支出の主なものは、営業費用2億6,504万4,000円、営業外費用2,171万6,000円、建設改良費2億8,696万4,000円、企業債償還金1億4,789万6,000円でございます。

収入の主なものは、営業収益1億5,804万9,000円、営業外収益1億7,093万7,000円、企業債2億140万円、補助金7,034万4,000円、国庫補助金8,548万3,000円でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま執行部より提案理由の説明がありました日程第36、議案第32号より、日程第47、議案第43号まで、以上12案件につきましては、質疑を省略し、冒頭、議会運営委員長より報告のありましたとおり、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、議案第32号より議案第43号まで、以上12案件につきましては予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く議員10名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員10名を予算審査特別委員に選任することに決しました。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。

それでは、ここで暫時休憩とします。

午後2時13分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に4番、米澤宏文議員、副委員長に11番、川田剛議員が選任をされました。

ここで予算審査特別委員長より御挨拶をお願いいたします。米澤委員長。

○予算審査特別委員会委員長（米澤　宏文君）　予算審査特別委員会委員長を受け持つことになりました米澤でございます。

令和5年度の津和野町の予算が適切となるよう審査をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　ありがとうございました。

なお、本日までに受理した要望、陳情書は既に配付のとおりであります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午後 2 時 15 分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　月　日

議　長

署名議員

署名議員

令和5年 第2回（定例）津和野町議会会議録（第2日）

令和5年3月7日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和5年3月7日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第3号議案 令和3年災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について

- 日程第3 町長提出第4号議案 津和野町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第4 町長提出第5号議案 津和野町個人情報保護運営審議会条例の制定について
- 日程第5 町長提出第6号議案 津和野町情報公開不服審査会条例の制定について
- 日程第6 町長提出第7号議案 津和野町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 町長提出第8号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第9号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第9 町長提出第10号議案 津和野町放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第11号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第12号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第13号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第14号議案 津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第15号議案 津和野町行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第15 町長提出第16号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第17号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第17 町長提出第18号議案 町道山入喜時雨線の路線認定について
- 日程第18 町長提出第19号議案 町道青原住宅線の路線廃止について
- 日程第19 町長提出第20号議案 町道青原駅線の路線認定について
- 日程第20 町長提出第21号議案 津和野町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第21 町長提出第22号議案 津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第22 町長提出第23号議案 令和4年度津和野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 町長提出第24号議案 令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 町長提出第25号議案 令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第 25 町長提出第 26 号議案 令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 町長提出第 27 号議案 令和 4 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 27 町長提出第 28 号議案 令和 4 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 28 町長提出第 29 号議案 令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 29 町長提出第 30 号議案 令和 4 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 30 町長提出第 31 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 31 発委第 1 号 津和野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 3 号議案 令和 3 年災第 2087 号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について

日程第 3 町長提出第 4 号議案 津和野町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第 4 町長提出第 5 号議案 津和野町個人情報保護運営審議会条例の制定について

日程第 5 町長提出第 6 号議案 津和野町情報公開不服審査会条例の制定について

日程第 6 町長提出第 7 号議案 津和野町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について

日程第 7 町長提出第 8 号議案 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 9 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第 9 町長提出第 10 号議案 津和野町放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 11 号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 12 号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 13 号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 14 号議案 津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 15 号議案 津和野町行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第 15 町長提出第 16 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 16 町長提出第 17 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 18 号議案 町道山入喜時雨線の路線認定について

日程第 18 町長提出第 19 号議案 町道青原住宅線の路線廃止について

日程第 19 町長提出第 20 号議案 町道青原駅線の路線認定について

日程第 20 町長提出第 21 号議案 津和野町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

日程第 21 町長提出第 22 号議案 津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 22 町長提出第 23 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 23 町長提出第 24 号議案 令和 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 24 町長提出第 25 号議案 令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 25 町長提出第 26 号議案 令和 4 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 町長提出第 27 号議案 令和 4 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 27 町長提出第 28 号議案 令和 4 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 28 町長提出第 29 号議案 令和 4 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 29 町長提出第 30 号議案 令和 4 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 30 町長提出第 31 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 31 発委第 1 号 津和野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

出席議員（10 名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宕文君	5番 横山 元志君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 田中海太郎君	10番 寺戸 昌子君
11番 川田 剛君	12番 草田 吉丸君

欠席議員（1名）

6番 沖田 守君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	山下 泰三君		
つわの暮らし推進課長		宮内 秀和君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	小藤 信行君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	山本 博之君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続いでお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より、欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

•————•

日程第1. 会議録指名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、御手洗剛議員、8番、三浦英治議員を指名します。

日程第2. 議案第3号

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、議案第3号令和3年災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） この件に関して、日数の変更ほどで、仕事量、あと切り出す土量等増えるとは思うんですが、金額について変更がなされておりませんが、そのことについて、ちょっと説明いただければと思います。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今回、変更の内容が工期のみということで、今、金額の変更とか工種の変更がないではないかという御指摘であったかと思います。

先般、御説明させていただきましたとおり、のり面のほうが小崩壊を起こしたということでありまして、この災害復旧事業につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を基に施行しているところでございます。

そういう小崩壊がございましたので、今、県のほうと協議しているところでございます。それで、今回3月の補正予算ということで、現地の調査と測量について、また委託料を要求させていただいているところでございます。

これで、コンサルタントのほうに現地を精査していただいて、対策工法の検討をしてまいりたいと思います。それで、今実際に崩れましたので、当初の計画のようなり切りができませんので、何か抑止工で、アンカー工とか何かもしかしたらやらなければいけないかということになってくるかと思います。

そうした場合、重要変更ということになりますて、これは新しい工種が追加されるものになります。また、30%以上の事業費の増額も重要変更にあたりますので、これについてもコンサルタントを今から調査して、新しく図面を絵を描きまして、積算いたしまして、県、国のほうへ協議して手続を進めてまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） 横山議員と同じ質問ではあったんですが、1年間延長で追加の工事費が出ないというのもちょっと不自然だなと思ったんですが、出ないに越したことはありませんので。

あと契約の工期で、完成が令和4年12月31日になっていますよね。2の変更の概要、変更前完成期日、令和5年3月31日となっていますが、これ1回変更のあればあったんですかね。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　変更の期日でございますが、当初契約のときが令和4年12月31日とさせていただいておりました。それで、さきの12月議会のほうで、この5年の3月31日とさせていただいたところであります。

それで、今回このような現場の状況の変化がございましたので、改めて令和6年3月22日に工期の延長をさせていただきたいとさせていただくものであります。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　そのほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決において所定の時間内にボタンを押されなかった場合は、申し合わせ事項により棄権とみなすこととなっております。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第3号令和3年災第2087号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君

米澤　宏文君　　横山　元志君

御手洗　剛君　　三浦　英治君

田中海太郎君　寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（0名）

日程第3．議案第4号

○議長（草田 吉丸君） 日程第3、議案第4号津和野町個人情報保護法施行条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） この議案は、今ある津和野町の個人情報保護条例を廃止して、新しいものをつくるということなんですが、今ある津和野町の個人情報保護条例の中には、目的として個人の基本的人権の擁護を図るというところがしっかりと示されているんですが、この新しく提案されたものにはそれが入っていないんですが、それはどうなるんでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） このたびの改正につきましては、何件か今回、条例の改正を、制定も含めて出していただいているんですけども、全て、今回の4月1日といいますか、今回の条例改正の大きな目的というのが、今回個人情報の保護自体を国が一括して、個人情報保護委員会というのがあるんですけれども、そこが一括して、これまで国、県、全て自治体、あるいはそういったほかの団体等で、それぞれ個人情報保護条例というのを持っていて、それを全て一括してやることになったことから、必要なことは全てそっちに吸い上げられておりました。

例えば審議会とか、幾らかそこに上がってこない部分については、そのままうちの条例のほうで残していくということになりますので、もともとの趣旨というのは変わらないというふうに判断していただいてもよろしいかと思います。何か、じゃあこれで大きく変わるのかということはありませんので、例えば国の監査とかが入るというのはあるんですけども、それ以外に大きく変わることはないというふうに、私は認識をしておりましすし、そういうふうに認識していただいたらいいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 結構国の法律のほうが変わったので、かなり変わると私は考えています。国の法律の方が、個人情報を企業が利用しやすいほうに重点を置いて、個人の情報の保護の方を軽んじていて、すごい問題だなということを考えています。

個人の情報の保護の観点が欠落しているところを、今まで各自治体でつくってきた、個人情報の保護の条例がカバーしていたところを、一括して国がやってしまうと、先ほど言った個人の情報の保護、そういうところがしっかりできない、穴が開いてしまうんじゃないかなという危惧をすごくしております、今さっきの質問をさせていただきました。

条例の中で、そういう基本的人権の擁護のことに関して盛り込むということができないということでいいですか。国の方でそれはやるので、条例には入っていないということでおいいですか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） そういうふうに理解していただいても結構だと思います。これも全国的な、恐らく今回の3月議会で、恐らく全国的に今回の条例改正というのは出されているというふうに理解をしておるんですけども、例えばこの条例の、例えば次の条例になるんですけども、例えばもし不服とか、あと何かこれはおかしいなと思ったら、そういう審査会も設けておりますので、そういった中でまた審議をしていくとか、討論していくとかいうことになってくるんだろうというふうに思いますけれども、一応今聞いているのは、国の方の今いう保護委員会のほうに一括して集約すると、一元化するというふうにお聞きをしておりますので、条例の中では今ここで制定をしていることを条例の中で定めていくということになっています。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 国が個人保護法を基本に条例を変えていくということなんですが、国のその法律が先ほど申しましたように、行政が持つ膨大な情報、個人の情報を企業が利用しやすくするという仕組みのほうに重点を置きすぎて、個人の情報が流れやすくなっているということを感じています。

この法律の最大の問題は、個人情報の保護という観点が欠落しているということを考えております。今現在ある条例だと、基本的人権をきちんと擁護するということが入っているんですけど、今回の改正で国の方にそれはお任せするから、条例のほうには入らないということになるので、その点について私は反対の立場をとらせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第4号津和野町個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（8名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	川田　剛君

反対（1名）

寺戸　昌子君

日程第4．議案第5号

○議長（草田　吉丸君）　日程第4、議案第5号津和野町個人情報保護運営審議会条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　この議案は、個人情報保護法施行条例の制定に伴うものなので、反対とさせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第5号津和野町個人情報保護運営審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（8名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	川田 剛君
反対（1名）	
寺戸 昌子君	

日程第5. 議案第6号

○議長（草田 吉丸君）　日程第5、議案第6号津和野町情報公開不服審査会条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君）　この議案も、個人情報保護法施行条例の制定に伴うものになるので、反対します。

○議長（草田 吉丸君）　次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第6号津和野町情報公開不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（8名）

道信 俊昭君	大江 梨君
--------	-------

米澤 実文君 横山 元志君
御手洗 剛君 三浦 英治君
田中海太郎君 川田 剛君
反対（1名）
寺戸 昌子君

日程第6. 議案第7号

○議長（草田 吉丸君） 日程第6、議案第7号津和野町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第7号津和野町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信 俊昭君 大江 梨君
米澤 実文君 横山 元志君
御手洗 剛君 三浦 英治君
田中海太郎君 寺戸 昌子君
川田 剛君
反対（0名）

日程第7. 議案第8号

○議長（草田　吉丸君）　日程第7、議案第8号津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（4番　米澤　宏文君）　一番しまいですが、別表第4、第17条関係の一番下の小型動力ポンプの年額2万5,000円が入っておりますが、小型動力ポンプだけというは今頃ありますかいね。今はどこにもなくなった。昔はあったんですが、今は積載車以上と思っておりますが。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　今回、この部分につきましては、特に条例自体、金額とかいうのは触っておりません。ただ、これまで費用弁償でこの部分については出していたんですけども、それを委託のほうに切り替えたことで今回の条例は変わっているんですけども、またそこら辺はちょっとまた調べたいと思います。申し訳ありません。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。本案件を原案のとおり決すことに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第8号津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宏文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第8．議案第9号

○議長（草田 吉丸君）　日程第8、議案第9号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君）　この前、ちょっと聞き漏らしたんですが、これは益田市常盤町1番1号、これは市役所と思うんですが、今度は益田市駅前町17番1号、これは同じ市役所じゃないんでしょうね。

○議長（草田 吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君）　今回の規約の改正につきましては、場所の移転、手狭いなったというところで、場所の移転というふうにお聞きをしております。この益田市常盤町1番1号というのは、益田市役所の一角というか中でございまして、益田市駅前町17番1号というのは、駅前にあるEAGAビルがあるんですけども、EAGAという施設があるんですけども、その中というふうにお聞きをしております。

○議長（草田 吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君）　EAGAといいますとグリーンモーリスホテルがある建物ですね。

○議長（草田 吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君）　そうだというふうに思います。

○議長（草田 吉丸君）　そのほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第9号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	
反対（0名）	

日程第9．議案第10号

○議長（草田　吉丸君）　日程第9、議案第10号津和野町放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第10号津和野町放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君

御手洗 剛君 三浦 英治君
田中海太郎君 寺戸 昌子君
川田 剛君
反対 (0名)

日程第10. 議案第11号

○議長（草田 吉丸君） 日程第10、議案第11号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れないとして認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第11号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成 (9名)

道信 俊昭君 大江 梨君
米澤 実文君 横山 元志君
御手洗 剛君 三浦 英治君
田中海太郎君 寺戸 昌子君
川田 剛君
反対 (0名)

日程第11. 議案第12号

○議長（草田　吉丸君）　日程第11、議案第12号津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第12号津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宏文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（0名）

日程第12. 議案第13号

○議長（草田　吉丸君）　日程第12、議案第13号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第13号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宏文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（0名）

日程第13．議案第14号

○議長（草田　吉丸君）　日程第13、議案第14号津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第14号津和野町立保育所等設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宏文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（0名）

日程第14．議案第15号

○議長（草田　吉丸君）　日程第14、議案第15号津和野町行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　個人番号制度に反対しているので、この議案に反対させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第15号津和野町行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（8名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	川田　剛君

反対（1名）

寺戸　昌子君

日程第15．議案第16号

○議長（草田　吉丸君）　日程第15、議案第16号津和野町国民健康保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第16号津和野町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第16. 議案第17号

○議長（草田 吉丸君） 日程第16、議案第17号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） すみません。いつも思うんですけど、この名称なんですけれども、異論はございません。当然この名前でいいんですが、どうやって決めているんですか。この名前どこから出てきたのかなとか、よく高津川だとか、小学生から公募してとかってあるんですけど、この名称のつけ方というのはどういうふうに決められているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 名称のつけ方でございますが、こちらは文字通り民間のほうで事業を施行するというものでございますので、民間事業者の方からそういう提案があって、内容によってはあまりふさわしくないものがあってはいけませんので、その辺協議させていただいて決定したところであります。いずれにしても、民間の事業者の意向ということでつけております。

なお、今回、今高津川とかいろんなそういういたるものもというご提案というか、お話がございましたが、ルシアンハイツというのは先般御説明させていただきましたとおり、犬を飼うことに特化した住宅ということでございまして、フランス語でルシアンというのが犬という意味だそうでございまして、そういうことで事業主の意向というものを踏まえて、今回このような名称ということで決定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 犬と一緒に住める賃貸の住宅というのは、かなり珍しいと思うんですが、私の家の近くには猫と一緒に飼いたいけど賃貸の住宅がないので、益田は諦めてこっちに住んだんですよという方もおられるぐらい、一緒に住むというのがとても難しい地域だなと思っていたところに、これを造られるということでとても期待をしているんですが、町外の方もこういうのができたよというのをきちんと広報というか、周知をしていただけるのかなと、その辺を公募するときはどの範囲でされるのかな。住む人が入るとき。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 広報でございますが、これにつきましてはホームページ上でも御案内いたしますし、あとまた広報、毎月配布しております文書等で住民の方に周知したいと思っているところでございます。

今議員のほうからお話がございましたとおり、犬とかペットが飼える住宅というのはなかなかないということで、施工業者の方にお聞きしても島根県内では珍しいということでありました。そういうことで、以前でしたら住宅に特に公営住宅に犬とか猫とか飼ってはいけないという方針でございましたが、こういったことで多様化するニーズに対応できるということで、今回の民間賃貸住宅、そういった犬を飼いたいという御希望の方にはかなり需要があるものではないかなと思っているところでございまして、私のほうも期待しておるところでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　町外の方への広報というのは、ホームページのみということになるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今町外の方へのPRですが、今のところホームページで考えておりまして、施工業者さんのほうとお話ししているところでありますが、広くそういうものを示したいという御要望があるようでございますので、その辺につきましてはほかの方法で、何かアナウンスする方法がないかというのは検討させていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　それではないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第17号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	
反対（0名）	

日程第17. 議案第18号

○議長（草田 吉丸君） 日程第17、議案第18号町道山入喜時雨線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） この山入喜時雨線については、山入では広域農道の交点と喜時雨のキーレックスの高田橋がありますが、これから間ですね。これは何のために、ここは津和野田万川線ですよね。津和野田万川線と共用するということでしょうか。これは、今現在トンネル工事が進んでおりますが、いずれトンネル工事が進んで山入までバイパスといいますか、道路がついたときに津和野町にもらえるという想定でしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 県道から町道への移管につきましては、道路法第11条によりまして、都道府県道に関する規定を適用することとなっております。これにつきましては、平成17年3月31日に道路の改築等に伴う旧道引継ぎについてということで、島根県土木部長のほうから各市町村長に依頼文書が発せられております。

その中で、道路の改築に伴い旧道となる区間の処理方針については、関係市町村と協議を行うということになっております。その協議の中で、今回旧道を引継ぐということを決定したところでございます。

また、この中で県は市町村が旧道区間の路線認定及び区域決定手続を行った後に、県道等の改築事業に着手するということになっております。この認定をいただきましたら、県道の部分と町道の部分、ダブルウェイということになりますが、これから事業がありまして最終的にトンネル工事が終わりましたら、この町道については町のみということで、町に帰属されるということになるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） この路線になるんですけど、この路線に限ったことではないとは思うんですが、物理的には道になっているけど、地目が例えば畑であったり、田んぼであったり、あと民地がある程度含まれるとと思うんですが、その処理についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今御指摘いただきましたとおり、物理的には道路ということで移管することで何も問題はないんですが、今議員お話がございましたとおり、道路に付帯する条件ということで、そういった土地の所有がまだ、例えば道路敷地になつていない部分がないかというお話であったかと思います。

それにつきましては、ちょっと現在県のほうからそういった詳細な資料は頂いておりません。過去に何らかのいろいろなケースがあって、要因がございまして、用地買収のところで相続の関係とかでうまくいかなかつた部分があつたのかもしれません、そういうこともきれいにして受け止めるべきだと思うんですけど、それはそれといたしまして道路改良工事につきましては、町のほうも鹿足土木協会を通じて要望しているところでございますので、そういった新道になる部分、旧道で町が引き継ぐ部分、町が引き継ぐ部分につきましては、これから地積調査事業とか、ほかの方法も踏まえまして、その処理に何らか考えていかなければならぬかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　あと、先ほど米澤議員からの御指摘があったと思うんですが、高田橋から鷺原公園の手前までの路線は、今後町道に編入するということはあるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　先ほどお話しいたしましたのが、山入の林道部分から高田の旧キーレックスのところまでは今回町道として認定させていただく部分でございます。

それから先につきましては、またほかの区間で県道の改良工事の予定されている部分がございますので、それにつきましてまた県から実際協議がございましたら、そこで町道認定とか旧道移管の手続については、また協議させていただくことになろうかと思つております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　宏文君）　今の関連ですが、バイパスといいますか、なごみの里をちょっと過ぎて、それからキーレックス高田橋までどんとバイパスがつく計画であると聞いておりますが、そのことでしょうね。それが終わつたら、鷺原橋から高田橋のところまでが恐らく町道になるであろうということと思うんですが。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今議員の方が御指摘いただきましたとおり、高田地内、今町道でございますが、そこにも改良の計画は今ございますので、今こうしたトンネル工事に先立ちまして道路認定ということで、今回御提案させていただきましたが、次の

段階におきましては高田の部分についてこれから改築工事がなされると思われますので、またそのときはその都度御説明させていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　よろしいでしょうか。課長、1点、これ町道編入にされた場合ですね、改良が済むまではこの路線の維持管理は県がやられるということでよろしいんですか。建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今お話がございましたとおり、この道路の改修でございますが、これにつきましても旧道の引き継ぎということで、県のほうが示しております。それにおきましては今回の事業に着手してから完了するまでの間に旧道の補修を行う。これは県のほうで行っていただくものでございますので、また現況のほうを確認の上、県担当部局と協議の上、例えば陥没とかあるところとかいろいろなことがありましたら、その辺のところは確認した上、要望していこうと思っているところでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　先ほど質問しましたように、民地等がまだ絡んどる話になるので、やっぱり一応賛成はしますが、この処理をちゃんとしていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第18号町道山入喜時雨線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	
反対（0名）	

日程第18．議案第19号

○議長（草田 吉丸君）　日程第18、議案第19号町道青原住宅線の路線廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第19号町道青原住宅線の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	
反対（0名）	

日程第19．議案第20号

○議長(草田 吉丸君)　日程第19、議案第20号町道青原駅線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(草田 吉丸君)　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(草田 吉丸君)　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(草田 吉丸君)　討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長(草田 吉丸君)　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(草田 吉丸君)　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第20号町道青原駅線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信 傑昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	

反対（0名）

日程第20．議案第21号

○議長(草田 吉丸君)　日程第20、議案第21号津和野町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員(4番 米澤 宏文君)　基金として積み立てるとありますが、この金額はどれくらいを想定されておりますか。また、その利息を預金または最も確実な有利な方法により利息等はまた計上しとありますが、今1,000万円、例えば貯金定期しても4,000円ぐらいしかつかんのですが、どれくらいの予算規模でおられますか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　まず金額ですが、今年度500万円の寄附を受けましたので、そのうち450万円を基金で積み立てる予定でございます。残りの50万円は今年度事業に充当する予定であります。

利息につきましては、議員おっしゃるように非常に低金利でございますので、ちょっと計算してみると分かりませんが、それについてはまた今度の3月、この会期中での最終補正等で調整したいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第21号津和野町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君　　大江　梨君

米澤　宕文君　　横山　元志君

御手洗　剛君　　三浦　英治君

田中海太郎君　　寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（0名）

日程第21．議案第22号

○議長（草田　吉丸君）　日程第21、議案第22号津和野町過疎地域持続的発展計画の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1つのボタンを、反対の方は2つのボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第22号津和野町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宏文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ここで10時10分まで休憩といたします。

午前10時00分休憩

午前10時10分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第22．議案第23号

○議長（草田　吉丸君）　日程第22、議案第23号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第9号）、これより質疑に入ります。御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　37ページであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業の関係であります。一つは、貨物自動車運転事業者燃料高騰緊急支

援事業補助金300万、それから伝統芸能活動組織支援事業補助金160万、この事業の内容なり対象者数、対象数これについてお聞きしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　津和野町貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援事業補助金300万円でございます。これにつきましては、昨今の燃料費高騰によりまして、運送事業者が非常に厳しい経営状況の環境に置かれているというふうに聞いております。そういう方々を支援するために補助金を上程したものです。

対象者としましては、中国運輸局のほうに貨物自動車運送事業に必要な許可を受けているものということで、対象者にしております。支給額としましては、運輸局のほうに登録された、事業用として登録された貨物自動車軽自動車等を設定しております。

金額につきましては、1台6万円を想定しております。上限は100万円ということではあります。登録された申請事業者の数につきましては、2月1日の時点で11業者が登録されているというふうに調べております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　伝統芸能活動継続支援事業補助金でございますが、これは新型コロナウイルス感染症や昨今の物価高騰によって、各種町内にあります各民族芸能団体の活動が非常に困難であるということを聞いております。

先般の議会でもそのようなお話があったかと思っております。こうした各種団体の活動の維持というところを目的としたとして、今回補助金を交付したいというふうに考えております。町内に16団体、神楽団体と鷺舞保存会等ございますけれども、町内16団体の民族芸能団体がございます。そちら団体のほうに各10万円を交付したいというふうに今、計画をしているものでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　分かりました。それから、新型コロナウイルス関連、地方創生臨時金でございますので、これは単年度対応であろうというふうに思っておりますが、なかなか次年度のコロナ関連の臨時交付金、定かでないということになりますので、単年度対応ということで理解してよろしいものでございましょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　今回のコロナウイルスの交付金の関係でございますが、これにつきましては令和4年度で精算をさせていただくということになってまいりますので、単年度の対応ということになってまいります。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 32、33ページ、総務費の地方創生推進事業費の中にありますサイクリングガイドツアー企画、商工観光課分であります、この企画造成委託料からサイクリングガイドツアー、ガイド養成等委託料、減額がなされておりますけれども、この提案の際に計画の変更という御説明がございましたが、どういった計画で、どういった変更があったのかをお尋ねをいたします。

続いて、72ページ、73ページであります。農林水産業費の農地費じゃないですね、農林水産業費の農業振興費の産地創生事業補助金が実績見込みということで、マイナスの1,692万3,000円が計上されておりますが、大変恐縮ですが、この産地創生事業というものはどういった事業で、この補助金がどういったところで1,600万円の減額になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） まず、サイクリングガイドツアーの企画料以下35ページの実証実験までの補正のところでございますが、これにつきましては最終的に契約の形態に合わせた形で補正の組み替えを行っております。5つの部分で予算を組んでいたところですが、契約を2つにしたということで統合したものでございます。

ガイドツアーの企画部分が当初315万円あったものに、ツアーガイドの養成165万円を合わせまして、315万円から最終的に480万円、もともと実証実験で400万円あったものにガイドツアーのPRの映像の作成費87万5,000円と、システム導入委託の338万8,000円を追加いたしまして、実証実験としては400万円から最終的に826万3,000円にするという組み替えで、その予算を上程しております。

それと、計画の変更の部分でございますが、工事請負費のマイナス1,100万円のところでございます。これにつきましては、シェアサイクルのシェアサイクルステーション、自転車駐輪場の建設費で当初見込んでおったところなんですが、都市再生地域以外のところでその駐輪場を造ろうというふうにしておりましたが、今年コンサルタントといろいろ協議していく中で、村部については利用率が町内ほどそんなに高くないだろうということが一つと、それと村部についての駐車場のあるべき箇所数とスポットですかね、これがフレキシブルに対応したほうが、できたほうがいいということで、しっかりした駐輪場というイメージではなくて、柔軟に設備、看板とかそういうものを配して簡易的な駐輪場として計画した方がいいだろうという結論に対しまして、この部分を、ハード整備の部分を落とさせてもらっているというところが一つでございます。

それと、35ページのWi-Fiスポットの整備委託料、マイナス110万でございますが、これも当初計画しておったところですけど、先ほどの村部の駐輪場を動かすことによってWi-Fiのスポットが変わるということが想定されますので、なるべくなら変わったところで既存のWi-Fiの、整備されたWi-Fiのスポットに合わせるようにして造っていきたいということで考え方直したというところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤　信行君） 産地創生事業でございます。この事業につきましては、島根県の単独事業でございます。島根県においては、今6品目の野菜を推奨しているところでございます。タマネギ、キャベツ、白ネギ、ミニトマト、ブロッコリー、アスパラガス。ただ、各市町においてはその市町にあった特産品もございます。そういうものを支援するためにできた事業でございます。

ただ、県の事業といたしましても成長が見込めるということになります。市町村で計画を立てて、認定を受けて事業を行うものとなります。補助額の上限としましては5,000万。3か年事業となります。補助率は県が2分の1。ただし、市町村が8分の1助成すると、県のほうもさらに8分の1助成するという形になりますので、最大で4分の3助成という形になります。

今回、大きく減額させていただいている理由でございますが、津和野町におきましては今、山菜とワサビのほうで計画を立て取り進めております。このワサビにおきまして、R3年度においてワサビ水田の実証をさせていただいております。

それを踏まえて、R4年度で面積拡大を図る予定でございましたが、R3年度のワサビ水田の造成の実証の結果が、8月ぐらいに出てきたところでございますが、この造成につきましては、以前は生産者が行っていたところ、生産者の労力もありますので、それを今後、業者にお願いするという形で実証を進めております。

ただ、実証の結果の中で、苗を植える段階に入ったときに、その造成した圃場から水漏れ等が発生したことにより、今回、R4年で事業を計画しておりましたが、ワサビ水田の造成の計画を断念したことによって、約1,600万円ぐらいの計画がなくなったというところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君） 横山議員。

○議員（5番　横山　元志君） 37ページの委託料、津和野「泊まって・使って・乗ってキャンペーン」事業委託料なんですが、これの400万円の減額の理由をお聞きます。

あと、115ページの教育費、安野光雅美術館の給料のところで減額がされていると思うのですが、これは会計年度任用職員さんが退職されたのであろうと思いますが、その退職理由をお聞かせ願えればと思います。

○議長（草田　吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君） 津和野「泊まって・使って・乗ってキャンペーン」の事業費の400万円の減の原因でございます。

主には、泊までの部分、もともと乗ってキャンペーンというのは、JRとかレンタサイクルとかといった部分のところでございましたが、需要としてはもともと少ない

というところが見込まれておりましたが、主には泊まってのところが少なかったというところでございます。

原因としましては、昨年度の12月の初めからキャンペーンを開始しようと思っていた、協会のほうで調整をしたところなんんですけど、全国旅行支援の部分が国であったと思いますが、それと並行してキャンペーンを打つということになれば、支払った旅行代金よりも多く返ってくるという恐れがあるということで、県のほうと様々な折衝をしたんですけど、ちょっと待ってほしいということで、開始を年末から開始せざるを得なかつたというのが一つでございます。

その後、全国旅行支援は延長されましたけど、それは次の段階ということで、それからの年末からの実施については調整ができて実施したということで、ちょっと遅れてせざるを得なかつたというのが一つの要因。

それと、もう一つが、旅館・ホテル・津和野の町内にあります、そういった施設で一つ大きいところがありまして、そこが改修に入ったというところがございます。ですので、その改修部分が相当に影響しまして、ちょっと減額ということになっております。最終的な集計を今しているところでございますので、数字が固まるまで、今しばらくかかるかと思いますが、最終的に精算をしたいというふうに思っています。主な原因はこの二つでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　先ほどございました、安野光雅美術館の会計年度任用職員の給与の厳格の理由というところでございますが、これは会計年度任用職員の退職理由でございますけれども、自己都合というふうに本人からの届出がありましたので、そのようになっております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　宏文君）　まず37ページ、先ほど御手洗議員が質問されましたが、伝統芸能活動継続支援事業補助金160万円、単年度ということでしたが、このことは昨年の7月に民族芸能保存協会の総会において、あまりにも少なすぎると、確かに四十何万円でしたかね、16団体で。

今後、もう少しつけてほしいという要望があったと思うんですが、この配分については、国指定、県指定、町指定、無指定という配分になっております。少ないところは、たしか8,000円ぐらいですかね。はつきり覚えておかなければいけんのですが。

それから一昨年ですか、一団体解散しました。人口減、それから老齢化、薬効の団体ですが、今どこもそういう難しいところを抱えております。いろんなことを対応するためにも、これを続けて、これぐらいの補助金を毎年出していただきたいという気持ちであります。

一つはそれですが、それから79ページ委託料、林業費ですが、除伐委託料が829万5,000円マイナスとなっております。これだけのマイナスということは、バイオマスガス化発電の燃料というかチップ代にかなり影響するのではないかなと思っておりますが、これはどうでしょうか。

それから、教育費103ページ、教育諸費で備品購入費5,635万6,000円、これが減額になっております。減額なんで非常に歓迎ですが、あまりにも上がって当然の現代の世の中ですが、これだけ下がっているということは、そのもとはどういうことでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　先ほどのございました伝統芸能活動継続支援の事業の関係でございますけれども、先ほど配分等のお話もございましたが、配分につきましては、先ほどありました保存協会のほうで配分をされておられるわけでございますけれども、こちらについても今配分方法についても検討したいというようなこともお話を我々もちょっと聞いているところでございます。

ただ、今後のこうした補助の継続ということでございますけれども、こちらにつきましては財源等のこともありますので、こちらにつきましては、すぐに継続というのは、今現在ちょっと難しいかと考えておりますが、御要望ということで、今後のこちらも課題ということさせさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

すみません、失礼しました。もう1点、備品のほうで減額でございますけれども、これは給食センターの厨房機器に係る備品の減額でございます。こちらにつきましては、予算要求にあたりまして、参考見積もりを徴収しておりますけれども、それに基づいて予算化をさせていただきました。

その後、給食センターの設計管理をお願いしております、設計士とも協議をして、町としての設計額を定め、それから入札執行をさせていただきました。その結果、落札額といいますか、契約額のほうとの差額が生じたものによって、今回、5,635万6,000円の減額が出たということでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（小藤　信行君）　ただいま議員から御質問がありました除伐等の委託料の減額でございます。受託事業になります。公社による受託であります。ここにつきましては、公社のほうで事業を縮小するというところでございます。

ただ、バイオマスガス化発電への供給でございます。この公社の受託事業でございますが、大半が切り捨て間伐でございまして、搬出が行われていないことがあります。バイオマスガス化発電の供給につきましては、森林環境贈与税を活用しながら、今後も事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　先ほど川田議員のほうからも話がありましたけど、72、73の産地創生事業補助金ですが、先ほどの御回答にあったワサビ水田の件ですが、これは今回減額ということですけど、今後また新たにチャレンジされるのか、今後の展望というか、今後これをまた使っていけるのかどうかというのをお伺いしたいのが1点と、その次のページの74、75の農業担い手支援センター費の新規就農総合支援事業費補助金162万円減ということですけど、これこちらの資料のほうの補正予算の概要のほうでは、農業次世代人材投資資金等の実績見込みに伴い、と書いてあるのですけど、この次世代人材投資資金というのはどのようなものなのか、実際にそれ減額になったということはどういうことなのかというのをお伺いしたいです。1つ目は。

もう1点のほうは、54、55ページの児童福祉総務費なんんですけど、負担金補助及び交付金で、施設型給付費等負担金と、地域型保育給付費負担金、これどういったものなのか教えていただきたい、増額になったのが何でなのかというのと、その下の保育園の魅力化助成事業補助金48万9,000円、これ減額ですけど、これというのは国か県かの補助金なのか、それとも町単なのか、実際、保育園の魅力化ということで、どのようなものに使われるのかというのをお伺いしたいです。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（小藤　信行君）　ただいま御質問がありました、産地創生事業の取組でございます。実証本につきましては、うまくいかなかつたということです。一応、5年度の当初予算にも計上しておりますが、引き続き取組を進めていきますが、また実証本では業者による施行ということで取り組みましたが、いま一度戻って、生産者をまず活用して、今までつくり上げてきたものを再度構築していくという形で取組を進めていくところでございます。

また、75ページにおきまして、次世代投資資金でございます。国の事業でございます。新たに就農された方、認定を受けて就農された方に対して、国のはうから年150万円という形になりますけど、5年間支給されるというものでございます。この制度につきましては、一応昨年度で終わっている事業でございます。そこまで認定を受けた方が使えるということでございます。新たな制度につきましては、また経営開始資金という形で国のはうでつくられております。

今回の減額につきましては、当初収納される方2名おられましたが、その方1名につきましては、研修期限が延びたということで今年度の活用がなかつたということと、もう1名の方につきましては、この事業を使わず、半農半Xという形でやっていくという形になつたので、専属的に農業をやるという形ではないので、その方について減額ということになっております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず1つ目の御質問の、施設型給付費と負担金と地域型保育給付費負担金、これがいわゆる施設型というのは、保育所のことであります。町内でいいますと、幼花園と日原保育園、それから地域型保育給付費負担金というのは、小規模保育事業に対する給付費であります。町内でいいますと、木部さとやま、うしのしっぽ、それから直地、当然であります。公立は給付がありません。

その5つの園に対する給付額でありますと、これ例年3月議会のときに補正で、最終的には調整をかけますので、入園各園の4月当初に見込んだ人数と、当然増減が出てきますんで、その調整を行っているということであります。

それから、もう一つその下の保育園の魅力化助成事業補助金で、減額になっておりますが、この事業につきましては、今年度の単年度の事業でありますと、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1の事業でありますと、この事業については、保育環境の向上事業ということで、いわゆる各保育園に30万円ずつありますが、30万円ずつお配りして、環境改善をしてくださいということですので、その内容は保育園にお任せをしているというところであります。今回のこの事業は、備品を買ってもいいということでありましたので、各園で足らずのものを買ったり、または修繕の部分を使ったりというようなところで、あと、そういう中でそこまで必要なかった部分、精算において今回減額が出ているということになります。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 93ページの住宅管理費の中の修繕料、先日説明をしていただいたんですけど、定住促進住宅の給湯器を修理されるということで、もう一度詳しく教えていただけたらなと思います。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 住宅管理費の修繕料でございますが、この中のメインとなるものは、今議員のおっしゃったとおり、定住促進住宅の修繕ということでございます。これにつきましては、今まで1戸、2戸募集があつたら、その都度住宅の状況を確認して対応しておったところでございます。

このたび、まとまって40人ぐらいの方が入居されたいという御相談がございました。これにつきましては、先ほどお話し申し上げました県道改良工事に伴うものだと思っておるところでございます。これで今、定住促進住宅空きがございます。ただ、いろんな中のほうが修繕ができない部分がありますので、この30戸の修繕をしたいと考えておるところでございます。

内容につきましては、その30戸のうち給湯器が約20戸ぐらい直さなければいけないということがあります。かなり給湯器は老朽化しておりますので、この費用が1戸当たり約50万、20戸で1,000万ということでございます。

また、各部屋においても少し空けておりましたので床とか壁とか壁紙とか修繕する必要があると思いますので、これはちょっと実際は各部屋当たってみないと分かりませんが、1戸当たり10万円で30戸、合計300万円を見込んでおります。

また、清掃料というのも今回要求させていただいております。これにつきましても1戸ぐらいでしたら、うちの当課の職員のほうで掃除することもあるんですが、まとまつたものでございますので、この清掃料ということで1戸当たり5万円掛ける30戸、150万、合わせまして1,450万ということで要求させていただいておるところです。なお、これにつきましては、そのまとまって入りたい業者の方が5月、6月ぐらいから入りたいという御希望がございますので、今回、補正ということで要求させていただいたものでございます。

期間につきましては2年ぐらいを望まれておられますので、その家賃収入、敷金等で勘案いたしましてもその分で回して、出て行かれたら、また次の方に住宅として供給できるのではないかなどと思いまして、今回このような要求をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　失礼します。先ほどの私の児童福祉総務費の負担金の答弁で、うしのしつぽが小規模地域型と言いましたけれども、令和4年度から認定こども園になっておりましたので、これは施設型給付費のほうに入ります。

それと併せて公立は給付がないと言いましたが、畠迫保育園は小規模保育事業であります、小規模保育事業につきましては公立でありますも給付がありますので、これは地域型保育の給付のほうに入っているということでありまして、訂正させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第23号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（0名）

日程第23. 議案第24号

○議長（草田　吉丸君）　日程第23、議案第24号令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第24号令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君

御手洗 剛君 三浦 英治君
田中海太郎君 寺戸 昌子君
川田 剛君
反対 (0名)

日程第24. 議案第25号

○議長（草田 吉丸君） 日程第24、議案第25号令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入れます。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第25号令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

賛成 (9名)

道信 俊昭君 大江 梨君
米澤 宕文君 横山 元志君
御手洗 剛君 三浦 英治君
田中海太郎君 寺戸 昌子君
川田 剛君
反対 (0名)

日程第25. 議案第26号

○議長（草田 吉丸君） 日程第25、議案第26号令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第26号令和4年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（0名）

日程第26. 議案第27号

○議長（草田　吉丸君）　日程第26、議案第27号令和4年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）、これより質疑に入ります。ありませんか。寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　説明いただいたときに返還の猶予申請をされた方がおられるということなんですが、その辺、その方は経済的に大丈夫なのかなと心配をしているところなんですが、いつまでに払うとかその辺をもう一度詳しく教えていただけたらなと思います。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　返還の猶予申請があった者についてでございますが、小藤育英基金のほうが1名、それから津和野町奨学基金事業のほうが4名というふうになっております。いずれも就労したばかりというところで経済的な事情があるというところ

ろでございますが、現在、概ね聞いておりますのは令和7年までちょっと猶予をしてほしいというような方が概ねでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第27号令和4年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宏文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（0名）

日程第27. 議案第28号

○議長（草田　吉丸君）　日程第27、議案第28号令和4年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第28号令和4年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（0名）

日程第28. 議案第29号

○議長（草田　吉丸君）　日程第28、議案第29号令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第29号令和4年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	
反対（0名）	

日程第29．議案第30号

○議長（草田　吉丸君）　日程第29、議案第30号令和4年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第30号令和4年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君

田中海太郎君
川田 剛君
反対（0名）

寺戸 昌子君

日程第30. 議案第31号

○議長（草田 吉丸君） 日程第30、議案第31号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第31号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	
反対（0名）	

日程第31. 発委第1号

○議長（草田 吉丸君） 日程第31、発委第1号津和野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、本案件について議会運営委員長より提案の趣旨説明を求めます。8番、三浦英治委員長。

○議会運営委員会委員長（三浦 英治君） それでは、発委第1号について御説明いたします。

このたび、個人情報の保護に関する法律が改正され、国会や裁判所は法による個人情報保護の取扱いに係る規律の対象にならないことになります。地方議会については、このこととの整合を図るため、基本的には地方公共団体の機関から除外されることとなります。このため、津和野町議会は個人情報の保護に関して適正な取扱いがなされるよう、共通的なルールの下に津和野町議会の個人情報の保護に関する条例を新たに制定するものであります。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、発委第1号津和野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	

反対（0名）

○議長（草田 吉丸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。お疲れでございました。

午前 11 時 00 分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和5年 第2回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 錄（第3日）

令和5年3月16日（木曜日）

議事日程（第3号）

令和5年3月16日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（10名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 田中海太郎君	10番 寺戸 昌子君
11番 川田 剛君	12番 草田 吉丸君

欠席議員（1名）

6番 沖田 守君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	山下 泰三君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	小藤 信行君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	山本 博之君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続いでお出かけいただきましてありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

訂正させていただきます。ただいまの出席議員数でございますが、10名であります。
訂正させていただきます。

まず、皆様に1点、御報告事項がございます。

3月3日定例会初日、町長が施政方針を述べておられますが、その際の発言内容について、町長より一部訂正をしたいとの申出がありました。予算審査においても町長よりおわびの言葉もあったわけですが、訂正内容については、お手元に資料をお配りしておりますので御覧ください。

このことについては、議長の判断において発言内容の訂正を許可いたしましたので、皆様に御報告しておきます。執行部におかれましては、今後、気をつけていただきたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、9番、田中海太郎議員、10番、寺戸昌子議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、7番、御手洗剛議員。
○議員（7番 御手洗 剛君） 議席番号7番、御手洗剛でございます。一般質問2項目用意しておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、1点目でございます。経済対策についてでございます。
新型コロナ感染症は、感染は収束はしないまでも、いつときの拡大傾向から脱却し、低い水準で推移しています。

この状況の中、国では5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類に移行するとしております。

専門家の話では、これから先の新型コロナの流行状況を予測すると、現在の第8波は、春までに収束するとして、その後も一定数の感染者の発生は続くと見られ、このような流行収束期を経て、冬には再び感染者数が増加し、流行拡大期になると考えるとも言っております。

コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や、一部産油国の生産停滞などによる原油価格を受け、国内の石油製品価格は13年ぶりの高水準に達しております。

政府は、エネルギー価格高騰への対応として、燃油価格の激減緩和策や農業・漁業・運送業等の業界・業種ごとの支援、地域の実情に応じた地方自治体独自の対策への財政支援などを実施してまいりました。

ロシアによるウクライナ侵略など、世界の原油価格や受給に大きな影響を与える可能性があり、さらなる急騰に備え、先手先手で追加的な対策の検討・実施が不可欠な状況にあります。

また、本町も、国・県の令和2年度・3年度・4年度の経済対策に呼応するとともに、独自財源による経済浮揚策を講じてきました。そこで、各種施策の検証と次年度対策についてお尋ねをいたします。

1、令和4年度実施施策である業績悪化緩和運転資金補助事業、2、アフターコロナ町内消費拡大経済対策、3、固定資産税延納施策の実績と効果並びに令和5年度実施の方向性についてお聞きします。

2番目として、観光資源、その他としての1番目、SL運行、特にSL機関車での運行の実施予定日は。2つ目として、乙女峠駐車場の整備、トイレ改修工事のその後の予定は。三つ、令和4年度採択の観光地再生、観光サービスの高付加価値事業は。年度内完成が要件となっているが、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日より一般質問でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、7番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

経済対策についてでございます。

令和4年度より実施いたしました業績悪化緩和運転資金補助事業につきましては、延べ357事業者に対して4,021万9,000円を給付しております。他の事業者経済対策として、小設備導入支援事業や雇用維持支援給付金などに2,037万9,000円を給付しております。

また、アフターコロナ町内消費拡大経済対策等の直接的経済支援対策といたしましては、未確定のものもありますが、予算ベースで総額2,350万円を計上いたしております。

こうした予算措置により、町内でのコロナウイルス感染症による倒産等は発生しておらず、町の実施した支援策に対しましては、商工会、観光協会を通じて事業者から評価を頂いております。

事業の財源として、国のコロナウイルス感染症対策交付金を充てていたところですが、コロナウイルス感染症の感染症法上の分類を現在の2類から季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げることが予定されており、行動制限等伴わない状況下での交付金の継続については厳しいものと見込んでおります。

緊急経済対策に係る固定資産税及び法人町民税の徴収猶予の納期限2か月延長につきましては、これまで3年間の申請実績は、固定資産税分が毎年1件ずつの申請があり、納期内納付を頂き、一定の支援につながったものと認識しております。

町といたしましては、引き続き町内経済の動向を注視しつつ、国県等とも連携して、本町事業者への適切な支援策等を検討してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問であります、令和5年のSL運行に関する情報は、令和4年12月23日にJR西日本が発表した内容が最新のもので、全てディーゼル機関車による運行となっております。

具体的な運行予定日は、令和5年3月18日から21日まで、令和5年4月29日から30日まで、令和5年5月3日から7日までとなっております。

なお、SL機関車による運行再開の具体的な予定については、現時点でJR西日本から発表がなされておりません。

次に、乙女峠周辺の整備については、令和4年5月に、カトリック教会広島教区による列聖・列福の認定に向けた申請手続の報告会に参加し、その後、検討を進めているところでございます。

具体的には、令和5年に乙女峠のトイレ改修の計画を町の中期財政計画に盛り込んでおりますが、列聖・列福の認定の進捗状況や、国・県の補助事業が活用できるタイミングを見計らいながら、駐車場も含めて検討し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、令和4年度の観光地の再生・高付価値化事業では、令和4年2月28日をもって全11事業者による全12事業が完了し、令和5年3月6日に観光庁への完了報告が行われたところです。

現在、観光庁のほうで、完了報告に対する検査が行われており、検査が完了した事業者から、随時、補助金の確定と支払いが行われております。あわせて、本事業に対しては、島根県と町による上乗せ補助を実施しており、観光庁への手続と並行して、上乗せ補助分の補助金の確定と支払いを3月末日までに完了できるよう手続を行っているところです。

なお、観光庁では、令和5年度の本事業の第1次公募を令和5年3月13日から令和5年4月13日までの期間で行うと発表しており、津和野町では、この第1次公募に向か、町内の事業者の皆様への説明会や申請意向の集約、申請に向けた書類作成などの準備を進めているところでございます。

なお、令和5年3月7日時点において、14の事業者の方より参加意向を頂いております。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　御報告いただきましたように、令和4年度の経済対策、このように業績悪化緩和運転資金等報告を頂きまして、かなりの成果があったということで、観光協会なり商工会のほうからも評価を頂いておるということでございます。

特に、業績悪化緩和運転資金補助事業、これにつきましては、多くの町内事業者が活用されて事業継続に貢献し、倒産はなかったということで何よりとは思っております。

ただ、町内の今の経済環境といいますか、観光業を特に見てみると、昼間には道の駅等にも大変車が増えてきたなという実感をしておるところでございますが、なかなか町内事業者にとっての業績悪化拭うような状況にはないというのが実態ではなかろうかなというふうに思っております。

特に、4年度の7月を最後に、この業績悪化緩和運転資金補助事業の実施も行われていないということと見ております。

回答がございましたように、令和5年度においては、この収束近い状況の中で、このような臨時交付金の交付は難しいのではなかろうかなというふうな見通しもされておるところですが、仮に国の施策も変わることが多いわけであります。それを踏まえての対応として、仮に今後そのような国・県の対応があったときには、当然ながら、町としてもこの対応に臨むと、そのようなお考えを現段階ででもお持ちかどうか、それについてお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　失礼します。ただいまの議員の御質問でございますが、業績悪化運転資金緩和補助事業につきましては、前年度の売上げの減少率に応じて補助金を交付するというもので実施をしてきたところでございます。

この財源につきましては、今まで国のコロナの交付金を充当して実施をしております。昨年の7月、この補助金のほうをコロナの財源と勘案しながら、また、町内の経済の状況を見ながら、それと商工会、観光協会と状況を分析しながら止めたというふうな状況に至っておるところでございます。

観光の状況につきましては、一昨年度87万人の入り込みがあったところですけど、昨年度については、回復して100万人を超えたというところで、コロナ以前には戻っていないものの、お客様の町内の観光客は増えているというふうな状況でございます。

そういうような状況で、今までこういった事業者を支援する、事業継続をさせるための補助事業ということで実施をしてまいりましたが、現段階のところで、国のコロナの交付金がなかなか不透明ということでございますので、今後につきましては、現段階ではありますけど、事業を継続させる補助事業というところに重きを置くのではなくて、今から意欲のあるとか、創業していくとか、そういうような部分のところに重きを置いて、町内の経済活動の支援をしてまいりたいというふうに計画はしておりますところでございます。

ただししかし、御指摘ありましたとおり、経済状況は今からどうなるか、ちょっと分からぬところがありますので、議員が言られたように、国がそういう措置を取られるのであれば、また3団体で状況を分析しながら方向性を決めていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番 御手洗 剛君） 今の段階でなかなか積極的に対策を打つという段階ではないというふうな認識もしたところがありますが、その中で今後の対応に対して、意欲ある事業者の取組というお話が出ました。具体的には、どのようなことであるかお聞きします。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 意欲のある事業者を中心としてということの補助事業を展開していきたいというふうに思っておりますので、ないというか、通常の事業をされている方を見捨ててるという意味ではございません。

特に、意欲のある事業者というのは、今年、今年度実施しました地域一体となった観光地の再生、観光サービスの高付加価値化事業といったような、町内のこの事業については、宿泊施設を中心として地域の課題を解決しながら、面的に観光地を整備していくという趣旨の補助事業でございます。これは、町内の5事業者以上が集まって一緒になって、それぞれのこの事業をしていくというものでございますが、地域計画というものを作成しまして、一つの方向に向かって、それぞれの事業者がどういうことができるかというもので進めていくものであります。

こういった、やる気のあると言いましょうか、意欲のある方を声かけをして、その集まりを広くして、そういうことから国の補助金等を見ながら、そういう方向で進めていけたらいいというふうな考え方の下に、そういう表現をさせてもらいました。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗議員。

○議員（7番 御手洗 剛君） 意欲ある事業者を中心とすることの中身といいますか、それをお話をされたと思います。

確かに、令和4年度から実施をされました観光地再生、観光サービスの高付加価値事業の取組、大変、我々にとっても、そういう取組を事業者そのもの、町内事業者だけでなく、町外からの参入も含めて、このような対応があるということは、大変、新たな動きの中で町民としてもうれしく思うところでございます。

それでは、そのことについて、次に質問させていただきますが、令和5年度の地域一体となった観光地再生・観光サービスの高付加価値事業の町内説明会も始まり、参加募集期間に入っていますが、今までの相談や応募状況についてお聞きをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 令和5年度の地域一体となった観光地再生、観光サービスの高付加価値化事業の応募状況でございますが、先ほど町長のほうの答弁にもありましたとおり、3月7日時点において14の事業者が現時点で参加したいという意思表示をされているところでございます。

これについては、4月以降まで随時声かけをさせていただくということを考えておりますし、この中でできる、できないといったような事業者が今後出てくるかというふうに思っております。

しかしながら、この事業の大前提としまして、宿泊事業者が最低でも1件、それと、全事業者が5事業者以上出ないと、参加しないと事業が成り立たないということがございますので、そういった部分を踏まえまして、町内の事業者の方に参加していただきますように声かけを広く行っていきたいというふうに思っております。

現時点では、以上のところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　3月7日時点で14の事業者が参加意向ということですございます。今のお話を聞けば、まだまだ参加業者が増えないと前提がとれないといいますか、そういったことのようにも聞こえたわけですが、参加意向の事業者が多い過ぎた場合といいますか、そういった場合も想定もされるんじやなかろうかなというふうに思いますが、全てが採択されるというものでもなかろうかなというふうな思いもしております。

令和4年度の実績を見ましても、11業者の12事業といいますか、そういったことにもなっておるようですが、なかなか前向きな動きでもございますので、まだまだ希望者は増えるのではなかろうかなというふうな私自身も思うところでございますが、4年度においても、結果的に11事業者の12事業というふうな格好になっておったわけでございますが、4年度の実態として、これ以上に参加希望があつて、これになっておったのか、これについてちょっとお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　令和4年度のこの事業の実態といふところでござります。

令和4年度につきましては、結果的に11事業者12事業といふところで、その内容につきましては、宿泊事業者が6、あと観光施設の整備ということで5件、それと解体が1件で、12件の事業が実施されたといふところでございます。

この説明会を昨年度の4月、春あたりにさせていただいたときには、最終的に参加されなかつた方も、そのときにお話を聞いて、地域計画について一緒に話したところであります。ですので、最終的に11事業者になりましたけど、最初の説明のときには、違った業者も参加されたといふことでございます。

それと、今年度の先ほどの14事業者でございますが、現段階では一応宿泊事業者の方も参加しておりますし、5事業者以上おりますので、一応現段階では5年度については基準を一応満たしておるということであります。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番 御手洗 剛君） 幸いにもといいますか、いい効果の中で、この事業に参加意向を示されておられる方がかなり出てきたということで大変うれしくも思っておるところでございます。

特に、常々寂しい思いをしておりました本町通りといいますか、あそこにも空き家を活用した事業が執り行われ、今後、目に見えた動きが出てくるのではなかろうかなというふうなことで、大変、期待もいたしておるところでございます。

一番心配いたしましたことが、採択されてから短期間での事業実施ということで、果たして完了するのかどうか、そういったことを心配してまいりました、特に令和4年度においては。

御回答いただきましたように、もう補助金の入るのを待つような段階にも完了報告が行われたということでございます。それは達成できるというような思いで安堵もいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、この5年度においての対応については、この事業の周知と前向きな事業者の参画というものを期待するものであります。

次に、景気浮揚策として実施されました当町独自の忘・新年会用プレミアム飲食券は、利用者、事業者ともに大変好評でございました。

そういった状況を受けて、島根県では、いち早くといいますか、この年度中においても3月15日から7月31日を販売期間、3月20日から8月10日を利用期間とする、しまねプレミアム飲食券の対応をされるというふうに新聞にも出ておりました。今後、当町においても独自のプレミアム飲食券の発行と、このことについての予定をお持ちであるかどうか、これについてお聞きし、またそれはどの時点にこういった対応をされるか、例年というか4年度対応と同じような時期であるかどうか、これについてお聞きします。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 町内景気対策の一環として事業でございますけど、忘新年会キャンペーンとかテイクアウトキャンペーン、これを3か年実施してまいっております。いずれの事業にしましても、財源としましては、国のコロナの交付金を充ておるというところでございます。現段階で、交付金が不透明という状況でございますので、今のところ計画自体は持っていないところでございます。しかしながら、そういったような国の動きが今後あれば当然考えていきたいというふうに思っていますし、その実施につきましては、商工会、観光協会と合わせて状況を見ながら進めていくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗議員。

○議員（7番 御手洗 剛君） アフターコロナ町内消費拡大経済対策、このことであろうと、予算強で2,350万、これまでの対応ということになったというふうに理解を

するところでございます。飲食店といいますか、そういったところからも、ぜひ今年度も実施を要望する声が出ております。昨年は忘年会、新年会というふうな格好を中心によってこられたわけですが、できれば、夏場、盆時期にもこういった対応ができればうれしいなというふうな声を聞いております。そのことへのお考えも、また臨時交付金の活用の中で、これがでてきておるというふうな回答がございました。独自財源でも取り組むか、そういったお気持ちがあれば、またぜひそれを独自財源でも使いながらもやっていただきたいという思いで事業者の皆さんには思っておられます。これについてお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　独自財源でもしていくのかという御質問でございますが、現時点ではちょっと申し訳ありませんが、言い切るという状況にはないですし、ちょっと言い切れないということでございます。ただしかしながら、先ほども申しましたように、そういったような財源とか状況が変われば、それは講じる施策も変わるというふうに認識しておりますので、その部分につきましては、先ほど申しましたように、3団体で今まで経済状況の対策に当たってきたわけでございますので、その延長として協議しながら判断をして進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　また今後は、経済状況を踏まえながら、また検討しながら対応ができるべきであるというふうに思っております。

また、燃油及び肥料高騰による影響というものは大変なものがございまして、多岐の事業者にその影響が及んでおります。また、住民の方々のやはり特に日々の中で灯油代が高くなったり、ガソリンが高い、そういう声もあるわけでございます。特に、農業者にとっては、肥料が大幅に高くなっています。30%とかいうふうなことにもなっておりまして。このような対応というものが、本当それでなくとも、農業経営厳しい状況が、米が下落の中で続いてきておるわけでありますが、コストが大変上がってきておる。この対応について、次年度としてどのようにされるおつもりか、支援策を講じられるか、これについてお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（小藤　信行君）　ただいま御質問がありました肥料等の高騰対策でございます。

今年度につきましては、昨年の1月から12月を対象として町の交付税を活用した事業でございますが、購入価格の10%程度を助成しているところでございます。その後、国ほうの肥料高騰対策も始まっております。来年度におきましては、国の事業が5月までの購入に対して助成されるというところを聞いているところでございま

す。また先ほどもありましたが、来年度以降のコロナの交付金の状況が不透明という状況でございます。財源というのが必ず必要となってくるところでございますので、来年度につきましては、国のはうの肥料高騰対策のほうを活用していただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　独自財源の乏しい本町でありますので、なかなか無理が利かないというところはあるわけでありますが、あまりにも資材高騰といいますか、農業者にとっては肥料、農薬というものは、切り離せないものを生産するには絶対的に必要なものでもございますし、このような実態は日々のことであります。ぜひ、今後、検討いただいて国の政策だけでなく、町独自の政策として打ち出されることを期待いたします。

それから、固定資産税、町民税もありますが、このことについて、何名かの方からお話を聞いたわけでありますが、なかなか納付時期がほかの税と、例えば固定資産と自動車税の納付が一緒の時期であるというふうなことから、やっぱり延納といいますか、そういういった対応をやってほしいという声も実際にはあります。ただ、実際には無理をしてでも納付をされて、それほど利用がなかったという3年度、4年度の状況にあったというようなことを回答いただきました。多少でも税が重ならなくて納付ができれば、事業者にとって助かるわけであります。そういういた要望もあるということを踏まえて、今後の対応をお願い申し上げたいと思います。

それから、S Lについてでありますが、現在修理中ということで、なかなかS Lそのものが津和野に返ってくるということが見込めないということですが、なかなか修復の状況についての中身というのは、なかなか分からぬものなんでしょうね。問合せをした結果が終わりになるかどうか、これについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　S Lの修繕の問合せといいますか、そういうようなことの御質問だと思うんです。

問合せにつきましては、していないというところであります。仮に問合せをして答えていただけるかどうかというところもございますし、JR側としては、個別に問合せをしてそれに答えるということはあまりされないのかなというふうに思います。やはり一斉に情報を公開するような形を今までとってきておられますので、そういう対応は難しいかなというふうな認識をしております。

故障につきましては、昨年5月の運行の際に、炭水車と言いまして、後ろの石炭を乗せる車の車軸が故障したというふうに聞いております。修理の状況につきましても、公表がされていないということでありまして、なかなかそのところを把握するのがちょっと難しいような状況になっております。ただ、このまま運行しないということの担当段

階の感覚ではございますが、今年のせめて夏までに開始されればいいなというふうには、希望は担当課としては持っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗議員。

○議員（7番 御手洗 剛君） なかなか素人が考えるよう見やすいものではないかも知れませんが、JRさんの考え方もあるうかというふうに思っておりますが、町民として、また、町内の事業者にとっても、大きなSLというのは、一つのシンボルでも、津和野の観光のシンボルでもあるうかというふうに思っておりますが、ぜひ、何らかの形で蒸気機関車が走るところを見ながら、その実現に向けて今後の努力をいただきたいというふうに思います。

それから、町の最たる観光資源の一つでございます乙女峠、列聖・列福の認定に向けて動きが出てきておるのではなかろうかなというふうな申請手続の報告会に参加されたということあります。そういう中で、認定をされると本当、早い段階からそのニュースを聞いて、信者の方とか観光客の皆さんが訪れるのではなかろうかなというふうな思いもしておるところでございますが、検討も始められたというふうなことでございます。その中で、トイレの改修についての計画は中期財政計画に盛り込んでいるということでございます。その他、駐車場の整備についても取り組んでいきたいというふうな状況に御回答いただきました。下水道もついたのではなかろうかなというふうな思いもしておるところでございますが、今後このような対応を早めるというか、どのような基本的なお考え方を今検討段階というふうな話はこの回答にあるわけでありますが、今からの動きをどのようにされていかれるか、このことについてお聞きをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 列福の状況につきましては、昨年の12月の末にカトリック教会のほうで、その後ちょっとお話を聞きさせてもらったところです。調査をして当時の証言を集めて、それをまとめる作業があって、その後まとめたものに対して、神学的な神の学問の検証を行うというのが、この列福の申請の一通りの流れであるというふうな説明を受けて、順次、調査から英訳作業を行ってきたというふうなお話がありました。これを全部まとめて提出をする時期でございますけど、2023年、今年には提出をすることになりましたので、今年提出をされてから列福の認定が下りるまで若干の期間がかかるのかなというふうに思っております。

乙女峠の整備でございますけど、トイレにつきましては、町長の答弁でもありましたように、中期財政計画に盛り込んだというところであります。ただ、財源とか、より有利な補助事業というのを今から具体的に見ながら、これは進めていかなければいけないなというふうに思っております。ですので、若干時間がかかるかもしれないというふうな認識も持っております。

それと、あと、そこの現地の周辺の駐車場についてでございますけど、場所の広さの制限というところもありますので、周辺、後田駐車場とか、駅の駐車場とかありますので、そこの辺りからのアプローチを整備しながらとか、そういう補助的な部分も見て駐車場の整備を行いたいというふうに思っておるところでございます。何分まだ検討段階ということでございますので、具体的な部分については、今後考えていくということの状況でございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　観光立地町である本町にとりまして、先ほどの新たな観光地の再生に向けての取組によって、現在はホテルの稼働を抑える事業者というのが大変少ない中で、それが整備される一つの動きが出来上がってきた。大変期待をすることでございますが、この列聖・列福の認定、こういったことで今後インバウンドを含め観光客が増加することが期待されております。事業者自らが宿泊や商業活動等、受入れ体制を整えようとする動きは大変喜ばしいことでもあります。町内外の事業者のこの動きに公募し、臨機応変な経済支援対策が講じられ、町全体の商業活動の活性化が図られる事を期待したいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

空き家対策についてであります。

ニュースなどでよく聞く空き家問題、平成30年度住宅土地統計調査によると、空き家の件数は2018年で、全国で846万戸、この20年間で1.5倍増えている。人口減少している日本で住宅ストック件数が6,240万戸あり、これに対して総世帯数が5,400万世帯となっているとのことであります。空き家が増えることでいろいろな社会問題が生じております。倒壊の危険、放火による火災、ごみの不法投棄、景観・治安の悪化等であります。このような中、本町においては、令和3年度に空き家の実態調査が実施されました。この調査の状況は先ほど回答いただきましたが、今後の施策についてお尋ねをいたします。

1、空き家住宅の総戸数は、先ほどの調査によって616戸あると聞いております。また、地域別割合、建物の分類、建物の状態の分類等についても報告をいただきました。現在、空き家バンクの登録の状況及び活用状況、これについてどのような状況にあるかをお聞きいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、空き家対策についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の御質問でありますが、令和3年度シルバー人材センターに空き家調査業務を委託し、実施した調査によると、津和野町全体の空き家総戸数は619戸でありました。地区別に見てみると津和野地区では414戸、日原地区では205戸となっております。また、当空き家調査において、外観による家の状態のランク判定を行って

おります。家の状態が良く比較的入居が可能と思われるランクの高い物件数は383件、家の状態が悪く今後は危険家屋となり得るランクの低い物件数は236件という結果となっております。

2つ目の御質問ですが、現在空き家情報バンクの成約済みを含む登録総件数は286件となっております。今年度は空き家調査で判明したランクの高い物件の所有者様にお声掛けし、新規登録件数は令和2年の19件、令和3年の8件に対し、今年度26件と増加をいたしました。

3つ目の御質問ですが、津和野町においては、令和3年度に津和野町老朽危険空家除却支援事業補助金交付要綱を制定し、倒壊等の危険性の高い老朽危険空き家の除却を促進し、町民の生活環境の保全を図るため、危険な状態にある老朽危険空き家の所有者等に対して、除却工事費の一部支援を行っております。補助内容は、除却工事費に5分の4を乗じた額で、補助限度額は120万円となっております。令和3年度は3件の補助金交付実績がございました。令和4年度は5件の交付申請があり、2月末までのところで4件の除却工事が完了し、補助金交付手続が済んでおります。残る1件も3月上旬には除却工事が完了し、実績報告書が提出される見込みであります。今年度、除却支援の問合せ件数が大幅に増加し、潜在的な需要が数多くあることが判明いたしました。令和5年度は10件の交付申請を見込み予算計上したところであります。今後しばらくは、補助金制度利用希望者数が伸びていくものと見通しを立てております。なお、この補助金は、国と県の補助金を財源に充当しております。国の補助要綱が令和7年度までとなっておりますので、この間、集中的に除却を進めることができるように取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目の御質問ですが、この相続登記が義務化される制度は令和6年4月1日から施行される予定であります。背景としましては、全国的に所有者不明土地が多く存在しており、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まないことや、土地が管理不全化し、隣接する土地への悪影響が発生していることなどが要因となっております。この制度の内容は、不動産を取得した相続人がその取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務づけるものであります。正当な理由がなく相続登記の申請をしない場合には10万円以下の過料が科される場合があります。また、施行日より前に相続が発生した場合には、施行日から3年以内に相続登記申請を行うことになります。この制度によって、土地建物の適正な相続登記を促し、所有者の管理意識が高まることを期待しているところであります。

5つ目の御質問ですが、空き家調査で判明したランクの高い物件の所有者にお声掛けし、津和野町住宅相談員と連携し、残置物処分に対する助成金等を御活用いただきながら、空き家情報バンクへの登録を推進していきたいと考えております。次に、令和3年度より3か年で実施している民間賃貸住宅建設改修支援事業を活用していただ

くよう所有者に対して働きかけを行い、居住性能の高い空き家の利活用を促進してまいりたいと考えているところでございます。

一方で、危険家屋の対応につきましては、瓦の落下や建物の倒壊により、人的もしくは物的損害が発生する可能性が高いことから、自治会からの通報により、逐次現場確認を行っております。また、早急に対応が必要な危険家屋については、所有者様と連絡を取り、先ほど申し上げた老朽空家除却支援事業補助金を活用しながら、危険回避の対応をお願いしているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　危険ランクによる分類を見ましても、大変多い状況にあるということが分かってきたわけであります。また、所有者の皆様方も古い危険家屋と老朽化した家屋については気になるところでございます。それをできれば解体したいという思いはお持ちであるわけでございますが、今解体するについては、大変な高額な資金が必要である。最近では上がってきております、産業廃棄物処理についてでございますが、そういったことの中で、この町の対策が取られ、それを活用できるということで、最近においてはいろんなところでお話を出てまいりました。ぜひ活用したいなというふうなお話をされる方がおられるわけであります。

そこで一つお聞かせ願いたいと思いますが、空き家で危険な物件の中には、空き家に付随する土塀等があるわけで、それが県道等に接している。この建物だけでなしに、塀を除去しなければ危険性を取り除くことができない。このような実態もあるわけでございます。対象物は構築物というふうなことで要綱には書かれておりますが、この構築物の中に塀も含まれるのかどうか、建物以外の塀も構築物の中に含まれるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　構築物が基本ではあります。なので、この塀が含まれるかどうかというのは、その危険度合いにかかろうかと思っております。なので、危険家屋等のお申出があった場合は、うちの調査員が現地を赴いて、それを現地で見て、国の補助事業等がこれ充当されますので、その補助要綱にのっとって、その塀等も危険であるかどうかという判定を行います。それによるものと思っております。なので、その判定によらないものであれば、対象にならないかもしれません、それが明らかに、例えば前に通行道路があつて子どもが通学するとか、こうしたことの危険性が認められれば、対象にならうかというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　構築物といいますと、建物のほかにそれに付随するもの、その中には塀も含まれるというのが一般的なものではなかろうかなというふうな思いもしておりますところでございますが、ぜひ、調査の中で認められればということです。分かりました。

時間がなくなりました。今後、少子高齢化が進行する中において、空き家が必然的に増加することは間違いない事実であります。空き家の有効利用や自らの手で危険家屋の除去で環境整備に取り組まれようとする動きがございます。行政支援が一層強化されることを期待して、質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、7番、御手洗剛議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで10時10分まで休憩といたします。

午前10時02分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序2、5番、横山元志議員。

○議員（5番　横山　元志君）　議席番号5番、横山元志でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回、私が質問させていただく事項は、大きく3項ございますが、それぞれに関わり合う問題であると私は捉えておるので、これは一つにまとめて1章になるのではないか、1章の中の3項になるのではないかと私は捉えておりますので、皆さん、ひとつよろしくお願いします。

まず1つ目ですが、施政方針の中で地域医療の確保と充実とお話をございました。それに対して運行会社との契約、タクシーや会社、この契約内容についてお伺いしたいと思うのですが、施政方針の中で通院手段の確保という項目の中に、町内には分娩可能な医療機関がないため、町外の医療機関に通院する必要があり、妊産婦と家族の経済的負担が軽減するよう分娩までに必要な検査から産後の1か月健診にかかる通院費の一部の補助をし、母子ともに安全安心な分娩の確保に努めることとありますが、先日、私の友人からお話を聞きしましたところ、これは私的には、「はあ」と言って「ごめん」と言うしかないようなお話をしたんですが、この方、産後間近、もう臨月おおよそ入るであろう頃から、町道が通行止めになり、自宅まで迂回路を介して帰らなければいけない、出かけなければいけないという状態だったんですが、そして、ちょうどその間にタクシーの利用券を頂いて利用できるであろうと思われたみたいなところ、そのタクシーや会社から、その迂回路を介してはそちらには行けませんということでお断りされたそうです。

ちょっと私はこのことにちょっとびっくりしまして、そして、いろいろ御予約の段階でのお話で、いろいろ言葉のあやがあって、破水したら救急車呼んでくれ、これはしようがないことだとは思うんですが、安心安全な分娩を確保するとおっしゃられておりますが、果たしてそれができているのかどうか。そして、このタクシーや会社との契約についての内容についてお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、5番、横山議員の御質問にお答えさせていただきます。

施政方針の地域医療の確保と充実と合わせて、運行会社との契約内容についてでございます。

議員御質問の事案につきましては、タクシー利用ということから「津和野町妊産婦通院サポート事業」の助成対象者の方のことと思われます。津和野町妊産婦通院サポート事業では、津和野町在住の妊産婦が通院のためタクシーを利用する場合に、その料金を助成しております。

現在、町内のタクシー事業者3社と協定を結んでおりますが、その内容はタクシー利用券の使用方法と、タクシー事業者が町に対し料金を請求する際の取決めに関することなっております。

なお、御利用には、タクシー利用券の交付を受けた妊産婦の方が、事前にタクシー事業者へ予約をすることとなっており、当事業では破水等、緊急の場合の御利用は想定しておりません。

不安に思われた妊産婦の方に対しましては、制度の説明が行き届いておりませんでしたことをおわび申し上げます。今後、妊産婦の方々に御案内する文書やパンフレット等には、緊急時の対応について明記するなど、分かりやすい情報を記載するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　すみません。私もちょっと質問の仕方が悪かったのか、破水等危険なときをちょっと文言に入れてしまったため、ちょっと私のいただいたかつたお答えとはまた違うお答えが返ってきててしまったなど、私も反省しておるところなんではありますが、私が聞きたかったのは申し訳ない、そういうことではなくて、まず道のお話からさせていただきますと、この方の御自宅までは町道である。数メートル私道がございますが、その私道まで入れとは言いませんが、町道までは町が管理しとる上の道なので、これは、この運行会社は町と契約をしているのであるからという観点からすれば、そこまでは行かなきやいけないと私は思います。

そして、このサポート事業、津和野町妊産婦通院サポート事業、こういう事業があるのでから、なおさらそこまでは行かなきやいけない。もし途中通行止めがあつて行けないってなると、何らか迂回路を設けなきやいけないというのは当たり前なんではあります、その迂回路について、このタクシー会社が通れないようではこの道の管理者としての責任はどうなのか。

あわせて言えば、このタクシー会社は、このタクシー会社との契約は町の購入した車をこのタクシー会社に貸与して、そして、この貸与した自動車をもつて運行しとると思うんですが、ということになれば、このタクシー会社は、もはやインフラです。町のも

の、町の所有物を貸与して運行しているのであれば、このタクシー会社はインフラだと私は捉えております。だが、この事業があるにも関わらずそこまで行かなかった、行けなかつた、どちらかは分かりませんけど、行けなかつたにしても、行かなかつたにしても、行かなきやいけないのではないかと私は思うんですが、その件に関して、ちょっとお話を伺いさせていただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　妊産婦通院サポート事業につきましては、つわの暮らし推進課が担当になっております。

町道の迂回路に、そのタクシー事業者が行かなければならなかつたと思うということでございますが、正直申し上げまして、町道の通行止めのあと迂回路がどういう状況であったかというところのこの当時の状況については、把握はしておりません。

ただ、我々どものタクシー事業者様との契約というか、協定の中身につきましても、そのことについては明確に明記はしていない状況でございます。なので、必ずしも、その町道に対しては、これタクシー事業者行きなさいよとかいうところの協定内容にはなってございません。

その辺が、ちょっと今から今回のこういう事象があった場合に、先ほど町長の答弁にもありましたが、やっぱアナウンスの仕方ですとか、タクシー事業者との協定の中身ですとか、そうしたことのちょっと見直しの機会にはなるかなというふうには考えております。

なので今回の事象とかを、今議員おっしゃるように、質問の趣旨とかというのは、ちょっと私も今初めて聞いて、ちょっと私も取り違えたかなというふうに感じておりますので、そうしたことが原因であるならば、そのあたりについてのタクシー事業者とのその協定の中身について、しっかり議論していきながら、よりよいものにしていくというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　これ私この話をしたのは、この制度自体はとてもいいものだと思っております。なかなか思い切った、これ1回に1万8,000円でしたかね、ですよね。1万8,000円の利用をサポートする。これは思い切ったことで、すばらしいことだ。ですが、せっかく思い切ってすばらしい事業にも関わらず、こういう穴がある、利用したくても利用できない状況があるでは、せっかくいいものがあったとしても使えないんなら意味がないじゃないか。

そして、この次の段階、次の質問にもお話をさせていただきたかったと思う話の一つになるんですが、この方とか、あと我々、この町内にいる者が、この町いい町だよ、越しておいでよとか、出て行った私の友達なんかに、こんなふうにこの町がよくなつたんだから戻っておいでよって言えるような町にしていかないと、幾らおいでよおいでよってIターン者を募つたところで、それができなければ、当然この方もIターンですよ。I

ターンの皆さん、この方、結構ＳＮＳとかワークショップとかやって方なんで、発信力がものすごくある人です。

やっぱりこの方にも移住の相談とかがあつてみたりするというのは、よくお聞きするんですけど、果たしてこの方がいい町だよって言えるだろうか。ちょっと実際に聞いたけど、お勧めできない。私はよしと思って来たんじゃけど、いろいろあるから、そのいろいろが改善されればいいねというお話はしているらしいんですけど、やっぱりすぐすぐに戻つておいでとか、来ればいいじゃんて言える状態ではないというのは、この方もおっしゃっています。

発信力がある方が、そう思われてしまつたら、幾らＩターンを、さつきも言いましたけど、Ｉターンを呼んだとしても、なかなか来やしない。うちにおる我々とか今おる人達が、それを思わなければ、思うようにつくりえていかなければいけないと思いますので、ぜひこの話とかも含め、穴を一つ一つ見つけて、こういう事例があるたんびに。

一つお聞きするのが、どのように町長、御答弁されるのは町長でも課長でも結構なんんですけど、まずこの話について、どのようにしたらいいとお考えでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　議員おっしゃるように、我々も定住対策担当課でございますので、実際そのＩターンとかで移住された方々が、津和野町でいろいろそうした不快な思いをされたですか、そうしたことだと、また次においでよというようなお話にはなかなかなりにくいかなどというのはおっしゃるとおりだと思います。

僕、今回の議員の一般質問見させていただいて、私も恐らく誰であろうというのは予想もついております。なので私も当然知っている方ですし、こちらに移住されたときの経過も存じ上げていますので、そのことも踏まえてちょっと考えますと、実際、東京とかに出向いて、いろいろなそういう案内もしていただいている方でございますので、そうした方が本当に発信力のある方が、そのように今住んでいる津和野町のそういう不備なりを、やっぱり指摘されるのであれば、それはしっかりと我々移住・定住担当の課としたら、解決に向けてしっかり努力をしていかなきやならんいうふうには考えております。

具体的に、やっぱりどうしていくかというと、今回の問題で言うと、やっぱり私どもの課だけではなくて、例えば、医療対策課ですか、健康福祉課ですか、こうした関係課とも話をしながら、問題の共有と、その課題策の具体案を練つていかなきやならんというふうに考えておりますので、そうしたことに対して、これからもしっかりと役場内で論議をして、一つ一つ議員おっしゃるように穴を潰していくといいますか、こうした課題解決に向けて努力はしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　今日、具体的な事例を取り上げられまして、このことについて具体的にどう取り組んでいくのかという御質問でもあったかと思いますので、私のほうからも考え方をお話をさせていただきたいというふうに思っております。

このタクシーの町内に何社かありますので、今日の御質問の中でどのタクシー会社かということも想像ついたわけであります。こちらのほうは、上下分離方式という形で、運行を入札を行って、民間の業者にお任せをしているというシステムでやっているものでございます。ですので、あくまでも契約に基づいて、タクシー会社が運行はもう任せているという状況であります。

ですから、その契約に細かく盛り込んでおれば、それはそれで契約違反ということにもなるんだろうと思いますが、基本は運行会社の考え方ということに任せざるを得ないというふうにも考えております。それがやはり契約の下での、事務的な言い方になりますが、運行ということになるわけであります。

ただ、こういう事象が起きたという中で、どう解決に向けて取り組んでいくかということでおあります。やはりタクシーの運行会社と、こういう事例についてどうだらうかということは、町としてやはり相談をし、改善に向けた取組の話し合いというのはしてまいりたいというふうに思っております。

強制はできないとは思います。だけれどもやはり、町の福祉対策として、そして、上下分離方式でやっているという観点からも、町のこの考え方に基づいて運行の努力をしてもらいたい。そういうことはお願いとしても行っていきたいというふうに考えております。

特に、タクシーの車体に傷がつくから、通りたくないんで断られたというようなお話を聞きますと、やはりお互いがもう少し運行会社と行政が話し合いの下で、じゃ仮に傷ついたときにどちらが、特別な事情がある場合に、その修理費を持つのかとか、そういうことも今後に向けては、今はそういう具体的なきめ細かい契約にはなっていないと思いますが、そういうことも踏まえて、しっかり話し合いをしてまいりたいと。それに向けて、解決に向けた努力はしていきたい、そのようにも考えているところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 町長、ありがとうございます。まさに今、町長が言わされたこと、その2点がこの問題の中にあると思うんです。

やっぱりその妊産婦のサポートという話と運行会社との契約とのお話、大きくこの二つの問題の中で、このタクシー会社との契約に、ちょっとまた穴があるんじゃないかなと私は思っているところなんです。

私も契約書を読んだことはないので、大きくは分からぬ。ただ私が、この事業を始めるときに、当時、入札指名業者だったので、このタクシーの販売、タクシーを売ることで、私もちよつと当時の記憶が、ちょっと定かではないんですが、入札に参加したか、不参加したか。参加したとしても、旅客自動車を管理していくのは私は無理だと思ったので、参加したとしても、わざと高く入札したんじゃないかな。ちょっと覚えていないんですけど、ちょっとよく覚えていないんで分からぬんですけど、不参加か高く入札してわざと負けたか、どちらかを選んだんだと思います。

その中で、私の知り得た中での情報の中なんですが、このタクシー、そのときの契約された会社と今の契約されている会社は違うのは違うんですけど、きっと大きく契約内容は変わってはいないとは思うんですが、その中で私が分かっておる中で話をさせていただければ、こういう言い方したらどうなのかなというのは、ちょっとあれなんですけど、やらなければやらないほど利益が残る契約ではないかと私は踏んでとれたんですよ。ちょっとそのあたりについて、お聞かせ願えればいいと思うんですが、大丈夫でしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　詳しい契約など、ちょっと私も今手元にございませんので、ちょっととなかなかしっかりお答えできかねるんですが、やらなければやらないほどいいような感じにはなっていないんじゃないかと思ってます。

すみません。ちょっと私も今契約書が手元にないので、この辺のことに関しましては、ちょっと私もしっかりと調べて、またお知らせしたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　ちょっと私もうろ覚えの情報なので、はっきりとは言えないで、ちょっとあれなんですけど、ちょっとそういうところを含め、このタクシ－会社との契約をもうちょっと洗ったほうがいいんではなかろうか。

あとその裏にあるもう一つの話なんですけど、要は町道が通れなかった。通れなければ、迂回路を設ける。これはしなきやいけないことで、これはつわの暮らし推進課ではなく建設課の話になってくるのかなと思うんですけど、その当時、去年の、一昨年の2月あたりになるんですが、通行止め期間、麓耕地区になるんですけど、通行止めのその迂回路の管理は、これ農道になるのかな、迂回路の管理はどうされとったんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今あの町道の迂回路ということでございますが、今回ちょっと私もこういった事象を初めてお伺いいたしましたので、これに限ってお答えできるものではございませんので、その辺、御了承いただきたいんですが、通常でしたら迂回路というのは、もちろん設けるようにしております。それにつきましては、業者との協議の中で迂回路ということで、住民の皆様に工事看板等で周知しておるところでございます。

ただ今の麓耕地区というのが、ちょっとどういう状況だったかというのは、ちょっと計り知れませんけど、状況によっては、なかなかその時間帯に通れない物理的な要因もありまして、道路全体を掘削工事しておる場合は通れない、そういう事象もあるかと思っております。ただ一般的には、緊急車両等については通行させるというのは、私の認識の中では、業者間との通行規制の中でそういう考え方を基にお願いしとると考えておるところでございます。

ただ、今回の案件につきましては、タクシーということもございますので、その辺の面から見たら、ちょっとどうだったのかということは、当課といたしましても緊急車両と申しますと、警察車両とか救急車、そういうイメージで考えておったところはもちろんございますので、今、今回御指摘いただきました件につきましては、先ほどつわの暮らし推進課長が申し上げましたとおり、そういった視点で建設課のほうも見ていない部分がございましたので、今後につきましては、そういったことも踏まえて関係課で検討なりさせていただきたいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　やっぱり町道がそこにあって、それを通行止めするのであれば迂回路を設けて、その迂回路も通行できなければ迂回路としていいのか。例えば、タクシーが傷がつくから通りたくないということは、じゃあそこへ帰らなきやいけない住民の車は傷がついてもいいのか。例えば、パンクしてもいいのかという話になってくるんじゃないかと思うんですが、ですので、これは今さらどうこうできるお話ではないんですが、今後として迂回路を設ける場合、その迂回路も適切に通れる状態にしなきやいけない。

そして、今回これ本当レアケースだと思います。たまたま町道を通行止めした先に、たまたま臨月近く迎えた妊婦さんが、そこにいた。これは本当レアケースだと思いますけど、やっぱり町として、そして運行会社としても、そこに行かなければいけないというインフラとしての使命を感じてやっとりさえすれば、きっとそれを業者、町も建設課もだし、その運行会社も、そこまで行かなければという使命があつて臨んだとすれば必ずそこに行ったであろう。そこが通行止めであるんだったら、通行止めの間、そこを通らなければいけないと言うんだったら、タクシー運行会社がつわの暮らし推進課なり建設課に行って、こういう状況だから通れるようにしてくれって言ってきてても不思議ではなかったお話なのかな。それができなかつたということは、やはり運行会社もそういう心づもり、そこまでする必要はないお考で、この事業を引き受けとつてのかな、そういう契約なのかな。

そして、町として、これタクシー会社に運行をお任せしておる上で、タクシー会社もそういうことを考えながら引き受けていただければと思うんですけど、それを感じていただいているなかつたのかなというのが、ちょっとかいま見える話。今回のこのイレギュラーな事例で、それがかいま見たのではないかと私は思うので、ここはちょっと改めて、その運行会社、そして町の管理、町道を管理している建設課もそれをちょっと感じていただければと思うところで、ちょっとそのことについて何かお話をあればお伺いしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まず運行会社との契約の中身ですとか、運行会社も受けるという意味での心づもりですよ。その辺の確認は、きちんとやっぱり、先ほど町長も答弁で申し上げましたが、担当課としてもきちんとしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今町道の工事の部分でございますが、工事箇所でございますが、そこの路線も状況が悪いから道路整備の工事を行っておるというところでございます。それで迂回路について状況が悪いので、そこも通れるようにするのがインフラとしての使命だということを、重々私ども承知しております。

そういうことで迂回路も整備が必要な箇所もございます。ですから、一定の状況が悪い山間部でございましたら、除草の作業とか、そういうことは必要になってくると思いますので、先ほど傷がつくというのが、どういう類いのことですかタクシーの運転手さんおっしゃったのか、それはちょっと憶測では言いませんけど、例えば、流竹木がこうなっておったとか、そういうことでありましたら、特に工事が発生して、その迂回路として利用する区間につきましては、そういう対応もしなければならない。それは重々今お話をございましたので、肝に銘じまして対応について今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 以上の点、今後も含め、よくよく検討していただければと思います。よろしくお願ひします。

次の質問に入らさせていただきます。

移住・定住の促進についてのお話になるんですが、「第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」に基づき、引き続き「若い女性が住みたいまちづくり」を基本視点として、「津和野に回帰する人の流れをつくる」ことや「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる」など5つの柱からなる基本目標に向けた移住・定住施策を推進するとありますが、1期を通じ現時点での目標達成率や成果についてお伺いします。また、今後の具体的な戦略として、どのような施策を計画しているのかをお伺いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、移住・定住の促進についてお答えをさせていただきます。

第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略では、数値目標として9項目、重要業績評価指標（KPI）として37項目を設定しており、毎年度、外部機関において評価・検証を行っております。

令和3年度事業分につきましては、令和4年12月15日の津和野町議会全員協議会において御報告をさせていただき、目標年度であります令和6年度に向かって概ね順調に進んでいる状況であると認識しております。

議員御指摘の基本目標「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる。」については、担当課である健康福祉課の評価がA、外部評価者である審議会の評価もAとなっております。

今後の具体的な戦略につきましては、令和5年度の施政方針でも申し上げましたとおり、国こども家庭庁の立ち上げにより、本町においても、これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、新たに津和野町こども家庭センターを設置することといたしました。

これにより、妊娠期から子育て世帯まで、子どもに関する一体的な相談支援体制が構築され、これまで以上に十分な支援が行つていけると考え、「第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」の分野別施策、「妊娠から出産・子育てまで切れ目ない支援の充実を図る取り組み」や主要施策「安心して子どもを産み育てられる環境を整える」等を着実に遂行し、移住・定住につながる取組を強化していきたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　先ほどお話しさせていただいたことと、また重なることになっておるんですが、先ほどのお話も含め、この町には産婦人科もなければ小児科もない。夜間、病気になったりけがしたら、救急車に乗つて益田に行ってくださいという状況なんですが、この状況をもつて「安心して子どもを産み育てる環境」になっておるでしょうか。ちょっと私的には、この状況で安心して子育てができるのかと言われれば、ちょっと厳しいんではないか。

あとそれに関わる話なんですが、子育て世代に限らず、例えば、夜間病気をしたり、けがをしたりして、救急車に乗つて益田に行ったとする。益田に行ったとして、病気で入院、けがで入院する場合には、それはそれでいいんですけど、例えば、処置が終わりました、帰つてください。これ夜間だったらどうやって帰るんですか。益田駅から列車に乗つて帰ろうにも、この状態では帰れない。夜間チェックインできるホテルもない。これどうしたらいいんでしょうか。何かお考えがあれば、お聞かせ願えればと思うんですが。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　町内には、産婦人科と小児科がないというお話がありましたが、産婦人科は確かに今はありませんけれども、小児科のほうは津和野共存病院で週1回診療があるということで、その日に町内の関係者の方、通院されている方はいるということあります。

それをもつて、あの町内で安心して産み育てができるかという話が、疑問があるというような感じの御質問でしたが、市町村によって、そういう状況はいろいろ違ひ

ます。本町においても医療対策を十分に様々な方面でやっているという中で、現在のこの状況になっているというところであります。

子どもを産むことに対しても、益田日赤と協力しながらやっているところでありますし、子育てに関しましても町長の答弁にもありましたが、総合戦略にもあります具体的な政策というものも様々打っておりまますし、他市町村に決して劣らないような事業もやっていると。

そういう中で全てが100%ということには恐らくならないと思います。大都会の東京のど真ん中が、じゃあ一番いいのかと言いますと、そこはそこで、また、じゃあ公園がないとか緑がないとか、いろんな今度は子育てに関する田舎のほうが特典がある部分も必ずあると思いますので、何が100%かということはありませんが、今こちらで住んでおられる方で、安心して子どもが育てられる環境を少しでも前向きに進めていくということで今取り組んでいるところであります。

最後にありました、救急車で益田日赤に通つてという、うちが直接の担当課でもないんですが、それはそういう制度でありますので、帰りのことについては、基本的には救急車というのは自分で帰るということになっていますので、タクシーなりとか、いろんな知り合いの方を呼ぶとか、家族を呼ぶとか、それしかないのかなど、ほかに方法はないのかなというところで考えておりますが。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　今、救急車で行った後、帰れと言われた後のことに関して含めの話なんんですけど、やっぱり先日の全協の中でもあったお話で、お医者さんが1人増えるという話も大変うれしいお話でありますし、もうありがとうございますというところ以外何もないんですが、今後ともこの医療、福祉に関して、今がゴールではないというのはもう誰もが思っておることであります。それで、これを着実に一つずつ伸ばしていく、増やしていくってというのは考えていかないといけないので、御努力をよろしくお願いします。

それで、今小児科の話のお話がありましたら、週1回定期健診ならそれでいいかと思います。ただ、やっぱりお子さんが、御病気されたりけがされたりというのは、ある日突然になってくると思うんですよ。

そこで、やっぱり頼れる場所がこの町内にない。それこそ、この次のお話にまたなってくるんですけど、助産師さんにちょっとお知恵をお借りしたりというのもできなくはないのではないかなどは思うところなんですが、そのあたりで、そのお子さんのそのけがや御病気に対して、週1の小児科ではちょっと物足らないのではないかという話も含め、対応は御検討されるとんでしょうかというのをお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　小児科の関係だと思います。小児科につきましては、先ほど健康福祉課長が申しましたとおり、週1回という形になっております。しかしな

がら、今、津和野共存病院におきましては、総合診療科というところを設けております。総合診療科につきましては、小児科も診れるというところで広報なりで周知をしているところでございますけれども、まだどうしてもその部分について周知不足というところがあるのかもしれません。ですが、小児科についても簡単なところが、小児科専門の病気になってくると診れない部分もございますけれども、ある一定のものでありましたら、その総合診療医の先生方に診ていただくことは可能となっておりますので、そういうところを十分に周知をしていきたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　この移住・定住を進めていきたいというところになれば、当然この医療、とても重要なことだと思いますし、これが限界、やっぱりなかなか、それこそ先ほどの話ではないですが、戻っておいでよとか、来たらいいじゃんというお話につながらないと思うんですよ。だからここは、ちょっとなるべくこうもっともっとまあこの6年に向かって概ね順調に進んでいるという御答弁ではありますが、速度感ももっともっと早めで内容ももっともっと濃くしていく必要があると思います。

そして、先ほどからのお話にまたずっとつながって、また次の話にもつながっていくことなんですが、妊娠から出産・子育てまで切れ目ない支援の充実を図る。これ0歳からの人づくり事業、教育とかにもつながっていく。医療、教育もなかなか違うようで同じ似たるというか、つなげていかなければいけないお話になってくると思うんですが、このことについて、やっぱり先ほどのお話された方でも、0歳からの人づくりというお話なんかで、「うちの子もうじき一つになるんじやけど、0歳の頃に何のお話もなかったがどうだろう」というお話があったんですが、ちょっと何か聞かせていただければと思うんですけど、大丈夫でしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　質問内容、教育長、よろしいですか。

○教育長（岩本　要二君）　0歳児からの人づくり事業ということで、0歳児で何もなかったというようなお話をございました。

今、教育委員会のほうで「0歳児からのひとづくり事業」ということで、それを教育の大きい柱として今進めていっておるところであります。

特にどういったことをしていくかというと、要は、保育園、小学校、中学校、高校というふうなつながりを縦連携というふうな言葉が呼ばさせていただいておりますが、つながりを持った教育を進めていくと。

横の連携ということで、学校あるいは地域、あるいはそういった保護者というようなところのつながりを横連携として、つながりを持った中で子育てをしていくふうな仕組みの中で、今、町全体としてそういった事業を進めていっているということであります。

そういう教育を進めていく中で、いわゆる大人も子どもが一緒になった、いわゆる津和野町としての教育推進を目指していくというような取組を今一つ一つ、それこそ事

業、小さい事業、いろんな地域の中で進めていっているという状況であります、こういった教育をもって教育環境をつくり上げて、教育の魅力化というところで情報発信をしていきながら、またそういった議員、今日、移住・定住というところでお話をしていただいておりますけれども、そういった部分にも繋げていけたらなというふうに考えております。

質問の御答弁になっているかどうか分かりませんけれども、そういうことで御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　すみません、ちょっと若干オーバーラップした話で、ちょっと教育長にもちょっと失礼があったかもしれません、御答弁ありがとうございます。

移住・定住のお話の中で、ちょっと必要な話だと思ってさせていただいたところなんですけど、それこそ、この令和4年度、先日のお話でお伺いしたところ、令和4年度、当町で生まれた方というのが24人でしたかね。ちょっとこれは、コロナ禍の影響とかもありまして、ちょっと少ないのはまあこれは否めないなというところではあるんですが、ちょっとさすがに今回少なすぎるというのはもう否めない話だと思います。

そして、やっぱり移住・定住を進めることによって、この少子化、この当町における少子化というのは、やっぱり図っていかなければいけないことだと思いますし、やっぱり若い世代、それこそ出産・子育て・結婚できる年齢の方々が、この町に来ていただくためには、やっぱりこれは切って切れない、欠かせない、0歳児からの話もそうですし、この医療にしてもそうですし、そう考えるところであります。ですので、ちょっと深く深くちょっとお願ひしたいところではあるんですが、今後とも、のことというのは考えていただきたいところと思います。

次の質問に入らさせていただきます。

12月定例議会で私が質問させていただいた吉賀町在住の助産師さんの件でありますが、先日、健康福祉課の課長さんからも契約するに至ったと喜ばしい報告を頂きまして、私も大変喜んでおるところでございます。

具体的な契約内容については、どのような内容になったのかをちょっと改めてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、吉賀町在住の助産師との契約内容についてお答えさせていただきます。

今年1月に吉賀町の助産師より、「津和野町の事業を自分が開設している吉賀町の助産院にて実施したい。」という連絡があったため、健康福祉課の担当と保健師が訪問し、委託事業の内容を説明の上、来年度より実施することで合意したところです。

委託事業については、産婦健康診査と産後母子デイケア事業の2つとなっております。

産婦健康診査は、出産後2週間の健診で、お母さんの体調や授乳、育児の状況を確認するもので、健診内容は、問診、診察、お母さんの健康状態チェック、尿検査、血圧測定、体重測定を行うもので、1回の利用につき5,000円の契約となっております。

産後母子デイケア事業は、生後6か月未満の赤ちゃんとそのお母さんを対象に、助産院で平日の9時から16時まで過ごし、お母さんの体のケア、心のケア、子育て相談、日頃の悩みなど助産師がサポートするもので、1回の利用につき2万6,000円の契約となっております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　大変喜ばしいことで、ありがとうございました、お話し進めていただいて。

そこで、益田の横田でしたかね、助産師さんがあるの。そことの契約内容と、こちらの方との契約内容は、相違はないんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　今の2点の契約について同じものであります。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　ありがとうございます。

この助産師さんの件になるんですが、横田がいいのか吉賀町がいいのか、とっても距離感とすれば微妙な、距離とすればどちらもそう変わらないのでないかなと思うところなんですが、距離の問題というよりも、これできたらやっぱり本町にあったほうがいいと私は考えます。ですので、この契約は、あくまで足がかりだと、一つステップ踏めたな、ありがとうございます。次のステップはと、私は考えたいと思いますが、健康福祉課としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　これまで1か所しかなかった部分が2か所になるということで、町内ではありませんけれども、利用者さんの選択の場が増えるということは非常にいいことだなと思っております。

これが本当は、町内にあったり、もっと三つも四つもたくさんあれば、やっぱり妊婦さんも助産師さんと合う合わないとか、いろいろあるでしょうから、その人の考え方沿ってやっていける助産師さんを見つけるということもいろいろあると思いますので、これは今は6か月までの契約とか、そういうものになっていますが、助産師さんとの付き合いというのは、やっぱりそのほかでも長くなってくると思いますので、事業を別としまして大事なことだと思っております。

今後のステップといいますと、町内に今後、事業をされる方がおられるといいなというところでありますが、今たまたま、つい先日御連絡がありまして、町内の出身の方で、以前、議員さんが一般質問されたときに、広島の方でと言われた方が町内に帰ってこられまして、つい先日。来週私どもも会って話することになっております。その方も町

内で助産院を開設したいということで強い意欲を持っておられる方ですので、今後は町内にその方が助産院を開設すれば、その方も含めて事業を進めていきたいなと思ってい るところであります。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　喜ばしい報告ありがとうございます。もう待っていましたの うなお話で、もう今、心浮き上がるような思いであります。ありがとうございます。

以上の私が今日質問した三つの話全てにおいてつながってくるお話で、そして、移住・定住にもつながってくるお話で、重要なことになってくると思いますので、先ほども言いましたけど、つながりを持って協力していかなければと思いますので、ひとつよろしくお願 いします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
○議長（草田　吉丸君）　以上で、5番、横山元志議員の質問を終わります。

.....
○議長（草田　吉丸君）　ここで11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序3、1
1番、川田剛議員。

○議員（11番　川田　剛君）　議席番号11番、川田剛です。通告に従いまして質
問をさせていただきます。

まず、1点目であります。外国人技能実習生制度について質問をさせていただきます。
このたびの外国人技能実習制度については、特に介護分野に絞って質問をさせていた
だきますことを、あらかじめ申し上げさせていただきます。

介護福祉施設の介護職員の人材が不足しており、外国人技能実習生制度の導入を検討
されているようあります。

しかし、課題として、外国人技能実習生を招聘した際に、実習生の住居を確保するこ
とが困難で課題となっているとのことであります。介護福祉施設のみならず、多くの業
種で人材が不足している状態でありまして、外国人技能実習生が来町した際の生活環境
の整備については、町としても検討しておかなければならないことだと思っております。

そこで、町の外国人技能実習生制度に対する所見を、まずお尋ねいたします。

次に、外国人技能実習生が町営住宅を使用することについての所見をお尋ねいたしま
す。よろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

外国人技能実習制度についてでございます。

2025年には、団塊の世代と言われる方が75歳以上の後期高齢者となり、その人口は2,179万人、全人口の18.1%となると言われています。また、前期高齢の方を含めると3,657万人になると言われております。

また、厚生労働省が発表したデータによると、2025年度には約243万人の介護職員が必要となり、年間5.3万人ずつ介護職員が増えなければ追いつかないとされ、介護を必要としている人が増加をたどる一方で、労働者が減る少子高齢化の影響は、他業種に比べ深刻とされております。

そのため、外国人技能実習制度を活用した介護人材の確保について検討をされ、全国では、平成30年度も1,823件、令和元年度8,967件、令和2年度1万2,068件、令和3年度8,384件と、技能実習生を受け入れる事業者がコロナの影響を受けながらも増加をしております。

介護技能実習生を受け入れるメリットとして、安定的に最低3年間、若手人材の確保ができるここと、日本人スタッフへの刺激と育成になること、介護施設などにおける配置基準にカウントできることなどのことが考えられますが、一方、受け入れる側の負担としては、議員御指摘のとおり、生活環境の整備として、一定の広さ等を有した適切な宿泊施設の確保、家電・備品の設置、生活用品の整備などが必須の条件となっております。

町内の事業者からも、以前から人材不足のため、外国人技能実習生の受入れの検討についてお聞きしていたところですが、本年2月8日開催の介護保険事業連絡協議会において、一事業所が本年10月からの受入れを計画し、昨年12月に面接を終えた旨の報告を伺ったところです。

高齢化が進む本町において、介護福祉施設を維持するために必要な介護人材の不足は喫緊の課題であると認識しており、外国人技能実習生の受入れは、問題解決の一つの方法であると考えます。そのため、今後、町としても空き家を活用した住環境の整備等、何らかの方策を検討していくかなければならないと考えております。

外国人技能実習生が町営住宅を使用することについてでありますが、公営住宅は福祉施策的な意味合いが強く、低額所得者に対する居住の安定と住宅水準の向上のために供給されてきました。

このことは、公営住宅法第1条、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされていることによるものです。

御質問の町営住宅への入居について、外国人技能実習生を対象とすることに関しましては、入居資格要件を満たせば、日本人、外国人を区別した対応はしておりませんので、受入れ可能かと考えております。

あわせて、外国人の方が、自国と文化が異なる日本の生活習慣や集合住宅の住まい方等に慣れるためには支援が必要であり、生活情報の提供や人権問題をはじめとする各種相談窓口の設置など、関係各課が協調して外国人の方をサポートしていく総合的な対策を立てることが必要であると認識をしております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　まず、この制度でありますけれども、外国人の技能実習制度、この法律は、介護分野については当初はございませんでしたが、追加されて現在に至っております。この技能実習生の受入れ状況が、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、多くの方々が日本に来ておられます。また、日本の場合は介護2025年問題というのがありますまして、団塊の世代ということで、2025年というのは当然全国的な話でありますけれども、津和野町においては、従来から10年先を行っていると言っているように、今が一番ピークな状態だと思っております。そうした中、全国的に介護人材が不足しておりますので、大変な御苦労をされているというのを皆さん御認識されていると思いますが。

そこで、このたびの外国人技能実習生というのは、本来であれば、津和野町民の中、もしくは近隣の方々で雇用していければ、持続できればいいのだと思うんですけれども、外国人技能実習生を受け入れなければ賄っていけないと、そういう状況にあるんだというところだと思います。本来の外国人技能実習生を招聘する意味合いとは若干違うのかなとも思いますが、しかし、それでも福祉政策を維持していくためには、外国人技能実習生のお力を借りる、そういうところに行き着いているんだと思っております。

受け入れた際に、全国で受け入れた事業所の回答の資料があるんですけども、総合満足度として「非常に満足」「ほぼ満足」と、9割を超えており、アンケート結果になっております。また、技能実習生を受け入れたこととしてよかったですとして、「技能実習生の働く様子を見ることで、日本人職員の仕事に対する意識が高まった」「日本人職員の異文化理解が深まった」など、技能実習生の受入れが日本人職員にいい影響を与えていたという回答が割合が高かったということです。

介護人材の外国人技能実習生は、日本語能力のN3、N4という非常にコミュニケーション能力が高い方々でありますので、異文化の方が来られて、我々日本人として困る、しゃべれなかったとかそういうことがない、極めてコミュニケーション能力が高い方々だということも併せてお伝えしておきます。

こういった方が、一事業所に関しては、もう面接まで終えられておりまして、確実に本年10月、もう何もなければ津和野町に来町されるということが予定されているわけでありますので、当然住居の確保は必須になってまいります。

住居の確保については、来日される実習生が当然住むわけですけれども、宿泊施設については雇用主が準備をしなければいけないと。それで、雇用契約書の中にどこに住むのかという部分の明記をしなければいけなかつたり、それを計画の中に入れなければいけないということで、必須条件でありますので、受け入れる際には大変御苦労されたんだと思います。

一方で、来日される技能実習生は、当然津和野町に住んでいるわけじゃありませんので、どういった土地で、どういった風土で、どういった住宅があるかというのは、当然分からぬわけあります。来た上で、そこに住むしかない。当然その中で3年間、もしくは5年間、この町において生活する。そうしたときに、やはり住宅が住みにくい環境であれば、それは本当にかわいそうなことだなと思います。

当然、じやあ、この責任は誰にあるのかといいますと、当然事業者が準備しなければいけないものだとは思いますけれども、果たして津和野町の介護福祉施設がそれだけの住宅を確保できる環境にあるかといったら、私はないと思います。当然、町、関連団体等、連携しながら、この住宅の確保は進めなければいけないと思うんですけども、当然事業者に住宅の確保の責務がある大前提ではありますが、この住宅の確保、町営住宅は難しいということではありますけれども、町として津和野町内に住宅を準備する、もしくは、連携して協力していくという、そういった考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　介護福祉施設の人材不足というのが、御指摘のとおりでございます。これから津和野町もそういう外国人実習生を受け入れていこうという方向にあるわけであります。

津和野町もこれまで外国人労働者の方が、ほかの業種の中でも決しておられなかつたわけではありませんで、そういう業種の方々は、やはり事業者の責任として住居もしっかりと構えられて、また、生活のケアもなされながら労働者の確保をされてきたということであります。

ただ、今、あらゆる分野で人材確保に苦労されている中で、介護職も関係の事業所も初めて受け入れるということで、御不安が数多くおありになろうだろうということでございますから、その辺については、我々もしっかりとサポートをしていく必要があるかと思っております。

具体的な御質問になります住宅の確保ということになりますけれども、これまで介護福祉施設から、外国人の方に限らず、やはりこれまで日本人の方の介護職の募集もかけられておりましたので、そのためには住宅の整備が必要だというところの要望を受けてまいりました。それに応える形で、医療も含めた中での住宅の整備というのもやってきましたというところであります。

今後につきましても、そういうところの利用ということも検討をしていただきたいと思いますし、それから、町営住宅についても、決してこれは入居が不可能ということではございませんので、今、既存の町営住宅というのも改修も図っているところでございます。そうしたところへの入居ということも検討に置きながら、いろいろなサポートをしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　住環境の整備というのは、当然事業者の責務においてやらなければいけない。ただ、不足している状態で、何とか津和野町の連携も取っていただきながら整備していただきたいと思います。

それと、もう一点が、当然異文化との交流ということで、外国人、当然これまで来ておりましたが、実際に福祉の分野で活躍される外国人というのは、我々もテレビ等では目にはしておりますけれども、隣町の吉賀町なんかではもういらっしゃったようですが、なかなか異文化の方々が来られるということに抵抗を持っておられる方もいらっしゃると思います。しかし、来日される方々は、当然本国において日本語の研修ですとか、日本の勉強というのはたくさんされてこられておりますので、そういった障壁もだいぶ低いんではないかと思っております。ただ、そういった文化面の違いですとか、そういったサポート、町民の方々、来日される方々にとって障壁とならないよう、全町を挙げてそういった体制を築いていただきたいと思います。これは答弁要りません。どうぞお願ひいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

空き家情報バンクについて質問をさせていただきます。

これは、空き家情報バンク制度を通じて住居を借りた方が、退去した後に、現状の回復を求められたケースがあったそうでございます。入居の際は、集落支援員の方が現地に赴き対応されたそうなんですけれども、退去の際は、集落支援員の方はいらっしゃらなくて、家主と借主のみで現地で確認し、鍵を返却したことあります。借りたほうは、鍵の返却をしています。現地で確認をした上で鍵の返却をしていますので、もう賃貸の契約は終了したと認識されておりました。

しかし、その後、貸していた貸主より、借りていた家に来るよう借主に対して連絡があり、何があったのかと思い、現地に行ったところ、改めて借主と、そのときには津和野町住宅相談員の方がいらっしゃいまして、そこで原状回復を求められたということあります。借主、借りた側からすると、原状回復と言われても、入居前よりもきれいにして、破れていたふすまだとか障子だとかは自分達で直した上で返していたにもかかわらず、原状回復ということで、元に戻すようにと言われたそうなんです。当然そのときの入る前の写真を出されたわけではなく、当然入る前に自分達が撮っていたわけでもありませんので、どこまですればいいんだろうというところで困惑されたそうなんですけれども、そこで、この制度に疑問を感じておられたということです。

そこで、これから質問をさせていただくんすけども、入居の際に集落支援員の方が帯同しております。ただ、退去時には住宅相談員が帯同しております。入居時の状況を知っている集落支援員の方が、本来は帯同すべきではないのか。まず、これを1点目として質問をさせていただきます。

退去の際、家主と同伴で住居の確認、そのときには、きれいに使っていただいてありがとうございますと、お礼まで言われた後に鍵の返却をし、そうしたら、もう確認していますから、もう賃貸契約が終了したというふうに認識をすると思うんですけども、その時点でもう賃貸の契約は終了したと考えるのではないかと思うんですけれども、その所見をお伺いをいたします。

それと、入居前の写真など、当然空き家情報バンクを見ていますから、ホームページに載せている写真なんかあったと思うんですけども、その写真など、住居の情報を集落支援員、住宅相談員となぜ共有していなかったのか。そのときにその写真を見せてさえすれば、お互いで理解できたと思うんですけども、その当時の写真も当時の方もいらっしゃらない、その状況で困ったと思うんですけど、この住宅情報の管理はどのように行っていたのかということを聞かせていただきたいと思います。

それと、4つ目であります。借主、借りた方は、その家を退去した後も町内にいらっしゃいます。ですので、呼び出されても対応は可能ではありましたけれども、もしも町外や県外に転出していて、ちょっと家に来てくれというふうに言わされた場合、対応は本当に大変だったと思うんですけども、このことについて所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、空き家情報バンクについてお答えをさせていただきます。

津和野町空き家情報バンク制度は、空き家所有者と利用希望者のマッチングであり、賃貸及び売買契約については、所有者と利用者が直接行うことを基本としております。また、所有者及び利用者が希望する場合には、宅地建物取引業者の従業者である津和野町住宅相談員に契約関係書類の作成依頼やアドバイスを求めることもできるよう対策を講じております。

1つ目の御質問でありますが、集落支援員の入居時の帯同については、マッチング前の空き家見学の案内役として帯同しております。集落支援員は賃貸契約締結の仲介に入っているわけではないため、退去時には帯同をせず、賃貸契約に基づき、所有者と利用者で確認をしていただくこととなっております。

2つ目の御質問でありますが、賃貸契約の終了は、賃貸契約書にて定められた契約期間となります。なお、賃貸契約に原状回復の定めがある場合、終了後でも借主の原状回復義務は一定期間残ることとなります。

3つ目の御質問ですが、入居前の写真などの住居の情報につきましては、町で管理しており、集落支援員、津和野町住宅相談員と共有しながら運営をしております。

4つ目の御質問ですが、町外や県外に転出した場合においても、賃貸契約に原状回復の定めがある場合、原状回復義務は残ることとなります。そのため、借主御自身で対応ができない場合であっても、町内事業者へ委託して対応するほか、所有者が自ら対応し、費用を請求するなどの対応が必要であると考えております。

空き家情報バンクは、貸主と借主の民間同士での賃貸契約のため、今回のようなケースが発生することもございます。このようなトラブルを軽減するため、空き家情報バンクの運営においては、所有者及び利用者の方には津和野町住宅相談員を仲介することを薦めるなど、対策を講じているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　答弁はそのとおりで、そういうことがあればトラブルは起きなかつたんだろうということですけれども、先ほど質問したように、そのようなことがなかつたのでトラブルが起きたということです。

まず、いろいろ気になるんですけども、当然原状回復、分かります。それは、あそこを掃除していなかつたとか、気づかないところもあると思いますので、当然原状回復の義務というのは発生します。鍵を返却しただけではなく、きちんと最後までやり切るというのは当然理解はできるんですけども、ただ、その確認をするところでございますが、なぜその写真といいますか、原状回復を求められる際には、住宅相談員の方がいらっしゃるわけなんです。ということは、原状回復の状態というものを示さないといけないと思うんですけども、示されていないわけなんですね。口頭で説明されているわけなんですけども、それはどういったことでこうなつたんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　まず、原状回復の、多分恐らく所有者と利用者の情報共有の仕方ということであろうかと思いますが、集落支援員が確かに最初のマッチングは行います。先ほど町長の答弁にあったとおりでございます。その際に、空き家の所有者、いわゆる登録者、空き家バンクへの登録者と、それから、利用者の方々には、それぞれ確認をさせていただきます。これはちゃんとチェックシートがございまして、町にも保管がしてあるわけですが、その際には、町としましたら、空き家の所有者と入居者のマッチングは行いますが、賃貸と売買に関する交渉や契約の仲介行為は行わないこと、このことについて確認をいただいております。

それから、今回の原状回復義務等の契約に関するトラブルは、所有者と入居者の当事者同士で責任を持って御解決いただくということについても確認をいただいております。

なので、議員おっしゃるように、最初の、じゃあ、原状回復義務の最初の様子、それから、じゃあ、その後で、退去時の様子の比較をどうするかというお話をうんすけ

ども、そのことについては、基本的には当事者同士で御確認いただくというのが、最初の町としての取決め事項になっております。

なので、今、実際どのようにになっているかという御質問ですが、それについては、今、町として、現状、入居前と退去時の写真の比較というようなものはございません。ただ、今回のトラブルとか、いろいろやっぱり原状回復に関するトラブルというのは、今回の議員御質問のことだけでなく、いろいろあるのが事実であります。その際には、いろいろ先ほども町長の答弁でもありましたとおり、住宅相談員の方に出向いていただきまして、その場で立ち会ってもらって、解決の一助をしていただいているというのが現状でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　当然、宅建持たれている方が仲介されること、仲介といいますか、間に入られるということはいいと思うんですけども、ホームページに載せるべきだと思いますよ。この写真は退去時には使用できませんと。この写真は退去時の原状回復の証拠になるものではありませんと。入居する際には、自らが写真を撮って入居しなければ、退去の際に原状回復の証拠になる写真ではありませんということを載せなければ、先ほどの答弁では情報共有はしているということなんですけども、その写真は提供できていないということになると、情報共有していないということになるんじゃないかなと僕は思うんですが、いかがですか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　おっしゃる意味がちょっと、私、分かりかねるんですが、それは、うちの空き家情報バンクに載っている写真という意味でございますか。ですか。それについては、当然入居時に登録者、いわゆる空き家バンクの所有者と利用者の方は、その写真においては共有ができます。私が今申し上げたのは、どう言いますか、その場に行って、集落支援員が案内をしますよね。その場で、例えば、写真を撮って、これでございますねというところまではやっていないと。そういう意味でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　当然情報共有されていたとしてですね。していたとして、この貸主の方は県外から来られたそうなんですよ。当然、何月何日何時にということで住宅相談員の方と予定組まれたんだろうと思います。その間、期間があるんですね。そこで、原状回復を求めるにもかかわらず、原状回復の証拠がないままに言ってくるというのは、御本人はもう当然原状回復されたのか、もう納得されてやっていますけれども、今後そういうことがないようにということで、僕に相談がありました。その期間がある中で、写真も示さず、こういうふうにしてほしいというものを、その証拠さえ示さずにやっているというのは、答弁にありますように、写真などの情報は共有し

ていると、管理しているということですので、せめてそれぐらいはあってもいいのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） こうしたトラブルがあった場合は、原状を回復した後が適切かどうかという写真はございます。それは、今先ほど言いました津和野住宅相談員の方に撮ってもらって、それで確認をしてもらっています。そういう意味では、情報共有はしております。ですが、恐らく、これ僕の想像ですけども、借主と貸主があつて、それで、原状回復はこれでいいですねという辺りの認識の多分恐らく差じやなかろうかなと考えております。実際、写真を見て、まあ私どもほかのケースでございますが、写真を見て、本人は原状回復これでいいですよねと。でも、貸主さんはそうじやない、これはもうちょっとやってくれなきや困るというのは、ほかのケースでもいろいろあることでございますんで、そうした中で、ちょっと今回ミスマッチが起きたのかなというふうに認識しております。一応そのときの写真というのは撮っております。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） このトラブルの原因というのは、もう最初にきれいにして使っていただいてありがとうございます。その後に、原状、当時のまま以上のものを求めてこられたと借主は認識していますので、当然元に戻すのはいいんですよ。じゃなくて、当時の破れているようなものを自分達で直して返しているにもかかわらず、それ以上のものを求められると、じゃあ、原状って何だったんだというところがトラブル、まあトラブルにしなかったので、自分達で収めてやったのでありましたけど、今後そういった、当然町が仲介に入っていない、あくまで情報バンクとして提供しているというのには分かります。契約者同士のことではあるんですけども、しかし、その紹介をしている以上は、最初の写真、恐らく外観ですかねとか、内装とか、そういったものは出していると思うので、そういったところの情報の共有というのは大事じゃないのかなというふうに私は感じましたので、このたび質問に取り上げさせていただきました。ぜひこういったトラブルがないことが望ましいと思います。

今、こうした空き家の相談というのは、私以外の議員の皆さんにもいろいろあると思うんですよ。もうこれは、恐らく空き家情報バンクが活用されている証拠だと思います。いろんなことがあるからこそ、いろんなトラブル、問題が発生している。いい意味で捉えていただいて、ぜひなるべくトラブルがないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 議員おっしゃるように、空き家バンクが活用されているというような、そういう意味で考えますと、いいことだというふうなお話は非常にありがたい話だと思っています。我々もトラブルから逃げるわけじゃございません。いろいろ町としての責務というのは果たそうと思っています。ただ、今回の質問

の中身は、いろいろに当事者同士で御解決いただきたいということで、私、先ほどから申し上げておるというところでございます。

当然空き家バンクの意義ですとか、移住定住の目的からいいますと、やっぱりそうしたトラブルがないように、それで、ましてや空き家バンクが十分に利活用されるようにということは、重々我々もそこは思って運営をしております。そのためにもいろいろなルールづくりをしっかりやって、それで、津和野の今の住宅相談員もお願ひする中で、そうしたことは未然に防げるような形を一応努力はしておるつもりです。なので、議員おっしゃるように、こうした当事者同士のトラブルはなるべくないように、今後も我々も引き続き注力してまいりたいというふうには考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　貸すほうも借りるほうも素人ですし、インターネットで調べれば大まかなルールは大体分かりますけれども、やはり素人同士で契約する以上、何らかのトラブルが発生するのはしょうがないと思います。ただ、なるべく少なくするように努力をお願いしまして、この質問は閉じさせていただきます。

では、最後の質問に入らせていただきます。

消防団手当の支給についてであります。

この3月7日に条例改正が行われまして、議会も可決をしておりますので、これは旧条例の内容であるということも御認識いただければと思います。4月1日からはルールが若干変わりますので、金額の差異などもございますが、御了承ください。

消防団の報酬は、これまで分団を介して支払われておりました。このたび、町のほうから個人に直接支給することになりました。

一方で、出動したにもかかわらず、支給の手当に上限があつて問題が生じていると聞いております。これは例でありますけれども、例えば消防操法訓練、この手当として1日3,300円の上限があります。また人数にも上限があつて、6人までとなっていますので、そうすると、6人で1万9,800円の報酬が支給されます。ただ、操法訓練を見たことあると思いますけれども、6人ではなかなかできません。消防車を移動させたり、ホースを伸ばしたり、畳んだりと、そういった中で、10人参加した場合、6人プラス10人で訓練に参加した場合は、6人に手当が支給されます。4人には支給されません。これまででは、団に支給されておりましたので、1万9,800円が、じゃあ10人参加したんだったら、単純に計算して1,980円を10人に配るという方式でした。しかし、それでは透明性がないということで、ちゃんと個人に支給しなさいよということなんですけれども、そうした場合、6人が上限ですので、6人までが1万3,300円ずつをもらうわけなんです。そうすると、手伝いに来た4人、消防服を着て、水に濡れて、夜遅くまで訓練しても、あなたは6人に入つていませんから支給されませんよということになっています。ですので、6人には個人に支給されていますが、4人には支給されていない。ただ、それでは分団の中で分断が起こると言つたら分かりにくいくらい

のですが、分団の中で壁ができてしましますので、そうした意味も込めて、分団の中でうまくやってくださいよということで、同意を得ながら、10人の分団だとしましたら10人の皆さん、特に6人支給されたんだったら1回1万9,800円を、個人支給のものを分団に返してください。それを10人に割って1,980円を配りますよということを、分団の中で運営されております。町としては責任を持って個人に支給をしてい るんです。そうすることで、この制度を知っている人、幹部の方々とか、そういった方々は、自分達の報酬が減りながらも、活動経費として手当を皆さんに渡しているわけなんですけれども、そのルールが分かっていない団員からすると、せっかく個人支給でもらったのに、また団が吸い上げていると。町に訪れても、町は個人に支給していますよということなんですね。ただその裏では分団が吸い上げて、このお金は何に使っているんだと、我々の知らないところで何かに使われているんじゃないかというような疑念が起こっているわけなんです。

このたび津和野町では、手当を増額しております。個人に支給することで、町としては責任を果たしているということだと思いますけれども、こういった金銭のトラブル、当然、団員の皆さんはお金が欲しくて出動しているわけではないと思います。崇高な理念の下、火事が起つたり災害が起つたり、ボランティア精神で参加していると思います。その結果として手当というのはついてきているものだと僕は思っているのですが、それでもこうしたお金のトラブルが発生すると、消防団の活動に支障が出てくるのではないかと、そうしたら本当に本末転倒の制度になってしまうのではないかと思っているのですけれども、消防団員の手当、報酬、この支給について、町長の所見をお尋ねいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　消防団員の手当の支給についてお答えをさせていただきます。

消防団員の減少の改善、出動報酬の創設、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底など、消防団員の処遇改善等の取組として、令和3年4月に消防庁長官通知、消防団員の報酬等の基準の策定等についてが発出され、各市町村に対し、適切に取り組むよう要請があったところです。

このことを踏まえ、本町では令和4年度から、国及び県からの指導もあり、団員報酬及び出動手当の個人支給を実施し、併せて消防団員の処遇改善の取組として、令和5年4月から津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を一部改正し、年額報酬等を改善することとしております。令和3年度までは団員報酬、出動手当とともに、各個人分をまとめて各分団へ支給させていただく方法を取りつけており、古くからの慣例もあってそのような支給方法を続けてきたところですが、消防団員の適切な処遇の在り方について議論が行われてきた中、時代の流れとともに、自分に対する報酬や自分の出動分の手当は自分で受け取れないということに対する意見が全国的に出てきたことに

加え、団員減少が危機的状況である中、今後の消防団員確保の取組として、個人に直接支給するという考え方が検討されてきたものと思っております。

町としましては、団員報酬や出動手当は、個人に対して支給することが本来の方法であるという長官通知に基づくものであり、このたびの個人支給への変更は必要な見直しあつたと考えておりますが、一方で、分団運営への影響も心配されるということをお聞きしております。厳しい財政状況であるため、団員の皆様に満足していただけるような予算措置が現実としてできない状況とともに、分団運営も変化が求められていることを御理解をいただき、改善していただける部分は改善していただき、団員の確保や次代の消防団活動につなげていただきますようお願いしたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　厳しい財政の中で、分かります、おっしゃっていることは重々分かるんですけれども、ここで細かいところをちょっと聞いていきたいのですが、このたび、当然可決をした条例ではありますが、この内容ですけれども、これまで出動手当として支給されていたものが、4月1日からは報酬に変更されるということです。これまで出動1回につき3,300円、1時間であろうと、日中であろうと、もう1日潰しても3,300円だったものが、このたびの改正によって1日4時間未満は4,000円、1日4時間以上だったら8,000円ということで、4時間だとしても増額しております。これはいいことだと思いますし、時間で割ることによって、長く拘束される場合、半日で終わる場合という、そういったところできちんと均衡が取れた状態になったのだろうと思っております。

一番消防団の皆さん気が気にされているのは、じゃあその日の出動して、例えば6人というわけにはいきませんよね。10人、20人いる団から、20人マックス出動訓練に来ました。その際に何人までという上限は設けられているのでしょうか。これは条例には載っていないところですので、担当課長にお伺いするしかないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　先ほど来、議員さんおっしゃられる6人とかいう部分につきましては、これは操法訓練のことというふうに認識をしております。小型については5人です、1日の限度額が。大型自動車については6人をそれぞれ20日間分、お支払いをさせていただいております。先ほど町長の答弁にもありましたように、ああって国の考え方方が全国統一しようというところで、県内あるいは全国的にこうして直接支払いということで、今、やっているわけですが、そういったようなことがあります。

ただ訓練ですね、全体訓練、出初式、それからもちろん災害ですね、火事とか、あるいは水防、それから分団の方がやられる防御訓練につきましては、これについては人数制限を行っておりません。ただ、出られた方につきましては、分団長のほうから報告をしていただかないと我々把握しておりませんので、分団長のほうからそれぞれ現場のほ

うに行かれた方の、火事の場合ですね、現場に行かれた方の、例えば人数とかというのは我々のほうに報告をしていただくということになっております。

したがいまして、例えば、人数の制限をさせていただいているのが年末警戒ですね。いつも年末にやりますけれども、これについては4名。それからパレード、これについては2人。それから機械器具点検については、1台当たり4人ということにつきましては、我々は限度を持って要請をさせていただいているところでございます。

先ほどこれも町長の答弁の中でありましたけれども、じゃあ5人がいいのか、6人がいいのかといったところにつきましては、なかなか厳しい財政状況の中で、じゃあ例えば20人出たから20人払うのかということになってまいります。そういうふうにもなかなかいかないところもありまして、先ほど申しましたとおり、財政状況もあるというところで、限度額を設けさせていただいております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　当然、全部支払われるのでしたら、それに越したことではないんですけども、やはり問題は、一度分団がまた吸い上げる行為、これ恐らく各分団の分団長さんや副分団長さん、幹部の皆さん、それをやりたくてやっているわけではないと思うんですよ。皆さんから配ったお金、それを持って来いというわけですから、そうすると、この情報を知らない団員の方は、何であの人に持つていかないといけないんだと、取られているじゃないかと、制度がもっと悪くなっているじゃないかと、国はニュースでは個人に支給しなさいよ、ちゃんと払いなさいよと言っているものを、分団が取っているというふうに思われていると思うんです。当然、同意を得て理解されている分団もあると思いますけれども、やはりそれで、幹部の方々はもしかすると、いただいた額よりも減らして、各団員に配ろうとする努力もされているんだと思うんです。ただ、ちょっとこの部分が、吸い上げてまた配るというのが、なんだかしつくりこないんですけども、これは何か、分団に対して御指導といいますか、情報提供といいますか、こうしたほうがいいんじゃないかとか、そういった話し合いというのは行われているんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　町としましては、先ほど来から話が出ております、個人のほうに直接支払うということを原則にしております。したがいまして、この後の、団の基本的な考え方、分団について、それぞれまちまちだというふうには思いますけれども、それについて、特にこうしなさい、ああしなさいという指導については行ってはおりません。

ただ、今、整備手当というのが年間で、自動車で年額4万5,000円、それから積載車で3万4,000円、年額でお支払いをさせていただいております。これにつきましては、昨年度までは手当でお支払いをさせていただきましたけれども、来年度か

ら、要するに令和5年度からは委託費として、要するに団と委託契約を結ばさせていただいて、委託費として団のほうにお支払いをするということに、今、なっております。そういうふたつところで、確かに分団経営の影響も出るということも重々にお聞きはしておりますけれども、あくまでも原則は原則として、我々につきましては、あくまでも個人支給といった形について、その後の分団の基本的な考え方というのと、それぞれの分団のほうにお任せするということで、今、お願いをしているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　消防団員の皆さん方が、僕の質問をケーブルで見てくれば、そういうことかと納得していただけるんだと思うのですけれども、皆さん、僕のほうには興味がありませんので、なかなかこのことを周知するというのは難しいと思います。団で集まてもなかなか来れない方もいらっしゃいますし、そういう方々に理解してもらうためにも、当然、分団の責任においてやってもらうのは当然なんですが、いま一度、分団のほうにもしっかりとルールを徹底して伝えていただけるように、お願いを要請されることを期待しておりますので、消防団がこのことによって、報酬を上げたのに人がいなくなるということで、本当に本末転倒になりますので、このことは本当に丁寧に説明をしていただきたいと思います。

では、以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、11番、川田剛議員の質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　ここで午後1時まで休憩とします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序4、10番、寺戸昌子議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　議席番号10番、寺戸昌子です。通告に従いまして、3項目の質問をさせていただきます。

まず最初に、防災・減災対策についてです。

近年、地球温暖化による気候の変化から自然災害が激甚化しています。水源や森林は豪雨のとき、防災に大きな役割を果たします。しかし、津和野町では高齢化や人口減少による田畠、森林の荒廃が進む現状もあります。自然災害に備えるための防災、減災対策の推進を強力に進めていく必要性があります。

町長も施政方針で防災、減災体制の整備の重要性を述べられています。以下、防災、減災について質問いたします。

まず、自主防災組織についてです。

第2次津和野町総合振興計画では、自主防災組織の組織率の目標値として平成33年度、2021年度のことですが、自主防災組織率が50%とされていましたが、現状をお伺いします。

自主防災組織の組織率の向上のための今後の取組についてお伺いします。

次に、防災士についてです。

防災・減災に地域で取り組むためには防災士の方々の助言や指導が大きな役割を果たします。防災士の資格を取得する方が増えていますが、町全体で何人おられるのでしょうか。町内の防災士が情報交換できる防災士の団体はあるのでしょうか。

現在でも防災士の方は民間レベルでの住民との避難訓練の指導や防災・減災の学習会を行なったりと活躍をしておられます。身近におられる防災士の方々に活躍していただいて、行政として学習会を開く計画を立ててはいかがでしょうか。

次に、防災・減災の学習の場についてです。

地域の避難場所や危険区域の確認、家具の固定や配置変更での安全な空間づくり、いつ災害が起きても慌てないために備蓄品や常備品の準備、また、家庭の中での防災の会議など、災害が起きる前に取り組むべきことが数多くあります。しかし、家庭の中では日々の生活に追われ、なかなか時間を取ることができません。学習することによって取組することを後押しできます。

住民のための防災・減災の学習会の機会を増やす必要性があると考えます。行政として住民のための防災・減災の学習会を年間どの程度行っているのでしょうか。また、聴覚障がいや視覚障がいなど障がい者が受講する防災・減災の学習会は、その障がいに対する配慮が必要になります。年間、どの程度、行われているのでしょうか。

災害時に避難所ではどうしても健常者中心の対策が取られるのが現状です。災害時における避難所での障がい者に対する支援対策は計画されているのでしょうか。また、平常時でも障がい者に対する支援に戸惑われる健常者がおられます。災害時にともに避難している健常者がどのように障がい者を支援すべきか、更に戸惑いが起きます。学習の場が必要です。学習の場を設けてはいかがでしょうか。

次に、公衆電話についてです。

公衆電話は、携帯電話が普及し、数が減っています。そのうえ、2022年4月1日より設置基準が緩和されています。しかし、公衆電話は災害時の緊急時において通信規制が実施される場合であっても、通信規制の対象外として優先的に取り扱われます。また、電話回線を通じ、電力供給されているため、停電時でも公衆電話は使用することができます。そのため、携帯電話は通じなくても公衆電話は通じるということが起きます。災害時には公衆電話に長い列ができるという現状があります。

災害時においては、公衆電話が大切な連絡手段になります。避難所に指定されている施設に公衆電話の設置をするべきではないでしょうか。

次に、AEDです。

AEDは、心停止の状態の心臓に電気ショックを与えることで除細動、電気ショックのことですが、除細動を行います。心停止後3から5分後で脳に酸素が行かなくなり、脳死に至ると言われています。

日本心臓財団、日本循環機器学会では心停止から5分以内の除細動と300メートルごと、速足で1分程度の距離ですが、300メートルごとのAED設置を推奨しています。

心停止が起った場合、救急車を待っているだけではなく、現場でのAEDによる救命活動が非常に重要だと考えられています。AEDの必要性は近年高まり、町内でも設置箇所が増えてきました。しかし、町内では学校や公民館などの設置が行われていますが、まだまだAEDの設置箇所が少ないです。心停止後、3から5分以内でAEDが使用できる地域は限られています。現在の設置状況では間に合わない地域が多くあります。自治組織が管理する自治会館などにも設置はできないでしょうか。

また、AEDは自動的に音声が流れ、操作方法も支持するので操作がしやすいです。しかし、緊急時にはパニックに陥りやすく、高圧の電流も流れます。誰もが一度は操作の経験ができるよう、今以上に講習会を行う必要があるのではないかでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、10番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

防災・減災対策についてであります。

まず、自主防災組織でございますが、津和野町内における自主防災組織は12組織で、現在、24%となっております。今年度、新たに2組織を結成いただいているところですが、現時点では、津和野町総合振興計画における目標値50%を下回っている状況です。自主防災組織結成の促進に当たっては、令和5年1月21日に自主防災組織をテーマとした島根県防災安全講演会を津和野町内で開催したところです。

引き続き、防災学習や出前講座の開催等を通じて、地域の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の組織率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災士でありますが、津和野町内における防災士資格取得者数の把握は行っておりませんが、津和野町防災士資格取得支援助成金を活用し、これまでに6名の方が資格を取得されており、徐々にではありますが、その数は増えているものと感じております。

全国的には、日本防災士会という組織があり、島根県においても支部組織がありますが、津和野町内に防災士で組織されている団体はございません。防災士の方々との学習会につきましては、現状では、町内の防災士資格取得者を把握しきれていませんので、できる限り、その把握に努めるとともに、防災士の方々の意向なども踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、防災・減災学習の場でありますと、令和4年度におきましては、令和5年1月の島根県防災安全講習会を開催したほか、2つの小学校で主に4年生を対象とした防災学習会を開催しております。また、島根県防災安全講演会において、聴覚障がいのある方に配慮し要約筆記を行いましたが、障がいのある方を対象とした防災学習会の開催には至っておりません。

現状では、人工呼吸器装着や在宅酸素療法など停電時に生命の危機にある在宅生活者については、個別の支援計画を作成しておりますが、避難所における具体的な対応マニュアル等は作成しておりません。

障がいをお持ちの方をはじめ、災害時自ら避難行動がとれない方につきましては、支援する方の確保も重要と考えておりますので、引き続き、個別支援計画の作成促進と併せ、支援者を含めた学習の機会を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、公衆電話でございますが、公衆電話は、災害等緊急時に通信規制の対象外となり、停電時でも硬貨利用であれば平時と同様に利用可能とされており、災害時の通信手段の一つとなり得るものと考えております。

また、総務省の設置基準では、公道上、公道に面した場所、その他の常時利用することができる場所、または公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に、市街地においては概ね1キロメートル四方に1台、それ以外の地域においては概ね2キロメートル四方に1台という基準に基づき設置されるとされています。

指定避難所への公衆電話の設置につきましては、このような設置基準など一定の条件が必要になると思われますので、設置者であるNTT西日本と協議のうえ、対応を検討したいと考えております。

次に、AEDでございますが、AEDは心停止の人の救命に有効な医療機器として、町内の学校や体育館、公民館など公共施設に設置しております。屋外設置の場合、1台当たり月7,000円程度の費用がかかるため、厳しい財政状況にある中で、全ての自治会館への設置は困難であると考えております。

また、AEDの操作に関する講習についてですが、消防分遣所において、自治会や自主防災組織からの要望に基づき、応急手当講習として可能な限り対応いただいているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　自主防災組織についてなんんですけど、やはり、初期的に災害が起きたときには、自主防災組織というのが一番最初に動く要になると思います。それがまだ目標値の50%を下回っているということで、本当は早くにこれを立ち上げて、皆さんも100%になるようにいろんな地域で立ち上げていただきたいなと思うんですが、なぜなかなか進まないのでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 基本的には、さっき議員さんおっしゃったとおり、24%ですか、今、町の中では12団体の団体が自主防災組織を立ち上げられております。町としましても、例えば、各自治会とか地域から依頼があれば、例えば出前講座とかいうことで出向いていきまして講演会等もしておるところで、意識の高揚につきましては図っておるつもりですけれども、なかなかそれがうまくいっていないというのが現状かも分かりません。

ただ、地域においては、かなり一生懸命やられている地域もございますし、一概には言われませんけれども、なかなか町としましても、ああいうふうな出前講座とかいうことでPRはさせていただいておりますけれども、それが防災組織の、要するに結成まで至っていないというのが現状だというふうに思っております。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 自主防災組織というものを立ち上げるのがとても大変なものだという感覚を持っておられる地域の方がおられるのかもしれません。そういうこととか、いろいろこう、どうやったら立ち上げができるかとかいうこともしっかりと知らせていただきたいなと思いますが、それよりも、それもなんですが、防災士の方が、防災士の資格を取られる方が増えているということのはすごい、それが希望になると私は考えます。

民間の資格ではありますが、それを取るためにいろんなお金の面で、受験する面では町が全額補助をしていただくということになったので、その面ではよくなつたので、すごくそれはいいことだと思うんですが、やはり、時間を割いてそれに向かって勉強したりとか、いろいろなことがあるという、それをクリアされてまで防災士の資格を取られる方が増えているということは、そこへ町民が興味、関心を持たれている、防災に力を入れなくてはいけないという感覚を持たれている方が増えているということだと思いますので、その方を、まだしっかり把握をされていないということなんですが、どういう方法で把握ができるかよく分かりませんが、町の補助金をもらわれた方は把握をおられるけど、そのほかの方が分からぬということなので、やはり、横のつながりを持つていただいて、防災士の方それぞれがつながるということが大事だと思います。

例えば、自主防災組織でないところで、ない地域において、防災士の方が生まれたとします。そういう場合、自主防災組織があるところの防災士さんが、うちはこういうふうにして立ち上げたんだよ、そっちでもやろうじゃないかという話になるかもしれません。やはり、防災士の方の横のつながりを持ってもらうために、町が一役買つていただきたいなと思いますが、そういう団体をつくるための何かこうお力添えがしていただけないかなと思うんですけども、町内に防災士の方がおられる人が登録して集まる会を何回かされるとか、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 議員おっしゃられるとおり、防災士が増えれば、例えば、カリスマが増えれば当然そうした自主防災組織も増えていくんじやなかろうかということではございますが、確かにおっしゃるとおりだというふうに思っています。

ただ、町としましては、先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、今6名の方が町の補助金を利用して防災士のほうを取っておられます。その他、これ県のほうが令和2年から試験をやっていますので、それ以前に取られた方というのは、実は把握をしておりません。島根県の、例えば、島根県じやないですね、結構、この防災士自体というのが、防災士機構という国の制度に基づいてNPO法人なんですけれども、日本防災士機構というところに認証をした人で、3つ要件があるんですが、研修を受講した人、あるいは防災士取得の試験に合格された方、そのほか救急救命講師を受講された方というようなことで、町のいわゆる推薦を持って県の試験を令和2年から行っておるというところでございます。

先ほど申しましたように、6の方につきましては、町からのいわゆる補助金、今1万1,500円ですけれども、それを利用しまして取られている方もありますが、それ以外の方で、例えば、警察官の方とか県の職員の方とか郵便局員の方なんかもおられます。というふうにお聞きはしております、全国的にですよ。

だから、町内でもそういう方がおられるんかも分かりませんが、そうして、あくまでも防災活動に従事することを目的で取られた方ばかりではないのかなというふうにちょっと思ってはおるところでございますが、いずれにしましても、町のほうでどのぐらい今、防災士がいるかというのがちょっと把握できていないというところでございますが、我々も全くコンタクトを取っていないわけではないというふうに思っておりますので、その辺を協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） ぜひ密なコンタクトを取れるように頑張っていただけたらと思います。

その防災士さんなんんですけど、個々でもやはりいろいろ活動をしておられます。地元で講習会をされたりとか、そういう活動を応援する上でも密に連絡を取って、行政もそれを把握しておられるほうが進んで防災・減災が進んでいくんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、防災・減災の学習の場についてなんですが、令和5年の1月に島根県防災安全講演会を開催されたということで、私もその場に参加させていただきました。すごくやっぱりそういう場に出ると、いろいろ知っていたことは再確認できるし、それから知らなかったこともすごい刺激になりました。

すごく細かいことなんんですけど、災害が起きた場合に、ごみが臭いを出るので、それを、臭いを止めるためにはただのビニール袋では難しくて、アルミをコーティングしたビニール袋がいい、それはシリアルとかそういうのが入っている空き袋を取っておくの

がいいですよと言われたのをすごく頭に残っていて、今回、ちょっとキムチを作らせてもらったんですけど、それをこう、かなり冷蔵庫の中に入れても匂うものなんですが、そのパックに入れて冷蔵庫に入れると臭いがほとんど出ないので、災害時にもしそういう臭いの出るものが出たらこの中に入れるんだな、アルミのコーティングしてある袋というのは取っておかなきゃいけないなって、本当に細かいことなんですが、そういうことも学習させていただきました。

こういう場をもっとたくさん欲しいなという気がします。これは、県が主催、町のほうから働きかけをして県がしていただいたということだと思いますので、もっと働きかけをして、あのときもかなりの住民の方も参加しておられたし、防災士の方も参加しておられました。ですので、そういうのをもっと頻繁にしていただきたいんですけど、これから先、どのような計画がありますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　大変ありがとうございます。先ほど、議員おっしゃられた令和4年度の1月の21日に日原小学校の体育館におきまして防災アドバイザーの岡本先生を大阪のほうから呼んで、今こそ防災に、災害に強いまちづくりにというのをテーマにしまして講演会をしたところです。参加人数が確か100人以上、120人ぐらい町内外からお見えになられたというふうに記憶をしております。

これにつきましては、先ほどおっしゃられたとおり、県のほうの主催でやった、県の防災危機管理課のほうが主催でやられたものでございます。

また、県内各所でやられるんだろうというふうに思っておりますが、今後、こういったようなまた講演会がないのかということでございますが、今のところ予定は聞いておりませんが、もしそういった県のほうから町のほうに声がかかるとすれば、進んで立候補もしていきたいというふうに思っておりますし、またこういったことをすることで、町内のそういった防災意識が皆さん高まるというふうに考えておりますので、引き続いだ努力していきたいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　ぜひたくさん講演会を開いていただきたいと思います。あの場に女子防災組織のない地域から参加された方は、やっぱりそういうのが必要だろうということで思われたと思うし、今現在、持つておられる方でも、もう一回ちゃんと避難訓練をしなければいけないなとか、いろいろ考えられたと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それから、2つの小学校で、主に4年生を対象とした防災学習を開催しておりますという回答をいただいたんですが、それ以外では、避難訓練とかは必ず小学校、中学校ではされていると思うんですが、防災学習というのは、それ以外ではされていないんでしょうか。そんなことはないと思うんで、どのくらいされているのかなっていうのが分かればお願ひします。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　今、防災学習として、小学生を対象にしておりますのが、先ほど、町長の答弁にもありましたけれども、この令和4年の実績でいきますと、木部小学校のほうの3、4年生で7月14日に実施をしております。それから、津和野小学校の4年生を対象に令和4年の10月の5日に実施をしております。それ以外のところでも、今のところの学習というのには、私の方は聞いておりません。

ただ、もし要請があればうちの職員が出向きまして、防災学習という形で、授業の中の一環としてやるというふうにお聞きをしておりますので、そういったことも可能だというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　多分4年生でその防災の学習があるので、それに関連して防災学習をされたと思います。ほかの学校でも授業の中での学習はされていると思いますが、派遣はしていないということだと思うんですが、やはり、町と連携して小学校もそういうことをして、時間が大変学校はない、難しいとは思いますが、町と連携、行政と連携、行政側と連携して小学校のほうでも津和野町ではこういうのをやっているんだよというのを、学習会をして、各ほかの小学校でもしていただけるように働きかけをしていただけたらなと思いますが、教育長、どうでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　防災学習というところでの各小学校への学習の場を設けるというところでの御提案だというふうに思っております。小学校の授業自体の中で、いろんなことに関わるといいますか、取り組めるようなカリキュラムといいますか、総合学習の時間というのがございますので、そういったところの時間を利用して、そういった学習を時間に充てられるのかなと思っておりますけれども、また、その辺につきましては、全体の学校の年間のカリキュラムスケジュール等もございますので、校長先生方と相談をさせていただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　よろしくお願ひします。

障がいをお持ちの方の学習会のことなんですが、知り合いの防災士の方は、益田のほうで聴覚障がいを持たれる方を対象に防災の勉強会をされたそうです。いろいろと資料を何か月もかけて作られて、聴覚障がいの方に対してされたそうです。津和野町からも何人かそれを学習をしに行かれていたそうです。

やはり、普通の学習会だとなかなか障がいを持っている方は生きづらいのじゃないかななどということもあるので、そういう、例えばですが、益田でされたような聴覚障がいの方、気軽に来て一緒に勉強をしましょうというような会を防災士の方の協力を得て津和野町でも開かれたらしいなど、私はその話を聞いて思ったんですが、実際にその聴

覚障がい者の会の会長さんも益田でやったときはやっぱり益田のハザードマップで学習をされたらしいので、津和野のハザードマップで津和野町の在住の方はそれを見ながら学習ができたらいいなという声を出されたそうなので、ぜひこちらでもしていただけたらなと思うんですが、いかがなもんでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　聴覚障がいのある方への防災学習ということでございますが、先ほど、町長の答弁もありましたとおり、今回の講演会の中で聴覚障がいのある方に対しての要約筆記については行ったところでございます。なかなかそこまでの講演会というのが非常にまだ、今できていないような状況でありますので、先ほどおっしゃられました益田市さんのまた情報も得ながら、また検討をしてもらいたいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　よろしくお願ひします。

それから、障がいを持たれる方の個別支援計画っていうのを、重度の人工呼吸器の装着や在宅酸素療法などで停電時に命の危険がある方についての把握、支援計画は作られているということなんですが、軽いといったら何ですが、自主防災組織があれば、その中で足の不自由な、ちょっと歩くのが遅いし、見守ってあげないといけないようなお年寄りがここにおられるよというのが、自主防災組織さえ立ち上がっていれば、その中で把握をされていると思うんですよ。誰が支援に行こうかとかいうことも決められると思うんですが、やはり、自主防災組織というのがとっても大事だなというのをここでも感じまして、ぜひ自主防災組織をしっかりと立ち上げるように働きかけをしていただきたいなと思いました。

次が、公衆電話なんですが、誰もが御存じなように、公衆電話はどこにあるか探さないと分からぬという状態に今なっています。公衆電話、NTT西日本さんが設置されているわけなんですが、先ほども述べさせていただいたように、一旦災害が起きると停電になる。携帯の電波も制限される、そういうことで、今時点で一番使いやすいものが使えなくなるということで、公衆電話の前に長い列ができるというのが、テレビなどで報道される現状なんで、ぜひ公衆電話を一旦取り外されたものをまたつけるというのはなかなか難しいかもしれないんですけど、その辺の協議をしていただきたいと思いますが、今津和野町内で公衆電話のない地域というのは把握されているのかどうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　公衆電話についてでございますが、先ほど答弁もありましたように、公衆電話については若干規制緩和がされているとはいながら、町場では1キロ四方に1台、村部に行きますと4キロ四方に1台といった今制限になっております。町内にどのぐらいついているかというのが、大変申し訳ない、私も把握はしておりませんが、ただ、先ほど議員もおっしゃったとおり、携帯電話の普及によりまし

て、公衆電話がどんどん町から消えているというのは事実でございます。やはり設置するだけで維持管理費がかかるだろうというところで、N T Tのほうから撤去のことでのNTTは撤去しているということでございますが、ただ、なかなか相手があることでございまして、先ほどおっしゃられたとおり、全部が全部、なかなか避難所にというわけにもいかないのかなというふうに思っておりますが、ただ、さっきおっしゃったとおり、公衆電話というのは停電のときでも使えるというのが事実でございます。緊急通報、10番とか119番なんかもそうなんですけれども、これも受話器を上げて回せばつながるということでございます。

デジタルとアナログとで若干違うんですけれども、そういったようなことで、質問の、いわゆる町の中でどのぐらいあるかというのは、大変申し訳ない、把握はしておりますが、どんどん減っているというのは事実だというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　なかなか再設置というのは難しいかもしれません、公衆電話というのは大事な通信機器になりますので、災害時に。協議をしていただけたらと思います。

それからA E D、次のA E Dのことについてなんですが、月7,000円程度かかるということで1台、なかなか難しいかなとは思いますが、3分以内にそれをお届けできないと意味がないということを防災士の方からお聞きしました。意味がないというのはちょっと行き過ぎなんですが、日本心臓財団とか日本循環器学会では心停止から5分以内の除細動、電気ショックを行わないと、行えるような範囲での設置を推奨されているということで、これそのままやると町内大変なことになるので、ここまで難しいなと思うんですが、やはり、もっと欲しいなというのが現状です。もっと近くにないかなという思いを持っています。

私は、小瀬という地域に住んでいるんですけど、小瀬の自治会館で何かやっているときに、もしこのA E Dが必要なことが起きたらどこまで取りにいったらいいかなと考えたときに、確か、池村の公民館か青原の公民館まで行かなきやいけません。それは、片道5分はかかる距離です、車ですよ。なので、もうちょっと近くにないときついなという気持ちを持っています。

それから、A E Dが手に入ったとしても、1回もさわっていないという方はなかなかこうそれを操作するのが勇気がいることだと思います。私は、心肺蘇生法に参加させてもらったときに、練習用のものを、A E Dをさわらせてもらって、こんなものなのかということを初めて知ったんですけど、そのとき初めていろんなことを知って、なるほど、これなら私にもできるな、全部しゃべってくれるんだという感覚は持ちました。

やっぱり、誰もがそれを経験しておけばA E Dが手元に来たときに勇気を持ってそれを使うことができると思うので、もっとたくさんの方にそれを経験していただきたいと思います。

これもやっぱり自主防災組織があると、そこで毎年1回はやろうよね、去年自分がやったから今年はあなたがやりませんかとか、そういうことができると思いますので、やっぱり自主防災組織とっても大事になります。

また、AEDの講習会というか、さわる機会というのをもっと増やしていただきたいんですけど、そういうのは考えておられませんか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　AEDのさわる機会を増やしてくれということでございます。これ消防分遣所のほうに、日原と津和野と両方とも一応確認をさせていただいたら、どういった団体でも言っていただければ講習会をやるよと。これにつきましては、先ほども言いましたとおり、今の応急手当講習というものになってまいりますけれども、これよりもう一つ、消防団か何かが受けております講習会については、普通救命講習というんですけれども、これは少しパワーアップしたものでございます。

これにつきましては、時間が3時間近くやらなきゃいけないんですけれども、そういった場合には講習修了所なんかも発行しながら進めております。

聞いてみると、別にその自治会単位でもどなたでも来ていただくなり、もし来ることができなければ出向いていって、そういう訓練用のAEDも分遣所にもありますので、ほんものをちょっと使うわけにはいかないので、そういうたよなものを使いながら、講習会はやるよというふうには言っていますので、そういうことでもしっかりと利用していただいて、各地域で計画していただければというふうに思っております。

ちなみに、AEDについてですが、日原では今、消防分遣所のホームページに出ておりますけど、日原では今26か所、津和野で33か所というふうに今、お聞きをしております。ちなみに町の指定避難所の箇所につきましては、全てつけております。

したがいまして、これが屋内だとちょっと安いんですけど、やはり屋外につけないと、屋内につけていると鍵を壊して中に入ることになりますので、屋外につけるとさっき言ったとおり、7,000円ぐらいかかるというふうにお聞きしておりますので、なかなか全部町のほうでというわけにはいかないんですけども、もし自治会のほうで検討してみようかということありますと、そのくらいかかるってまいりますということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　分遣所のほうでそういう講習を自治会でも呼んでいただければやるよっていうことをもっと働きかけて、多分知っておられるとは思うんですけど、自治会のほうも。声をかけることで、そうだったねということで取り組まれると思うので、声かけのほうをよろしくお願いします。

それでは、次の質間に移ります。住民と協働のまちづくりの推進についてお伺いします。

まちづくり委員会との協働で、地域課題解決に取り組んでおられます。令和6年度に向けての制度の改正はどのように行われるのでしょうか。

また、まちづくり委員会の活動で、先進的取組を他地域に広げていくために、先進的取組を町内各地に波及させることを期待し、町内のみならず、全国や県の地域の先進事例について、未来づくり協働会議の場をはじめとして、情報提供や情報共有に努めていきたいと昨年回答されました。具体的に何を行う計画なのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、住民協働のまちづくりの推進についてお答えをさせていただきます。

まちづくり委員会に対する支援制度は、3年ごとに制度改正が行われており、現在、運営費補助金、まちづくり組織交付金、地域提案型助成事業補助金の3本立ての支援を行っております。まちづくり委員会制度が発足してから10年以上が経過し、人口減少と高齢化が進む中で、自助・共助による地域づくりが一層重要性を増してきております。また、持続可能な地域づくりに向けて、自立的な地域づくり活動の必要性も高まってきているところであります。

こうした地域課題に取り組むに当たり、近年のまちづくり委員会へのヒアリングや津和野町未来づくり協働会議の場では、役員の担い手不足や現行支援制度の課題について意見が寄せられております。地域からは、事務の負担が大きいため事務局の担い手がおらず、役員の若返りが困難なことから、公民館が事務局機能を持つようにしてもらいたいという要望もあり、今年度から不定期ではございますが、まちづくり委員会と公民館の連携について、つわの暮らし推進課と教育委員会とで協議の場を設けてまいります。

また、まちづくり委員会に対する補助金制度のうち、地域提案型助成事業補助金に関しては、地域課題を解決するため活用いただいているところでありますが、補助対象となっている事業が多岐にわたり複雑に交差している現状もあり、公民館や健康づくり等、既存事業の財源化しているのではないかという意見もいただいているところであります。

今年度は、初めての取組としまして、従前の予算枠に収めるための一括カットによる補助金配分ではなく、事業計画の内容を精査して補助金額を配分するという改革を試みたところであります。

令和6年度からの第V期で現行の制度内容が大きく変わるということは予定しておりませんが、この期間に役場内の各課と連携して、既存事業の整理に取り組み、未来づくり協働会議の中でよりよい支援制度について検討してまいりたいと考えております。

先進的事例についての情報提供・情報共有につきましては、まず、町内の事例については、ヒアリング時や未来づくり協働会議等で紹介しております。昨年度は、すがわ地域まちづくり委員会が10年の活動記録集を刊行されましたので、各まちづくり委員会の今後の活動の参考として御利用いただこうとお配りしたところであります。

また、県内の先進事例につきましては、島根県発行の「小さな拠点づくり事例集」等を配布したほか、町内の取組を紹介していただくため、「しまねの郷づくり応援サイト」掲載に向けた取材の事前調整などにも取り組みました。

今後も県や定住財団等の関連機関と連携し、より一層の情報提供や情報共有に努めてまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　回答をいただいた中に、持続可能な地域づくりに向けて自立的な地域づくりの活動の必要も高まっていると回答いただいたんですが、この自立的な地域づくりの活動は一体具体的にはどのようなものになるのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　この自立的な地域づくり活動の具体性ですけども、各地域には自治会組織がございます。自治会組織というのは、まだない地域もございますが、今、まちづくり委員会発足して10年たって、自治会未組織のところも、自治会が出来上って来たとか成果もございます。そうした各地域の自治的な役割ですね、自治会組織というのは、やっぱりつわの暮らし推進課としましては、一番自立的な地域づくりの根幹であろうというふうに考えております。そうした中のより発展的な活動が今後も求められてきておるということで、こここのほうの答弁とさせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　地域で助け合って地域でやっていくということで、分かりました。まちづくり委員会事業というのは、やはり小さな自治会がどんどん増えていって大変なので助け合おうよということで最初始まったと思います。すごく期待をしていろいろと参加もさせていただいて、長い10年という時間がたってしまったんですけど、それで、いろいろこう改善点を改善して、制度を整えてっていうことを言われて、すごく期待をして待っているところなんですが、住民側からすると、予算はだんだん縮小していく、しかし、それから先、いったいどうなるんだろうかというのが、なんだかよく分からない、予算はもうないから削っていくだけなのじゃないかっていう感覚を持たれたら大変なことになってしまいますと私は思っています。

このまちづくり委員会で住民の方にしっかりと団結していただいて、津和野町を支えてもらって、本当に住みやすい安心して住んでいける町にしていただきたいと思っています。

まちづくり委員会に力を入れて参加していろいろ行動される人もたくさんおられますが、まちづくり委員会って何をしているんかなという、ちょっと関心の薄い方もおられます。そういう関心の薄い方を少なくしていくことがこれから先、とても大事になっていると思います。能動的にまちづくりに参加したい、していこうという方を増やしていくという方向で、まちづくり委員会の制度を考えていっていけたらなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　まさしく議員おっしゃるとおりだと思っています。なかなか改善点がうまく進んでいないというのは我々も認識しております。住民の方々に予算縮小等の御不安があるということも、改めてお聞きしますと、今後その辺についても対策を講じていかなければならぬというふうにも考えます。

議員おっしゃるように、やっぱり主体的にこのまちづくり委員会に関わって、それでおかつ関心を持って取り組む方が増えていくというのは、我々も理想とするところであります。ただ、一方で、私も毎年、まちづくり委員会のヒアリングに参加してみると、町内12個あるまちづくり委員会にそれぞれにやっぱり温度差もあるなというのも実感をしております。こうした温度差をやっぱり埋めながら、よりよいまちづくり委員会の在り方というのを今、10年たった今、よりその姿を模索していく、見直すべきというふうに認識しておりますので、いくらかお時間はかかりますが、その単に予算規模縮小するとかではなくて、事業の中身を、先ほど町長の答弁にもありました、より精査して、より実効性の高い活動にしてまいりたいというふうに考えておりますので、これには、やはりもう少しちょっとお時間がかかるなというふうにも認識しております。

なので、一つ一つ丁寧に議論をして、まちづくり委員会の場ですとか、それからみらいづくり協働会議の場でも、その情報共有ですとか、その活動の内容をより皆様方と共有して、丁寧に議論をした中で、新しい姿を模索していきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　時間かかるとおっしゃいましたが、なるべく早くお願ひします。それと、やはり、地域によって温度差があるというのは、生の声を皆さんに届けることがコロナ禍もあると思うんですが、それができない、文字になったもの、紙面でのお届けはできているけど生の声がお届けできないというのが、すごくあるんじゃないかなと思います。その辺に今後力を入れていただけたらと思います。

では、次の質間に移ります。日原地域の文化交流施設についてです。

日原地域の文化交流施設である山村開発センターが使用できなくなり、長い年月がたちます。2020年3月議会で山村開発センターの代わりになる日原地域の文化交流施設について質問をさせていただきましたが、そのときの教育長は、「第2庁舎を改修し早ければ令和3年度末に供用開始する、屋根の改修と調理室の増設を考えている」と回答されました。しかし、その後多くの課題が生じ、現在は先が見えない状態のままであります。コロナ禍を経験し、人と人との交流がいかに大切であるかを再認識しております。早期に文化交流施設を用意する必要があると考えております。

日原地域の文化交流施設に関して、山村開発センターが使用できなくなつてから今までの計画変更の敬意とこれから計画をお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本 要二君） それでは、日原地域の文化交流施設についてお答えをさせていただきます。

日原山村開発センターの代替施設整備につきましては、令和2年度事業としまして、代替施設として利用することとしておりました旧津和野町役場第2庁舎の耐震診断を実施し、耐震性の評価として大地震時に倒壊する可能性が高いとの判定結果となっております。この結果により、当該庁舎を再利用するためには、耐震補強工事が必要ということが判明いたしました。

のことから、令和3年度事業としまして、当該施設を耐震補強工事し、一部調理場分を増設した場合と、当該施設を解体し、敷地内に同程度の面積の施設を新設した場合のコスト比較を行ってまいりました。しかし、費用対効果の検討を行う上で、世界的な資材高騰の影響を受け、当初想定していた建設コストよりも大幅に増加する見込みであることが分かり、今年度事業として、再度、建設コストとなるべく抑えた方策がないか、専門的な知見を取り入れながら検討してまいりましたところです。

日原地域の様々な活動の拠点として、日原山村開発センターを利用してきたところであります、その代替施設がないことにより、公民館活動をはじめ人と人が集い交流する活動に制限が生じていることは十分承知しておりますが、今後の整備の時期につきましては、全体の財政状況を見ながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

それまでの間につきましては、地域の皆様に大変御不便をおかけしますが、引き続き、日原小学校の体育館や賑わい創出拠点施設かわべを利用していただきながら、地域交流を進めていただきたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 財政が大変というのを重々分かっておりますが、このコロナ禍で本人と人との会話をする、それから何人か複数の方が集まるということが、ものすごい生きていく上で大事なことだっていうことを、私自身も感じていますが、ほかの方も本当に大事よねということを言われています。団塊の世代の方がどんどん年を取っていく中、パワーいっぱい引っ張っていただいた方々のパワーを次の世代が引き継ぐためにもとても大事な施設と考えています。今、お答えいただいた中に、にぎわい創出拠点施設かわべもその集会の場所になると言われたんですが、なかなかちょっと敷居が高くて使いづらい、プラサ枕瀬は使いやすいのでそれを予約しようと思うが、なかなかこれが空きがないんですよっていう声をたくさんお聞きます。やはり、集まる場所がなくなると、住民のパワーもどんどん低下していきます。

そこで、いつ頃には、このくらいにはというのがもし長期財政計画とかに盛り込んでいるよとかいうことを言っていただくと、住民も、ああそうか、あの辺までだねという気持ちになるんですけど、何も見えない状態というのはすごく辛いので、その辺を言つていただけたらなと思うんですが。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 本当に日原地域の住民の皆さんには、こういった集会施設がないということで御不便をおかけしておりましたと、申し訳なく思っているところであります。今、議員がおっしゃいましたように、人と人とが交流して、集って、対話するというところから、いろんな活力も出てくるというふうに思っております。非常に大切なことだなというふうに認識をしているところでございますけども、先ほども答弁させていただきましたが、建設につきましては、いろんな財政状況等を見ながら進めてまいりたいというように考えております。

実施時期につきまして、中期財政計画上でのどういうふうに位置づけになっているかということでございますが、中期財政計画上では、令和7年度に実施設計、令和8年度から建設というふうな、一応計画をしておりますけれども、毎年度の財政状況、そういったものを見ながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） いろいろ中期財政計画の中に盛り込まれているけど、いろんな状況が変わるかもしれないというお話ですが、そういう計画を持っておられるということを聞くだけでも住民の方は少し安心をされると思いますので、ありがとうございます。でも、なるべく早くに建てていただけたらと思います。

以上を持ちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、10番、寺戸昌子議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田 吉丸君） ここで2時10分まで休憩とします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序5、1番、道信俊昭議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 道信でございます。よろしくお願いします。

本日は、まず2点ありますけれども、最初に、空き家、空き店舗についてということです。空き家については、これまでいろいろ質問があったと思いますが、一応、私なりに組み立てた形で質問をしたいと思います。結構これいろんな策があって難しいなどいう。特に、町民の方なんか、一体私がどこに当てはまるんだろうかとか、どういうふうに持つていったらいいのだろうかというようなことで、大変躊躇されている方、悩まれておられる方が多いんじゃないかなと思うんで、その点をちょっと具体的なことも含めて、テレビの中で町民の皆さんにお伝えしたいというふうに思っております。

それで、テレビでは廃墟とか、それからシャッター街とか、そういうものが度々放映されていますが、今の駅通りから、メイン通りである駅通りから本町通りにかけて、こ

の辺りも我々がテレビでよそごとのように見ているようになる可能性というのは、非常に強いため、高いなというふうに思われます。

そこで、何とかこの状況を抜け出さなければならないという私の思いでありまして、津和野町の施策が希望の光というふうになるのかならないのか、それをぜひ今日の一般質問の中で聞いてまいりたいなど。皆さんに知っていただきたいというふうに思います。

それで、通告いたしておりますことをまずは披露していきたいんですけども、津和野町内には空き家が600軒以上、御存じのようにあるわけですけども、それから、先ほど言いましたように、特に今、駅通りから本町にかけてのシャッターが閉まる店が年々増えています。

それで、私が町の外で歩いて、話しているときに、いわゆる町より外の人ですね。田舎ちゅうたら言葉悪いんですけども、ぽつんと言われたのが、空き家っていうのは、誰もいなくても誰も分からぬ、こう言われたんですよ。だから、空き家が増えていくっていうことが誰にも分らないっていう。その人が、町なかの商店の場合は、シャッターが閉まるから、空き家だなというのが分かって、空き店舗が増えて空き家が増えていくなというのが目に見えるけど、田舎のほうでは、そういうことすら分からないで、だんだんとなくなっていくという。

私が、ある地域のところ、橋を曲がったところ、前にもこれ言ったんですけども、橋を曲がったところに、おおそうだ、ここには3軒ぐらいあったかな、4軒あったかなと思って橋をぱっと渡ったときに、全部閉まっているんですよ、全部が薦が絡まっていた。あれは、やっぱり今の600軒という数字を実感させるなど。しかも、誰も分からないうちにという怖さというのを、ひしと感じたというのが実体験としてあるわけです。

これ食い止めな、何とか食い止めいかんのですけども、まず、その食い止めるためには、現状をまず把握して、それを今の私が感じたようなこと、それから店舗がぱっと閉まっていくことを、いかにして町が、町内はもちろん、町外に伝えるかというのが、まずは第一に重要なことだろうと思っております。

それに対して、もう一つは、本当は自力で自分のところ、あるいは家、それから店を、これを力をつけていくというのが当然、これは当然ですからちょっと横に置きますけども、今は高齢化して力がだんだんなくなってきたときには、やっぱり行政の力添えというのが、具体的には補助事業になるんですけども、これがやっぱり期待されるということになり、これをいかに活用するかということになっていくわけですけれども、どのような内容があるのか、どんなものなのかということをまずはお聞きしたいという思いでございます。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、1番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

空き家と空き店舗についてでございます。

町内の空き家、空き店舗の増加は、町並みの保存、地域活力の維持向上、商工業振興の面など、様々な点で多くの問題を包含しております。

空き家につきましては、昨年度実施した空き家実態調査で判明した比較的状態のよい物件は、空き家情報バンクへの登録を推進し、解体や補修など、早急に対応が必要な危険家屋については、所有者に危険回避の対応をお願いしているところでございます。

また、空き店舗対策につきましては、商工会とも連携して、出店希望者等へのアプローチを進めているところでございます。商工会への聞き取り調査では、町内への出店希望は何件かあるとのことですが、本町の場合は、店舗と居住スペースが同一であること、土地と建物の所有者の違いなど、抱える問題が多くあることも事実です。商工部門での支援といたしましては、県と連携した津和野町地域商業活性化支援事業補助金、津和野町個別商業包括的支援事業補助金、創業支援など実施しております。

また、今年度より国の地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業に県と連携して取り組んでおり、令和4年度に町内からは11事業者、12事業の申請があったところです。この事業では、宿泊事業者と観光事業者を対象としてハード整備に取り組むことから、町の空き店舗活用、町並み形成等にとりましても、一定の効果があるものと見込んでおります。

町といたしましては、今後も継続して関係機関と連携しつつ、関係各課が一体となつた総合的な取組を実施し、この問題の解決に取り組んでまいります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　概略的なことは今、町長からお聞きしましたが、町が本気で取り組んでいるよということをやっぱり知りたい、そのためには、具体的なことというのをちょっとまず御披露いただいて、出てくる文言は、難しい文言がばっとう並びますけれども、その内容が分かる、分からんにしろ、こういうようなことで具体的に取り組んでいるんだなということをちょっとお聞きするという形を取りたいと思います。それで、各課になりますんで、各課の課長にちょっと細かいことになりますが、お答え願いたいと。

まず、つわ暮らなんですけれども、空き家情報バンク、それから空き家危険回避、それからもしそのほかにあれば、具体的なことを言っていただきて、空き家情報バンクといって、これで終わってしまったならそれでぽとんと終わりですから、これに、例えば、登録して、あと中の整理をせんといかんから、10万円の補助でその中をきれいにしますとか、それから、あとこういうような補助をしますとかいうものを、聞いておられる方が一遍には分からんということは承知の上で、内容もちょっと御披露いただきたいということで、つわ暮らの課長、お願ひします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　いろんな空き家関連の各種補助事業を紹介してほしいということでしょうと思うんですが、今、議員おっしゃるように、まず空き

家を改修するために、中の荷物がありますよね。ああいうのを片づける補助事業がございます。これは上限が10万円でございまして、10万円未満であれば10分の10の補助事業でございます。なので、家の中を整理して、例えば、家具ですとか、それからよくあるのが仏壇とか、そういうのを整理したいと、そうすると人に貸せるので、そういうことを整理したいのに、例えば、シルバー人材センターに頼むですとか、そうしたことができるんですが、そのために経費がかかる、その経費についての補助事業がございます。それが上限が10万円の補助事業であります。

今度、きれいになった空き家を改修をして、人に貸したいと、そして空き家バンクに登録をしたいという場合には、町の補助事業がございます。これは上限が100万円で、2分の1、50万円までが補助事業として出ます。なので、その事業を使っていただきますと、空き家バンクに登録をしていただいて、それで、そこに入居希望者の申込みをいただくという形が取れます。

更にもう一つ特徴的でありますのは、民間賃貸住宅改修支援補助事業と申しまして、これは県の補助事業になるんですが、自分の持ち物を人に貸すために改修をしたいというものでございます。これは、上限が1,200万円で5分の4補助の960万円までの補助事業であるということでございます。

この大体空き家関連に関しましては、こうした補助事業がございますので、積極的に御活用いただいて、空き家の改修等を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　ちょっと言い忘れたですかいね。空き家危険回避と、それから、そのほかにあればその他みたいな。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　危険家屋のことだろうと思うんですが、住宅事業につきましても補助事業はございます。例えば、もう住まなくなつたと、それでもう取り壊したいという場合に、まずはお申込みいただきますと、私どもの調査員が出てきます。調査員が出向きまして、これは審査をします。もう取り壊したほうがいいかという審査をします。その取り壊したほうがいいことになれば、これも上限が、事業費で150万円、5分の4補助で120万円の上限の補助金が出ます。なので、取り壊したい場合も、例えば、町並みの景観もございますが、主に危険回避という意味合いで、先ほど、ほかの議員の質問にもございましたが、通学路が前にあるので子どもの通学に危ないとか、そういうことで周りから申し出いただければ調査員が出向きまして調査をいたしますので、それに適合すれば、今申し上げましたように、事業費ですと150万円、そのうちの5分の4上限が120万円までの補助金が出ますので、こうしたことでも御活用いただきながら、解体等のこともやっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　それでは、続いて、空き店舗になるんですけども、商工観光課の中で、地域商業活性化支援事業、それから創業支援事業、再生サービスの付加価値事業、これの3つをちょっと教えてください。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　商工観光課取扱いの空き店舗に係る補助事業の御説明をさせていただきます。

まず1つ目でございますが、津和野町商業等支援事業補助金というものがございまして、これは、対象者を町内において小売業、宿泊業、飲食業などを計画している、開店の予定のある事業者、もしくは中小企業者、もしくは個人ということで、その方達が今、開店計画があつたり、今までの事業を承継するといった計画がある場合に、この事業が使えるものになっています。

事業内容、補助内容としましては、主に空き店舗については改築店舗の改修費がこの事業の対象になっておるところでございます。

具体的には400万円の事業ベースに対しまして、津和野町が100万円、島根県が100万円の上限200万円で補助率が2分の1の継ぎ足し補助ということで事業を行っているところでございます。

新年度におきましても、商工会のほうにまず相談が行きました、商工観光課のほうと協議して、事業の妥当性とかそういうものをお話をしながらこの補助事業を紹介していくという手法を取っておるところでございます。

それと、もう一つでございますけど、津和野町個別商業包括的支援事業補助金というのがございます。これ補助メニューというのが様々あるところでございます。新規の事業開拓の支援とか財産権の取得の支援、販路開拓の支援といったようなものがございますけど、空き店舗に関しての係るところでございますが、これについては、おもてなし改築支援事業というのがございます。

この対象としましては、店舗の改装、もしくは看板などの改修費がこの事業の対象経費となるということでございます。補助率としましては2分の1、店舗の改修としましては上限30万円、看板等の附属物の改修については10万円ということで設定がされておるところでございます。

最後に、地域一体となった観光地の再生、高付加価値化事業のものでございます。これは、令和4年度に11事業者、12事業ということで、現在、事業自体は2月の末で終了しているのですが、これ地域の課題を事業者の皆様が集まって解決するために面的な整備をそれぞれの事業者でやっていこうというもの趣旨でございます。

大前提としまして、地域計画というものを事業者が集まって、本年度につきましては、津和野町が中心となって作成したものでございます。これは、本年度におきましては、メニューとしまして宿泊施設のハード整備改修ですね、それと観光施設の改修、それか

ら廃屋の撤去といったようなメニューがございます。それぞれ補助事業の上限と補助率というのがございまして、宿泊施設の改修高付加価値化につきましては、1億円が上限でございます。補助率は2分の1ということになっております。

それから、観光施設の改修ということで、補助上限として500万円補助率が2分の1、それから廃屋の撤去につきましても、補助上限は1億円、補助率が2分の1ということになっております。これにつきましては、令和4年の国の2次補正で、新しい高付加価値化事業というのが出ておりまして、主に今年実施したものとの変更点としましては、単年度で行わなければいけなかったものが、複数年度でできるということが変更としてあります。

それから、観光施設の改修でございますけど、先ほど、補助上限が500万円ということでございましたが、その部分が大幅に上がったというふうになっておるところがあります。

そういうようなところでございます。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 先ほどの資料の補助事業を述べましたけど、それには採択要件ですとか、今は商工観光課長ほど、私ちょっと詳しく述べませんでしたので、採択要件ですとか改修条件等がございますので、そういう御要望があればつわの暮らし推進課のほうにいろいろ御相談をいただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） それと、もう一つ、伝統的、これはちょっとその地域の人が分かっているんかも分からんすけれども、伝統的建造物群保存地区、教育委員会が管轄しているわけですけれども、まず、この地区とはどの辺りなのかということを、ちょっと言ってもらって、その後に外部を直す場合には大体何%ですよ、それから内部はどうですよというのをありますので、それをちょっと御披露ください。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） ただいまの御質問がありました町の伝統的建造物群保存地区の保存地区範囲でございますけれども、津和野地区にあります、のほうで中心にあります津和野大橋を南端といたしまして、北は御旅所内の広場までの範囲、殿町通りから祇園丁通りを中心といたしまして、東側が万町通り、西側に新丁通りの範囲が概ねの範囲となっております。

詳細な範囲については、また教育委員会のほうに御相談をいただければと考えております。この伝統的建造物群保存地区の補助事業を活用するに当たりましては、特定物件として登録されている建物、建造物につきましては、先ほどありましたように、その建物を修理、保全修理をする目的といたしまして、外観等、それから建物の構造を修理と

いうところを基本事業費といたしまして、上限を1,000万円、そのうちの80%を補助しております。

それから、それ以外の建物につきましては、修景事業という位置づけになりまして、こちらも上限1,000万円の事業費の中で60%、600万円を補助するものとなっております。この補助事業の活用に当たりましては、先ほど、つわの暮らし推進課長、それから商工観光課長も述べましたように、制度趣旨の中で、いろいろな取決めがありますので、活用される場合は、事前に教育委員会のほうに御相談をいただいて、あとこの補助事業に当たっては、財源が国庫補助を財源としておりますので、そういった採択も必要になってくるということも御理解をいただければと思います。

そうした中で、今の伝統的保存地区の町並み景観の保全ということを申請される方も御理解いただいた上で、積極的に御活用いただければというふうに考えております。

以上でございます。（「内部は、家の中」と呼ぶ者あり）中はありません。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 今のように、ぱっと聞いただけでは、当然何のことやらよう分からんみたいな、それは当然ですけども、ここまでして、こういう形の中で、いろいろと補助事業をして空き家、空き店舗を少しでもなくしたいという、その形がこうやって具体的に、まずは知りたいと。その中で、一体自分はどこに、自分のところはどこかにはまるんじやないか、どこかに何かあるんじやないかということを、これを察知していただければいいかなというふうに、私は、冒頭でも言いましたけども、それが今回の目的でもありますんで、それで、大体結論的になるんですけども、今3つの課が言われましたが、大体2つの課が中心になってプラス教育委員会が絡んでくるということなんですが、この辺りの連携というのはどういうふうな形でなっていくのかというのをちょっと知りたいと思います。よろしく。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 空き店舗、空き家に関する町内の連携ということでございますが、もともと商工会を中心として金融懇談会というのがございまして、これ町の経済状況とか金融機関がその中に入って、そういったような状況を情報交換をしながらどういう対策を打てるかというような、協議する場でございます。

最近、議員が御指摘されたように、空き店舗が増えてきたという現実がございまして、空き店舗が増えると町並みが壊れて、まちの魅力が低下するということで、更にそれが加速されていくという現状があります。こういったようなものを今からどういうふうにしていくかというようなことも、その場で協議されることであります。今後につきましては、これ懇談会というのではなくて、その先に、新たな集まりといいましょうか、商工会、医療を進めていく上では金融機関も必要となってきます。更に、空き家情報を持っていますつわの暮らし推進課、それと伝建地区については、教育委員会等も関係してまいるところでございます。

そういういたような関係する団体、弾力的に集まつていただきまして、どういう手法が取れるのかというところを話していきたいというふうな気持ちであります。

ですので、来年度、そういういたような形の試みが一步踏み出せればいいかなというふうな考えを持っておりますので、そういういたような対応で進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　多分先ほど言いましたが、私はどこに行つたらいいのというのが町民の方なんか、あるいは町外の方なんか思われますんですが、これケース・バイ・ケースになる、確実にケース・バイ・ケースですよね。そうしたときに、まずどこへ行つたらいいのか、今の3つですよね。どこにまず声をかけたらいいのかというようなことを考えられると思うんですけど、そういう場合、どこに行つたらいいです。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　相談の窓口の先ということとして、窓口につきましては、行政、町民の方から見れば一つの行政ということがありますんで、例えば、商工観光課、つわの暮らし、どちらに行かれても、またほかの部署も同じですけど、そこで言われているそのお話をかみ碎いて、どこが担当なのかというのは、行政サイドのほうで考えていくって、振り分けはそこをしたいというふうな形が、ワンストップサービスでいいのかなというふうに思いますので、窓口にしては役場のほうに来ていただいて、お気軽に相談をしていくという形をとつていただければ大丈夫かなというふうに思います。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　どの課に行っても、今の3つですけども、親切に教えていただけるということですね。ですから、間違つてもいいから、どこかに行って、これだったらあっちの課に行きなさいよというふうに丁寧に教えていただけるというふうに町民の方が御覧になつたときに、じゃあ気軽にまずはどこかに声をかけてみようということになれば一番いいのかなと私は思つてゐるわけなんです。もう一つ聞き漏らしたのは、町外の方、この方が情報を得るのは、これはなんと何と何とかいうような、それは何があるかなというのをちょっと教えてください。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　今町外の方が情報を得るには、やっぱりホームページが一番手軽かなというふうに考えています。昨年度、ホームページは私どもリニューアルしておりますので、その中で移住定住のコーナーがございます。そこの辺りにちゃんとこうした補助事業メニューを載せて、分かりやすいように整理したいと考えております。今実はちょっとそれをやりかけている最中でございまして、いろいろな各種、各課が抱えておる補助事業等、メニューを分かりやすく今細分化して明示できるようちょっと今整えているところでございます。今議員おっしゃるような形で更にそ

した補助事業になるべくダイレクトにアクセスできるような形で整理してまいりたいというふうに考えています。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） やっぱり、何を言ってもホームページからまず入るということを周知されたら、今言われる、どっかにリンクを貼ってあって自分の目的のところへ何とかたどり着けるということと今お聞きしたんですけども、やっぱり何と言ってもホームページということをこれからも、とにかくホームページを見んさいと、そつからということで、皆さん町民の方、町外の方にあるいは私なんか相談あつたらそういうふうに言っていくというふうにしましょう。

最後に、これは町長にお聞きしたいんですけど、今いろんな策があった、更に具体的なことじゃなくてもいいですけども、この空き店舗対策に関して、さらなる手を打っていきたい、あるいは補助金にしろ補助事業、そういうものも含めて、町をなくさないようにしたいというお気持ちをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 空き店舗対策という形で若干分けてお話をさせていただきたいと思いますが、かれこれ7年も8年も前の話にはなりますが、湯布院に視察に行ったときに、非常に観光で賑わっておりました。そこにあまり空き家というのは見受けられませんでした。その原因というのはやはり空き家になったところに外部資本がどんどんどんどん入って、それで次から次へと入る方がいらっしゃる。その当時それはそれで外部資本が入ることで新たな課題も生じているんだという悩みも聞いて帰ったところでありますが、ただ、やはり観光地としての景観も含めたにぎわいというのが成り立っていたという印象を持って帰ったところでございます。ですので空き店舗、特に観光地の本町どおり中心とした空き店舗対策ということにおいてはこういう支援制度というものをそろえながらも、やはり外部資本も含めて入ってみようという、そういうやはり観光の魅力ということが重要になってくるというふうにも思っております。そういう面で今いろんな夢のある観光についても話題が出てきているところであります。そして宿泊施設等もまた整いつつあって、滞在時間の延長にもつながっていこうということになりますから、今後も、例えば列聖、列福という話についても、政教分離ということはしっかり気をつけながらも、我々行政として観光という側面から、協力できることはしっかりとていきたいと思いますし、そういう観光の魅力づくりということをしっかりと進めることと制度を整えていくという中で、やはり空き店舗が減っていくということを取り上げてやっていきたいと思っております。

そのためにも、私もここもう数年は町外に向けてはあまりネガティブ的な発言というのはしません、町のことについて。本当に歴史文化がたくさんあっていい町ですということばかりを言うことをできるだけ努めているというところでもあります、町内の方から見たら厳しい目を向けられる方からすると、なに町長は能天気なことを言っている

んだと思われるかもしれません、しかし私自身も含めて観光の魅力というのはこんなにいい町なんだということをやはり発信するということが大事だというふうにも思っております。そういう中で津和野でまた店舗展開をしてみたいという方も増えていくということを願っておりますし、それがまた町民の関係する皆様にもそういうことで津和野のよさをどんどん語っていただけるような、そういう環境づくりもしていく必要があるかなというふうに思っております。

同時に、同じようなことが言えるんですが、空き家対策という面においても、やはり定住、移住の魅力というものを整えていく必要があるかと思っております。ただ、いろいろ今までやってきておりますが、子育て支援から住宅づくりから、仕事の場づくり、様々あります。なかなか町の財政的な側面もあるので、完璧なことをやるということは現実的に無理でございます。例えば、今日午前中に定住と移住との医療との関係を御質問を受けたところであります。

本当言えば小児科も産婦人科もあるいは高齢者からいくと眼科も全てをそろえておきたいというのは我々の思いでもあります。ただ不採算部門を増やしてしまうと、それだけ橋井堂の経営が圧迫しておる、場合によっちゃあ医療そのものが崩壊をする、あるいはそれを支えていこうと思うと、町の財政が何億というものをつぎ込んでいかなくてはならない。現実としてなかなかそれが難しいという側面の中で、やはりでもいろいろな課題がお困り事とか出たときに、我々が解決の姿勢を見せる、姿勢だけではそれは怒られるかもしれませんけども、やはり親身になって対応していく限界があっても、その部分をしっかりと我々が努力をすることがまた外に向けての情報発信にもつながっていくのではないかというものを改めて感じているというところであります。

ただ、限界があるからできないということではなくて、0歳児からの人づくりという津和野ならではの特色を生かしながら（発言する者あり）そういう形で、取り組んでいきたいというようなことであります。長くなってしまひませんので、最初に議員から希望の光という話を聞きました。私も本当同感でございます。やはりまさに希望の光というのをしっかりとつくって、そしてしっかりと情報発信をしていく、そのためのできるだけの制度も整えていく、そういう中で、空き家、空き店舗対策というのをしっかりと進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　今言われた外部資本、これ重要なんですよ。やっぱり今津和野の中で資本があるというのはほぼないでしょう。だから、外部の資本を入れるため、それともう一つは経営者はその資本からそのまま経営者になるわけにいかないんで、これはいわゆる外から来た若い力、これといかにコラボさせるかということが課題だなというのは、それで思うんですよ。この前、大阪に行ってきたときも、津和野にどんな魅力があるのか、魅力があれば金を出すよというような資本家が都会にはたくさん

いますから、だから、その人達に共感を与えるような津和野の体制をつくるということが非常に重要だろうというふうに思っております。

それと、もう一つ先ほどの本町通りのことなんですけども、やっぱりちょっと外部のというのに躊躇されるんですよ。この躊躇されている部分でどうしてもシャッターが下りたまんま、このシャッターを開けてもらうのは、この仲介役はやっぱり町だろうと思うんです。ということは、外部の人というのは信用がやっぱり不安になりますから、だからそれをいろいろ説得したりとか、間に入ってこうやっていくというのは先ほどの具体的な策というのがやっぱりここまで本気でやっているよということの一つの表れですし、それからあとは親切で応対してもらえるということが非常に重要なだなというのを私は思っていますので、そのために町の職員の方がぜひ親切にこれだったらあの課に相談しなさい、これだったらあの人に相談しなさいというあるいは商工会に行きなさい、商工会にこの前行ったら、つわ暮らのことはあまりよく知らんのです。だから課を横断してやるということがいかに重要か、町内では、でも、それから外部というのは、決してそこをよそ者というパターンでやったらまずいなというのがありますので、そこをぜひ、新しい津和野、ちょうど今分岐点じゃないかなと思っていますんで、シャッターが開くように、あるいは家が灯が灯るようにそういうやっぱり町づくりにぜひ皆さんの方を發揮していただきたいというふうに思っております。これが1番目の質問です。

2番目です。2番目は、これは、以前の津和野町観光協会は旅行業の資格を持たない単なる観光の案内所でした。案内するだけ、お金は動かないと。現在は、ワインズという旅行業者と提携しておることにより、旅行業の資格を得ております。旅行業とは旅館や交通機関の代理としての発券業務により手数料をもらう行為やあるいは施設やイベントの券の販売を取り継ぐ行為、自らがイベントを企画する運営する行為を行う業務です。ところがワインズから3月頃やめたいという申し出があったようです。これは私直接にもありましたけど、自ら資格を取得するには、もしなくなったら、ワインズが手を離しますから、手を離して切れた場合に観光協会自らが資格を取得するには3種を取ろうと思ったら、供託金ですよね、300万円、4種であったら大体100から150万円ぐらいの営業補償金を積まなければなりません。それと様々な制約事がありますから、時間がかかるんですよ。観光協会からの今の状況、これ1月頃には、彼がワインズの社長が言うには1月頃にはもう言ったよということを言ってますんで、実は私は旅行業におったんで、このあたりが非常によく分かるんです。それでこの前大阪行ったというのはかつての旅行業者とちょっといろいろ話をしてみて、外から見た津和野とか、もちろんを含めて、元プロとちょっと話してみたりしたんですけど、これ、非常に心配なんですよ。ここお答えください。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町観光協会についてお答えをさせていただきます。

津和野町観光協会からはワインズ津和野としての業務を令和5年3月31日をもって終了する予定であり、現在は、新たに別の旅行業登録に向けて必要となる手続に関する情報や取得した際の業務運営等についての整理を行っていると伺っております。

津和野町観光協会は、平成24年9月から、団体の自主財源の確保、町内観光資源の商品化による地域経済への貢献、旅行会社などへの総合的な旅行提案、移動から滞在までの津和野観光の総合窓口機能の強化などを目的に、益田市に本社を持つワインズの津和野センターとして業務を開始されております。ワインズ津和野としての業務は、令和2年の新型コロナウイルスが蔓延した時期から停止に近い状態であると伺っておりますが、その影響がないにしても、団体旅行の減少や、個人がWEBで手配したほうが安価になるなど、旅行業自体の運営は非常に厳しい状態になってきたとのことでありました。そのような状況から事業の終了を決断したとお聞きしております。なおこのことにより津和野町観光協会が行っている事業への影響はほとんどないとのことでございました。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　これ課長にお伺いしますけども、先に、JRのチケットとか航空券とか旅館の発券業務を行ったバックマージンは、現実に今やっているんですか、もらっているんですか。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　JRの切符の販売につきましては、JRからの委託業務ということでなっております。ですのでこの部分については、旅行業法に抵触するといったようなことにはならないというふうに聞いております。それと、旅館の手配についても、これは自分のところが、旅館組合として、事業を行っている場合には、これ当たらないというふうにお聞きしております。先ほど議員がおっしゃられた手数料についてなんですけど、それは手数料もらってないというふうなことで聞いておりますんで、特にこの部分については、問題がないというふうなことでお聞きしております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　全然もらってないんですね。そうですか。そうしたら、イベント、これ、ちょっと前の課長、観光課長と聞いたときに、町が間に入って、例えば何かイベントをやったときに、町がこういうことをやりますけえ、要するにお金が動くわけですよ。たかが500円のチケットのPRをするにも、これも旅行業に引っかかるというて、お叱りを受けた、そのお叱りを受けるときに、こういう当然町は金をもらっているわけじゃないんですけども、行政はちょこちょここういうことをやって旅行業法に違反するんですよねというお叱りを受けたということが、ちょっと前の課長に言われたんですよ。ですから、金が入らんでも、旅行業に抵触するということがありますから、だからもう一度それをよく調べて、金が全く、前の案内所だったらしいですよ。だけど、金が動くと、そこに旅行業というのが引っかかってくるという可能性が大変あるんです

よ。大体垂れ込みでやられたというふうに言っていましたから、あそこ違反しとるだよって、それからガイドのやつもありますね。ガイドの分でも、お客様がガイド料を払って観光協会がそれをそのまま右から左へやるのかは知らないんですけども、こういうことでも、旅行業法に引っかかるという可能性があります。とにかく金が動いてくるところには、今のような法律が引っかかるんですよ。何とかして旅行業法というのは業界になんすけども、入れようとして、がんじからめにしていますんで、だから、このあたりちょっと要注意、最後に、事業への影響はほとんどないのことって書いてあるけど、ありますよ、これ、気をつけんと、こういうの垂れ込まれますんで、だから、気をつけてくださいね。何か、私が見とて、協会の人と話したときに、簡単に考えとるなーって思ったんですよ。だから、ここはあまり簡単に考えないでおかないと一銭も入らないし、そうしたら一銭も入らないっちゅうことは町からの補助金がもっと増えるというようなことにもなりますんで、これぜひ気をつけてもう一回精査して、私は、この協会が今4種でいいですけ、100万から150万、250万ぐらいかな、供託金を払ってちゃんと免許を取って、そうして旅行業をやっていくと。というのは、今はいいかも分からんけども、例えば募集旅行をするとかいうようなことも全部かかってきますから。だから、今はりませんじゃなくて、これからはこういうことも広げていきたいとかいうことが必ず出てきますから、ぜひ旅行業の免許を取っていただきたい。というふうに今これを見たときに、え、これ大丈夫かいなというのが私の。さっき言いましたようにこのことをかつての同僚らに確認を取ってみたんですけど、やっぱり気をつけんといかんよということですので、この辺り課長、大丈夫ですか。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　以前の課長とお話したときにちょっと危ないところがあるというお話を含めてございますが、その事例については把握していませんので、またほかでちょっと見てみたいというふうに思います。

それと、今回、協会のほうからはほとんど影響がないというふうな言葉ももらったところなんですけど、もともと協会も、じゃあ、なくていいのかというふうな感覚は持っていないということでございました。ただ、すぐ旅行業4種というか地域限定という枠になるでしょうかね、こちらの旅行業を取得したいという意思を持ってています。確かに、旅行業の運営自体が協会は難しいと、ちょっと厳しいというふうな、コロナも含めてなんですけど、お話をされておりましたけど、魅力が観点から言えば、着地型の旅行商品を作るとか、旅館の手配と運行の手配を合わせてするとか、そういうことでの、お客様からの利便性が高まるというふうな認識を持っておりますので、今、新たな旅行業の取得に向けて、準備をしているというような状況で聞いておりますので、しないということではなくて、していくということで認識していただけたらと思います。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 今みたいにぜひやってちゃんとした登録を取っておいていただきたいということと、もう一つこれはちょっと付け加えになんですけども、旅行業務の取扱主任、これが必ず1人要りますから、今1人、彼が主任の免許を持っています。これ、結構そんなに数がおるわけじゃないから、これもちょっと気をつけておかないと、その人がおらんなつたら、主任がおらないということだったら、その営業所はそういう取扱いができなくなるという危険がありますので、併せて旅行業務取扱主任ということも頭に置いておかれ、別に予備をつくらんでもいいんですけども、そのこともちょっと片隅に置いていただいて、ぜひいい観光協会を運営していただきたいというふうに思っています。先ほどのあった外部から云々というようなことも含めてやっぱり外との情報交換、だから4種の小さな形でいいんですけど満足せんよう、極端な言い方ですが、1種、要するに海外旅行ができるという、インバウンドの話が出たわけですから、だから、インバウンドとか何とか含めたときに、外国とのやり取りとか、あるいは外国にチケットを切れたほうがいいわけですけえ、だから、そういうチケットが切れたら、しっかりお金も入ってくるわけですから、だから、できたら、1種は難しいですけども、あまり小さくならないようにして、できたら3種ぐらいは取っておいてほうがいいかなというふうに思いますんで、頑張って、運営してください。そのときに、元の課長は、こんなことが引っかかるのというのが経験を持っておられますから、よく話をされておいていただければいいかなというふうに思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、1番、道信俊昭議員の質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさんでした。

午後3時04分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議長

署名議員

署名議員

令和5年 第2回（定例）津和野町議会議録（第4日）
令和5年3月17日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和5年3月17日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（9名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 田中海太郎君	10番 寺戸 昌子君
12番 草田 吉丸君	

欠席議員（2名）

6番 沖田 守君	11番 川田 剛君
----------	-----------

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	山下 泰三君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	小藤 信行君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	山本 博之君	会計管理者	青木早知枝君

午前 9 時 00 分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続いでお出かけを頂きましてありがとうございます。

これから 4 日目の会議を始めたいと思います。

川田剛議員、沖田守議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、1 番、道信俊昭議員、2 番、大江梨議員を指名します。

日程第 2. 一般質問

○議長（草田 吉丸君） 日程第 2、一般質問。

昨日に引き続いで、順次発言を許します。発言順序 6、4 番、米澤宕文議員。

○議員（4 番 米澤 宕文君） おはようございます。議席番号 4 番、米澤宕文でございます。通告に従い、質問をいたします。

本日は、2 項目の質問をさせていただきます。

まず 1 番目に、津和野町の奨学生募集についてであります。

まず 1 番目に、津和野町育英奨学生と、小藤育英奨学生の原資は幾らでしょうか。

2 番目に、小藤育英奨学生の語源は何でしょうか。

3番目、個人または団体から奨学金の創設の申出があった場合、個人などの名称で奨学金の創設は可能でありますか。

このことは、今から七、八年前になると思いますが、予算委員会で奨学金のことで質問をしたことがありますて、創設をしたいというような方がおられたので聞いてみましたら、それはできないと。全部こっちへ組み込むということでそれっきりになっておりましたが、再度質問をしてみます。

次に、貸与育英奨学金は全額返還か。奨学金とは学問を勧めるお金と解しておりますが、返済の減免、または、ふるさと納税での返還、または、5年間津和野町に在住すれば免除とか、出世払いとかの策はないでしょうか。

これは例としまして、最近の報道であったのですが、アとしまして、国は、平成26年、大学卒業後、地元就職5年等の条件で返還不要等の支援をしております。

イとしまして、広島県は、令和4年、情報系学生向け奨学金、県内就職8年で返済全額免除。

ウとしまして、島根県の美郷町は、町内から大学等への進学者に、返済不要奨学金を令和5年度に創設。卒業後はふるさと納税を推奨とありました。

エとしまして、松江市立女子高、令和3年度から定住を促す奨学金を創設。県外からも生徒を募集とあります。

オとしまして、島根県育英会、令和3年給付型奨学金希望者m a r u k o を募集しております。これは、郷土愛を育むきっかけにと、令和3年度、安来市出身の小原丸子さんが、相続金5,000万円を県出身学生のために創設されております。

また、これは新聞報道であります。たまたまテレビで見ておりました。テレビでは2月8日でした。なぜ若者は結婚しないとの番組がありまして、その理由の一つで、親が「息子も娘も40代になるが結婚していない。やはり経済的問題。2人とも奨学金の返済があり、非正規雇用」との投書があり、テレビに映っておりました。

そこで、人口増、また定住対策の一環として、100%で返還でない方策を模索すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　おはようございます。

それでは、4番、米澤議員の御質問にお答えいたします。

津和野町の奨学金ということで、1番目の御質問でございますけども、津和野町育英奨学金につきましては、町が創設した基金が原資となっており、個人や団体からの寄付金等により徐々に増えております。

小藤育英奨学金については、津和野町の偉人であります地質学会の権威、小藤文次郎博士の業績を継承する目的で、昭和32年に小藤育英奨学金条例が制定されたものです。小藤博士の意思により町が譲り受け、文化財として保存管理していた生誕地を都合によ

り民間に売却することとなり、その売却代金を昭和31年から5か年に分けて計500万円を積み立て、奨学金の原資とされたものです。

次に、2番目の御質問でございますが、先ほど説明させていただいたとおり、小藤文次郎博士の業績を継承する目的で設立されたことから、小藤育英奨学金となっています。

次に、3番目の御質問でございますが、近年の個人や団体からの寄付金につきましては、特段の理由がない場合には、基本的には津和野町育英奨学金の原資として利用させていただいております。その理由としましては、あまり大きな原資ではない幾つかの奨学金制度に分けてしまいますと、それぞれの資金の範囲内で運用することとなり、貸与額の増額変更申請があった場合などに対応が難しくなる可能性がありますので、なるべく一つの奨学金制度にまとまっているほうが貸与者の利便性は向上すると考えております。

しかし、小藤育英奨学金の例にもありますように、新たに創設することができないわけではありませんので、そういった申出があった場合には、その目的や必要性等を十分に検討した上で判断していく必要があると考えております。

次に、4番目の質問でございますが、貸与した奨学金は無利子ではありますが、貸与終了から半年後に返還が始まり、原則10年間で全額返還をしていただくこととなっております。これまでも、奨学生選考委員会等において委員から意見をもらうなどし、給付型奨学金制度等の必要性についても検討してまいりましたが、貸与額が少ない代わりに他の奨学金制度との併用が可能のことや、無利子であることで他の奨学金制度に比べて利便性が高いと考えており、現行制度からの変更は行っておりません。

なお、生活困窮や大学院等への進学等を理由として返還が困難な場合には、返還時期を一定程度猶予できることとなっており、こういった相談があった場合には、制度の範囲内において柔軟に対応することとしております。

次に、5番目の質問でございますが、定住対策は重点施策として大変重要だと考えており、新たな制度導入などによりこういった課題解決に対応できるかは、今後、改めて検討していく必要があると考えております。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　宏文君）　御答弁の中にありました個人または団体からの奨学金の申出は個人等の名称で創設可能かということにつきまして、少額のほうはいろいろとやつとしたら大変でしょうが、まとまったある程度のお金であれば可能であると解釈しました。

それから、奨学金貸与終了から半年後に返還が始まり、10年間で返還とあります。しかも、これ、ほかの奨学金を借りておればその返還もあるわけで、大変なことで結婚どころではなくなると思うのですが、またこの件も検討していただければと思います。

それで、津和野町内で、また、島根県内で、国内で何人の奨学金の返済者がいられるかはちょっと私には分かりませんが、津和野町はもちろんのこと、ちょっと大きなこと

を考えて、県、町の人口増対策、そして、国、県の人口増対策も併せて考えれば、できるだけ返還免除、もしくは美郷町が考えたような何かいい方策での返還を考えるべきではないでしょうか。

国内でも全国出生者が80万人を割ったとあります。これは本当に国が滅びるといいますか、縮小する一方でありますので、何か結婚対策のことも考えて、思い切ったことを考えてはいかがでしょうか。

そして、亀井藩主が創立された、西周や森鷗外など、多くの偉人を輩出した養老館の学費は恐らく無料であったと、私は調べておりませんが、思われます。今は津和野町がこの藩主に代わりその学問を奨励するいい対策を考えるべきとは思いますが、答弁いただければお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　いろいろと御意見を頂きまして、ありがとうございます。

先ほども御答弁をさせていただいておりますけども、今議員のおっしゃいました定住対策等は、重点施策として大変重要だというふうに考えておるところでございます。

こういった状況の中で、新たな制度導入などにより、先ほどから議員から御意見を頂いております課題解決に向けて、今後、改めて検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　宏文君）　次の質問に入ります。

現在、津和野小学校前に建設中の「城下町公園」の名称変更を考えていただきたいと思います。

「城下町公園」の発想、また名称がすばらしいだけに、築山に松一本と休憩所だけのミニ公園には不釣合いな名称だと思っております。

津和野城は、江戸城、大阪城、名古屋城、また姫路城、熊本城などに属する日本百名城の中の一つであります。そして、下から見ても、登ってみられても分かるように、広大な山城の津和野城の品格を下げるような名称を町自ら行うことは避けるべきだと思います。

日本遺産選定の原動力となりました津和野百景図の浸透を町民の方に図るためにも、建設地の百景図第四帖第六十八図、堀内御番所の景の名称で、「堀内御番所公園」などがよいのではないでしょうか。

このすばらしい「城下町公園」の名称は、百景図第一帖第四図の勢溜り——今の津和野城大手登山口であります——第七図の候館園の射圃——これは嘉楽園のことであり、つまり弓の練習場のことであります——そして、藩庁跡住宅内の八の釣月、九の候館庭園内の蘇鉄、十の候家庭園の梅林、十一の御園内の花菖蒲が集中するこの場所を将来整備し、「城下町公園」とされてはいかがでしょうか。

このときのために、この「城下町公園」のすばらしい名前は温存しておくべきだと思っております。

現在建設中の城下町公園が、日本三大がっかり名所の札幌市時計台、高知市はりまや橋、長崎市オランダ坂の仲間入りをし、日本四大がっかり名所とならないよう考慮されてはいかがでしょうか。

子ども議会でもよく取り上げられております。なぜ大人は百景図に無関心なのか。この解決のためにも、津和野町全戸に百景図を配布してはいかがでしょうか。

以上、質問します。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） それでは、「城下町公園」の名称変更についてお答えさせていただきます。

現在、津和野小学校前で実施中である津和野城下町公園整備事業は、津和野百景図の第六十八図、堀内御番所の景に描かれた景観をイメージした公園の整備事業です。

これまで用いてきた「津和野城下町公園」という名称については、公園整備事業の事業名称として用いており、実際の公園名称は別につける予定です。

この公園名称については、整備された公園に关心を持ってもらうため、公園を最も利用することが見込まれる津和野小学校の児童を対象にしたアンケート調査を実施しており、議員御提案の名称も参考にしながら、今後決定していきたいと考えています。

別に御提案のありました「城下町公園」については、史跡津和野城跡の一部であり、藩邸の庭園である嘉楽園として、将来的な整備の対象地であると認識しています。

なお、御提案のありました津和野町全戸への津和野百景図の配布については、費用負担を伴うことでもありますので、まずは、広報つわのに掲載中である連載記事などを利用しながら、津和野百景図の周知を図っていきたいと考えています。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） 工事中の現場を見たところ、津和野小学校入り口の左側に縁石が2個置いてあります。これは、町民の方も、何あんなところに置くのかと、車が通りにくいじゃないかという言葉もありました。

このことについて、説明をお願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 御質問がありました縁石でございますけれども、現場工事に当たりまして、隣接する道路管理者等とも協議をする中におきまして、町道と整備しております城下町公園の沿道について、管理上、縁石の設置が必要ということを協議の結果得られましたので、これについて今設置をしているものでございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宕文君） この場所につきましては、3メートルの沿道とは聞いております。これは小学生または一般の方の通行路とするととも聞いております。確かに、石垣が取り壊されておりますので、車は離合しやすいと思います。

この沿道が3メートル、そして、今、城下町公園と言いましたが、建設中の城下町公園の間口は11メートル、奥行きが27メートル、本当に小さな公園ですので、これはアンケート等で名称募集ということですので、安心しました。

この公園が日本三大がっかり名所の中の仲間入りをしないことを望んでおります。

ついでに、日本三大がっかり名所の説明をさせていただきたいと思います。

一つ目が札幌市の時計台。何でがっかりかの理由は、思ったより小さいから。昔はこごらいいしかなかつたらしいんですが、周囲が都市化したからと。目立たないようになっておるようでございます。

2番目が高知のはりまや橋。以前のように堀にかかっていない、陸上にかかった橋であります。そして、この橋が有名になったのは、ペギー葉山、歌手が歌った「南国土佐を後にして」という、これで有名になって実際に行ってみると、何だこれがというような感じであります。

そして、長崎市のオランダ坂。普通に生活道路として使われるただの坂道であるというような理由であると書いてありました。

今後、国道9号線の標識3か所に、城下町北口——これは青野山トンネル津和野の出口のところですが、そして、城下町中央口——これは9号線の大鳥居、そして城下町南口のこの3か所が「城下町」という表示の道路標識が計画されていると聞いております。標識を見て城下町に降りた方が、もしも「城下町公園」という名前が貼ってあれば、何じやこれはという感じになると思いますので、そのところはもう配慮されているということですので、安心しております。

以上で質問を終わります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、4番、米澤宕文議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田 吉丸君） ここで9時40分まで休憩といたします。

午前9時26分休憩

.....

午前9時40分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序7、2番、大江梨議員。

○議員（2番 大江 梨君） おはようございます。2番、大江です。

通告に従いまして、2項目、本日質問をさせていただきます。

まず1項目め、公民館の運営方針と体制について。

津和野町には現在12の公民館がありまして、隣町の吉賀町は5館です。県内でも、人口比で多くの公民館を有しております。

また、県の調査によりますと、公民館を利用する方の割合も県内で2番目に多いというふうに聞いています。私の実感としても、公民館の存在というのが住民の暮らしの中に定着しているということであったり、住民のよりどころとしての機能を果たしているなというふうに感じることが多くあります。それは、これまでの館長さんはじめ、主事さん、地区住民の方、皆さんの取組の成果であるなと思います。

そんな中で、私も議員をする前に、1年間だけでしたけれど、社会教育委員をさせていただいて、公民館の皆さんのが想いであるとか、そういうところに触れる機会があって、すごく強い想いを持って業務に当たっておられるなということを感じる機会がありました。

なんですかけれども、教育ビジョンのほうにも書かれていましたが、社会教育の有力な担い手であった人々の高齢化によって様々な問題があるというところが書かれています。

私は畠迫に住んでいますけれども、地域を盛り上げようとか、自分達の暮らしを楽しむ豊かにしていくこうという、そんな想いを持っていろんな団体とかサークル活動、私、結構、びっくりするほど熱心に活動されてるなというふうに感じていますし、昔はもっと熱心だったんだよ、もっといろいろやってたんだよという話もたくさん聞いていて、だんだんそういう活動も難しくなってきてるところがあるのかなと思っていますし、なかなかそういう活動に次の若い人が加わってくれないんだという話も聞きます。

ですが、地域での公民館という基盤はしっかりと確立されているなというところはあります、そういった高齢化だと、人口の減少だと、時代の変化に公民館も対応していくことが求められているのかなと感じています。ですので、これまでどおりではなかなか難しい現状というのもあるんですけど、津和野町の公民館は地域の皆さんにしっかりと定着していますし、まだまだ人づくり、地域づくりにおいて可能性があるなというふうにも思っていますので、今回、大きく三つのことについて、公民館、質問させていただきます。

まず一つ目が、今後の運営方針。どういったことを重視していくのか。

二つ目、各行政部門と公民館との連携。地域づくりはつわの暮らし推進課、生活支援とか介護予防は医療対策課、子育てについては健康福祉課など、公民館というのは幅広いテーマを扱っていると思いますので、どういった連携体制があるかということ。

三つ目は運営体制。公民館事業の企画運営という業務があると思いますが、それに対して館長1名、主事1名ということではちょっと不十分ではないかなというふうにも感じています。これは一つの提案ですけれども、一定期間、正規職員さんを公民館に配置するであったりとか、地域おこし協力隊を活用するであったりとか、そういったことはできないかということ。

まず三つについて質問いたします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　それでは、2番、大江議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の御質問でございますが、公民館の運営方針については、これまで3か年ごとに公民館重点項目を定め、これを運営の柱として事業を組み立ててまいりました。

令和5年度からの3か年につきましては、重点項目として、未来の担い手づくり、人権・同和教育の推進、ふるさと教育の推進の3点を設定し、地域を担っていく人を意識したひとづくりを重視した公民館事業を推進していく所存です。

本町では、人口減少、少子高齢化といった課題に直面しています。これに伴い、地域の活力も失われつつあり、持続可能な地域をいかにしてつくっていくのかが求められています。こうした地域づくりを担う人材をつくる、育成していくことがこれから公民館に求められる役割であると考えておりますので、今後も公民館の運営方針として、地域を担うひとづくりを重視していきたいと考えております。

次に、2番目の御質問でございますが、関係する各課とはそれぞれ連携・協力を図りながら事業を実施しています。まちづくりの分野では、担当課であるつわの暮らし推進課と連携し、まちづくり支援制度の中で、まちづくり委員会と協力しながら住民参画・協働によるまちづくりを進めています。

健康福祉課との連携では、各種健診、健康教室などを通して、地域の健康維持・増進を図っています。

また、地域の医療確保の面では、昨年より医療対策課と連携し、須川公民館において巡回診療が始まったところです。

そのほか、介護予防を目的とした事業においては、包括支援センターと連携しながら、総合相談や百歳体操などが公民館との協力の中で実施されています。

公民館は、地域住民にとって身近な存在であり、地域のひと、もの、実情をよく知っていることから、事業実施の際には公民館に協力を求めるといった体制、流れとなっております。引き続き各課と公民館がしっかりと連携することで、各種事業を進めたいと考えております。

次に、3番目の御質問でございますが、現行の公民館体制については、平成27年に策定した津和野町立公民館組織体制等基本計画に基づいたものとなっており、この中で、各館の職員配置は館長1名、主事1名としております。地域社会の変化に伴い、公民館の役割も社会教育の範囲に留まらず多岐の分野において求められており、公民館職員の負担も増加していると考えております。各館職員を増員し、複数体制となれば、公民館職員の負担軽減につながると思いますが、人件費等の財源確保の問題もあり、早急な実現は困難であると考えております。

今後においては、議員より御質問がありますように、地域おこし協力隊の活用も考慮し、体制整備について検討してまいりたいと考えております。

また、公民館での職員研修については、地域を知る手段としてとても有効であると考えられます。

しかし、短期間での研修では効果が見込めず、一定の研修期間が必要ではないかと思われます。ただし、そうした場合、その間、本来の職場を一定期間離れることとなるため、職場と十分な調整が必要になると考えております。

まずは、職員各々が自分の住む地域においてイベントや諸行事などに積極的に参加するなど、地域に対する意識を高めていくことが必要ではないかと考えます。

今後は、職員研修を通して職員全体にこういった意識づけを行っていくことが大切であると考えております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　今後の運営方針として、地域を担うひとつづくりを重視していきたいという御回答でした。

社会教育は学校教育のように毎日毎日の継続した関わりがない中で、そういうひとづくりを進めていくというのは簡単なことではないなというふうに思うんですけども、もちろん幅広く皆さんを対象にこのひとつづくりということは進めていかれると思うんですけども、特に力を入れて、この世代であるとか、この層に対してこういった地域を担うひとつづくりを進めていきたいというような、何か方針があればお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　ひとつづくりというところでの、特に力を入れて進めていくところというような御質問であったというふうに思いますけれども、ひとつづくりというところで、公民館の活動の中で、特に重点、重きを置いた中で進めていきたいというふうに考えておるところであります。

地域づくり、ひとつづくりというところでの公民館のひとつづくりの考え方として、自ら学び続ける人、支え合い認め合い共生できる豊かな人、ふるさとを支える人と、そういう3つの視点を持った中で、各公民館で様々な事業を取り組んでいっておられるというふうに思っております。

そういう中で、未来を担うひとつづくりというところにつなげていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　例えば、私も公民館を利用されている各種団体の会合に参加させてもらうことがあるんですけど、そういうところに参加させてもらうと、冒頭ちょっとお話ししましたけど、これまで活動を担ってこられた方、そういう方の会に参加させてもらうと、若い人がなかなか入ってきてくれないとか、自分達も今までのようにはなかなか活動ができないという結構ネガティブな発言も多かったりして、

ただ、十分それでも皆さん熱心にやっておられるんじゃないかなと思うんですけれども、私から見るとそう思うし、世代交代も大事だと思うんですけども、やっぱり幾つになつても地域でできることをやり続けてもらうというような、そんなアプローチも大事なんじやないかなというふうに思います。

年配の世代の方に関してはそう思いますし、一方で、若者世代に関しては、教育ビジョンにも書いてあったんですけど、公民館活動とか、各種団体の活動などの参画に消極的で、社会教育の活動に年齢的空洞化現象が起きていると書いてありました。これは、やっぱり社会の変化とか経済状況の変化に伴うところはあると思うんですけども、この2つの対象、これまで担ってこられた方々と若者世代に対して、何か今後具体的なアプローチ、取組というものをもし考えておられるものがあれば、少しお聞かせいただけたらと思います。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　公民館活動の中で、これまで担ってきた方々とこれから担っていただき方々の進め方といいますか、取り組み方、あるいは空洞化が起きているというところでの考え方ということであろうかと思います。

今議員おっしゃいますように、公民館というのは地域の中で非常に拠点となる施設というふうに思っておりますし、それに関わっていただきいろいろな方々が熱心に地域のことを思っていただいて、いろんな活動をしていただいているというふうに思っております。

そうした中で今のような現象が起こっているということでございますので、教育ビジョンということでございましたけれども、今まさに教育ビジョンを、2期目ということで、今見直しを行って新たに策定に入るというところに来ております。

そういう教育ビジョンを策定する中に社会教育部門というものもありますので、その社会教育部門の中で、現状等を把握していく中で、次の10年間の計画策定の中で、今議員がおっしゃいましたようなことにつきまして、検討、整理していきたいというふうに考えます。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　今、教育ビジョン策定のお話がありました。同じく、今の教育ビジョンの中にある、町民が今の自分にできることで何らかの活動に関わるという、それを大事にするということが書いてあったんですけど、私はそれすごく大事なことだなど、これは高齢者に対しても若者に対してもそういった方針が大事だなと思いましたので、こういった形は継続していただけるといいのではないかというふうに思っています。

ちょっと話題が変わるんですけど、県内のほかの市町の公民館の様子を見ていて、「公民館」という看板から「町づくりセンター」という看板に掛け替えられるところが、ほかの市町で変更される動きがあるんですけども、津和野町ではそういうよう

な検討というのはされたことがあるか、これからされる予定があるか、そういうことはあるでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　今回の議員からの御質問にもあります行政各部門と公民館の連携というような中でも、まちづくり委員会ということで、つわの暮らし推進課の関係の事業と連携を取って進めているというようなことで、公民館自体が、先ほども御答弁させていただきましたが、いろんな事業といいますか、役を担っているという現実があるというふうに思っています。

こういった部分につきましては、今まさにといいますか、つわの暮らし推進課のほうと、昨日、町長の答弁にもありましたけれども、連携しながら事業を進めていくということをしておりますので、今後引き続いて、その辺につきましては事業を進めていく中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、今年度に入りまして、不定期ではございますが、教育委員会との協議を進めております。

議員おっしゃるように、まちづくりセンターというようなスタイルも県内各地に見られているというのは我々も認識しております。今、まちづくり委員会の範囲と公民館の範囲は一緒で、町内に12ございますので、事務局の今後の持続可能な在り方はいかがかですかとか、公民館との連携する部分、役割分担みたいなものを今ちょっと整理しておるというような段階でございます。

今後の将来的な見通しにつきましては、まだ正直、結論までは至っておりません。なので、今後、こうした現状認識をお互いしながら、教育委員会部局と町長部局と情報共有しながら、住民の方々は一緒でございますので、そうした中で、より良い機能的で持続可能な形を模索してまいりたいというふうに考えています。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　梨君）　私もそういう他市町の流れを見て、自分なりに公民館というものがいいのか、それともまちづくりセンターというものがいいのかというのを考える中で、別に結論というのではないですけれども、今の公民館の役割が広がっていく中で、まちづくりセンターにするとそういう幅広い役割を担えるというところはメリットもあると思うんですけど、ただ、広くなると柱がなくなってしまって、何を中心に頑張って公民館は活動していくのかというところが少しほやけてしまうというようなことも、そういう話も聞くんです。そう思うと、やっぱり社会教育という一本の柱があって、いろんな各部門と連携をしていくというほうがいいのかなと、いろいろ私もちょっと思うところではあります。

今、その各課の連携とか協力の話があったんですけども、私も須川の公民館で巡回診療のお話なんかを聞かせてもらって、あれを上手に触れ合いの日と日程を組み合わせ

てされておられて、非常にいい取組だなというふうにも思いましたし、今お話ししていただいたまちづくり委員会と公民館との連携というところも、非常に前向きな取組でいいなと思うところなんですけれども、私の感じているところでは、まだ各課が、ばらばらと、公民館に対してこれに対して協力をしてほしい、公民館と一緒にやりたいという、そういった連携の仕方であるなというふうに感じています。それも公民館を活用して一緒にやっていくというのに必要な視点かなと思うんですけれども、より一層の連携というのであれば、今、つわの暮らし推進課と公民館がされていることはそうだと思うんですけれども、公民館を持っていく前の段階で各課で話をさせていただいて公民館を持ってきていただくとよりいいのかなというふうに思います。

結構、主事さんとか館長さんは外側から見られているので、あれもこれも似たようなものがあちこちから来るなというような印象を持っておられることもあるかと思いますし、そういった御意見だけではなくて、こうしたほうがもっと効率的に進めていくであろうとか、そういったアイデアもお持ちの部分があるかなと思いますので、またそういった意見を現場の方にも聞いていただけるといいのかなというふうに思っています。

3点目で質問した運営体制についてなんですけれども、地域を担うひとつづくりというすごく壮大なミッションに対して、やっぱりちょっと人員が不足であるなというふうに感じています。主事さんは主事さん同士ほかの館の方と連携をされたり、教育委員会の担当の職員さんに相談をされたりしておられるとは思うんですけども、担当職員さんも、公民館数も多いですし、ほかの業務も抱えておられる中で、なかなか日常の相談相手というのにはなり得ないんじゃないかなというふうに思っています。当然、予算のことというのはあるとは思うんですけども、事務だけでなく事業の企画運営をしていくという内容を考えると、やっぱり誰かしら相談をして一緒に進めていくという体制が必要じゃないかなというふうに思います。

今回、地域おこし協力隊ですか、正規職員さんの配置ですとかを提案しましたけれども、これ、必ずしも一公民館に対して1人でなくても、3つの公民館に対して1人そういう方がおられて3つの公民館を見られるとか、そういった配置でもいいと思っています。今の提案も、これがいいということではなくて、従来どおりじゃなくて、もう少し柔軟に考えてみていただけるといいなという、そういう思いでお話しをしています。

また、公民館の主事さんの仕事って、一般的な事務というイメージよりは、クリエイティブな要素も結構多いと思うんです。ただ、それが、いつも送られてくる募集要項、あれからだとなかなかその感じが伝わってこなくて、これはどの募集もそうかもしれないんですけども、ちょっともったいないなというふうに思っていました、こういった人の配置ですか、募集の方法について、何か改善の余地ありますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長(岩本 要二君) 公民館の体制というところでの柔軟な対応というところで、議員のほうからお話しいただいておるところであります。

今回も募集をさせていただいておりますけれども、募集要項が、公民館の主事さんによっていただいている、関わっていただいているようなことがなかなか伝わりにくい要項になっているということでございますけれども、その辺につきましては、また内部のほうで募集要項等について見直しをしていきたいというふうに考えております。

すみません、どういうふうにお答えしたらいいのか。(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)
よろしくお願ひします。

○議長(草田 吉丸君) 大江議員。

○議員(2番 大江 梨君) よろしくお願ひします。

今、主事さんのお話をしましたけれども、館長についても、今年度末、皆さん任期ということで一生懸命後任探しをしておられまして、今は地域推選という形の中で、皆さん一生懸命探されるんですけれども、年々、担い手も見つかりにくくなっているのではないかなどというところで、地域の中で見つかるのが理想かとは思うんですけども、例えば、こちらも地域の枠をなくして公募にしてみるであるとか、また、報酬を上げてなりやすいような環境を整えるとか、主事さんのことと併せて、地域の方の意向もあろうかとは思いますけれども、検討いただけたらなと思います。

最後に、回答の中で、職員の方について、まずは職員の方が自分の住む地域のイベントとか行事に参加をということだったんですけれども、もちろんそれはぜひとも思うんですけども、小さい町ですので、若い職員さんはなのか分からないですけど、土日まで地域に関わると仕事もプライベートもない、何かそういうような思いをされる方もおられるのかなというふうに思います。実際、大変な部分もあるのかなとは思うんですけど、皆さんもそれは重々分かっておられると思うんですけど、そういう経験が仕事にもつながってくるというところでそれを勧められると思うんですけども、なかなかその辺も世代間ギャップというようなものもあるような気がしていて、このことをぜひとお伝えいただきたいんですけども、丁寧にお伝えいただけたらいいなと思いましたので、すみません、余計なことかもしれません、お伝えします。

それでは2項目め、小中学校の魅力化事業について、お尋ねをします。

津和野町は県内の教育魅力化事業において、これまでトップランナーとして取組を進めてこられまして、津和野高校においては発展的な存続を遂げていると思います。

私自身も、ほかの町ではありますけれども、教育魅力化コーディネーターとして活動させてもらっているときには、津和野高校に追いつけ追い越せと、そんな気持ちで活動してきました。

それに伴って、保小中学校においてもいち早くコーディネーターを配置されまして魅力化事業に取り組まれてきましたが、今年度末で小中学校のコーディネーター2名の方は卒業されて、現在のところ後任はおられないというふうに聞いています。

そういうことも受けて、小中学校の魅力化事業というのは一つの転換点なのかなというふうに思っておりまして、次の点について質問いたします。

1点目、小中学校における教育魅力化事業の成果と課題は何でしょうか。

2点目、小中学校の魅力化事業というのは教育移住を目的としているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　それでは、小中学校の教育魅力化事業についてお答えさせていただきます。

まず、1番目の御質問でございますけれども、小中学校の教育魅力化の取組につきましては、平成29年度に教育魅力化コーディネーター1名を日原中学校へ派遣することから始まり、現在は日原地区、津和野地区の小中学校担当としてそれぞれ1名ずつ、更に保小連携担当のコーディネーターとして1名の計3名を配置し、主に学校カリキュラムにおいて地域資源を生かしながら保小中高の連携や地域との連携協働による多様な人との出会いや体験を児童・生徒に保障する取組を進めております。

これまでも、学びの協働推進事業として、公民館が担う地域コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となり、キャリア教育やふるさと教育を推進してまいりましたが、教育魅力化コーディネーターが入ることにより、これまでなかなか出会うことが難しかった高校生や大学生、他県や海外の児童・生徒といったより多様な人との出会いを実現し、児童・生徒のキャリア形成に大きく貢献するとともに、小中学校の教員とともに、学校での学びをより充実したものにするための伴走役として関わりをつくってきたところであり、成果として各学校の特色ある学びづくりを更に進めることができたと考えております。

一方で、これまでつくってきた学びの広がりについて、属人的にそれぞれの教育魅力化コーディネーターに頼ってきた部分が多いと感じております。

今後は、学校運営協議会を中心として、学校と地域が協働しながら、学校自らが特色的ある学びの推進体制の構築をいかに進められるかが課題であると考えております。

次に、2番目の御質問でございますが、これまで行ってきた小中学校の教育魅力化の取組は、既に御説明したように、児童・生徒のキャリア形成や郷土愛の醸成などを地域のひと・もの・ことを生かしながら、地域と学校、または、保小中高の連携協働により、より充実した学びを提供し、特色的ある学校づくりを目指すことが目的であります。

このような取組を町内外に広く知っていただき、価値を感じてもらうことで、教育移住につなげたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　梨君）　成果で御説明いただいた点については、私も非常に共感するところでして、コーディネーターの方と先生と公民館と地域の方と協働されることで、本当にこれまでの学びというのが一層地域に開かれていると思いますし、深まり

もありますし、子ども達一人ひとりに寄り添った形に今まで以上に本当になっているのではないかなと思います。

小さい町だと子ども達の人間関係というのはどうしても小さい頃からずっと同じで、関係性も固定化して、競争とか刺激がないとか、価値観も固定化するみたいな、そういった課題がありますけれど、この事業の中で、いろんな人と出会う機会を創出されているというのはすばらしいなというふうに思っています。

2点目の質問のところで、魅力化事業は教育移住を目的としているという御回答だったんですけども、高校のほうは数値として県外生っていう分かりやすいものが出てるかと思うんですが、これまで小中学校について、教育移住された方の人数というのは分かりますか。また、目標数値みたいなものという設定はありますか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　教育移住としての目標数値というところについては、そこまでの数値は掲げておりません。

それと、今どれくらいの人数の方がというところでございますけれども、それについても、現在、ちょっとまだ把握はしておりません。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　梨君）　今成果のところで申し上げたように、本当にすばらしい取組だということは思っているんですけど、津和野町の小中学校の教育魅力化というのが今までの魅力化の延長、深まりはあると思うんですけど、基本的にはそれを継続していくということであれば、私はそれだと教育移住というところまではつながらないというふうに思っています。

津和野高校のことを思っていたいんですけども、高校で魅力化を始められるときに、どうやったら県外から生徒に来てもらえるかということで、高校にはどんな魅力があるかということを皆さん一生懸命考えてつくられて、公営寮をつくろうとか、地域をテーマにした部活をつくろう、授業をつくろうというところだったり、都市部に生徒募集に出かけようとか、県外の生徒を受け入れる体制をつくろうとか、今までと違うことにかなり取組をされてきたと思うんです。それにはすごくいろんな障害もあったと思うんですけども、一生懸命取り組まれて、やっぱり今確実に成果は出ていると思います。

そんな中で、小中学校というのは、そもそも高校のように生徒を募集しようという概念も、そういうものではないですし、そういうところではない中で、教育移住をしてもらおうということになれば、家族ごとということにもなりますし、高校以上の難しさがあると思うんです。

ですので、もし津和野町の教育魅力化が小中学校も教育移住を目指すのであれば、高校でやった以上のことを、思い切ったことをやらないと、なかなか教育移住というところは難しいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

教育移住というところで、高校と小中学校では、小中学校のほうが今から取組を進めていくのは大変な部分があるということだろうと思っております。

先般からこの一般質問の中でも御答弁させていただいておりますけれども、今、津和野町では、0歳児からのひとつづくり事業というものを推進しております。昨日もその辺について御説明させていただきましたけれども、町全体が学びの場というところで、大人も子どももそういった学びを続けていこうというところの考え方の中で、町全体で教育環境を整備していこうというふうな考えの中で進めています。

縦連携ということで、保小中高というところでの縦の連携というところの取組と、横連携ということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、公民館、あるいは地域、そういういたところを中心として、いわゆるひとつづくりをしていくという考え方の中で、それらが一体となった津和野町としての教育環境整備をしてまいりたいと考えているところあります。

そういういたところが、一つ教育の魅力化というところで情報発信をしていく中で、今 の教育移住につなげていきたいなというふうに考えているところでありますけれども、小学校、中学校での取組につきましては、今後、ビジョンの策定等もございますので、そういういた中でもまた検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　教育移住というところになりますと、今度は町長部局の関わりということにもなってくるかと思いますので、少し町長部局、町長としての考え方というものもお話しをさせていただきたいというふうに思っております。

高校の魅力化の話をずっとしていただいておりますけれども、これももう十数年前から取り組んでまいりまして、地域おこし協力隊制度というのも活用して、外部からの人材も登用する。そして、津和野高校支援係という形で学校と協力をし合いながら、本当にいろんな困難や紆余曲折があったわけですが、それを乗り越えて、今何とか生徒数も維持できて、効果、実績が上がっているという状況であります。

今後、それを早い段階の、まさに0歳児からの教育移住というところを目指していくということで、更に広がりの取組を始めてきているわけであります。それが始まったのがようやく1年ちょっと前ぐらいのところでありますて、昨年、いろんな取組をしてきた中で、当初は町長部局でやっておりましたけれども、やはり小中学校教育というのが、0歳児からのひとつづくりになると、やはりそこに大きな比重が出てくるということで、今年度から教育委員会のほうにこの0歳児からのひとつづくり事業を移管したというところであります。

その狙いは、まずはこの小中学校教育を通して津和野町の特色ある教育というものを実現して、そして、そこに魅力化をまず図りたいという思いもあったというところであります。

では、特色ある魅力化というのは何なのかということですが、それはやはりこの町内の子ども達が学校教育を通して生きる力、自ら課題を見つけ、考え、そして解決する力、これを育んでいこうということあります。

ただ、その生きる力というのは、もう全国で取組をされているわけでありますから、その生きる力を育む過程において、津和野町の特色をどう生かしていくかということになると思います。

そこにあるふるさと教育というのが出てくるというふうにも思います。

そのふるさと教育の中には、森鷗外や西周、そうした津和野のゆかりの偉人を取り入れていくということや、それから、私は高津川教育というように、自分自身は思っているんですけども、高津川流域で育ってきたこの地域の人間には、人間性というようなものがあって、その心優しくて豊かな人間性と子ども達が接することによって、それがまた次代の高津川流域でまちをよくしていく、生活をしていく、そういう生きる力を持った、郷土愛を持った子ども達の育成につながっていくというふうにも思っております。

そういう高津川のいい風土を生かした教育をやっていく。その中で生きる力を育んだ子ども達というのが、まさに津和野町の特色を持った教育魅力化につながっていく。それを何とかうまく全国に発信をして、そして、津和野町で小さい頃から教育を受けさせて、成長させていきたいという子ども達をやっていきたいというのが我々の思いということになります。

今は教育委員会に移して、そして、しっかり魅力化を図ってもらう。その中で、今度はその成果というものを持ちながら、つわの暮らし推進課、町長部局を通して、うまく情報発信をしていく。そのための体制整備ということも、町長部局の中で、具体的なハードも含めてやる事があれば、今後そのことにも取り組んで、教育移住というものを実現していきたい、成果を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　梨君）　先日の町長総括のお話のときも、津和野高校の生徒の割合についてのお話しをしておられて、地元の子が5割、それ以外の子が5割というような割合で、津和野高校をぜひこれからも存続させていきたいと。そのためには、その前の段階から町内に来ていただくことが大事であるというお話をされておられたと思います。

小中学校の魅力化はまだまだ始まったばかりで、そういう段階において、今の取組の状況というのはすばらしいものがあると思います。コーディネーターの方を入れて事業をやっていくということについて、全く何もないところからそれがスタートして、今

定着をして形になってきているので、津和野の特色を取り入れた学びというのが今本当に形にはなってきていると思います。

初期段階としてはすごくいい形のものができてきているのではないかと思うんですけれども、教育、それで移住ということになると、更なる次のステップというのが必要なのではないかなというところを感じているんです。

例えば、広島の福山というところで、2022年に、公立小学校で初めてイエナプラン教育というオランダの教育方法を取り入れた小学校が開校しています。地区外からも多く入学希望があったようで、地区の外から通学されて来られる方、また、地区内へ移住される方というのがあるそうです。

同じく、これもイエナプラン教育を取り入れた、こちらは私立校ですけれども、2019年に長野県に開校した大日向小学校というところがあります。開校時には7割の方が移住者で、開校しているそうです。

イエナプラン教育をやってくださいというわけではないんですけども、これはたまたま最近開校した一例なんですけれども、こういったより特徴ある教育方法というものを取り入れることで教育移住ということは引き起こされるのではないかというふうに思っています。

これまで、津和野町が一生懸命取り組んできた高校魅力化においてなんですかね、今、全国の高校がすごく魅力化の取り組みを始めていて、津和野町はもちろんトップランナーでやってきたんですけども、今取り組んでいる高校って、北海道とか、沖縄とか、屋久島とか、もうその立地だけで魅力的で行ってみたいなという、そんな高校も魅力化事業に取り組んでいる中で、初期の頃ほど津和野高校の優位性というのもなくなっているという部分があるのではないかというふうに思うんです。そういった中でも、小中学校のより一層の魅力化というのがやっぱり必要じゃないかなと思います。

そんな中で、次のステップ、思い切ったことをというふうに思うわけなんですけれども、町長、いかがでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） おっしゃるとおりだというふうに思っております。先日の予算審査の町長総括も、森鷗外の話をしたり、エヴァンゲリオンでしたか、そういう話も出たりとか、久しぶりに充実した予算審査の質疑をやったなみたいな、久しぶりと言つたら大変叱りを受けてしまうかもしれない。（笑声）失言だったかもしれませんけれども、教育について議員さんと町長とでいろいろ話合いができるということは非常に意義のあるものだったというふうに思っているところであります。

いろんな方策、やり方はあると思っていますし、今のままでもいいというふうには、当然私自身も現状を分析しているわけではありません。ただ津和野高校が、本当にそこから始まって、土台をつくるところからどんどんステップアップしてきたというところであります。

ようやく今0歳児からのひとづくりにも着手をしたところであります。そして、ここにも今コーディネーターがたくさん入ってくれて、いろんな地域の事例を調べながら、つわの学びみらいという組織を通して、地域とつながり合いながら、取り組みを、まさにステップアップをしていこうと。

先日も総合教育会議を開いて、0歳児からのひとづくり、各部門ごとにコーディネーターさんから1年間の取組の報告を受けました。確かに課題がまだまだあるということを私自身も認識をいたしましたし、総合教育会議でありますから、町の教育委員さんにも一緒に聞いていただいたところであります。

今後は、やはり課題が生じて当然でありますから、それを乗り越えることが次のステップアップにつながっていくというふうに思っております。

今後も、町長部局としても、総合教育会議等も通して教育委員さんともしっかり話しをして、そして、つわの学びみらいの取組というのも見守りながら、この次のステップアップというものへ努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　梨君）　ちょっと話が変わるかもしれないんですけど、小中学校の魅力化というのは、高校のときは存続させるということが大きな目的でスタートしたと思うんですけど、今、この津和野町の小中学校の魅力化事業というのは、高校のときのように、小中学校の存続という目的というのはあるのかな、どうなのかなと思っていまして、以前、所管事務調査でお話を伺った際に、木部小学校は令和9年には16人になりますよ、10年には11人になりますよ、青原小学校も令和12年には19人になりますよというような数値を教えていただいたんですけど、その中で、特に小中学校の再編計画が今もってあるわけではないというお話をだったので、特に小規模校を存続させていくということであれば、その点からも魅力化というようなことは進めていくべきなのかなと思いましたが、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　昨年の文教民生常任委員会での所管事務調査というところでのお話を思ったと思います。確かに、あのときに、小規模校について、いわゆる学校再編計画の関係でのお話しもあったというふうに思っております。再編計画では、16人という数字の中で、16人以下の学校についてはそういった再編計画に基づいてというような取組がされてきたところでありますけれども、ただ、その再編計画そのものが合併時につくられたものでありますので、いろんな背景も変わってきてているということから、まずはそういった再編計画の中を見直すことが必要じゃないですかというふうなことでお話をさせていただいたと、私はそういうふうに思っております。

この辺につきましては、そういう計画のいろんな背景も変わってきてているというふうに思いますので、見直しが必要かなというふうに考えているというところで御理解を頂けたらというふうに思います。

それから、魅力化というところでございますけれども、先ほど町長がお話しをしておりますように、0歳児からのひとつくり事業というものが本町の教育の魅力化の一つの大きな柱であるというふうに思っておりますので、こういった0歳児からのひとつくり事業を推進していく中で、子どもと大人がともに活動して、お互いに学び合う、そういう風土を町全体でつくり上げていくところが特徴であって、大切なところではないかなというふうに思っております。

そういった地域、家庭、学校、そして行政というところのつながりがあつて、豊かな学びと元気なまちにつながる取組を進めていくことで、教育魅力化としての情報発信をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　梨君）　学校の再編計画については、合併当時のものありきではないということですね。

ですけれども、地域の方も子どもの人数が減ってくるとどうなるのかなと心配をされたりとか、いろいろお考えのところもあるかと思いますので、できれば早めに地域の方と魅力化のことも含めて、学校というものについて話す機会というのをまた設けていただきたいというふうに思いますし、魅力化事業については、先ほど町長もおっしゃっていただきましたけれども、財団のほうですとか、教育委員の皆さんですとか、そういうところとしっかり議論をしていただいて、ぜひ一段高い次のステップに進んでいただけることを願っています。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、2番、大江梨議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで10時45分まで休憩とします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序8、9番、田中海太郎議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　3月議会の最後の質問になります。9番の田中です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今日は2つのテーマで質問したいと思います。1つはちょっと厳しい話になると思います。もう一つはできれば夢のあるような話にしたいと思っています。よろしくお願ひします。

まず1点目です。東京事務所に関してなんですが、昨年12月議会で内藤次長が来られて東京事務所の状況報告をされました。正直申しましてちょっと残念な内容でした。確かにコロナの影響はあったとはいえ、その中で模索されたりとか苦労したりしている姿がちょっと見えないような感じがしました。ただそのことに関して批判しようとかそういうことではありません。これからどうやって東京事務所を活用していくか、また文化や経済、観光、定住といった東京事務所を介して見えてくるようなものをしっかりとつかみ取ってほしいなと思い、その辺りの展望を今日はお伺いしたいと思います。

それでは、1番目の質問です。津和野町は、平成26年4月、森鷗外ゆかりの地である文京区に東京事務所を開所しました。町単独での東京事務所は当時話題にもなり、積極的に活動されていたことと記憶しています。しかしここ数年はコロナの影響で恒例行事や企画イベントなど、軒並み中止となり、事務所としては大変だったことだと思います。そこでお尋ねします。昨年企画されたイベントはどのようなものがありますか。また、現在津和野食材の飲食店利用状況はどうなっていますか。

2つ目です。東京事務所は文化の発信という重要な役割があると思いますが、もう一つ、津和野の特産品や農産物を広く宣伝、販売する重要な拠点でもあります。そこで東京での営業活動は事務所の職員が担っているのか。一方、津和野では、地域商社が現在機能していない状況で集荷や発送はどのように行われていますか。

3番目です。今年5月からコロナも5類に引き下げられる予定で、それを受けて全国的に人や物の動きが活発化していくと思われます。東京事務所としては今後どのように展開していくおつもりでしょうか。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

東京事務所についてでございます。

まず、最初の御質問でございますが、コロナ禍で過去3から4年前に行われていたイベントが中止となる中、現時点での事務所主導のイベントはつわの野菜市ののみとなっております。

今後は従来のつわの野菜市に加え、津和野町東京事務所が位置するすずらん通り商店会との連携による事務所前でのふるまい酒や島根県、津和野町商工観光課、観光協会、商工会と連携し、日比谷しまね館での特産品試食、試飲販売など、事務所独自の取組を行っていきたいと考えます。また津和野食材の飲食店の利用については、コロナ感染拡大により、飲食店の営業も制限されていたことから、販売額は年々減少している状況で

ですが、令和3年度には、カフェやイタリアンレストラン、パン屋などの4店舗にて取り扱っていただき、食材もワサビ、柚、栗、ニンニクなど、多くの津和野産品の取引を行っていただいております。

2つ目の御質問ですが、特産品等の販路拡大の営業活動は主に職員が担っております。販路拡大を行うため文京区の食材補助事業を活用した方法や活用されている店舗を回って営業する方法、文京区や区内の実行委員会が主催するお祭り、イベント等で津和野町の特産品を販売し、区民等に商品のPRを行っていく方法を取っております。また里芋については、バイヤーとの商談業務、首都圏内デパートでの販売や文京区内学校給食、都内飲食店への食材提供を行い販路拡大に努めております。その他、文京区勤労者共済会の津和野食材の斡旋販売、島根県が日比谷に設置している日比谷しまね館イベントエリアでの食材等の販売など、様々な方法により販路拡大に努めていきたいと考えております。

令和4年度の文京区食材補助事業における飲食店への供給については、津和野町の產品について、31品目をリスト化の上、区に提出し、飲食店から発注があったものを地域商社が発送しております。

なお、野菜市などのイベントについては、令和4年度から株式会社津和野開発から供給を行っております。

3つ目の御質問ですが、東京都においても、コロナ感染状況は徐々に収まりを見せ、令和4年度はイベント等も3年ぶりの開催として実施されつつあります。

津和野町東京事務所としては今後も引き続いて文京区、島根県東京事務所、山口県東京事務所、益田地区広域町村圏事務組合、萩石見空港利用拡大促進協議会等関係機関と連携を図り活動を行っていきたいと考えております。その上で、コロナ禍で行えなかった飲食店への訪問など、津和野食材のPR、販路拡大を行っていくとともに、都市間交流に関しては、津和野こどもキャンプの実施、昨年に引き続いての東洋大学津和野町訪問、東京青年会議所文京区委員会と鷗外食をテーマにした文京区民、津和野町民の交流を行います。

また、萩石見空港の利用促進、津和野町への誘客に関しては、ANAやクラブツーリズムなど旅行事業者との連携による旅行商品の造成について力を入れていきたいと考えております。更に、石見神楽公演に関しては、区内及び都内においても人気の高まりを感じているところでございます。石見神楽東京社中や益田圏域の神楽社中が公演を行うことで、都市間交流、萩石見空港の利用促進、津和野町への誘客につながるものと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　東京事務所に関しては、平成24年に締結した協定書で観光広報活動及び住民の文化交流に関することが規定されています。なので、東京事務所というのはあくまで文京区との文化交流の施設という認識ではあると思います。な

ので、観光、経済、定住などにつなげていくもので、物販とか、そういう販売なんかで採算を求めるものでないというのは重々承知しています。ただ、その中で、令和3年度の東京事務所の管理費というのが566万3,839円そして歳入が67万2,000円です。その上で、昨年12月議会で東京事務所の報告を聞かせていただいたところ、実際昨年の活動としては、会議が26回あって、イベントが5回あって、物販での出展が6回、取材を受けたのが3回です。要は、これでどれだけの見えないところでの効果というのが津和野にもたらされるかというところが疑問を感じてしまいます。

それで、ちょっとすみません。突然なんですけど、もともと東京事務所を開所したときに最初行かれた津和野の宮内課長、どういった活動を最初の頃されていたか教えていただけますか。

○議長（草田 吉丸君） 宮内課長、回答できればしてください。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 開所当時は、観光協会が担っていました。平成26年に開所して、平成26年度7年度は観光協会がやっておりました。観光協会がやっていたんですが、なかなかそれが観光案内所機能がなかなかうまくいかなかつたということで、私が平成28年の4月から4年間勤務したという経過でございます。議員おっしゃるように、当時、いわゆる全国でも町村が単独で東京事務所を東京都内に出すというのは非常に珍しいということで、時事通信社の取材を受けたんですが、当時日本国内で市を除いて町村で4つ単独で出しているのが、そのうちの1つが津和野町というふうにお聞きしております。

多くの自治体がやっぱり3年以内で畳む例が多くて、私はちょうど3年目に行ったんで、これは畳むことになるかなと半分思いながら行ったんですが、やっぱり普通の事務所だけだとなかなかお金も生まないですし、継続が難しいというのを痛感しまして、事務所を改造して、それから食肉販売業の許可ですとか、酒類販売営業の許可を取って、幾らかお金を生むような形で存続していきたいということでやってまいりました。その際、やっぱり非常に大きなアドバンテージだなと思って感じたのは、文京区とのつながりでございまして、議員がおっしゃるように、森鷗外先生のゆかりの地ということで文京区と津和野町の間柄といいますか、非常に区長を初めよくしていただきましたし、この大きなストーリーがあるということで、文京区での営業も非常にやりやすかったというふうに感じています。もちろん下森町長と成澤区長の関係性もあって、そうした中で、僕も、有意義に4年間をやらせていただいたということがあります。今議員がおっしゃるように非常に厳しい状況かなというのは私もちょっと感じてはおるところですが、やっぱり文京区との信頼関係をしっかりと構築する意味でも、つわの暮らし推進課ですから、私は、今、移住定住等も含めて、やっぱり東京事務所の利活用は考えてまいりたいというふうに考えています。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） すみません。突然振ってしまった。それで、最初観光協会からやって、それでつわ暮らがやって、今現在商工観光課がやっているというこの役場の部署変更というのは何か理由があるんでしょうか。分かればどなたか。

○議長（草田 吉丸君） 町長、その辺どうですか。町長。

○町長（下森 博之君） 基本的にはやはり観光とそれから特産品の物販ということではなくて、営業としてのいわゆる文京区中心に更に広げての首都圏への津和野食材を取り扱っていただく、その店舗というものを見つけて、取引を開始していく、そういう部分の比重というものを考えたときに、やはり商工観光課というところが一番いいのではないかということで、そちらに移管したという思いでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） そういうことだったんですね。自分自身は定住とかそういうことがあるんでつわ暮らのほうがいいかなと思ったんですけど、確かに観光とかもあるわけですね。それと、今現在の東京事務所の内藤次長さんですけどもともとつわの暮らし推進課でいろいろやられていた方だと思います。町長がそれを任命されたと思うんですけど、この次長が東京事務所に任命された、選定された理由というか、例えば、要は課長として実績が買われてやられていたのか、それとも営業能力というのがあられていたのか、コミュニケーション能力が高いとか、例えば東京にパイプがあったとか、いろいろあると思うんですけど、何かあれば教えてください。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど話をさせていただきました宮内が東京事務所に行ってくれて、本当に頑張ってくれて、ただやはり役場の人事でございますから永遠にということにはならないということで、ある程度の年数を経過いたしましたので、人事異動としてまた帰して、そして次のものを送りたいという思いの中で、本来であれば正職員を送りたいというのが私の思いでございました。しかしながら、なかなか人事のマネジメントが大変でございまして、最近は津和野町だけではありませんけれども、地方自治体が職員の確保ということに非常に苦労している状況が続いております。津和野町も同じような状況で、定員管理計画に満たないという年もあるということでございます。そういうところにおいて、また併せて同時期に後期高齢者医療のほうへ職員を派遣していくかなきやならないとか、いろいろ出向の協力もしていかなきやならない、そういうことも重なって、なかなか人事のやりくりというのが大変であったということで、その当時が東京事務所に正職員を送れる余裕がなかったという実情がございます。そんな中で、またまつわの暮らし推進課長でありました内藤のほうが定年を迎えるということになりました。再任用の希望も出しておりましたので、つわの暮らし推進時代にも文京区との交流というのは担ってきた人間でもありますので、そして、再任用という立場にはなりますけれども、そういう経験も生かして、また管理職の経験もあるわけでありますから、そういうものを生かして、まずは東京事務所を担ってもらうというところであります

す。ですから、いろんな総合的に現状を見た中で、繰り返しになりますが、本来は、正職員を送りたかったけれども、当時の苦肉の策という中で、そういう人事を行ったというところあります。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　それと、もう一人東京で採用された職員さんがパートタイム職員ですか、今年からいらっしゃると思うんですけど、この方はどうやって人選されるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　現在、会計年度任用職員のパートタイマーの方が一人いらっしゃっています。この方は、昨年の4月から働いていただきまして、それを前に公募という形で募集をしたという手続をとっております。公募の内容につきましては、たしか東京、以前は津和野町に関係のある方とか、そういったようなことがありましたんですけど、なかなか門が狭くありますんで、そういうのを広げる中で、島根県に関係する方とか、興味を持って働いていただける方、そういったようなことで一応条件等を付して公募したというふうに認識しております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　東京事務所は先ほどイベントを何回かやったと言われていますけど、その中で、つわの野菜市というのが東京事務所の1つの目玉という感じでやられています。たしかに町長おっしゃるように物販はメインではないかもしれませんけど、やはり自分ら農業者としては東京で津和野野菜を売ってもらえるということはすごいありがたいことで、かなり期待していたんですけど、実際令和4年5月18日から21日の4日間やられたようですが、売上のには2万3,130円来客数が35人ですね。これじゃあちょっともったいないなという正直そういう気がします。もちろん努力されたとは思っていますけど。

以前、まだ津和野地域庁舎が機能している頃なんかは、野菜定期便をやりたいということでうちにも話がありまして、私も野菜を月1回ペースでたしか30数件ぐらい出させてもらったことがあります。主に東京方面に、それは多分東京事務所を介してだと思ふんですけど出しました。結構その反応もすごいよかったですというのでとても期待していましたけど、途中でそれは終わってしまいました。だから野菜を売るのは本当に難しいことだなと思っています。ただ、その中で文京区では僕も以前東京おったのでちょっと分かるんですけど小石川マルシェというすごい全国的に有名なマルシェがあって、そこで様々な野菜が売っています。いろんなものが売っていてかなりの人が来ています。例えば、そういうところにせっかく文京区なんで、津和野事務所が乗り込んで行ってやらせてくれぐらいの感じでやってもらったりとか、何かそういう次の展開を縁があるところを持っていくというよりは新しいところ飛び込んでいくということもすごくやつていいってほしいなと思っています。その一方で、じゃあそのときに野菜の需要はあるけ

どこっちの供給はというところになると今現在地域商社というのが機能していないんで先ほどの答弁の中では津和野開発さん、つまり道の駅で野菜を取りまとめてやっているというふうに返答があったと思うんですけど、ただ、道の駅はあくまで道の駅の仕事が中心となっているんで、多分注文があったものをただ送るだけになってしまって、やっぱり津和野としては自分達はこういうものを売りたいという農家さんとか商店主さん達の思いをまとめてそれを送る方というのが必要だと思うんですよ。今地域消費者がない今、今後津和野開発さんだけでは多分厳しいと思うんで、これは農林課になるかも知れませんけど、やはり考えてほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（草田　吉丸君） 農林課長。

○農林課長（小藤　信行君） ただいま議員の質問でございます地域商社、これにつきましては農商工の連携の形で平成29年頃だったと思いますが、立ち上げて取組を進めておりました。以前は地域おこし協力隊という形で職員を雇用しておりましたが、昨年の5月にちょっと1人辞められたというところで、それにつきましては運営がファンディングベースとなっておりますので、ファンディングと協議して今後どうしていくかということに話がなりまして、ファンディングの中で今後雇用してやっていきたいというところを聞いております。

今現状になりますけど、ECサイトの開設と文京区との食材の提供事業というところで食材を送るのに地域の事業者の協力を得て行っているというところで聞いております。引き続きその事業についてはやっていきたいということは聞いております。また、ファンディングベースと協議を持ちながら、必要性があれば、地域おこし協力隊等の検討も考えていきたいと思います。津和野町の食材、特に田中議員が言うのは野菜とかということになります。やはり野菜ということになると旬なものというのもありますし、発送のかかる経費というものもございます。その辺も見ながら、今後取組を進めていかせていただけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君） 田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君） 正直もちろん野菜はなかなか生物で難しいところがあるので、やはり、お酒もそうですし、それからお菓子もそうですし、全てにおいてだと思っています。地域商社に関しては以前も同僚議員が質問されたんでここでは申しませんけど、今ちょっと地域外に出られているのでなかなか期待できないと思っています。そんな中で、もともと地域おこしが入って、今一人の若者が野菜を集めてキヌヤに卸したりとか、直地に店を開いたりとかして、元気な若者がいます。彼はこれから津和野でそういう流通とかをやっていきたいと言っているんで、例えばそういう人をうまい具合にくつつけて、連携させたら、多分こっちからもいいものを東京事務所に提案できるし、そこで連携ができるのでそういうことも考えていくってほしいと思っています。あと、もう一つ、現在東京事務所で例えば企画とか立案とかされるときはどういう形態で進めら

れているのでしょうか。そして、また企画に対する検討会とか反省会というのは現在行われているんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 東京事務所の企画立案につきましては、東京事務所のほうが主になっているという状況でございます。ただ、この二、三年コロナの影響がございまして、なかなか人を集めイベントとか出向いていって物を売るとか、御紹介をするというような活動が制限されてきた部分があります。ですので十分そういったような形での活動というのは出ていないところであります。ただこれからコロナの状況が収まってくれれば、東京事務所は非常に大きな市場を後ろに抱えておりますので東京の方の必要としているもの、需要の種類、そういうものを分析しながら、地元のほう、津和野のほうから供給できるものだけに限らないんですけど、そういうものを提供するためと一緒にになって話していく必要があると思いますので、そういったような形で今後はしていきたいというふうには思っています。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） ゼひそれはお願いしたいと思っています。やはり昨年の報告を受けて感じたのが、結局東京事務所だけで話していても多分なかなか新しい方法も出てこないだろうし、なかなかコロナ禍で東京全体が動いていない中ではそういうことができないということなんで、ゼひ、商工観光課内でもゼひ話してほしいですしまつと全体で話してほしいと思っています。やっぱり東京事務所の方針とか目標値とか成果、それから津和野からの助言なんかがやっぱり必要だと思うんで、東京事務所のメンバーだけでなくて、津和野の一緒になって会議を開いたり、もっと言えば、役場の外部の組織みたいなのをつくって、こうしたほうがいいんじやああしたほうがいいんじやないということをしていくって、みんなで東京事務所を支えていったほうがいいと思います。東京事務所に関して町長、何か今のことに関しての思いがあれば何か言ってください。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 東京事務所をしっかりと生かしていこうという中での前向きな今日の質問ということでありますので、またいろいろな御意見を今日いただいたことも参考にさせていただきながら、しっかりと取り組んでいきたいというところであります。昨年12月全協での報告ということで、厳しく受け止められた御意見もいただいたところですが、決して遊んでいるわけではありませんで、365日全ての報告をするわけにはいきません。やはり遠く離れた土地で、限られた時間の中で議会は当然町民の皆様に活動をどういうふうに理解していただくのかというのはそれも1つの課題だというふうに思っておりますが、12月の全協で報告させていただいた以外にも、日常的に、例えば東京津和野会のお世話をしたりとか、それから全日空との普段とのつながりという今取り組みもしております。また文京区にある東洋大学からもいろいろ来られて、それとのいろんな話合いということも日常的にも行っていてということでコロナ禍

ではありますが、かなり忙しい毎日も送っているという事実も分かっていただきたいというふうに思っております。そして、東京事務所があることで割と東京の方々中心に津和野町に対するいわゆる垣根が下がっている、低くなっているといいますか、いろんな方々がそこに訪れて提案企画を持ち込んでいただいたりとか、こういうことで考えているんだがというような気軽に相談をしていただく場にもなっているというようなところであります。そういうのが今東洋大学とのつながりというようなことにも身を結びつあるものもあれば、企画の段階でおしまいになってしまうものもあるというようなことでありますが、そういうような窓口業務ということも忙しく展開しているというところでございます。

今後につきましては、あるいはより本部といいますか商工課観光課を中心とした津和野町役場との連携をより一層深めていくという今日の御意見も大事なことだと思いますし、それからもう一つは、例えば神楽の取組であれば、石見神楽振興協議会という県と一緒にになっての県域市町村の協議会がありますし、石見観光振興協議会というような会もございます。それから、やはり石見空港を活用しての津和野町の観光ということも、これも大事なことですから、石見空港利用拡大促進協議会というのもございます。そういうところはこれまでとも御縁はありますけれども、より一層そういう団体との連携も深めて活動していくということが津和野町の活性化ということについても効果を上げていくやり方になっていくんじゃないかというふうにも思っておりますので、そういうことについても考えていきたい。

それから外部というお話もありました。来月予定しておりますが、これもコロナで動きがずっと止まっておりました、津和野町の応援大使が東京に3人おられます。4月に久しぶりに私の出張に合わせて意見交換会をやろうというふうに思っております。応援大使の目から見られた津和野町の今の現状でありますとか、それから観光を中心に、今後どういう取組をしていくのかということを自由に御意見をいただいて、もって帰りたいと思っています。そういう中で東京事務所の在り方ということも外部の意見を聞くということにもつながっていくのではないかとそのように考えているところであります。そうした様々な取組を行いながらやっていきたいと思いますし、あとは、次の体制ということを含めて、新年度には間に合いませんでしたけれども、近いところで正職員を送っていきたいというところであります。4月によく定員管理計画上の135名が確保しているという状況であります。何とか来年度に向けてはもう少し余裕を持った形での採用を行いながら、東京事務所にも正職員を送ってそしてしっかりと体制を取っていきたいと考えているところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） 実際こうやって話すと様々な大変なこととかよく分かります。ただ、やっぱり町民の方から見たら結局東京事務所が何やっているか分からないというイメージを持たれてしまっています。やっぱりそういうデータとして数字が出

るとやっていないじゃないかって誤解されるところがあります。やっぱりそれを自分も避けたいと思って、こうやってちゃんとやり取りしてそれを町民の皆さんに見てほしいと思っています。もちろんだから東京事務所というのは厳しい指摘をするだけに、やめてほしいと思っているわけではなくて、もっと本当は続けてほしいと思っています。

お隣の吉賀町も広島にアンテナショップをやっていて、あそこもちょっと赤字抱えて大変ですけど、何とか頑張ろうといって、やっぱり行政も議会も住民も一緒に頑張っています。だからそういう意味で、やっぱりこっちも負けてられないような気持ちで頑張っていきたいと思っています。ただ、頑張っている姿というのをみんなに見えるようにしてほしいなと思っています。それが実質赤字だったとしても、結局長いスパンで見たら結果的に移住に結びついているとか、観光に結びついたといえば、本当にみんな納得できると思います。そういうのはなかなか見えないところだけなるべく見せるようにしてほしいなと思っています。例えば、東京事務所に来られた方が津和野観光をする際に何か特典を受けられるとか、何かチラシを持っていく、そうしたら津和野で東京事務所を通じて観光に来られたんだって思える、それから定住相談に東京事務所に行ってその方がまた津和野に来たときは何かサービスがあったら東京事務所で紹介があったんだってなると、やっぱり東京事務所って津和野の中でも声が出てくるので、やっぱりそういうふうにつなげていってほしいと思っています。そのカウントした数値化していくば東京事務所というのはすごい頑張っているんだなというのが町民の目にもわかるので、やっぱりそういう見せる力というのをぜひやっていただきたいと思っています。

それと次の問題に行きます。次の問題はごみを通して環境問題を考えるです。これはもともと最初は質問とか考えていなかったんですけど、今回の3月議会で行われた町長の施政方針の中で、環境の保全という言葉がありました。その中で、町長はごみの減量化、再利用化、再資源化ということを明言されました。私はこれはまさにタイムリーな話題で、町長がそこを盛り込まれたことに対してすごく嬉しかったです。これからそれに真剣に向き合っていかなければならぬなと思って、今回ここに質問させていただきます。

そこで、当町におけるごみ問題を考えながら、それが循環社会につながっていく話ができればいいと思います。私は2月に鹿足郡不燃物処理組合議会に出席しました。現状として——もう質問に入っているんですけど、現状として鹿足郡の人口減少に比べてごみの減量が少ない、この現状をどう思われていますか。

2つの質問としては、またその先月2月の議会で出ていました、ごみの分別が徹底されておらず、ときどき異物混入されていて、現場は対応に苦慮しているそうです。その現状と今後の対処法を伺います。

3番目です。また循環型社会の実現に向けて町長は環境教育が重要であると施政方針で述べられていました。地域社会や学校への働きかけをどのように行っていますか。また、その実現に向けての具体策を教えてください。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ごみを通して環境問題を考えるについて御質問にお答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問でございますが、町の人口は令和2年1月末の7,168人、3,445世帯と比べ、令和5年1月末では6,764人、3,376世帯となっており、3年間で404人、69世帯の減少となっております。また、ごみの搬出量については令和2年度580トン、令和3年度570トン、年度途中ではありますが、令和4年度545トンと少しづつではありますが減少している状況であります。ごみの搬出量が人口減少と比較してほぼ変わらないのは、コロナ禍による在宅時間の増加や高齢者の粗大ごみ特別収集をシルバー人材センターに委託したことによるごみ排出量の増加が原因と考えられます。

2つ目の御質問でありますが、不燃物の処理については吉賀町にあります鹿足郡リサイクルプラザで処理を行っております。異物混入の事例としましては、商品プラスチックの中に農薬瓶の混入や医療用の注射針が混入していた事例があり鹿足郡リサイクルプラザからは、収集分別にかなり苦労したことがあったと聞いております。これらの分別作業は、全て作業員の手作業により行われており、作業事故防止の観点からも、今一度分別の徹底をお願いしたいと考えております。これまで、テロップ放送や広報などにおいて注意喚起を行っておりますが、今後もさらなる啓発活動を進めながら、徹底の御協力をお願いいたします。

3つ目の御質問でありますが、ごみの減量化、再利用化、再資源化への取組としましては、生ごみ処理機設置補助金としてコンポストの設置、電気式生ごみ処理機の設置に係る補助や再資源化推進事業として古紙、布、アルミなど、自治会や婦人会等の団体による集団回収を促進するための支援を行っております。教育活動としては出前講座による自治会や小学校でのごみの分別収集の勉強会や島根県及び益田市などの協力により、小学生を対象とした海岸漂着物実態調査を益田持石海岸などで実施し、ごみの分別の基本的な考え方などを学習しております。また、外部団体からの出前講座の申入れもあり、このような団体にも協力をお願いしようと考えております。

施政方針でも述べましたとおり、ごみの減量化、再利用化、再資源化の推進によりリデュース、リユース、リサイクルの3R運動の推進を図り、循環型社会の形成に努めたいと考えております。また、あらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の状況、処理経費の急増等、ごみ処理の厳しい状況について情報提供を行い、認識を深めてもらうなど、関係者が一体となった取組を推進してまいりたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） まず初めに、今日ちょっと資料を用意しているんですけど、津和野の現状とは言ってもちょっと古い資料なので申しわけないですけど、平

成27年の津和野町のリサイクル率というのは29.3%です。全国のランキングとかいったらそれはすごい高いところもありますけど、島根県の中では8位と比較的上位のほうにいると言われています。あと、1人当たりのごみ排出量が830グラムということになっています。これは、上の表、環境省資料によると、大きい京都市よりはちょっと多いかなという感じです。今、回答の中にあった町長がおっしゃったごみがなかなか減っていないというのは、コロナによる在宅時間増加や粗大ごみの問題というのもあると思います。ただもう一つ大きな要因というのが、プラスチック製品の増加というのがあります。これは、最初のほうに書いてあるんですけど、OECDが出している資料で、プラスチック汚染の要因は生産量の増加と廃棄物処理にあるという資料がありまして、その中で結局プラスチック生産量はここ20年で約2倍に増えています。またここ20年で廃棄量というのが2.5倍に増えています。更にその処理をどうしているかというと、埋め立てが半分で、あと不法投棄、不法処分というのがあって、焼却があってリサイクルというのが全体ではたった9%しかできていません。

更に、OECDが警告しているのは更にこのままいけば2060年にはプラスチック生産量は約これの3倍になると言われています。これで子ども達に明るい未来を残せるかというとすごい不安になってきます。吉賀の不燃物処理組合の会議の後に実際プラスチックペットボトルと缶の処理現場を見学させてもらいました。その中ではおじちゃんとかおばちゃんらがプラスチックと缶と鉄のレーンに分かれて手作業で分別しています。これは、この前寒いときだったので、すごい寒い中小さいストーブが1個あって、そこでやって、あとやっぱごみの悪臭はすごいするし、それと時折汚れたものが流れています。それらは結局自分達が出したごみをおじちゃん、おばちゃん達が一生懸命手作業で分けている。それを見るとちょっとショックも受けました。これはたくさんの町民の皆さんにも見てもらいたいなと思っています。処理場ではごみを使ってリサイクルでおもちゃを作ったりもしています。

だからこういうのも、大事かなと思っていて、それでそのときに、この前、ある議員さんと話していたときに自分が情けなくてショックを受けたことがあって、実は今まで自分がごみの分別で容器プラスチックを分けているときに、例えばこのペットボトルなんかはこのシールを剥がせばいいというのは分かっていたんですけど、あと実際にお弁当の蓋のバーコードのシールとか、あと袋についているシール全てああいうのは全部切り取らないとその分別場では全部燃えるごみとか埋め立てに回されるってことを聞いたんですよ。自分は一生懸命エコのためだと思ってそういうのもただきれいにしてどんどん放り込んでいたんですけど、それが逆に、あっちでは手作業の手間になると。だからシールが付いていたら全部本当は燃やさなきやいけないようになるという、だからやっぱりそこら辺のことは自分は全然分からなかつたですし、意外と知らないことが多いと思います。だからそこら辺のしっかり放送はしてほしいなと思っています。

あとは、質問では、今ごみを減らそうと全国各地で行政が取り組んでいますけど、各市町村に、ごみ処理基本計画になるものがありまして、そこで減量計画なんかが出ています。津和野町にはその計画書がありますかという質問と、あと当町の津和野町のホームページを見る限りではごみの出し方とか、そういう情報的なことはあるんですけど、実際のごみの削減の取組のとかリサイクルを進める記事というのがちょっと見かけられませんでした。今後啓発の意味でもやっぱホームページなんかにもそういうことも載せてはどうかなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　今さっき質問がありました吉賀町のほうで津和野町一般廃棄物処理計画というものが作成されているということで、うちのほうも、平成27年、2015年の9月に一般廃棄物処理計画というものを立てております。これ多分吉賀町とそんな時期的には変わっていないので、この計画の最終的なものはやっぱり15年、当時で言えば平成41年までというサイクルで一緒に計画立てたんじゃないかと思っております。それで、うちのほうで先ほど議員の質問でありますごみに対する分別の方法とか、そういうものに対してですけど、うちでいえば、地球温暖化防止対策地域協議会といって、よく耳にするのが環境パートナーシップ会議というのがうちの会議という組織がありまして、これは、主にごみをどうこうというのではないですけど、地球温暖化に向けて、リサイクルをすることによって、最終的にはそれがごみの量を減らすというようなことという組織ではあるんですけど、アルミ缶とか、ダンボールとか、布ですね服とかもそうなんんですけど、そういうものを自治会団員、婦人会とかで集めて、それをまたリサイクルとして出すというようなことを含めて、それが結局ごみの排出量が減る、それ燃やすことがないので、二酸化炭素削減というような感じでぐるっと回つてまたそういうところに帰ってくるというような組織で今ちょっと活動しているようになります。

ちょっと広報活動です。ちょっとすみません、言い忘れました。広報活動としては、ホームページとかそういうのもちょっといろいろ上げてはいるんですけども、今のパートナーシップの会議を通して勉強会とか、そういうのも含めて、自治会による学習会もそういうところでうちも出向いたときに、ごみの捨て方とか資源の分け方とかというのをそのときは直接そういうような勉強会も含めて進めているところではあります。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　そういう団体があるのはすごいいいことだと思っていて、やっぱりそれで勉強会を続けていかなきゃいけないと思っています。

あとはちょっとここでごみのこと、身近なことで質問したいんですけど、粗大ごみなんんですけど、中座の集積場に持っていきますよね。あのところには結構未使用品とか再利用できるものがたくさん置いてあるんですよ。ただこれいつももったいないなと思っ

て、持って帰りたいなと思うんですけど、実際は原則として持ち帰ってはいけないということになっているんです。これは、どうにかならないものでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　確かに、僕も焼却場に行ったりとかして、大型ごみとか見てみると、結構使える家具とか、自転車もなんんですけど、たくさん見ます。これ使えるのになというのも、ほぼ半分ぐらいは僕も目にしています。何かそれこそ要る人がいれば持って帰ってくれたら一番というのは大前提であります。例えば、その大型ごみをあそこに持つていって、ある時間解放したときに、物がほしいなという人があつたら持つて帰つてもらえるというようなことがあれば、うちとしてもすごいありがたいかなと思います。そういうようなこともできるよう——今原則としてはちょっと駄目なんですけど、できるようなことを、ちょっと違う方法で、考えていけたらなと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　課長もそう感じられていてありがとうございます。

そこで、また資料に行くんですけど、実は、リサイクル率の81%、全国2位の徳島県上勝町なんですけど、これもちょっと同僚議員から紹介してもらって調べたんですけど、ここはすごいです。今言っていた粗大ごみとかまだ使えるものというのを、ちょっと一番下のケースところなんんですけど②番のもったいない不要物というのは、ごみ収集場の横に隣接するクルクルショップというのを開店しまして、そこに持ち込んでそこに置くと。それは町内だけですけど、持ち込む人は、持つて帰る人は町外でも誰でもいいんですけど、そこに寄つたら無料で持つて帰ることができるというシステムになっています。やはり、システム化したらそこがすごい生かされるかなと。自分としても例えば、木部でも空き家が出て、それで片付けのお手伝いに行ったときに、やはりその空き家にもその新品のものとかたくさんあつたりして、そこで自分は要るもの持つて帰るんですけど、いいものだけ自分には家にはあるから要らないと思ったらそこの親族の方に聞いたらもうそれ要らんから、もう全部ごみ捨てに行くよって言っています。そういうのもなかなか実はほしい人がおるのにごみに行ってしまうということがあるんで、何かそこは早急にそれこそ焼却場、あれですね。解体したら跡地ができるんで、そういうのに活用できたらいいなと思い、そこら辺はちょっと検討していただきたいなと思っています。

すみません。時間がないのでどんどん行きますけど、あとケース2のところでは鹿児島県大崎市の取り組みを上げているんですけど、埋め立て処分場が満杯の危機になったからという逆転の発想でごみ減量化に取り組み始めています。ちなみに鹿足郡の場合は埋め立て処分場は今どのような現状でしょうか。どのぐらいでいっぱいになるとかありますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 鹿足リサイクルプラザ、吉賀町にあるんですけど、平成16年にここはちょっと建てられてまして、そこから事業がスタートしているということなんんですけど、当初作ったときは30年後に約満タンになるという予定です。ですので2035年の6月ぐらいに満タンになる予定ということなので、実際は今ちょっとそのやっぱりごみの量が増えている状況があるんで、35年というよりももう2年か、早ければ3年ぐらいにはひょっとしたら満タンになるかもしれないというのを聞きました。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） そうですね、2030年って言ったら本当、先のように見えて意外とすぐなので、やはり、そのときまでに何かしらの形を取れたらいいなと思っています。そして、ちょっと話はそれるかもしれませんけど、大崎町は面白い取組をやっていまして、先ほどちょうど米澤議員の質問にありましたのでここでちょっと紹介しますけど、奨学金制度をごみの収益、要はリサイクルの収益で賄っています。10年いたら帰ってこられた学生が10年以内に帰ってきたら免除するというシステムで、まさにこれはごみの減量化と人口増加をセットに考えている先進地ですばらしいと思っています。津和野町としても、ごみの減量を取り組むに当たっての補助金というのはちょっと聞いたことあるんですけど、生ごみのあれですよね。堆肥化のコンポストのことですけどそれを教えていただきたいですけど。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 名称が今ちょっと見当たらないんであれなんですけど、家庭から出る生ごみ、コンポストという補助金と、あと生ごみ電気処理器というのがありますて、この2種類が今うちのほうで生ごみのリサイクルができますよという補助がありまして、コンポストのほうが2分の1の補助で、アッパーの金額は大体3,500円ぐらい、電気式のほうは3分の1の補助で約アッパーが2万円までならうちのほうで補助しますよというのが今のところ2つほどちょっとそういうのがあります。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） 時間もあまりないんであれですけど、確かに生ごみというものが一番重量があって焼却するにもその水分があってすごいエネルギーがいるということで一番の厄介なものって思われがちなんんですけど、その生ごみこそ大崎町では堆肥センターを作って、それを全部肥料に変える。先ほどの上勝町では、全戸、店もコンポストとかそういう処理器を持って対応するという形でやっています。それだけですごいごみが減るそうです。図2のあれでも、要は可燃ごみが本当1,000トンぐらいになっているんで、かなりそのうちの多分6割ぐらい占めていると思っています。それで、本当はこのことをいろいろとまたやり取りしたいんですけど、時間がないので言っておきますと、昨日も同僚議員から質問がありました肥料の高騰とかで何とか補助金をというところがあって、まあなかなかそれも財政厳しい中でやっていかなければいけない。

肥料とか、鳥の餌もですけど、生ごみというのは、いろいろ加工して使えます。それによって多分肥料代も浮く、餌代も浮きます。自分も酒屋の酒カスもらったり、お菓子屋さんの小豆カスもらったり、こごめをもらったりして、卵の価格を上げないようになるべく頑張っています。そういうふうにしてごみを生かしていくということをぜひ一緒にやっていきたいと思っています。それが結局例えれば教育委員会と農林課でタッグを組んで給食の残菜をうまい具合農家に回すとか、あと健康福祉課と農林課で一緒に高齢化施設のそこのごみをうまい具合に活用するとか、医療対策か病院のとか、そうやってそれぞれ連携して、何とかごみを減らしていくということをやると、またごみ減量化の動きというのはすごい今の若者には評価が高いんで、それがまた定住の呼び水にもなりますし、なっていきます。

あともう一つお願いしたいのが、ごみ問題は行政と事業体と住民3者が一緒にやっていかなければなりません。やっぱり自分達住民と行政側努力しても、結局事業体も頑張らなきやいけないというところで、キヌヤさんなんかローカルの店なのでいろんな努力されているのを伺っていますし、今度は日原に丸久さんが入ります。丸久さんもそういう思いを持ってこっちに来られるわけなんで、ぜひ今後、行政と丸久さんの間で話して、なるべく例えればシールをうまい具合になるべく別の場所につけるだとかいったごみを減らすような動きをやれば、丸久さんとってもこのスーパーは環境に優しいスーパーだとか、行政もここはそういう町だって訴えることができるので、そういうふうにやってもらいたいと思っています。

これは、また今後自分はごみ問題はどんどん今から調べていって、またいろいろ皆さんにお伺いしたいと思いますので、最後に、町長、ごみ問題に対してこれから何か思いがあればぜひ聞かせていただきたいです。お願いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　今日は、こうして先進地の事例というのも御紹介いただきながら、本町のこのごみの減量化ということについての御提案もいただいたところでありまして、こういうことも参考にしながら町としてもできることを取り組んでいきたいと思いますし、そのためにもやはり住民の皆さんの御理解、事業体という話もありますが、住民の皆さんの御理解と御協力というのが必要であります。その機運の醸成ということもしっかりと取り組んでいかなければならない。以前は、婦人会組織というのがこういうことは非常に中心的な役割を担っていただいてきたわけであります。今でもそうですが、やはり婦人会のほうも年々会員が高齢化し少なくなっているという中で、若い世代の方々がどう協力をしていただくのかというのが課題になっているということもお聞きをしているわけであります。ごみの減量化という観点から、我々も今後も婦人会さんとの連携というものをしっかりと深めながら、そしていわゆる若い世代への波及、そういうものも一緒にやって取り組んでいくことができればというふうにも考えているところでございます。そういう延長線というか、話になるかと思いますが、本町もよ

うやく脱炭素の社会というのにゼロカーボンシティ宣言を行って、取り組んでいくわけでございます。このやはり脱炭素ということも地球環境という広い意味において、ごみ問題と関わる部分もございますから、我々もこの脱炭素社会というものを具体的に取り組む中で、やはりこのごみの減量化ということも併せて考え合わせていくということが非常に重要だというふうにも思っているところであります。そういう視点も持ちながら、また積極的な取組をしていきたいというふうにも思っております。そして先ほど商業施設への丸久さんのお話もあったわけでありまして、まさに今回地域包括の連携協定を結んだということは、単なるスーパーの継続ということにとどまらず、様々な面の地域のこの課題の解決、活性化につなげていくことが非常に重要だと、そこにだから町としても商業施設という大きなお金を投資していく意義が生まれてくるというふうにも感じているところでありますから、丸久さん、またキヌヤのほうとも、そして町内の小売店、こうした様々な方々と今後もしっかりと連携をとってやっていきたいというふうに思っているところであります。そういう過程の中で、また折に触れて、この一般質問やあるいは予算決算審査等でもまた厳しい御指摘や議員のほうからも御提案をいただければありがたい、そのように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　ありがとうございます。先ほど町長が言われたように、正直、今回の質問の中には住民という視点がちょっとしやべり切れなかったところがあります。やはりもちろん住民がまず一番一人ひとりがそのちょっととしたことを今の知つて分けることから始まって、やっていく。やはり、今いろいろ環境に関わっているグループとともに、婦人会、特に高齢化していって若い人がという面があります。若い人は若い人なりに今はやっぱり環境問題というのは自分の身近な話なので、真剣に考えているので、それがつながるようなことを自分達もやっていこうと思いますし、婦人会の中にも積極的入っていって、さっきのパートナーシップの会議もそうですが、今まででは、例えば、川の水を汚さない運動とか、そういう、個別な取組があつたんで、それをくつづけてもうちょっと全体でごみ全体でごみを減らしていくかとか、そういうちょっとグループ運動は、自分ら住民側からも働きかけますし、何か折に触れて町側からもぜひやっていただきたいと思っています。この問題、やることで本当いろいろな問題が、バイオマスのこともそうですし、まだいろいろなことが絡んでるので、かかわっていけば多分町長のおっしゃっている施政方針の中で出てきた環境の保全、そういうことが達成できるんじゃないかと思いますんで、お互い頑張っていきたいと思いますんで、今後もよろしくお願ひします。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、9番、田中海太郎議員の質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

午前 11 時 45 分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　月　日

議　長

署名議員

署名議員

令和5年 第2回（定例）津和野町議会会議録（第5日）

令和5年3月24日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和5年3月24日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第44号議案 令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について

日程第3 町長提出第45号議案 令和4年度津和野庁舎増築棟関連工事請負変更契約の締結について

- 日程第4 町長提出第46号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得に係る物品売買契約の変更について
- 日程第5 町長提出第47号議案 令和4年度津和野町学校給食センター厨房機器の取得に係る物品売買契約の変更について
- 日程第6 町長提出第48号議案 令和4年度学校給食配送車の取得に係る物品売買契約の変更について
- 日程第7 町長提出第49号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第50号議案 令和4年度津和野町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第9 町長提出第51号議案 令和4年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 町長提出第52号議案 令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第11 町長提出第53号議案 令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 町長提出第54号議案 令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第13 町長提出第55号議案 令和4年度津和野町水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第14 町長提出第32号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第15 町長提出第33号議案 令和5年度津和野町一般会計予算
- 日程第16 町長提出第34号議案 令和5年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 町長提出第35号議案 令和5年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第18 町長提出第36号議案 令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 町長提出第37号議案 令和5年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 町長提出第38号議案 令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 町長提出第39号議案 令和5年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第22 町長提出第40号議案 令和5年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第23 町長提出第41号議案 令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第24 町長提出第42号議案 令和5年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第25 町長提出第43号議案 令和5年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第26 議会活性化特別委員会中間報告について
- 日程第27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 29 議員派遣の件

日程第 30 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 44 号議案 令和 3 年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について

日程第 3 町長提出第 45 号議案 令和 4 年度津和野町増築棟関連工事請負変更契約の締結について

日程第 4 町長提出第 46 号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得に係る物品売買契約の変更について

日程第 5 町長提出第 47 号議案 令和 4 年度津和野町学校給食センター厨房機器の取得に係る物品売買契約の変更について

日程第 6 町長提出第 48 号議案 令和 4 年度学校給食配送車の取得に係る物品売買契約の変更について

日程第 7 町長提出第 49 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 50 号議案 令和 4 年度津和野町一般会計補正予算(第 10 号)

日程第 9 町長提出第 51 号議案 令和 4 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)

日程第 10 町長提出第 52 号議案 令和 4 年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)

日程第 11 町長提出第 53 号議案 令和 4 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 12 町長提出第 54 号議案 令和 4 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)

日程第 13 町長提出第 55 号議案 令和 4 年度津和野町水道事業会計補正予算(第 5 号)

日程第 14 町長提出第 32 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 15 町長提出第 33 号議案 令和 5 年度津和野町一般会計予算

日程第 16 町長提出第 34 号議案 令和 5 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第 17 町長提出第 35 号議案 令和 5 年度津和野町介護保険特別会計予算

日程第 18 町長提出第 36 号議案 令和 5 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 19 町長提出第 37 号議案 令和 5 年度津和野町下水道事業特別会計予算

日程第 20 町長提出第 38 号議案 令和 5 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 21 町長提出第 39 号議案 令和 5 年度津和野町奨学基金特別会計予算

日程第 22 町長提出第 40 号議案 令和 5 年度津和野町診療所特別会計予算

日程第 23 町長提出第 41 号議案 令和 5 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算

日程第 24 町長提出第 42 号議案 令和 5 年度津和野町病院事業会計予算

日程第 25 町長提出第 43 号議案 令和 5 年度津和野町水道事業会計予算

日程第 26 議会活性化特別委員会中間報告について

日程第 27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 29 議員派遣の件

日程第 30 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

出席議員（11名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君
6番 沖田 守君	7番 御手洗 剛君
8番 三浦 英治君	9番 田中海太郎君
10番 寺戸 昌子君	11番 川田 剛君
12番 草田 吉丸君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	山下 泰三君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	小藤 信行君	商工観光課長	堀 重樹君

環境生活課長 野田 裕一君 建設課長 安村 義夫君
教育次長 山本 博之君 会計管理者 青木早知枝君

午前 9 時 00 分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続いでお出かけいただきましてありがとうございます。

昨日、知事選挙が告示をされ、いよいよ統一地方選挙がスタートいたしました。

また、野球のWBCでは、夢と勇気と感動を与えてもらいました。津和野町、津和野町議会共に頑張りましょう。

それでは、ただいまより令和5年第2回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、川田剛議員、3番、米澤宏文君議員を指名します。

日程第2. 議案第44号

日程第3. 議案第45号

日程第4. 議案第46号

日程第5. 議案第47号

日程第6. 議案第48号

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、議案第44号令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結についてより、日程第6、議案第48号令和4年度学校給食配送車の取得に係る物品売買契約の変更についてまで、以上5案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。

今定例会に追加でお願いをいたします案件は、契約案件5件、条例案件1件、一般会計をはじめ、各会計補正予算案件6件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第44号でございますが、令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長より御説明を申し上げます。

議案第45号でございますが、令和4年度津和野庁舎増築棟関連工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第46号でございますが、小型動力ポンプ付軽積載車の取得に係る物品売買契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第47号でございますが、令和4年度津和野町学校給食センター厨房機器の取得に係る物品売買契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第48号でございますが、令和4年度学校給食配送車の取得に係る物品売買契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、議案第44号令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

工事請負契約の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和3年度津和野町学校給食センター建設工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の工期でございますが、変更前完成工期、令和5年3月31日、変更後完成期日、令和6年2月29日でございます。

契約の相手方でございますが、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、氏名、堀建設株式会社、代表取締役、堀大地でございます。

裏面に資料といたしまして、工事請負変更仮契約書をつけております。

その次のページに参考資料をつけさせていただいておりますので、御覧ください。

契約の概要でございます。

当初契約の概要につきましては、御覧のとおりでございます。

変更の概要につきましてですが、変更前完成期日、令和5年3月31日、変更後完成期日、令和6年2月29日でございます。

変更の理由について御説明を申し上げます。

工事実施に当たり、仮設計画の調整、地盤改良工事における改良方法の見直し及び設備機器の納入に不測の日数を要したことにより、当初工期内の完成が困難となり、工期の延長が必要となるため、工期の変更をさせていただくものでございます。

なお、この仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第45号について御説明申し上げます。令和4年度津和野庁舎増築棟関連工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、令和4年度津和野庁舎増築棟関連工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額でございますが、変更の金額が2億6,965万9,500円であります。変更前の金額が2億4,805万円で、変更額は2,160万9,500円の増額でございます。

契約の工期につきましては、変更前完成期日が令和5年3月31日であります。変更後完成期日を令和5年7月31日にさせていただくものでございます。

契約の相手方でございますが、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1、氏名は、株式会社日成建設、代表取締役、坂崎和義であります。

裏面に資料といたしまして、工事請負変更仮契約書を添付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

事項には、参考資料1を添付しております。

1、当初契約の概要につきましては、御覧のとおりでございます。

2番目、変更の概要の変更理由でございますが、建築工事の仕様の変更、外構工事としてスロープ及び植栽を追加したこと、また、解体工事の処分量増加等により増額の変更をするとともに、電気設備等の納品の遅延等により工期の延長をするものでございます。

次ページに参考資料2として、平面図を添付しておりますので御覧ください。

図面の手前側が殿町通り側でございます。中央の津和野庁舎増築等と記載してあります建物が現在建設中の増築棟となります。

なお、本工事の変更仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何ら手続をすることなく、本契約になるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第46号について御説明申し上げます。小型動力ポンプ付軽積載車の取得に係る物品売買契約の変更についてでございます。

契約の目的は、小型動力ポンプ付軽積載車売買契約でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

納入期限につきましては、変更前納入期限が令和5年3月31日であります。変更後納入期限を令和5年6月30日にさせていただくものであります。

契約の相手方は、住所、島根県松江市学園1丁目6番14号、氏名は、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店、支店長、岡先利幸であります。

裏面に資料といたしまして、物品売買変更仮契約書を添付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

事項には、参考資料を添付しております。

1番の当初契約の概要につきましては、御覧のとおりでございます。

2番の変更の概要の変更理由でございますが、メーカー製造の車両に不具合が発覚し、生産・出荷・届出が一時停止をされたことにより、車両登録も停止となり、期限内の納入が見込めなくなつたことから、納入期限の延長をするものでございます。

なお、この変更仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） それでは、議案第47号令和4年度津和野町学校給食センター厨房機器の取得に係る物品売買契約の変更につきまして御説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、令和4年度津和野町学校給食センター厨房機器売買契約でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

納入期限でございますが、変更前納入期限、令和5年3月31日、変更後納入期限、令和6年2月29日でございます。

契約の相手方は、住所、山口県防府市大字浜方272番地の16、氏名、山口調理機株式会社、代表取締役社長、歳弘真吾でございます。

裏面に資料といたしまして、物品売買変更仮契約書をつけておりますので、御確認を願います。

また、その次のページに参考資料をつけておりますので、御覧ください。

契約の概要でございます。

1番の当初契約概要については、御覧のとおりでございます。

2番の変更の概要につきまして、変更の理由について御説明を申し上げます。

厨房機器を納入する津和野町学校給食センターの建設工事におきまして不測の事態により完成が遅れ、機器設置が困難となつたため、納入期限を建設工事の工期変更に合わせ延長するものでございます。

なお、この物品売買変更仮契約書につきましては、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約になるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第48号令和4年度学校給食配送車の取得に係る物品売買契約の変更につきまして御説明を申し上げます。

契約の目的でございます。令和4年度学校給食配送車売買契約でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

納入期限でございますが、変更前納入期限、令和5年3月31日、変更後の納入期限、令和5年8月31日でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町後田ハ7の12、氏名、有限会社津和野モータース、代表取締役、山本眞でございます。

裏面に資料といたしまして、物品売買変更仮契約書をつけておりますので、御確認をお願いいたします。

次のページに参考資料をつけておりますので、御覧ください。

契約の概要でございます。

1番、当初契約概要については、御覧のとおりでございます。

2番、変更の概要で、変更理由でございます。新型コロナウイルス等の感染拡大により、世界規模の半導体不足により、シャシに用いるセンサー類の供給が慢性的に不足しております、生産に遅延が生じているため、納入期限を延長させていただくものでございます。

なお、この変更仮契約書につきましては、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第44号令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 私、これ前、これの日数は大丈夫ですかということを言っておりました。見たら、もう1年伸びている。ただの変更とは思えないんですが、この中で、理由でお尋ねしたいのは、地盤改良工事における改良方法の見直しというのが一体何を意味するのかをもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 設計におきまして、基礎工事を行う、くい打ちを行うための計画をしておりましたが、くい打ちを行う際に規定の深度を確保するというか、打ちますと途中に採石等、検査のときには深度が確認できたんですけども、実際に工事を実施するに当たって、くい打ちで、部分的に途中、規定の深度を確保できない。石がありまして、それで規定の深度が保てないということが分かりました。そういう中で、建物の安全性であったりとかいう考慮をするために、基礎工事を調査するために、今回の変更契約をお願いするというものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） 今の関連ですけれど、いろいろ変更理由で、改良工事で、改良方法を見直したり、仮設計画の調整されて、契約金額が今この金額ですけど、

予想、予想ちゅうか、来年度、次年度に当たって、また、この金額が変更することも想定されていますか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　工事請負契約額の変更ということでございますけども、今、工程会議のほうを定期的に月1回の開催ということで、現場等の調整等をしておるところでございます。その工程会議の中で、今、いろいろと設計士あるいは請負業者との話の中では、いわゆる資材高騰が止まらないと、まだ上昇し続けているという状況にあるということでございました。

結果的に金額がどれぐらいかというのは、まだ現段階では把握できておりませんけども、新年度になりまして、また資材高騰を見込んだ中で、予算等の措置をまたお願いさせていただくことになるのではないかと、今、見込んでおります。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　おそらく資材高騰で金額が上がっていくのは本当やむを得ないと思っていますし、現場もかなり工夫されているとは思っています。ただ、一応、一言言いたいのは、昨年から自分も、昨年からこういう仕事を始めて、いろんな話を聞いていると、やはり、皆さん、だんだん金額が上がってくることを、町民の方、みんな心配されています。そこら辺を理解していただく、なかなか難しいかもしれませんけど、理解していただくということが大事ですし、やはり金額の中でなるべくやるとか、いろんなことをやっていかないと多分そういう批判というのは必ず出てくるので、そこら辺は考えていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　金額のことについては、今、田中議員のほうからお話をあったとおりであると私も思っているところなんですが、ちょっと私が気になったことで、今の次長の御説明では、想定されていなかったものが地中にあったということを理解しとるんですけど、ということは、この契約前に工事はされるとということになるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　契約前に工事ということではなくて、設計に当たって、土中の検査を行った際には、ちょっと分からなかつたということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　ということは、施工途中で見つかったので、設計を変更したんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　施工に当たって、そういったものが分かつたので、今回そういった強度補強を、見直しを設計をした、見直しをしたということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決において所定の時間内にボタンを押されなかった場合は、申合せ事項により棄権とみなすことになっております。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第44号令和3年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

大江　　梨君　　　　　米澤　宕文君

横山　元志君　　　　　沖田　守君

御手洗　剛君　　　　　三浦　英治君

田中海太郎君　　　　　寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（1名）

道信　俊昭君

○議長（草田　吉丸君）　議案第45号令和4年度津和野町増築棟関連工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　先ほどの御説明の建築工事の仕様の変更ということで、図面のほうを御提示いただいたんですけども、具体的にどのあたりの仕様が変更になっているか、植栽等も増えるようでございますけども、増える箇所、図面を示していただいて御説明をお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） そうしますと、先ほど御提示しました参考資料2というので、平面図で御説明を申し上げます。

大きく変わったところにございまして、2点ございます。

1点目が、この津和野庁舎増築棟という建物が真ん中辺に囲ってありますけども、その高岡通りの側に、ちょっと分かりにくいくらいですけども、こう点々点々になつたる植栽が、これが植栽でございます。これも、当初はここへ植栽をするあれはなかつたんですけども、伝建のほうからの指摘等もございまして、高岡通り側から、いわゆる室外機がこれでは見えるということがございまして、それをいわゆる、言い方はちょっと悪いですけども、隠すというようなイメージで、ここへ植栽をするものでございます。

それから、もう1点、この図面で、これもすごい分かりにくいくらいですけども、スロープというのが、既存の津和野庁舎と増築棟の間にスロープというのがあります。当初は、ここは、車椅子がここを通って増築棟のほうに入るのを想定をしましたけども、きちんとスロープを造って、やっぱり車椅子を自走もできるようにやろうじゃないかということで、スロープをここへ追加でつけるというものでございます。ただ、スロープにつきましては、増築棟側はこれで完成するんですけども、既存棟のほうに入る側のほうにつきましては、この既存棟の改修工事のときに実施をするということでございます。

この図面を使って説明する部分につきましては、大きくはその2点でございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宥文君） 「解体工事の処分量増加により」とありますが、最初から見えているところを解体するのに処分量が増えたというのも、ちょっと分かりにくいくらいですが、どういうことの処分量が増えたんでしょうか。処分量、はい。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） この解体工事についてというのが、ちょっとこれ、すみません、分かりにくかったかもわかりませんが、要はあそこが元警察の庁舎が建つたところまでございまして、その基礎が残っておりました。築造したときにあることは分かっておったんですけども、最終的な数量というのが、幾らかは見とったんですけども、最終的な数量というのが見込めることが、これも掘ってみないと分からないというのもございますが、そういういた処分費の見込みが思ったより多くなったというのが、今回の変更の理由の追加部分でございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 前2回の質問を私もしたかった質問なので、その説明はもうこれで大丈夫だと思うんですが、スロープのことについて、当初の議案のときに、同僚議員のほうから、スロープはあるのか、あると答弁されたと思うんですが、しかし、追加されると。あると思った、あるはずのものが追加されるとのちや、またこれ分からん話になるんですけど、ちょっと説明いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　スロープ、確かに、コンクリートで坂をつけるようなぐらいのスロープで考えとったんですけども、やはり、それではということで、今回きちんとしたスロープを、それも両側から、高岡通り側からも入れる、それから殿町通り側からも入れるようにきちんとした強固なものという格好で理解していただければというふうに思います。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　遅延のところの理由に、今回もこの納入の遅延、この前の分も納入の遅延とかというのが出てくるんで、相手方に一体、どこでこんな納入の遅延という言葉が出るんかなと思って、思って、もうつけとけみたいな感じがどうもしてかなわんですけども、具体的にちょっとどういうことか、教えてもらえます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　津和野庁舎の増築棟のほうの納入の遅延という理由でございますが、これにつきましては、電気設備というふうに書いてありますが、具体的に言えばキュービクルでございます。電気の計装盤のようなものなんんですけども、これがやはりコロナの関係で半導体不足とのことで納入が、当初は本当もっと遅延をするようなことも業者のほうから聞いとったんですけども、比較的そこまではいかなかつたというのが現状でございます。具体的に言えば、電気設備というのはキュービクルのことでございまして、正直いつ入るか分からないというようなことではありましたけれども、こうして工期をしっかり持つことができて、納入の期限がきちんと分かったというところで、今回の工期の延期をさせていただくというものでございます。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　今、コロナの関係でというのは、大体コロナの関係でという枕言葉がつけば大体OKみたいなイメージになってしまふんですけど、ということはコロナがこれから明けてくるんですけども、もう、これからはそういうことがないというふうに解釈してもいいですね。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　実際その辺の物流のことについては、私も分かりかねますので、それがきちんと、じゃあ、今後は、はつきり遅延がないかということは、今ここでは、私は分かりません。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 一応賛成したいと思うところなんですが、先ほどお話をさせていただいたスロープについてなんですが、きちんとしたスロープを設置するとのことなんですが、じゃあ、当初で話があったスロープはきちんとしてなかつたのか。ちょっとこの説明はいただけないなと思うので、ちょっと今回はこれでどうがいいとして、次回からの説明はちょっと気をつけていただきたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第45号令和4年度津和野庁舎増築棟関連工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

○議長（草田 吉丸君） 議案第46号小型動力ポンプ付軽積載車の取得に係る物品売買契約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） ここで3か月延期になっていますが、現積載車の車検切れにはなりませんか。納入が3か月遅れて、3か月ぐらい余裕があるかもしれませんですが、車検切れとなると現積載車をまた車検を受けて、待たにやならんような状況になりやしませんか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 大変申し訳ないです。今、前積載車、これ今木部のほうに入る予定に考えておりますけども、それが新たに車検を、要するに納入を待つことによって車検を受けるかということですね。すみません。そこまでは調べておりますので分かりませんが、特にその話は、私のほうは聞いておりません。

○議長（草田 吉丸君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第46号小型動力ポンプ付軽積載車の取得に係る物品売買契約の変更については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君 大江 梨君

米澤 岩文君 横山 元志君

沖田 守君 御手洗 剛君

三浦 英治君 田中海太郎君

寺戸 昌子君 川田 剛君

反対（0名）

○議長（草田 吉丸君） 議案第47号令和4年度津和野町学校給食センター厨房機器の取得に係る物品売買契約の変更について、これより質疑に入ります。川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） これまでの契約の部分というのは、相手方の部分が多かったと思うんですけど、こちらのほうはいわゆる建築のほうが遅れて、納入が遅れているということで、9,900万円という多額の金額、この支払いが相手方にどのようになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　支払いにつきましては、さきの第8号補正予算におきまして繰越しをさせていただいております。支払いにつきましては、来年度納入を完了確認した後に支払いをさせていただくという形になっています。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　こうやって契約書が出来ているということは、相手方も認めているということでいいのかなと思うんですけども、それは大丈夫なのかどうかを確認させてください。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　先方、契約相手方とも、そのあたりについては確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　先ほどの川田議員の説明、説明されたことについて、ちょっと追加でお聞きしたいんですが、ということは、契約金額も納入期限が来年2月29日になったとしても、この金額で間違いないということでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　こちらの物品売買契約については、この以上の変更があるということは、私は聞いておりません。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　大変すみません。ちょっと訂正をさせてください。

契約については、契約金額については変更ございません。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第47号令和4年度津和野町学校給食センター厨房機器の取得に係る物品売買契約の変更については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

○議長（草田 吉丸君） 議案第48号令和4年度学校給食配送車の取得に係る物品売買契約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） ほかの学校給食センターについての随意契約なんですが、これは2月20——3月手前で随意契約されるとんですが、この同じ学校給食の配送車が8月31日、半年も早く車が来て、そして使い始めるのは半年後になってくると思うんですけど、ちょっと同じ契約変更するのであれば、ここも2月末にしたほうがいいのではないかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 御質問でございますけれども、こちらの給食配送車につきましては、半年前ということになりますけれども、元の契約がこの年度末という形になっておりますので、そこから今の契約相手方との調整をして、半年、今のお示しさせていただきます8月末での納入が可能と、ぐらいを見込めるということでございましたので、そのあたりでの契約とさせていただいたところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 議員御質問がありました建設工事、それと厨房機器、これについては2月末ということで工期の延期をさせていただいている。これにつきましては、やはり関連性があると、建物が出来上がって、その後、そういった機器を入れてくるというふうな関係性がありますので、しかも機器を設置する際にいわゆる建築でつけた配管とかの調整も出てくるというふうなこともありますので、同じ工期として合わさせていただいたということでございます。

配送車につきましては、相手方もおることでございますので、そういった中でいわゆる変更理由になっておりますけれども、センサー類の供給が不足しているという部分でありますが、この辺につきまして、いわゆる8月末でそういった物が用意できると、そ

した中で工期変更の延長期間を設定させていただいたというところでございますので御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　使わないまんま半年間も車を放置しとくのはどうかと思うんですが、何かこれ、こういう大きな車なんで、金額もなかなか張つとる車なんで、半年間も車を使わずにただ置いとくというのはいかがなものかと思うので、できたら、この登録の日にちを先延ばしにするとか、できればしたほうがいいんじゃないかなと思うんですがどうでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　半年間未使用というところで御心配をいただいているというふうに思うんですけども、その辺につきましては、実際また、建物はできませんけども、実際の給食運搬に当たって、この車を利用できる部分があれば利用していきたいと、それはまた現場と調整が必要になってきますけども、そういったことをちょっと検討していきたいというふうに思います。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　すみません。あとですね、この車が仮にというか、8月31日に来たとして、現在使われとる日原のほうにある軽自動車のほう、これは当初では廃車予定、この3月31日をもって廃車予定だったのですが、併せて、これは、この8月31日以降使い続けなければいけないということでいいでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　御質問でございますけれども、これについては現場のほうと確認をして、行って——大変申し訳ございません。使用については確認をしてまいりたいと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第48号令和4年度学校給食配達車の取得に係る物品売買契約の変更については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君
反対（0名）	

日程第7. 議案第49号

○議長（草田 吉丸君） 日程第7、議案第49号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは議案第49号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第49号を御説明申し上げます。津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の一部改正につきましては、令和5年4月1日付職員採用に伴い公認心理師について新たに規定をするものでございます。

裏面の新旧対象表を御覧ください。

別表第2、4条関係の級別基準職務表でございます。

職務の級1級の基準職務に公認心理師を、2級の基準職務に副主任公認心理師を、3級の基準職務に主任公認心理師をそれぞれ加えるものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） この公認心理師の方は、確保はできているんですか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） このたびの職員採用の試験を受けていただいて、既に合格通知を出していただいて、4月1日から採用ということになっております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 公認心理師なんですが、私は分かっているんですけども、ほかの議員さんにも説明いただけたらと思います。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） そうしますと、公認心理師とは何ですかという話でされますが、一般的な話としまして、公認心理師というのは、例えば、保健・医療・福祉・教育、そういった分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって助言や、それから指導、援助などをする方のことを言います。

これにつきましては、医師や教師などと並びます国家資格でございまして、心理系では初の国家資格というふうに言われております。じゃあ、どんな仕事をするのということになりますが、一般的に言われておりますのは、心理に関する支援を要する方の心理状態の観察、その他分析、それから、その心理に関する相談及び助言、指導、その他の助言、それから、その関係者に対する指導及び助言、それから知識の普及を図るための教育及び情報の提供といったところが一般的に公認心理師の仕事というふうに言われております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） この職員さん、すばらしい資格だと思うんですけども、どういった業務をこの津和野町の職員として期待しているのか。どういった内容になるのかというのをお尋ねいたします。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 先般、人事異動の内示がありまして、この公認心理師の方につきましては、人事異動内示では教育委員会への配属というところで内示があったところでございます。

今、教育委員会の児童生徒の状況でございますけども、児童生徒が年々減少はしている状況でございますけども、その中で特別支援学級に在籍する児童生徒の数は年々増加傾向にあるというふうな現状もございます。また、いじめ不登校というところも増加傾向にあるような現状があるというところでございます。そういう現状を踏まえまして、教育委員会といたしましても、専門的な知識のある方を雇用することで相談体制の強化を図っていきたいというふうなところから公認心理師の配置をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） まだ、これからということなので、まだ具体的に分からぬかもしれませんけど、各学校で先生方が困られたときに公認心理師の方に相談するということになるんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 今議員おっしゃいましたけども、そういったことも体制としてつくっていきたいというふうに考えています。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） 公認心理師、副主任公認心理師、主任社会福祉心理師、3名といいますか、方が載っていますが、この3名雇用されたんでしょう。1名で足るんでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 採用については1名でございます。ここにあります職務の級によって、その方の職務が変わってくるといったところで、今回三つの事例を挙げて説明をさせていただいたところでございます。

○議長（草田 吉丸君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第49号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君

三浦 英治君
寺戸 昌子君
反対（0名）

田中海太郎君
川田 剛君

日程第8. 議案第50号
日程第9. 議案第51号
日程第10. 議案第52号
日程第11. 議案第53号
日程第12. 議案第54号
日程第13. 議案第55号

○議長（草田 吉丸君）　日程第8、議案第50号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第10号）より、日程第13、議案第55号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定より、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君）　それでは、議案第50号でございますが、令和4年度津和野町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,780万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ93億4,371万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第51号でございますが、令和4年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ7,423万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ10億4,804万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第52号でございますが、令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ322万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ13億9,550万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第53号でございますが、令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ579万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億2,131万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第54号でございますが、令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算総額それぞれ3億6,856万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第55号でございますが、令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）についてでございます。

収益的収入を86万6,000円減額し、予算総額4億120万1,000円、収益的支出を88万円減額し、予算総額3億4,639万7,000円に、資本的支出を1万4,000円追加し、予算総額4億986万円にするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第50号を御説明申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算（第10号）でございます。

初めに、6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正の追加でございます。

土木費の地籍調査事業でございますが、1筆測量実施地区内の境界調整に不測の日数を要したため、1,045万6,000円を繰り越すものです。終期は8月末を予定しております。

教育費の日原小学校屋内運動場OMソーラー撤去・改修工事でございますが、学校との調整において、学校行事や授業等への影響、児童の安全確保の観点を考慮した施工とする必要が生じ、その調整に不測の日数を要したため、1,226万3,000円を繰り越すものです。終期は5月末を予定しております。

津和野体育館舞台吊物機構改修事業でございますが、一般競争入札において競争参加資格確認申請書の提出が1社のみであり、入札を取りやめる必要があったこと、また半導体等機器部品不足の影響により機械設備の納入等に不測の日数を要したため、4,467万2,000円を繰り越すものです。終期は12月末を予定しております。

木ノ口運動広場グラウンド整備工事でございますが、地元住民からの追加要望があり、その調整に不測の日数を要したため、130万9,000円を繰り越すものです。終期は5月末を予定しております。

災害復旧費の過年公共土木施設災害復旧事業でございますが、復旧工法の検討や再調査、測量設計などの調整に不測の日数を要したため、348万1,000円を繰り越すものです。終期は7月末を予定しております。

第3表、地方債補正の変更でございます。

総額で1,130万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明申し上げます。

それでは、歳出の主なものから御説明申し上げますので、32ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せて御覧いただけたらというふうに思っております。

まず初めに、総務費では、財政管理費の積立金として、財政調整基金積立金5,500万円、減債基金積立金5,000万円を併せて、1億500万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、財産管理費の積立金として、ふるさと津和野基金ほか積立金1,493万3,000円を増額しております。

企画費の委託料として、実績見込みに伴い、ECサイト構築委託料330万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、老朽空き家除却支援事業補助金360万円を減額、財源として過疎債を110万円減額しております。

定住対策費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、定住支援体制強化補助金555万3,000円、わくわく津和野生活実現支援事業移住支援金200万円、1枚めくっていただきまして、出産祝い金155万円をそれぞれ減額しております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の農林課分では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、農林業者業績悪化支援事業補助金127万円、農業用肥料費等価格高騰対策支援補助金535万円をそれぞれ減額。

商工観光課分では、1枚めくっていただきまして、委託料として、実績見込みに伴い、津和野泊まって・使って・乗ってキャンペーン事業委託料200万円を減額。

税務住民課分では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、物価高騰等生活支援給付金支給事業補助金101万1,000円を減額しております。

非課税世帯臨時特別給付金給付事業費の負担金補助及び交付金として、臨時特別給付金420万円を減額、価格高騰緊急支援給付金給付事業費の負担金補助及び交付金として、価格高騰緊急支援給付金1,180万円を減額しております。

それでは、44ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、地方公共団体情報システム機構負担金313万1,000円を減額しております。

続いて、48ページをお開きください。

民生費では、社会福祉総務費の工事請負費として、障害者福祉センター増築棟整備費の実績に伴い、102万3,000円を減額、財源として過疎債及び施設整備債120万円を減額。扶助費として、福祉医療助成金194万9,000円を減額しております。

障がい者福祉費の、1枚めくっていただきまして、地域生活支援事業の委託料として、実績見込みに伴い、移動介護事業委託料110万円を減額。障害者自立支援給付事業の扶助費として、居宅介護費ほか872万8,000円を減額しております。

続いて、54ページをお開きください。

児童福祉総務費の出産子育て応援交付金事業の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、特別給付金110万円を減額。児童措置費の扶助費では、実績見込みに伴い、児童手当387万5,000円を減額しております。

続いて、58ページをお開きください。

生活保護費の扶助費として、実績見込みに伴い、生活扶助ほか420万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費では、保健衛生総務費の健康福祉課分の委託料として、実績見込みに伴い、妊産婦・乳幼児健診委託料125万7,000円を減額。

扶助費として、乳幼児等医療費助成金238万8,000円を減額。

財源として、過疎債190万円を減額しております。

予防費の委託料として、実績見込みに伴い、予防接種委託料255万4,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、保健事業費の委託料として、実績見込みに伴い、検診委託料164万2,000円を増額計上しております。

続いて、72ページをお開きください。

農林水産業費では、林業振興費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、森林・山村多面的機能発揮対策交付金175万円を減額。

1枚めくっていただきまして、町行造林事業費の委託料として、作業道開設・搬出間伐事業の実績見込みに伴い、下刈等委託料213万2,000円を減額しております。

財源として、地方債公有林整備事業260万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、商工振興費の負担金補助及び交付金として、実績額確定に伴い、地域商業活性化支援補助金100万円を減額。

観光費の負担金補助及び交付金として、実績額確定に伴い、地域と一体となった高付加価値事業補助金140万3,000円を減額。

財源として、市町村振興資金70万円を減額しております。

続いて、84ページをお開きください。

土木費では、道路維持費の委託料として、今年度の除雪に係る費用の実績見込みに伴い、除雪作業委託料1,663万9,000円を計上しております。

続いて、94ページをお開きください。

教育費では、教育諸費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、中学校県郡体選手派遣費補助金178万5,000円を減額しております。

続いて、100ページをお開きください。

中学校費教育振興費の扶助費として、実績見込みに伴い、準要保護・特別支援教育奨励金135万円を減額しております。

続いて、108ページをお開きください。

文化財保護費の委託料として、実績見込みに伴い、津和野城下町公園整備工事の設計監理業務委託料 314万3,000円を減額。

工事請負費として、資材高騰に伴い、津和野城下町公園整備工事請負費 146万7,000円を増額計上しております。

続いて、114ページをお開きください。

教育魅力化推進事業費の負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、津和野高校支援補助金 100万円を減額しております。

続いて、120ページをお開きください。

災害復旧費では、過年林道災害復旧費の工事請負費として、林道耕田内美線及び火の谷分谷線災害復旧費の事業費確定に伴い、293万3,000円を減額しております。

それでは、歳入の主なものを御説明申し上げますので、12ページにお戻りください。

町税では、決算見込みにより、市町村民税 2,514万3,000円を増額、固定資産税 238万9,000円を増額、軽自動車税 144万7,000円を増額、市町村たばこ税 267万1,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、法人事業税交付金では、額の確定に伴い、452万6,000円の増額。

地方交付税では、額の確定に伴い、特別交付税 1億3,661万9,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、使用料及び手数料では、使用料の土木使用料として、実績見込みに伴い、住宅使用料 205万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として、実績見込みに伴い、障害者自立支援給付費国庫負担金 497万4,000円を増額、生活保護費負担金 315万円を減額、児童手当負担金 252万1,000円を減額、障害児給付費国庫負担金 110万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、国庫補助金の総務費国庫補助金として、実績見込みに伴い、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 105万6,000円を減額、空き家対策総合支援事業費補助金 180万円を減額、非課税世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 443万2,000円を減額、価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金 1,209万7,000円を減額、通知カード・個人番号カード関連事務交付金 308万9,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金では、県負担金の民生費県負担金として、実績見込みに伴い、障害者自立支援給付費負担金 248万7,000円を増額。

県補助金の総務費県補助金として、実績見込みに伴い、太陽光発電等導入支援事業費補助金 159万円を減額、わくわく島根生活実現支援事業費補助金 150万円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、民生費県補助金として、実績見込みに伴い、重度訪問介護等の利用促進にかかる市町村支援事業費補助金868万3,000円を減額。

衛生費県補助金として、乳幼児等医療費助成事業補助金163万4,000円を減額。

1枚めくっていただきまして、教育費県補助金として、学校司書等による学びのサポート事業費補助金119万7,000円を減額。

災害復旧費補助金として、林道災害復旧事業の過年林道災害復旧費の事業費確定に伴い、259万2,000円を減額しております。

委託費の社会教育費委託金として、実績見込みに伴い、県道津和野田万川線道路改良工事に伴う埋蔵文化財調査委託金266万円を減額計上しております。

寄付金では、総務費寄付金として、実績見込みに伴い、ふるさと納税1,450万円を増額計上しております。

繰入金では、実績見込みに伴い、財政調整基金繰入金7,610万円を減額、減債基金繰入金6,340万円を減額、1枚めくっていただきまして、ふるさと津和野基金繰入金307万6,000円を減額、津和野町森林整備基金繰入金519万4,000円を減額、後期高齢者特別会計繰入金205万3,000円を増額計上しております。

町債では、総務債の過疎対策事業債として、老朽空き家除却支援事業補助金の実績見込みに伴い、過疎地域自立促進特別事業110万円を減額。

衛生費の過疎対策事業債として、乳幼児等医療費助成の実績見込みに伴い、過疎地域自立促進特別事業190万円を減額。

1枚めくっていただきまして、農林業債の公有林整備事業として、町行造林事業の実績見込みに伴い、公有林整備事業260万円を減額。

教育債の過疎対策事業債として、津和野高校支援補助金及び下宿改修補助金の実績見込みに伴い、過疎地域自立支援特別事業130万円を減額。

一般単独事業債として、津和野城下町公園整備事業費の実績見込みに伴い、合併特例160万円を減額計上しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第51号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、12ページを御覧ください。

総務費の一般管理費119万1,000円増は、実績見込みにより、職員の時間外勤務手当36万1,000円減、旅費18万8,000円減、第三者行為求償事務委託料6万9,000円減、使用料の総合行政情報システム保守を180万9,000円増とするものであります。

1枚めくっていただいて、14ページ、運営協議会費14万6,000円減は、実績見込みにより、報酬、旅費を減額するものであります。

1枚めくっていただきいて、16ページ、保険給付費の一般被保険者療養給付費5,56万6,000円減、一般被保険者療養費80万3,000円減、審査支払手数料24万7,000円減、次のページ、一般被保険者高額療養費2,621万9,000円減、一般被保険者高額介護合算療養費8万9,000円減、次のページの出産育児一時金42万円増、次のページの葬祭給付費12万円減、次のページの傷病手当金38万3,000円減は、全て実績見込みによるものであります。

2枚めくっていただきいて、28ページ、保健事業費の特定健康診査等事業費委託料130万3,000円減、次のページ、疾病予防費83万2,000円減は、全て実績見込みによるものであります。

1枚めくっていただきいて、32ページ、基金積立金3,000万円増は、財政調整基金への積立によるものであります。

1枚めくっていただきいて、34ページ、償還金10万4,000円増は、令和3年度保険者努力支援交付金の実績による返還金。

一般被保険者保険税還付金25万2,000円増は、過誤納還付金の実績見込みによるものであります。

続いて、歳入を説明いたしますので、8ページを御覧ください。

一般被保険者国民健康保険税166万9,000円減は、税の実績見込みによるものであります。

その下、使用料及び手数料の督促手数料3万円減は、実績見込みによるもの。

その下、県支出金の保険給付費等交付金7,256万4,000円減は、普通交付金及び特別交付金の確定見込みによるものであります。

1枚めくっていただきいて、10ページ。

繰入金の一般会計繰入金80万7,000円減は、保険基盤安定繰入金、職員人件費等、出産育児一時金、未就学児均等割保険料負担金の実績見込みによるものであります。

その下、諸収入の雑入83万7,000円増は、第三者納付金、返納金等、令和3年度特定健康診査負担金の実績見込みによるものであります。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第52号を御説明いたします。令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

歳出から説明いたしますので、16ページを御覧ください。

保険給付費、介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス給付費330万円の減額、施設介護サービス給付費430万円の増額。

1ページめくっていただきまして、介護予防住宅改修費50万円の減額。

1ページめくっていただきまして、高額介護サービス等費12万円の増額。

1ページめくっていただきまして、高額医療合算介護サービス費50万円の減額。

1ページめくっていただきまして、特定入所者介護予防サービス費 12万円の減額は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

26ページを御覧ください。

地域支援事業費の一般介護予防事業費でございます。委託料合計で39万1,000円の減額、1ページめくっていただきまして、包括的・継続的ケアマネジメント事業費、職員手当等の時間外勤務手当 25万円の減額、委託料のケアプラン委託料30万円の減額、高齢者虐待対応居室確保委託料10万4,000円の減額、任意事業費の負担金補助及び交付金の成年後見制度利用支援事業助成金20万円の減額、1ページめくっていただきまして、高額介護予防サービス費相当事業費の負担金補助及び交付金10万8,000円の減額は、それぞれ実績見込み、もしくは確定によるものでございます。

戻りまして、8ページの歳人を御覧ください。

介護保険料の第1号被保険者介護保険料、現年度分186万2,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金の介護給付費負担金21万5,000円の減額、国庫補助金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金12万6,000円の減額、包括的支援事業・任意事業交付金30万円の減額、支払基金交付金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金13万6,000円の減額、県支出金、県補助金の包括的支援事業・任意事業交付金13万5,000円の減額。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきまして、合計で35万7,000円の減額は、歳出で説明をしております事業費のそれぞれ確定、もしくは実績見込みによるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第53号令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

歳出より説明いたしますので、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金813万5,000円減は、保険料負担金及び療養給付費負担金の実績見込みによるものであります。

1枚めくりまして、諸支出金の他会計繰出金205万3,000円増は、後期高齢者健康診査負担金の実績見込みによるものであります。

1枚めくりまして、償還金及び還付加算金26万円増は、令和3年度分保険料還付金の確定によるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料558万7,000円減は、保険料の実績見込みによるものであります。

その下、一般会計繰入金の療養給付費繰入金 1,811万5,000円減は、令和3年度後期高齢者医療療養給付費の精算還付金の充当によるものであります。

その下、諸収入の保険料還付金26万円増は、歳出で説明しました令和3年度分保険料還付金の確定によるものであります。

その下、衛生費受託事業収入205万3,000円増は、歳出で説明しました後期高齢者健康診査事業の実績見込みによるものであります。

その下、雑入1,559万円増は、令和3年度後期高齢者医療療養給付費の精算還付金であります。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第54号を御説明いたします。令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

3ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費でございます。

下水道事業費の施設整備費、津和野処理区管渠工事でございますが、新型コロナウイルスの影響により、マンホールポンプ制御盤内に使用する部品の納入が3か月から9か月必要となったため、不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となり、2,111万4,000円を繰り越すものでございます。終期は、令和5年11月末を予定しております。

同じく施設整備費、下水道施設更新工事でございますが、新型コロナウイルスの影響により、マンホールポンプ制御盤内に使用する部品の納入が3か月から9か月必要となったため、不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となり、1,986万1,000円を繰り越すものでございます。終期は、令和6年1月末を予定しております。

8ページの歳入を御覧ください。

分担金及び負担金、負担金の下水道事業負担金でございます。受益者負担金につきましては、1件新規加入がございましたので、19万円を増額しております。

使用料及び手数料の使用料でございます。下水道使用料でございますが、実績に基づきまして、47万2,000円を減額しております。

一般会計繰入金につきましては、先ほどの使用料の減額、加入分担金の増額により、28万2,000円を増額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第55号を御説明いたします。令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

10ページ下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費でございます。光熱費でございますが、実績に伴い、65万円を減額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。光熱費につきましても、実績に伴い、23万円減額しております。

上段の収入を御覧ください。営業収益の給水収益でございます。水道使用料につきましては、実績に伴い、153万5,000円減額しております。

その他、営業収益でございます。分担金及び負担金でございますが、新規加入が1件ございましたので、3万3,000円を増額しております。

手数料でございますが、閉開栓手数料が32件あったことから、3万2,000円増額しております。

営業収益の他会計補助金、一般会計補助金につきましては、828万9,000円を増額しております。

雑収益のその他雑収益でございますが、計上誤りにより、768万5,000円減額しております。

1ページめぐってもらいまして、12ページの資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的支出の建設改良費の水道施設整備費でございます。通信運搬費でございますが、実績に伴い、5万円減額をしております。

委託料でございますが、委託料の確定により、4万2,000円増額しております。

工事請負費でございますが、工事費の確定により、8,000円増額しております。

投資の基金費、積立金でございますが、1万4,000円増額しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで10時40分まで休憩とします。

午前10時27分休憩

午前10時40分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、会議を再開します。

議案第50号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第10号）、これより質疑に入ります。ありませんか。御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　歳入であります。27ページ。ふるさと納税、ここにきまして1,450万円の増額といいますか、というふうに修正が加わりました。かなり大きい金額でもあって、総額として今年度7,950万1,000円というふうなことであります。過去最高ではなかろうかなというふうに思っているところでございます。3月中に今後も入ってくる可能性もあるうかというふうに思っておりますが、これにつきましては次年度になるというふうなことで理解してよろしいものかお聞きいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 1,450万の増額ということで、この中には以前町長も説明しましたが、企業版ふるさと納税500万も含まれております。なので、昨年度が7,500万でしたので、普通のふるさと納税としたら大体昨年度と同様ぐらいかなというふうに考えています。それと、今年度3月末までの見込みをぎりぎりまで固く見積もった額というふうに御理解いただければと思いますので、3月以降の寄付金額につきましては令和5年度分のふるさと納税として処理されるというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 土木費の道路維持費の除雪作業委託料1,600万増額されているのですが、今年はちょっと雪が少なかったように思うのですが、増額の理由は何でしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 除雪経費の費用でございます。除雪経費につきましては、当初では10万円ということで計上させていただいているところでございます。今冬におきましては、いろいろ当初から大雪の予報というのが出されておりました。それで実際、除雪につきましては12月に除雪計画を作りまして、それで建設業者の方へ説明。それと一方で、各自治会等の個人の方の御協力いただいている方がいらっしゃいます。そういう方にも除雪計画を配付いたしまして、また今年度も実施していただく御意向を伺いながら契約を締結させていただいているところでございます。

それで、今予算額は1,663万9,000円でございますが、実績でございまして本年度は7日間除雪を実施しております。日付について申し上げますと12月19日、12月23日、24日、25日、1月25日、1月28日、29日でございます。実施していただいた業者につきましては8社、それ以外の個人等につきましては17人でございます。そういったことで各地区から御要望いただいて、状況を確認の上、除雪作業を実施しているところでございます。そういったことで経費が総額でこの額になったということでございます。

なお、昨年度はあまり降らなかったのですが、参考までに申し上げますと令和3年度の実績は199万4,000円でございました。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） ちょっと分からぬので教えてもらったらと思います。

定住対策費の39ページ、一番上ですが、出産祝い金が155万円減になっておりますが、国民健康保険会計ですが、これの21ページ、ここで出産育児一時金、これが42万円増加になっておりますが、この関連性というのはどうでしょう。片や減になって、こっちで増えているという、その関連性をお願いします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 最初の一般会計の出産祝い金のほうの15万円の減額理由でございますが、これは単純に私どもの最初の見込みから比べて、出生数が少なかったということでございます。出産祝い金につきましては、9月から若干制度改正しております、第1子、第2子の場合は5万円、第3子以降は15万円というような単価を変えて、この9月以降実施してきたわけですが、その見込みほど出生数が少なかったというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 国保会計の質問、今答えるもいいですか。

○議長（草田 吉丸君） これは国保のところで答えてもらいましょうか。今もし関連しているから、もし答えられれば答えてください。健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 国保の出産育児一時金の42万円増額につきましては、お1人、まだ今年度については42万円、子どもさんが生まれると支給するわけですが、今年度は今お二人の方が申請をされておりまして、1人分では足りないというところで増額をしております。例年、当初予算では、これは国保の加入者のお子さんという意味ですから、1人だけは予算をつけておりますが、大体例年1人、2人程度ですので、今回最終的な精算として増額をしているということです。

○議長（草田 吉丸君） ほか、ございませんか。

すみません、私のほうから。農林課長、39ページですが、農業用肥料費等の価格高騰対策支援補助金、これも535万円ほど減額になっております。恐らく当初予定していた申請者より、申請者が少なかったというような、いろんなことがあって下げられていると思いますが、こういった補助金の申請手続、これ非常に複雑なことがあって、なかなかそういった申請ができにくいということもあるのではないかというような予想もしておるのですが、そういうことはないのか。あるいは手続に対して、いろんな支援体制というのが取られているのか。その辺はどうでしょうか。農林課長。

○農林課長（小藤 信行君） ただいまの肥料費等価格高騰の対策の補助金の減額、535万円でございます。申請手続等につきましては、広報等、また回覧で周知しております。あと、申請につきましては、当職員のほうで助言等もいたしまして、簡単にできるような体制を構築しているつもりではございます。

ただ、国の事業が、肥料の高騰対策も始まった関係で、そちらのほうにも流れているというところでございます。また、今回、当初735万円の予算を計上しておりますが、不足が起きないように、見込みを大きく過大にしたというところでもございまして、このたび減額が大きくなったというところでございます。

また、2月のほうにも再度回覧のほうでまた周知をして、積極的に出していただけるような取組を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第50号令和4年度津和野町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君　　大江　梨君

米澤　宕文君　　横山　元志君

沖田　守君　　御手洗　剛君

三浦　英治君　　田中海太郎君

寺戸　昌子君　　川田　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　議案第51号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　32ページ、33ページ、財政調整基金積立金3,000万円についてなんですかとも、歳入のほうでは他会計繰入金として一般会計より9,600万円で、80万7,000円の減額、9,617万6,000円となっております。他会計繰入金からのものがあるので、これは一般会計に戻すのかなと思ったりもしたんですけども。それとも、計画的に3,000万円を基金に積み立てたものなのか。それとも、たまたま3,000万円が浮いたといいますか、そこで基金に組み入れたのか。この3,000万円を積み立てた理由についてお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 基金積立につきましては、その年度年度の収支を見まして、剩余金が出れば積み立てて、今後のために取っておくというところでやっております。この2年ほど、個々の決算のときにもお話をしておりますが、コロナ禍の中で医療給付が伸びておりませんで、予算上、収支が黒字となっております。今年度についても、1,000万円程度の剩余金が出ているというような形で、今のところの決算見込みとなつておるところであります。

そういう中で、今年度について3,000万円ほど積み立てる。これによりまして、津和野町の個々の会計の基金額が、約1億円になるというところになつております。これまで、大体保険給付の本町で言いますと6,000万から7,000万、多いときには8,000万円くらい毎月払うところでありますが、給付の大体2か月分程度を基金積み立てを持っておくというところが、指針としてあるところですが、本町の場合それが今までできておりませんで、あっても二、三千万円程度の基金のところを、3年前でしたか、二、三年前に1回3,000万円ほど積み立てて、今回も3,000万円積み立てて、やっと1億円程度というところで、安定した財源を今後運営をしていけるかなというところで、この金額を見ておるところです。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 当然、国保会計というのは急な出費がどんと出るときもありますので、基金というのも重要だと思います。これまで基金がカツカツになっているようなこともありましたし、じゃあ、とはいへ、他会計からの繰り入れということで、他の保険者からのお金というのも国保会計には支援に行っているというふうに認識しているわけですが。今回、今の御答弁で1億円ぐらいの確保で、何とか2か月分ぐらいの金額が確保できたということですので、そういった計画的な、これぐらいをじゃあ来年度も再来年度もと増えていって、2億円になりました、3億円になりましたということではなくて、基本的にこれぐらいの計画で積み立てていく分には、町民の方も納得していただけると思いますので、そういった認識で基金運用のほうをお願いしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 一つ、補足の説明ですが、他会計の一般会計からの繰入金につきましては、これは法定内の繰り入れしか本町は行っておりませんので、給付に関しての法定外の繰り入れ、いわゆる保険給付が多いので、一般会計のほうから入れるというようなことは、今までやったことがありません。例えば、見ていただくと分かりますように、人件費であったり出産育児一時金の3分の2は一般会計からと、これは法定内に繰り入れとなつておるところであります。

それと、現段階では急激な保険給付があるということは、今、国保が統一化されましたので、平成30年度から島根県運営に。急な一時的な給付の増加があつても、基本的には県が賄うということになっています。それ以上に私どもが今心配して、基金積立を

しておりますのは、今後、保険料の統一化ということが、例えば、後期高齢者医療のようになってくる、これは間違いない話でありまして、その辺を見越した場合、本町の場合は、まだまだ多分県内においては、低い保険料率になっている。これが統一化されたときに、高いところと平均化されたときに、そのときに一時的に基金を利用して、段階的に保険料を上げるとか、そういうことをするためのものを、また少し覚悟しておかないといけないかなというところもありまして、今、基金につきましては考えているところです。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　ありがとうございます。次の統一化というところなんですが、今、どこまでの話になっているのかというところと、恐らく今後、人口も減っていきますのでそうしていかないといけないというのは分かるんですけども、町としてどれくらいを目途に統一化がなるだらうというような見込みで。例えば基金になってきますと、今度は2か月、3か月の金額ではなくて、いわゆるお宅の町はどれだけ持っているのかという、そういった協議が必要になってくると思うんですが、その辺は審議会で検討するものなのか、それとも庁舎内で検討するものなのか、例えば国保連合会で検討していくものなのか、その辺の流れというものを御説明いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　これにつきましては、今、国保の運営を島根県が行っていますので、島根県の中の審議会か協議会、どちらかがありますのでそこで検討されます。当初は平成30年度から国保が県内統一化されたわけですが、運営が。この県のほうが6年間をもっての国保の運営指針というのを作成しております。それが30年度から令和5年度まで、いわゆる来年度までで一旦が終了するわけですが、当初は県としては、この6年間に国保料の統一化の足掛かりを作りたいというところでどうも考えておったんですが、やっぱりそれがなかなかうまくいかないので、恐らくこの令和5年度中に作るこの第2期の国保の運営指針、この中で今後を見据えた国保料の統一化に向けての何らかの記載が出てくるかなというところであります。

町としましては、まだそのものを見ない限り、本町がどうこうで決められるものではありませんので、令和6年度からの新たな国保の運営指針ができる、それを見ながら、また今後につきましては検討していくかと思っていいるところです。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　18、19ページですけれども、一般被保険者高額療養費2,621万9,000円減額になっていますけれども、これというのは、要は高額医療を受けられた方が少なくなったということでおろしいでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今年度の見込みとして、今のところ高額療養費が当初見込んでおった金額よりも少ないとこどりであります。この辺は、前のページの療養給付費も減額になっておりますので、その辺と基本的には連動しておると考えてもらっていいかなと思っております。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） 自分も以前審議員としていろいろ勉強させてもらっていって、やはり高額医療を受けられる方の金額で結構圧迫されているということを学んで。これが少なくなるということは、結局会計的にも少し安心できるという話を伺っていて。来年度の予算を見たら金額的に変わらないので、じゃあ実質やはり見込みとして減るだろうと思われているのかなと思うのですけど、やはりこれは特定検診を進めているとか、そういう町が今取り組んでいることの成果と見てよろしいでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 詳細な検証は行っておりませんので、はつきりしたことは申し上げられませんが、少なからずそういうものも。例えば、がんの早期発見であるとか、そういうことにはつながって、医療費の高騰を招いていないということになるかなというところと、特に先ほども申し上げましたが、この2年ぐらいは、コロナの関係で医療機関に受診する方が減っておられるということ、そういうことによって療養給付が減るのですが、もしかしたら亡くなられる方が増えているかもしれない、急激に。

それとあと、この高額に関しては、特にがんの治療なんかの方がかなり高額療養費がかかるのですが、その治療をかかっている方の人数が、延べ人数がかなり減っているというようなところが原因になっているかなというところで、今のところ今年度の分析をしているところです。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第51号令和4年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　議案第52号令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第52号令和4年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　議案第53号令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第53号令和4年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宏文君	横山　元志君
沖田　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　議案第54号令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第54号令和4年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君

米澤　岩文君　　横山　元志君

沖田　守君　　御手洗　剛君

三浦　英治君　　田中海太郎君

寺戸　昌子君　　川田　　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　議案第55号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）、これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（11番　川田　　剛君）　11ページの先ほどの御説明、その他雑収益の中で、計上誤りという御説明があったのですが、どういった計上の誤りであったのかをお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　この計上誤りについては、3年度の決算で、雑収益の中で、この768万5,000円というのが、過年度の未収金として計上されていたのですけど、4年度にその768万5,000円が入ってきたんですけど、これは雑収益の中で処理をしていたと。この段階で消し込みをしていければよかったですけど、雑収益でずっと上げたままだったので、5号のところで計上誤りとして落としているということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第55号令和4年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ここで5分間休憩とします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第14. 議案第32号

日程第15. 議案第33号

日程第16. 議案第34号

日程第17. 議案第35号

日程第18. 議案第36号

日程第19. 議案第37号

日程第20. 議案第38号

日程第21. 議案第39号

日程第22. 議案第40号

日程第23. 議案第41号

日程第24. 議案第42号

日程第25．議案第43号

○議長（草田　吉丸君）　日程第14、議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第25、議案第43号令和5年度津和野町水道事業会計予算まで、以上12案件につきまして、予算審査特別委員長の審査報告を求めます。4番、米澤宏文議員。

○予算審査特別委員会委員長（米澤　宏文君）　予算審査報告書。

令和5年3月7日、今定例会において本委員会に付託を受けました、令和5年度津和野町一般会計をはじめとする各会計予算11議案及び総合整備計画の策定2議案について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

1、審査日、令和5年3月7日、8日、9日、13日、14日机上審査。

2、出席者、予算審査特別委員会、委員長外8名、議長。説明員、町長外12名。

3、審査事項及び結果。

（1）議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

道路改良工事に伴い長福辺地及び内美辺地に係る総合整備計画を策定するもの。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決するべきであると決した。

（2）議案第33号令和5年度津和野町一般会計予算。

予算の総額は、91億7,500万円である。前年度に比し11億8,700万円増である。

事業の主なものは地域活性化複合施設整備事業費、橋梁長寿命化対策事業、並びに道路新設・道路長寿命化対策事業費等である。

〈審査の結果〉予算執行に当たっては、新規事業、既設事業ともに有効な事業効果はもちろんのこと、町民の理解が得られるように努められたい。前年に比し繰越明許費が多額になっている、極力年度内の事案完結に努力されたい。

〈審査の結果〉本案件は、賛成多数で原案のとおり可決するべきであると決した。

（3）議案第34号令和5年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

予算総額は、9億5,417万9,000円である。前年に比し1億2,186万円の減である。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決するべきであると決した。

（4）議案第35号令和5年度津和野町介護保険特別会計予算。

予算総額は、13億7,789万3,000円である。前年度に比し1,561万9,000円の増である。

〈審査の結果〉本案件は、全員賛成で原案のとおり可決するべきであると決した。

（5）議案第36号令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額は、3億2,085万円である。前年度に比し395万7,000円の減である。

〈審査の結果〉 本案件は、賛成多数で原案のとおり可決するべきであると決した。

(6) 議案第37号令和5年度津和野町下水道事業特別会計予算。

予算総額は、4億1,326万6,000円である。前年度に比し4,804万9,000円の増である。

〈審査の結果〉 本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(7) 議案第38号令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

予算総額は、408万8,000万円である。前年度に比し30万4,000円の増である。

〈審査の結果〉 本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(8) 議案第39号令和5年度津和野町奨学基金特別会計予算。

予算総額は、1,239万6,000円である。前年度に比し22万1,000円の増である。

〈審査の結果〉 本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(9) 議案第40号令和5年度津和野町診療所特別会計予算。

予算総額は、6,008万6,000円である。前年度に比し686万7,000円の減である。

〈審査の結果〉 本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(10) 議案第41号令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

予算総額は、3億4,710万8,000円である。前年度に比し2,217万6,000円の増である。

〈審査の結果〉 本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(11) 議案第42号令和5年度津和野町病院事業会計予算。

収益的予算総額は、8億1,396万1,000円である。前年度に比し3,093万8,000円の増である。資本的収入予定額は1億1,071万2,000円、資本的支出予定額は1億2,960万1,000円とするもので、不足する1,888万9,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものである。

〈審査の結果〉 本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(12) 議案第43号令和5年度津和野町水道事業会計予算。

収益的収入予算額は3億2,899万4,000円、収益的支出予算総額は2億8,686万1,000円である。前年度に比し810万3,000円の増である。資本的収入予定額は3億5,792万円、資本的支出予定額は4億3,501万3,000円とするもので、不足する7,709万3,000円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額502万8,000円、現年度分損益勘定留保資金3,386万1,000円及び減債積立金3,802万4,000円で補填するものである。

〈審査の結果〉 本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

令和5年3月24日、津和野議会議長草田吉丸様、予算審査特別委員会委員長米澤岩文。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　ありがとうございました。ただいまの審査報告に対する委員長への質疑につきましては、議長を除く全議員による委員構成でありますので、これを省略します。

議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　岩文君	横山　元志君
沖田　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　続きまして、議案第33号令和5年度津和野町一般会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。住民協働推進事業費についてです。

行政と住民がお互いに手を取り合い、協働し、地域を維持していく対策を講じていかなくては、疲弊した地域を守っていくことはできません。そのために、まちづくり委員

会の制度が始まりました。まちづくり委員会制度全体を今後見直していくのですが、まちづくり組織交付金は、自治組織が独立して運営してきた部分にまで入り込み、組織を弱体化する可能性があります。町内には10戸以下で組織する自治組織もあり、まちづくり組織交付金は財政的補助にはなっていますが、自治組織の将来を見据えて、存続につなげられるとは思えません。組織維持のための課題と何が必要なのか調査し、行政と自治組織、まちづくり委員会が協働して、課題解決する必要があります。

地域提案型助成事業は、先進的取組を未来づくり協働会議を通して、他の地域に波及させる仕組みづくりが必要です。現状の未来づくり協働会議は報告の場になっています。行政と住民が、津和野町の未来を話し、創造していく場に変えていくべきです。

町の将来を担う子ども達の教育費についてです。学校が必要な備品の購入計画を年度始めに立てられなくなる教育予算の削減は下げるべきと考えます。

また、義務教育は無償であるにもかかわらず、教育の一部である学校給食が有償になっています。生きるために必要な栄養や食材、農業や漁業の役割を理解する機会にもなっている学校給食は無償にすべきです。

以上の立場から、令和5年度津和野町一般会計予算に反対します。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第33号令和5年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　守君	御手洗　剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

川田 剛君

反対（1名）

寺戸 昌子君

○議長（草田 吉丸君） 続きまして、議案第34号令和5年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第34号令和5年度津和野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君 大江 梨君

米澤 実文君 横山 元志君

沖田 守君 御手洗 剛君

三浦 英治君 田中海太郎君

寺戸 昌子君 川田 剛君

反対（0名）

○議長（草田 吉丸君） 続きまして、議案第35号令和5年度津和野町介護保険特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第35号令和5年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君

米澤　岩文君　　横山　元志君

沖田　守君　　御手洗　剛君

三浦　英治君　　田中海太郎君

寺戸　昌子君　　川田　　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　続きまして、議案第36号令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押し付ける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対しています。

以上の立場から、令和5年度後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第36号令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
川田　剛君	
反対（1名）	
寺戸　昌子君	

○議長（草田　吉丸君）　続きまして、議案第37号令和5年度津和野町下水道事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第37号令和5年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　守君	御手洗　剛君

三浦 英治君
寺戸 昌子君
反対 (0名)

田中海太郎君
川田 剛君

○議長（草田 吉丸君） 続きまして、議案第38号令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第38号令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成 (10名)
道信 俊昭君
米澤 宏文君
沖田 守君
三浦 英治君
寺戸 昌子君
反対 (0名)

大江 梨君
横山 元志君
御手洗 剛君
田中海太郎君
川田 剛君

○議長（草田 吉丸君） 続きまして、議案第39号令和5年度津和野町奨学基金特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第39号令和5年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君

米澤　岩文君　　横山　元志君

沖田　守君　　御手洗　剛君

三浦　英治君　　田中海太郎君

寺戸　昌子君　　川田　　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　続きまして、議案第40号令和5年度津和野町診療所特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第40号令和5年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君

米澤 宕文君 横山 元志君
沖田 守君 御手洗 剛君
三浦 英治君 田中海太郎君
寺戸 昌子君 川田 剛君
反対 (0名)

○議長（草田 吉丸君） 続きまして、議案第41号令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第41号令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成 (10名)

道信 俊昭君 大江 梨君
米澤 宥文君 横山 元志君
沖田 守君 御手洗 剛君
三浦 英治君 田中海太郎君
寺戸 昌子君 川田 剛君
反対 (0名)

○議長（草田 吉丸君） 続きまして、議案第42号令和5年度津和野町病院事業会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第42号令和5年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　剛君

反対（0名）

○議長（草田　吉丸君）　続きまして、議案第43号令和5年度津和野町水道事業会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、議案第43号令和5年度津和野町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 岩文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君
反対 (0名)	

日程第26. 議会活性化特別委員会中間報告について

○議長（草田 吉丸君）　日程第26、議会活性化特別委員会中間報告についてを議題とします。

議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。川田委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（川田 剛君）　議会活性化特別委員会中間報告。

令和4年第5回（6月）津和野町議会定例会において設置されました議会活性化特別委員会の調査について、津和野町議会会議規則第47条第2項の規定に基づき、報告いたします。

- 1、調査事件、議会活性化に関すること。
- 2、調査目的、議会運営及び議員活動の活性化と充実を図り、津和野町の町民参加による協働の町づくりに寄与するため、津和野町議会基本条例の制定に向けた協議並びに同条例の在り方を検討するため。
- 3、調査方法、机上調査。
- 4、調査の経過であります。

第6回。日時、令和5年2月6日午前9時から。場所、津和野町役場第5会議室。出席者、委員9人、議長。調査事項、条文に盛り込む事項についての調査班の調査報告及び内容の協議と決定。

第7回。日時、令和5年2月16日午前10時20分から。場所、津和野町役場第5会議室。出席者、委員8人と議長であります。調査事項、条文の作成及び関連する例規の洗い出しであります。

第8回。日時、令和5年3月17日午前1時から。場所、津和野町役場第5会議室。出席者、委員9人と議長であります。調査事項、条文の作成及び今後の活動の協議。以上3日間で行いました。

5、調査の概要。令和5年1月13日から2月3日にかけて、「津和野町議会基本条例（案）」に盛り込む事項の論点を調査班において洗い出した。

第6回では、上記の調査をもとに、条文に盛り込む内容を決定した。

第7回において、決定した内容を条文案作成班において条文化し、関連する例規等洗い出し作業を調査班において実施した。

第8回において、条文案作成班において作成された条文の内容を協議し、別紙のとおり条文を作成した。

3月定例会以降、条例制定に向けて「津和野町議会基本条例（案）」を町民に示し、新たに設置した広報班においてパブリックコメントの募集を行うことを確認した。

並行して、関連する例規の洗い出し作業を新たに設置した条文検証班において行っていくことにした。

広報班は米澤班長、大江委員、横山委員、田中委員、寺戸委員とした。条文検証班は三浦班長、道信委員、沖田委員、御手洗委員とした。

パブリックコメントが集まった後、特別委員会において改めて内容を協議し、条例制定に向けた条例の内容を決定することとした。

津和野町議会基本条例（案）には、予算を伴う内容のもののか、議会の運営方法に関することなど、町長との協議及び確認を要する事項があることから、上記の協議の後に、当委員会に町長の出席を求めることが確認した。

6、調査の継続。本特別委員会の目的を達するため、引き続き継続調査をする。

令和5年3月24日、津和野議會議長草田吉丸様、議会活性化特別委員会委員長川田剛。

以上であります。

○議長（草田　吉丸君）　ありがとうございました。

この委員会は、議長を除く全議員での構成であります。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議ないようですので、委員長に対する質疑は省略します。

以上で、議会活性化特別委員会の中間報告を終了します。

日程第27．総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第27、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　それでは、総務経済常任委員会所管事務調査報告書を読み上げます。

令和4年第8回（12月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告します。

- 1、調査事項、津和野町議会広聴会に係る調査・審査について。
- 2、調査目的、現状を調査し議会活動に資するため。
- 3、調査方法、机上調査。
- 4、調査の経過。

第1回机上調査。調査日、令和4年12月3日（火）午後1時40分から。調査場所、津和野町役場本庁舎第5会議室。出席者、総務経済常任委員会委員6名。調査項目、津和野町議会広聴会において住民から頂戴した意見・要望・質問を総務経済常任委員会の所管課から回答を求める。課長の出席を求め、質疑応答をする。

第2回机上調査。調査日、令和5年1月25日（水）午前11時35分から。調査場所、津和野町役場本庁舎委員会室。出席者、総務経済常任委員会委員5名。調査項目、文書回答の集約。

第3回机上調査。調査日、令和5年2月17日（金）午後1時から。調査場所、津和野町役場本庁舎委員会室。出席者、総務経済常任委員会委員5名、つわの暮らし推進課長、山本早苗課長補佐、岸田浩明係長、総務財政課、益井仁志課長、山本淳係長。調査項目、つわの暮らし推進課と総務財政課に対する質疑応答。

第4回机上調査。調査日、令和5年3月14日（火）午後4時から。調査場所、津和野町役場本庁舎委員会室。出席者、総務経済常任委員会委員5名。調査項目、机上調査の取りまとめ。

第5回机上調査。調査日、令和5年3月16日（木）午後3時20分から。調査場所、津和野町役場本庁舎委員会室。出席者、総務経済常任委員会委員5名。調査項目、机上調査の取りまとめ。

第6回机上調査。調査日、令和5年3月22日（水）午前9時から。調査場所、津和野町役場本庁舎委員会室。出席者、総務経済常任委員会委員5名。調査項目、机上調査の取りまとめ。

それでは、質問1、空き家対策。他県からの入居、町補助で修繕、3年で家主より退去を求められた。その後、同物件に他の人が入居。入居者自身で修繕したが、3年後退去を求められたが、どのような制度か。

回答（つわの暮らし推進課）。町補助を活用したことから、空き家情報バンクの利用物件と推測する。空き家の所有者・入居希望者から利用の相談があった場合、津和野町の集落支援員（つわの暮らし相談員3名）が受付け、利用登録申込後、物件のマッチングを行い、賃貸・売買に関する契約は、所有者・入居者の直接契約となる。

調査意見。制度上、民間同士の契約の仲介とのことは分かるが、民間同士のため、双方契約・法律の遵守がなされていない事例も見受けられる。町は契約書の作成・確認に関わるべき。

次、質問1、空き家対策。町所有賃貸住宅は10年経過後、建築会社の所有になると聞いたが、どのような制度か。

回答（建設課）。民間賃貸住宅建設支援事業は、民間の活力を導入し、新たに低コストな賃貸住宅の建設を促進することで、定住対策を図ることが目的。住宅の建設工事等に要する経費に対して、25%以内の補助金を予算の範囲内で交付し、また、新築から

10年間、家賃の徴収は町が行い、維持管理に関しては、内容に応じて、町と所有者、居住者で案分する。10年経過後、所有者と居住者の契約に移行する。

質問2、町長への要望。旧日原中学校寄宿舎解体、旧本庁舎跡地、解体や跡地利用の計画はあるのか。それから、質問7として、旧本庁舎跡地のこともあります。

回答（つわの暮らし推進課）。旧本庁舎は総務財政課、旧日原中学校宿舎は教育委員会の管轄だが、令和4年度「土地利用計画」を策定する。しかし「土地利用計画」で個々の施設をいつ除去し、施設の跡地の利活用について決めるわけではない。

公共施設の管理は、総務財政課が策定した「津和野町公共施設等総合計画」「津和野町個別施設計画」があるが、旧日原中学校寄宿舎はこの計画の対象外となっている。実際の除却に当たっては、「土地利用計画」に基づいて関係各課が連携を取りつつ、跡地利用について決めた上で進めていく。

調査意見。計画こそあるが、着手する見通しがない。実行可能な計画作成と財源の確保に努められたい。

旧日原中学校寄宿舎に至っては、旧日原町の時点で既に使用されていない施設にもかかわらず、公共施設等総合計画・個別施設計画にすらない。たびたび地域住民の方からの要望もあるのにもかかわらず放置された状態である。早急に計画を作られたい。

続きまして、質問2、町長への要望。口屋橋9号線入口で事故多発発生の現状で道路拡張を望む。

回答（総務財政課）。国道とのすり付け部分が車両の離合スペースになっており、狭小であるため、複数台の車両待機が困難であることは把握しているが、現状から歩道を確保しつつ、拡幅は難しいと考える。

調査意見。現状困難は分かるが、例えば国道9号線側の右左折レーンの拡幅など他の打開策の検討を国と協議されたい。

質問3、消防。消火栓初期消火用具を全て点検したが不備が多数あった。町長から用具撤去の話が出ているが、初期消火について自治会との模索を図るべきではないか。

初期消火の体制は、防災・初期消火の方針状況を町民に丁寧な説明を図るべきで、地区的協力が必要なら、その意識を持つような働きかけが必要ではないか。

回答（総務財政課）。町内の初期消火用具は使用可能なものはなく随時撤去を進めしており、消火栓からの放水は危険が伴い訓練が必要、家庭への初期消火器設置や火災報知器の更新などを呼びかけたい。

調査意見。消火栓の撤去・消火器の普及について周知がなされておらず、住民の不安が高まっている。住民へ丁寧な説明を経て撤去及び消火器の普及に努められたい。

質問4、河川愛護団・道路愛護団。高齢化により人材不足及び維持対策の検討を。

回答（建設課）。道路・河川の美化清掃活動について住民自ら住みよい生活環境を保全していただくことを目的に各地区の愛護団へ依頼している。

愛護団活動に当たっては何かあれば相談いただきたい。

質問5、自治会集会所改修。自治会集会所改修に補助金制度は考えられないか。

回答（つわの暮らし推進課）。「津和野町集会所建設等事業補助金交付要綱」に基づいて、新築・改築、大規模改修工事へ補助金を交付している。

自治会を形成する戸数に応じ、基準面積に工事の種別ごとの基準建設費（実施事業費がそれ以下の場合は実施数単価）を乗じた額に2分の1を乗じた額を限度とし、予算の範囲内で補助する。ただし、1事業あたり100万円以上の事業費を対象とする。また、一般財団法人自治会総合センターのコミュニティ助成事業（コミュニティーセンター助成事業）への応募という方法もある。

質問6、農地の個人管理。法人には補助・助成金はあるが、個人にはない。圃場整備されていない圃場は法人が受け付けてくれない。

回答（農林課）。法人・個人に関わらず扱い手（認定農業者等）に位置付けられ、中間管理機構を通した貸借であれば、助成を受けられる場合がある。また、機械・設備につきましては、個人・法人問わず扱い手に対して補助される場合がある。整備されていない圃場は作業効率が悪く、管理に労力が必要以上にかかることから、採算が取れないため、借り受けが難しいことが考えられる。

質問8、防災・減災。ハザードマップが現状に対応していない、早急に改定すべき。ハザードマップに断層の図示が入っていない。大きな断層もあり、震度6以上の可能性もある。ハザードマップに青原・日原の高津川洪水が入っていない。地震で倒壊の可能性がある建築物は。耐震対策に家具固定は有効である、広報を望む。ケーブルテレビで防災・減災コーナーを作つはどうか。総合振興計画の自主防災組織のカバー率は20%、以後の3年間では40団体結成しないと50%にならない、進捗状況は。

回答（総務財政課）。島根県が管理する町内河川の浸水想定区域の調査を令和4年度事業として島根県が実施しており、令和5年度に津和野町のハザードマップの更新を予定している。また、調査の結果を踏まえ、必要に応じて指定避難所の見直しを検討する。ハザードマップの改訂に合わせ、揺れやすさ等の地震防災マップの作成を検討する。現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域（想定最大規模）で考慮される1日の総雨量最大値は481ミリとされており、今後、指定・公表される洪水浸水想定区域で考慮されている1日の総雨量の最大値は、現時点では島根県から説明を受けておらず不明。地震で倒壊の可能性のある建物について、町の公共施設につきましては、建築年数から耐震基準を満たすかどうかの把握はしているが、民間の建築物については、その全てを把握することは困難であり、把握していない。広報紙等を活用して家具固定等、家庭の耐震対策の広報を実施することを検討する。吉賀町やサンネットにちはらと協議の上、対応を検討する。現在の自主防災組織のカバー率は24%となっており、引き続き防災学習等を通じ、地域の自主防災組織結成を支援したい。

調査意見。地震にて倒壊の可能性のある民間の建築物の把握について困難だということは分かるが、危険建築物の調査は必要。ハザードマップは可能な限り早急に作成し、町民に周知をされたい。

防災・減災。耐震住宅改修工事の補助の施策を望む。

回答（建設課）。耐震住宅改修工事の実施に伴う補助について、木造住宅（条件あり）は、津和野町木造住宅耐震化等推進事業により工事費の補助を行っている。

質問9、移住・定住。移住に特化した係がない。町外に発信していく体制がない。町外の人が家を探すのが難しい。インターネットに情報がない。

回答（つわの暮らし推進課）。移住・定住はつわの暮らし推進課にて係として担当者を配置しており、移住・定住に関する住まいの仕事の情報につきましては、当町ホームページのほか、ふるさと島根定住財団のくらしまねっとにも掲載している。

近年、情報発信についてはSNSなど多様化しており、今後もツールの多様化などを図る必要はあると考えている。

調査意見。空き家バンク情報にすぐに住めるような家は少ない。ある程度、先立っての改修を検討されたい。空き家にあっては、空き家バンクの登録をされていない物件も多々ある。普及推進の必要性があるのではないか。

以上、令和5年3月24日、津和野町議会議長草田吉丸様、総務経済常任委員会委員長道信俊昭。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ここで委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ないようですので質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。お疲れさまでした。

日程第28. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第28、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。御手洗委員長。

○文教民生委員会委員長（御手洗　剛君）　所管事務調査報告書。

令和4年第8回（12月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

- 1、調査事項。津和野町議会広聴会に係る調査・審査について。
- 2、調査目的。現状を調査して議会活動に資するため。
- 3、調査方法、机上調査。
- 4、調査の経過。

第1回。日時、令和5年1月27日、1時30分より。場所、津和野町役場本庁舎委員会室。出席者、文教民生常任委員5名、議長。健康福祉課、土井課長、医療対策課清水課長。

第2回。日時、令和5年2月1日、9時より。場所、津和野町役場本庁舎委員会室。出席者、文教民生常任委員4名、議長、つわの暮らし推進課宮内課長、商工観光課堀課長、教育委員会、岩本教育長、山本教育次長。

質問1、質問内容、介護予防シェアハウスの提案。

1、フレイル予防（虚弱）、介護予防、プライバシー確保、老若男女が食事等地域交流ができ、お互いの助け合いのモデル事業として取り組めないか。

調査結果。高齢者を主な入居者とするシェアハウスについて、空き家活用や定住・地域包括ケアの観点から有効である。

今年度、医療従事者住宅にてシェアハウスのお試し企画が実施され、3家族5名が参加、独居2名プラス1家族、この1家族は夫婦と障害のあるお子様でございます。実施後の検証会では、2泊3日なので「楽しい」という感想もあったが、一方で長期になればルール作りが重要等の意見もあったとのことである。

次年度は、今年度参加の5名の方をコアメンバーに、希望者があれば加えて実施し、シェアハウスで特に重要と言われる「ルール」を中心に課題を洗い出していく予定である。

「お泊りサロン事業」は、要介護の方は対象外とし、宿泊日数については今後検討される。

シェアハウスでは基本的には入居者で生活することが原則であり、お手伝いの方が入ることは想定されていない。

実際に「シェアハウス」の開設につきましては、他課（つわの暮らし推進課・建設課）とも協議が必要である。どの程度のニーズがあるかは不明であるが、冬季の利用や通院が必要な方にニーズがあるのではないか。また、一時的な利用と終の住まいとしての利用、両方のニーズがあるようである。

次年度は介護保健の地域支援事業の中でお泊りサロン事業として年に3回から4回の実施を検討している。

2、高齢者向け住宅の補助金はないのか。

調査結果。介護保険を利用した住宅改修は実施できる。

要支援からの方を対象とし1人1回上限20万円までの範囲で可能とし、無料ではなく、介護保険の個人負担割合に併せた負担となる。

質問2、質問内容、健康寿命延伸の取組。

75歳までの時間が大切。「健康で生きがいのあるまちづくり会議」の成果と実績は。どのような取組があるか。

調査結果。健康診断受診率が五、六年前よりかなり向上しており、特定保健指導の終了率も県内で2番目に高い。国民健康保険加入者の保険利用額についても昨年度あたりから下がってきており、近年の様々な取組の成果といえる。

質問3、質問内容、障害者施設（ハナミズキの会）

1、相談窓口が分かりにくく、当事者の親の会で教えてもらうことが多い。相談窓口をもっと分かりやすく発信を。

2、益田市の相談先は紹介してくれるが、津和野町でできない。町内で解決したい。

調査結果。最初の相談は全て役場窓口で受けることができる。

津和野町では平成29年度に障害者福祉センターを開設し、障害者福祉サービス事業を拡充してきた。

また、つわの清流会も設立され、町内事業者への利便性は良くなつた。

3、町外の養護学校を卒業以降、町内事業者で働くところがない。益田市へ行くにも交通手段がなく、親子で益田市に住むことになる場合もある。

調査結果。就労に関してはB型事業所から一般企業への就労移行も支援しており、実際に移行された方もいる。3月には企業面談会を実施し、町内5社が参加。就職希望者も13名が参加されたとのこと。

また、わさびの里を設置してから精神障害のある方も対応できるようになった。しかしながら病気のあるなしに限らず、ひきこもり等で就労に課題を抱えている方もまだまだおられるというのが現状である。

4、相談員が少なく様々なことへの対応が難しいのではないか。

5、相談者に対する理解の向上等、相談員の方の研修などで深めてほしい。

調査結果。人口規模から考えると相談員の数としては充足している。

また、相談員の資質向上については研修等を通じ強化を図ることである。

質問4、質問内容、まちづくり委員会。

1、当初の目的は地域課題の発見と協働での解決では。

調査結果。現在、まちづくり委員会の制度が始まって10年が経過し、1期3年の4期目である。これから5期目にかけてまちづくり委員会の在り方を再検討し、6期目には新たな体制を整えていく予定である。今年度においても各委員会の事業内容をしっかりと精査し、予算配分する仕組みに変更している。

町は、まちづくり委員会の運営において公民館が主体となっている部分があることは認識している。公民館とまちづくり委員会の関わりについて、当初教育委員会が人づくりを、つわの暮らし推進課は地域振興と役割分担したが、実態としては混在しており線引きは難しい。

今後も引き続きつわの暮らし推進課と教育委員会での協議を期待したい。

まちづくり委員会の目的は地域課題を発見し、行政と住民が協働で解決することで開始当初より目的は変わっていない。ただ、事業のマンネリ化や地域の活動の差、事務局の扱い手不足など様々な課題があり、今後の運営方法は検討する必要がある。

2、滝元地域まちづくり委員会は雄滝、雌滝の美化と整備事業に取り組み、人力で400メートルの石畳み道路の8割が完成した。しかし、景勝地への道が分かりにくいため、9号線と内部に案内看板と簡易トイレを要望する。

調査結果。日本遺産に関しての看板は順次整備していきたいと考えているが、観光客やイベントの数によって看板の優先順位も変わってくる。また、看板によらない案内の方法としてカーナビへの登録なども検討している。

トイレの設置については利用者数から設置は難しいと考える。

質問5、質問内容、舞台のある建物。舞台があつて集まれる建物の要望。

調査結果。現在各課が連携して津和野町の土地利用計画の作成を進めているため、集会施設においてもどのように計画に位置づけるかが大事であると考えている。

山村開発センターに替わる集会施設の必要性は十分に認識しており、教育委員会は旧第2庁舎の可能性についても調査したところ、現在の建物を利用するのであれば、大幅な耐震改造が必要であるという結果が出ており、新築も含めて検討している。

質問6、質問内容、空き家対策。

津和野町伝統的建造物群保存地区の補助事業において内装は対象外でトラブルになった事例がある。

調査結果。内装の天井や壁は補助対象ではないが、外観や通りに面したところは補助対象である。つまり、外から見えない部分は補助対象外である。この補助事業は景観を保つことが主な目的である。

一般的な説明方法は、まず希望者（申請者）への説明を行い、設計士を交えた中でも説明し、説明の在り方も丁寧にされているが、より解りやすい対応を期待する。

令和5年3月24日、津和野議会議長草田吉丸様、文教民生常任委員会委員長御手洗剛。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） それでは、これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） ないようですので質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。お疲れさまでした。

日程第29. 議員派遣の件

○議長（草田 吉丸君） 日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

日程第30. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（草田 吉丸君） 日程第30、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員会の閉会中の継続調査の申出について

委員会	目的	事 項	期 限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	移住・定住対策について	6月定例会まで
文教民生	〃	地域福祉計画について	6月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	6月定例会まで

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（草田 吉丸君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和5年第2回津和野町議会定例会を閉会します。お疲れさんでした。

午後0時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員